

令和7年度

国の予算編成に対する
東京都の提案要求
(最重点事項)

令和6年11月



東京都では、本年6月に令和7年度の国の施策及び予算に対する提案要求を取りまとめ、要請活動を行ってまいりました。

このたび、都として、最重点事項に位置付けた項目につきまして、改めて予算編成に対する提案要求として取りまとめました。

大臣及び各府省庁におかれましては、都の提案要求の実現に向けて的確な措置をとられるよう、お願いいたします。

令和6年11月

東京都

目 次

事 項 名	頁
令和7年度 国の予算編成に対する東京都の提案要求（概要）	1
1 地方分権改革	5
1 真の分権型社会の実現	6
2 行財政改革	10
1 「ふるさと納税」制度の抜本的な見直し	11
2 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化	14
3 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大	16
4 デジタルの力を活用した社会変革へ向けた取組	18
5 地方自治体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実	20
6 国・地方デジタル共通基盤整備及びデータ連携基盤共同利用の効果的推進	23
3 災害対策	25
1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進	26
2 首都直下地震等への備え	28
3 帰宅困難者対策の推進	31
4 マンション防災の推進	33
5 災害に係る住家の被害認定に関する措置	35
6 倒壊家屋等の解体・撤去等の円滑化に向けた措置	36
7 一体的な防災対策の実現に寄与する情報共有の円滑化	38
8 災害時における情報伝達手段の多様化・立体化	42
9 大規模な噴火時の降灰対策の推進【新規】	44
4 都市整備	47
(1) 都市づくり・防災	
1 建築物の耐震化の推進	48
2 木造住宅密集地域の改善	55
3 総合的な治水対策の推進	62
4 東京港の高潮・地震・津波対策の推進	79
5 大規模水害対策の推進	80
6 ライフライン施設の耐震化などの推進	91
7 液化化対策の推進	93
8 下水道事業における財源の確保	94
9 不法係留船対策の推進	100
10 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	102
11 市街地の開発に係る諸事業の推進	103
12 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	110
13 住宅セーフティネット制度の改善	114
(2) 道路・鉄道	
14 東京外かく環状道路の整備促進	119
15 高速道路網の整備推進及び有効活用等	122
16 国道等の整備推進	131
17 道路・橋梁事業の推進	133
18 鉄道駅におけるホームドアの整備促進【新規】	144
19 都市鉄道ネットワーク等の強化	146
20 連続立体交差事業の推進	151
21 無電柱化事業の推進	153
22 物流対策の推進	157
23 バス運行効率化の推進【新規】	158
(3) 基地対策・空港・港湾	
24 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	159
25 米軍基地対策の推進	166
26 小笠原航空路の整備促進	169
27 離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保【新規】	171
28 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	173
29 島しょ港湾等の防災対策の推進	176
5 環境・エネルギー	177
1 エネルギー需給の安定化に向けた対応	178
2 気候変動対策の推進	182
3 自動車等のゼロエミッション化の推進	198
4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	204
5 水素社会の実現に向けた取組の加速	213
6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	226

事 項 名		頁
	7 公園整備事業等の推進	228
	8 国有農地の有効活用に向けた運用の改善	232
	9 熱中症対策の推進	233
	10 道路における環境対策の推進	236
	11 有機フッ素化合物対策の推進	238
	12 森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	242
	13 食品ロス削減施策の推進	245
	14 プラスチック対策の推進	247
	15 国立公園の活用	249
	16 持続可能な航空燃料（S A F）の普及促進	251
6	福祉・保健・医療	253
	1 子供・子育て施策の推進	254
	2 学校外における多様な学び・居場所への支援	263
	3 児童相談体制の一貫した充実強化	265
	4 母子保健施策の充実	269
	5 高齢者施策の推進	274
	6 障害者の地域生活の実現のための報酬の改善	286
	7 大都市にふさわしい診療報酬の見直し	293
	8 新興・再興感染症対策の充実	295
7	生活・産業	300
	1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	301
	2 スタートアップ支援の推進	309
	3 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	318
	4 次世代モビリティの社会実装の推進	321
	5 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	324
	6 M I C E 推進施策の強化	325
	7 観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実	327
	8 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進	329
	9 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	330
	10 ライフ・ワーク・バランスの推進	332
	11 障害者の就業支援策の一層の充実	338
	12 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実	341
	13 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	344
	14 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	347
	15 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	349
	16 高齢者の就業を推進するための支援の充実	350
	17 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	351
	18 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化	353
8	スポーツ・教育	354
	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355
	2 高等学校等における授業料の無償化等	357
	3 高等教育に係る経済負担の軽減	361
	4 学校給食費の無償化	363
	5 教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の拡充等	365
	6 学校における働き方改革の実現	368
	7 学校施設の空調設備整備に対する支援	370
	8 教育のデジタル化の推進に向けた支援	372
9	治安対策	379
	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	380
	2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	382
	3 総合的な治安対策の充実・強化	384
	4 国民保護事案に関する普及・支援の推進	395
	5 ミサイル攻撃に関する対策の推進	397
参 考	1 府省庁別提案要求事項一覧	399
	2 所管局別提案要求事項一覧	403

※ 【新規】は、最重点事項に新たに追加されたもののことである。

令和7年度 国の予算編成に対する東京都の提案要求（概要）

最 重 点 事 項

1

「人」が輝く

① 子育て、働き方、くらし方

○ 子供・子育て施策の推進

大都市のニーズに柔軟に対応した認証保育所への十分な財政支援

0歳から2歳児の住民税課税世帯の保育料無償化を実現

男性の育児休業取得促進に向けた機運醸成・取組の支援

育児休業給付金の給付率引き上げ

○ 高等学校等における授業料の無償化等、高等教育に係る経済負担の軽減

子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができるよう、高等学校等の授業料無償化を国の責任と財源において実現

高等教育の修学支援新制度の拡充、支援対象の拡大や給付額の引上げ等による授業料の無償化

○ 学校給食費の無償化

子供たちの健全な成長を支える学校給食費の無償化を国の責任と財源において実現

○ 母子保健施策の充実

先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡大と自治体負担が発生しないための安定的かつ十分な財政措置

出産・子育て応援交付金の制度化に当たり、現金以外の支給とする場合の対象範囲や運用方法に係る法令等の整備

母子保健DXの推進に向け、関係主体の実情に即した制度設計やシステム導入等への財政・技術的支援等の実施

○ 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実

女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策充実、男女間の賃金差異解消に向けた施策の実施

いわゆる「年取の壁」に関連した正確な理解の促進や企業の自主的な取組の支援、制度の見直し

○ ライフ・ワーク・バランスの推進

柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進

中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につながる商慣行の是正

育児・介護休業法に基づき事業主が講ずる措置にテレワークが追加されたことに関する企業への周知

② 教育、人材育成・確保

○ 学校における働き方改革の実現

小学校における副担任相当の業務を担う外部人材の配置に係る国庫補助の拡充等の財政支援

○ 子供目線に立った政策の推進

フリースクール等の学校外における学び・居場所について、法的な位置づけの明確化や国として必要な支援策を構築

○ 英語でビジネスができるグローバルスタンダードな都市の実現

（国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現）

インターナショナルスクールの充実等、都と連携した魅力的な生活環境の整備を推進

○ スタートアップ支援の推進

初等・中等教育段階も含めたアントレプレナーシップ教育の実施

高度外国人材やその配偶者が日本で活躍できるための在留資格の認定要件等や創業支援制度の規制緩和

○ 大学における人材育成及び機能強化（真の分権型社会の実現）

23区内の大学における定員増を抑制する規制の早期撤廃

補助金制度等を使いやすいものとするなど、大学の研究者が研究活動に注力できる環境整備

③ これからの長寿社会

○ 高齢者の就業を推進するための支援の充実

高齢者に向けた就業支援の一層の充実と、企業における高齢者雇用への理解と受入環境の整備を促進

○ 高齢者施策の推進

物件費や賃借料等の地域差について、東京の実態に合わせ、適切に介護報酬へ反映

現下の物価高騰や賃金上昇の影響も踏まえ、介護事業所・施設が安定的・継続的に事業運営できるような仕組みの構築

介護支援専門員研修について、質の担保と負担軽減が両立した研修制度となるよう見直しを実施

認知症施策の総合的な推進に向けた財源の確保と、地域の実情に応じた取組を実現するための必要な措置を実施

○ 保健医療施策の推進

大都市の地域特性に配慮した診療報酬制度の改善、看護職員処遇改善評価料の対象医療機関の拡大等

○ 障害者の就業支援策の一層の充実

障害者雇用促進に向けた企業への周知・事業者への支援、雇用率制度における対象障害者の範囲拡大

国際競争力の強化

① スタートアップ、国際金融・経済都市

○ スタートアップ支援の推進

「Tokyo Innovation Base」における都及びTIBに参画する関係者と連携した支援プログラム等の展開・推進
スタートアップの更なる参加拡大に向けた公共調達の仕事の構築

○ 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現

国内資産運用業の活性化や社会課題の解決に向けた投資の加速に資する措置の実施
国内企業の英文IR情報開示拡大へ向けた措置の実施
特区におけるインターナショナルスクールの整備等に対する税制優遇措置等の拡充

○ 「東京2025 世界陸上競技選手権大会」及び「第25 回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援

助成金や補助金等による財政支援、セキュリティ確保に関する支援や情報保障の推進など、国を挙げた全面的な支援

② DX

○ デジタルの力を活用した社会変革へ向けた取組

ベース・レジストリを整備するとともに、更なる活用につなげる好循環(レジストリ・ファースト)を国主導で実現
ワンズオンリーやコネクテッド・ワンストップ等をあらゆる分野で進めるための一元的な情報連携に資する基盤の構築
デジタル人材の輩出、確保・育成策について、都と連携した取組の実施

○ 地方自治体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実

十分な移行期間の確保と、移行経費の全額負担、移行後の運用経費の分析・検証や経費縮減に必要な措置

○ 国・地方デジタル共通基盤整備及びデータ連携基盤共同利用の効果的推進

基盤整備における地方自治体の意見反映と、子供・高齢者の行政手続きや防災分野の優先的な基盤構築

○ 次世代モビリティの社会実装の推進

L4自動運転車両の着実な社会実装に向けた一層の技術・初期投資支援、社会受容性を高める分かりやすい情報発信
空飛ぶクルマの機体認証やパーティポート整備条件など諸制度の構築、社会受容性の向上や社会実装に向けたプロジェクトへの支援

③ 産業を支える都市基盤の整備

○ 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進

羽田空港の機能強化・国際化に向け、空港容量拡大に向けた方策の検討
ビジネスジェットについて、発着枠の活用拡大や駐機スポットの増設などの一層の受入体制強化
羽田空港における事故防止に向けた、更なる安全・安心対策の早期実施

○ 高速道路網の整備推進及び有効活用等

広域防災拠点へのアクセス強化に資する高速晴海線の整備推進
ETC専用化の計画的な推進と本線料金所の早期撤廃
新京橋連結路の整備に当たり、過大な負担とならないような財源の措置

○ 都市鉄道ネットワーク等の強化

交通政策審議会答申で「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線[※]の整備促進

※羽田空港アクセス線、新空港線（蒲蒲線）、臨海地下鉄、東京8号線（有楽町線）

品川地下鉄（南北線）、東京12号線（大江戸線）、多摩都市モノレール（箱根ヶ崎方面・町田方面）

東京8号線や多摩都市モノレール（箱根ヶ崎方面）の延伸等について、事業の進捗に合わせて必要となる十分な財源の確保
臨海地下鉄については、早期事業化に向けた取組への協力や財源の確保など、必要な措置の実施
JR中央線複々線化などの事業化に向けて、国の支援も含めた新しい整備の仕組みづくりの検討

○ 鉄道駅におけるホームドアの整備促進【最重点化】

都設置の協議会への参画等を通じた技術開発や基準改正等の支援と、鉄道事業者の整備に必要な財源の確保等

○ 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進

中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3バース）の令和9年度の事業完了前倒しに向けた財源措置及び更なる機能拡充支援

○ 物流対策の推進

2024年問題など物流業界の課題解決に向けた再配達削減や共同輸配送、荷さばきスペースの確保等の取組の実施

○ バス運行効率化の推進【新規】

バスの運転士不足などの課題解決に向け、就業につながる環境整備や乗務員の負担軽減などに向けた支援の充実

○ 離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保【最重点化】

離島航空路線維持存続に向けた補助制度の見直し・財源確保

④ 東京グリーンビズの推進

○ 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充

樹林地等について、相続税等の優遇措置及び保全策に対する財政措置

- **都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善**
都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置
- **公園整備事業等の推進**
公園緑地及び特別緑地保全地区の整備や用地取得等に係る必要な財源を確保及び制度充実
- **道路・橋梁事業の推進**
街路樹の充実について、都市の美しい景観と緑陰を確保するため、国道における一層の維持管理の充実
- **総合的な治水対策の推進**
グリーンインフラの導入も含めて流域貯留浸透事業の推進に必要な財源確保、国費率の引上げ、制度拡充

3

安全・安心

① 能登半島地震を踏まえた対策の強化

○ 災害に係る住家の被害認定に関する措置

デジタルツインやAIなどの最新技術の活用及び住家被害認定の判定方法の徹底した簡略化や判定基準の抜本的な見直し

○ 倒壊家屋等の解体・撤去等の円滑化に向けた措置

救出救助活動の妨げとなる倒壊家屋等の除去等に当たり、その判断基準や範囲を明確化

復旧・復興に支障を来す場合、所有者の申請によらず公費解体・撤去ができるような制度への見直し

○ 災害時における情報伝達手段の多様化・立体化

国主導によるNTNの構築を推進し、災害時における情報伝達手段の多様化・立体化のための取組を早急に実施

○ 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等

発災時にも安定した通信の確保に向け、区市町村本庁舎等における携帯電話基地局の強靱化を国の責任で早期に実施

○ 液状化対策の推進

宅地液状化防止事業の費用助成に係る対象の拡大及び要件の緩和

○ ライフライン施設の耐震化などの推進

光ケーブル回線の格子化や、衛星通信回線によるバックアップ体制の構築

○ 下水道事業における財源の確保

震災対策事業の推進に関する必要な財源の確保や計画的かつ着実な実施に向けた下水道総合地震対策事業の恒久化

② 首都東京の強靱化

○ TOKYO強靱化プロジェクトの推進

「TOKYO強靱化プロジェクト」の推進に向けた財源確保や制度の拡充・創設

インフラ整備の担い手となる人材の中長期的な確保に向けた取組の強化

○ 総合的な治水対策の推進、道路・橋梁事業の推進

5か年加速化対策後の中期計画を令和6年内に策定し、必要な予算・財源を当初予算において、通常費とは別枠で確保

○ 一体的な防災対策の実現に寄与する情報共有の円滑化

国・地方公共団体の一体的な防災対策実現に寄与するデータフォーマットの統一などの基準・環境整備の実施

○ 無電柱化事業の推進

包括委託など多様な発注方式の制度構築、DX活用の基準類策定、低コスト手法に関する規制緩和等の改善

○ 市街地の開発に係る諸事業の推進

無電柱化推進に不可欠であるコスト低減等を図り、開発行為において電柱新設を抑制する方策の検討

○ 木造住宅密集地域の改善

木密地域の不燃化に向けた建替え、無電柱化促進等防災都市づくりに資する事業への財源の確保等

木造住宅密集地域において、延焼遮断帯や公園整備を推進するために必要な財源の確保等

○ ミサイル攻撃に関する対策の推進

避難施設（シェルター）の整備に関する財政措置など、国主体の実効性のある避難施設確保策の推進等

○ 大規模水害対策の推進

広域避難手段の確保や誘導など大規模水害対策の推進

低地部において、高台まちづくり（高台・建物群）を促進するために必要な措置を実施

○ 東京港の高潮・地震・津波対策の推進

新砂水門などの耐震性強化や京浜運河沿いの防潮堤の嵩上げなどを強力・早急に講じるための財源確保

○ 大規模な噴火時の降灰対策の推進 【最重点化】

火山灰の除去・処分方法や避難等に関する指針の提示、降灰による都市基盤への影響に関する調査研究・対策の検討

○ 建築物の耐震化の推進

住宅の耐震改修における減税措置の一定期間の延長・対象建築物の拡大

○ マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進

新築マンションにおける均等積立方式採用に向けた購入者への優遇策の創設
外部の専門家の知見を活用して管理不全の予防に取り組む管理組合への優遇融資等や財政措置の実施
管理不全マンションに管理者の設置を義務付ける制度について、国の関与の仕組みと財政措置を講じて実施
地域の実情に応じて各自治体がマンションの長寿命化に取り組めるよう、補助制度の構築など財政措置の実施

○ マンション防災の推進

マンション特有の課題も踏まえた日頃の備えや災害時の地域との連携等の重要性に関する普及啓発の取組
管理計画認定制度の防災面への拡充や防災対策についての財政支援

③ エネルギー・緩和と適応

○ エネルギー需給の安定化に向けた対応

エネルギー基本計画の改定に当たり、エネルギーの安定確保と脱炭素の取組を両面から推進
東京の特性を踏まえた電力需要対策、デマンドレスポンスの普及拡大に向けた支援などの実施

○ 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大

2030年の再生可能エネルギー割合を38%以上の高みを目指すとした方針に沿った取組の最大限加速
次世代型ソーラーセルの実装に向け、関係法令・規格の整備や、支援制度の創設・強化等を積極的に推進
安定的かつ人権に配慮した持続可能なサプライチェーンの構築に向け、人権デュー・ディリジェンスに関する法制化を推進

○ 持続可能な航空燃料（SAF）の普及促進

国内の空港におけるSAFの利用促進に向け、供給事業者に対する、既存燃料とSAFとの価格差に係る財政補填の実施

○ 国有農地の有効活用に向けた運用の改善

環境対策など国有農地の有効活用に向けた公的利用における柔軟な新規貸付

○ 気候変動対策の推進

COP28におけるグローバルストックテイクの成果を踏まえ、カーボンニュートラルまでの道筋の早期明示
東京港における水素活用を含む脱炭素化の推進や次世代型荷役機械導入費用の支援、ガイドライン・運用マニュアルの提示

○ 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化

中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化
カーボン・クレジット市場において、中小企業も含め取引に参加しやすい仕組みの構築

○ 道路における環境対策の推進

二酸化炭素排出量の削減に寄与する低炭素アスファルトの利用促進

○ 総合的な治水対策の推進

都市型水害対策の推進や環状七号線地下広域調節池等の大規模事業に必要な財源の確保と確実な配分

④ 水素、蓄電池、ZEV

○ 水素社会の実現に向けた取組の加速

水素社会推進法の計画認定において、国と自治体の連携推進、中小企業を含む多様なニーズへの後押し
大規模な水素需要創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けたインフラ整備等の取組や技術開発への継続支援
グリーン水素普及に向け、法令等の規制緩和、技術開発の推進、財政支援の継続、他団体との連携促進等の実施
水素利活用を推進するため、モビリティ分野の財政支援の拡大や鉄道分野における関連法令の早期一元化
水素ステーションの整備、運営に対する財政支援の継続・拡充

○ 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大

再生可能エネルギーの利用拡大に向けたグリーン水素や大型蓄電池等の活用を含む電力系統の運用改善・強化整備

○ 自動車等のゼロエミッション化の推進

ZEV購入時の補助拡充、新たな優遇制度創設や、規制的手法の導入など、積極的な政策展開
ZEVのエネルギー供給インフラ整備に向けた、充電設備の設置促進に必要な措置や、急速充電施設の更なる拡充

4 地方分権改革の推進

① 真の分権型社会の実現

○ 真の分権型社会の実現

地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革への取組
将来にわたる安定的な自治体運営を可能とするため、地方税源の拡充を図るとともに、地方分権に資する安定的な地方税体系を早急に構築
地方交付税制度について、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額の確保

② 「ふるさと納税」制度の抜本的な見直し

○ 「ふるさと納税」制度の抜本的な見直し

受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえた「ふるさと納税」制度の抜本的な見直し
「ワンストップ特例」制度は廃止し、それまでの間の税収減分について全ての地方自治体に財源を措置

1. 地方分権改革

1 真の分権型社会の実現

1 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 財務局・政策企画局・主税局)

- (1) 都市の財源を狙い撃ちするのではなく、地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 消費税収の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、安定的な地方税体系を早急に構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえ、必要な地方交付税総額を確保すること。

<現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

しかし、我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で6対4であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は4対6と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転している。

これまで国は、こうした状況を見直すことなく、都市と地方の財政力格差を理由に、累次にわたり不合理な税制度の見直しを行い、地方法人二税の国税化等を進めてきた。

こうした中、令和6年5月21日に財政制度等審議会が取りまとめた建議では、各地域の実情に応じた行政サービスの基盤として、偏在性が小さい地方税体系の構築が重要である旨の記載がなされている。

地方法人二税の国税化は、地方自治体の自主財源を縮小する措置であり、地方分権の理念に逆行するものである。もとより、地方税に地方交付税などを加えた人口一人当たりの財源で見れば、東京都は全国平均と同水準である。

日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体が各々の個性や強みを発揮し自主的・自立的な行財政運営を行えるよう、国から地方への権限移譲を進めるとともに、果たすべき役割と権限に見合った財源を一体として確保することが重要である。

このため、今必要なことは、地方間で限られた財源を奪い合うのではなく、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、地方税財政制度の抜本的な改革であり、その実現に向けて本腰を入れて取り組むべきである。

また、地方税収の安定的な確保という視点から、消費税収の国と地方の配分割合の見直しについて検討するなど、地方の将来にわたる安定的な自治体運営を可能とするため、本質的な議論を進めていくことが必要である。

さらに、これらと併せ、財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度に

ついて、法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むことが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 都市の財源を狙い撃ちにした地方法人課税の不合理的な見直し等は、地方分権に反するものである。地方間で限られた財源を奪い合うのではなく、地方が果たすべき役割と権限に見合うよう、日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な改革に取り組み、国・地方間の税財源の配分の見直しを行うこと。
- (2) 消費税収の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方分権に資する安定的な地方税体系を早急に構築すること。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平調整は行わないこと。
- (3) 財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、地方交付税の法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むこと。

2 大学の定員増抑制の見直しなど地方創生に資する施策の推進

(提案要求先 内閣官房・文部科学省)

(都所管局 政策企画局)

- (1) 真の地方創生の実現のため、地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、権限と財源の拡充を図ること。
- (2) 「東京 23 区の大学における定員増の抑制」を早期に撤廃すること。
- (3) 「高度なデジタル人材」に係る限定的な措置の撤廃はもとより、特に「脱炭素や科学技術・イノベーション、スタートアップ等の成長分野」は、先行して規制を撤廃し、直ちに日本全体で育成に取り組むとともに、大学で育成された人材が全国で活躍できる環境を整備すること。
- (4) 補助金制度等を使いやすいものとするなど、大学の研究者が研究活動に注力できる環境を整えること。

<現状・課題>

国は、地方創生を名目として、東京 23 区の大学における定員増を抑制する規制（以下「本規制」という。）を含む「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」を平成 30 年 5 月に制定し、同年 10 月に本規制を施行した。

地方創生の重要性に異論はないが、真の地方創生を実現するためには、地方への人の流れを無理につくることなく、各地方がそれぞれの個性や強みを発揮して魅力ある環境を作ることが重要である。そのためには、東京都を含む全ての地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、国から地方への権限とそれに見合った税財源の移譲を進め、地方の権限等の拡充を図るべきである。

こうした中、本規制は、場所だけを理由に、次代を担う人材の育成やイノベーションの創出に極めて重要な役割を担う大学に対して制限を課し、学生の選択や大学経営の自由を縛るものであり、学生の学びと成長の機会を奪うのみならず、大学の教育・研究体制の改革を滞らせ、大学ひいては我が国の国際競争力を低下させることにつながりかねない。

平成 14 年に工場等制限法が廃止されてから本規制が検討されるまでの間、東京の学生数は増加しているが、この増加は、東京近郊の学生によるものであり、

地方から東京への進学者が増加している事実はない。また、地方学生の進学先は、東京以外にも広がりを見せており、こうした傾向は、今日に至るまで継続している。したがって、本規制は導入時点から合理性が乏しい制度であり、オンラインを活用した柔軟な学びの浸透など、現下の社会情勢の変化を踏まえると、一層合理性を欠くに至っていると言わざるを得ない。

そのため、都は、規制の導入が検討されていた当時から明確に反対を表明し、法成立後も、国に対して繰り返し早期撤廃を要望してきた。

令和4年度に開催された国の有識者会議に合わせて、都は、これまでの早期撤廃に加え、特に人材の育成が急務となっている「デジタル分野などの先端分野」については先行して規制を撤廃し、直ちに日本全体で育成に取り組むとともに、大学で育成された人材が、日本全国で活躍できる環境を整備するよう求めてきた。しかし、同会議では、「高度なデジタル人材については、本規制の限定的な例外措置を講ずることを検討すべき」との方向性が示されたものの、対象が特定の分野に限られるなど不十分な内容であった。

令和5年6月には改正省令が公布・施行され、「高度なデジタル人材」について、一定の要件を満たすものに限り、23区内でも定員増が可能となったものの、7年以内に大学の定員を増加前に戻すことを前提とした限定的な措置となっている。社会経済情勢の変化が激しい今日において、時代の要請に応えた人材を迅速・柔軟に育成していくためには、「高度なデジタル人材」に係る限定的な措置を撤廃するとともに、「脱炭素や科学技術・イノベーション、スタートアップ等の成長分野」についても先行して規制を撤廃し、直ちに23区の大学を含む日本全体で総力を挙げて人材の育成を加速していく必要がある。

また、本規制の撤廃とともに、大学自体の機能強化も重要である。国は成長戦略において科学技術・イノベーションを一丁目一番地に掲げ、大学改革や研究力強化等に取り組んでいるが、これらをより効果的に実施し、大学の国際競争力を確保・強化するためには、研究活動における補助金申請等にかかる事務負担を減らし、研究者が研究活動に注力できる環境を整えることが不可欠である。

こうしたことから、以下のとおり要望する。

<具体的要求内容>

- (1) 真の地方創生の実現のため、東京都を含む全ての地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、権限と財源の拡充を図ること。
- (2) 日本全体の持続的な発展の妨げとなる本規制を、早期に撤廃すること。
- (3) 「高度なデジタル人材」に係る限定的な措置の撤廃はもとより、特に我が国の持続的な発展に不可欠な「脱炭素や科学技術・イノベーション、スタートアップ等の成長分野」は、先行して規制を撤廃し、直ちに日本全体で育成に取り組むとともに、大学で育成された人材が全国で活躍できる環境を整備すること。
- (4) 補助金制度等を使いやすいものとするなど、大学の研究者が研究活動に注力できる環境を整えること。

2. 行財政改革

1 「ふるさと納税」制度の抜本的な見直し

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、制度の抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度は廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

<現状・課題>

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成 20 年度に創設され、地方自治体に寄附をした場合、2 千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」は、地域の活性化や被災した地方自治体の復興支援に寄与する面もあるものの、自らが居住する地方自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附金を通じて他の地方自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則をゆがめるものである。

また、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いており、いわば官製ネットショッピングとも言える現在の「ふるさと納税」は、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、地方自治体間で寄附受入額の格差が拡大しているほか、寄附先の地方自治体において仲介サイト手数料など様々な経費が生じており、地方自治体が活用できる額は寄附受入額の 5 割程度にとどまっている。

さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、自己負担額 2 千円で高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある。

加えて、マイナンバーやマイナポータルを活用した簡素化までの間の特例措置として平成 27 年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」制度では、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する仕組みとなっており、税収減については地方交付税により一部補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減の全額が転嫁されている問題もある。

これまで国は、令和元年度税制改正において、返礼品について返礼割合 3 割以下の地場産品に限定し、また、令和 6 年 6 月 28 日付け総務省告示の改正により、仲介サイト事業者によるポイント付与の禁止など、一部の見直しがされたが、本

質的な問題点は解消されていない。

大手EC事業者の仲介事業への参入等により、利用者の大幅な増加が見込まれており、「ふるさと納税」は制度創設時の趣旨から更にかげ離れ、今後、その問題点は一層深刻になる懸念がある。

<具体的要求内容>

- (1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、制度の抜本的な見直しを行うこと。

具体的には、住民税の控除額（特例分）を所得税から控除する仕組みへの変更、返礼品の段階的廃止、控除額への定額の上限設定などの見直しを早期に実現すること。

- (2) 「ワンストップ特例」制度は廃止すること。廃止までの間、地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

参 考

【東京都におけるふるさと納税の影響額】

(単位：人、百万円)

年度	適用者数	控除額	うち	
			都民税分	区市町村民税分
令和元年度	843,968	87,288	34,906	52,382
令和2年度	864,509	88,936	35,565	53,371
令和3年度	1,152,380	112,516	45,002	67,514
令和4年度	1,471,251	144,620	57,332	87,288
令和5年度	1,699,367	167,896	67,834	100,062
令和6年度	1,861,141	189,933	75,851	114,082

(総務省「ふるさと納税(寄附)に係る寄附金税額控除の適用状況について」より)

※令和6年度は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

(注) 寄附金控除の申告があった寄附金の集計。

(注) 控除額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

(注) 制度創設時(平成21年度)からの累計の控除額は、945,201百万円(うち都民税分は377,966百万円、区市町村民税分は567,235百万円)である。

2 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

<現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人一人のライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、平成 30 年 4 月からは「フレックスタイム制」も本格導入したが、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要があり、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人一人の力を 100 パーセント引き出すことができる仕組みを整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

参 考

○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、… (略) …第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、… (略) …労働させることができる。

二 対象期間 (その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。 (略))

② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、… (略) …第三十二条の三から第三十二条の五まで… (略) …の規定は、職員に関して適用しない。

○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

3 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

子育てと仕事との両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、地方公務員の育児短時間勤務及び部分休業について、対象となる子の年齢を拡大するよう、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

<現状・課題>

生産年齢人口の減少により、労働力の確保や経済活動の減退が懸念される中、誰もが安心して働き続けられるよう、子育てと仕事との両立に向けた社会づくりが不可欠である。そのためには、子が生まれた時だけでなく、子の成長に合わせて、誰もがライフ・ワーク・バランスを実現させる必要がある。

こうした中、小学生の子を育てる親にとって、学童クラブの開所時間が保育所より短くなるといった、いわゆる「小一の壁」をはじめとする課題に直面しており、保護者に多様な選択肢を提供し、切れ目なく子育てと仕事との両立を支援していくことが求められている。

一方、地方公務員が利用可能な育児短時間勤務及び部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）において、対象となる子の年齢が「小学校就学前までの子」と定められているため、小学生の子を育てる親は利用できない。

都はこれまで、子育て中の職員が利用できる休暇等制度の見直しやテレワークの活用、時差勤務の拡大、フレックスタイム制の導入など、ライフステージに応じた柔軟な働き方の推進に取り組んできたところであるが、職員の多様なニーズに応えるためには、現行法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、子育てと仕事との両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、働き方の選択肢を拡充し、全ての地方公務員が高い意欲を持ちながら、自らの能力を最大限発揮できる職場環境を整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現し、子の小学校就学以降も切れ目なく、子育てと仕事との両立を支援する観点から、育児短時間勤務及び部分休業について、少なくとも小学校就学後も対象となるよう、子の年齢の拡大に向け、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

参 考

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（抄）

（育児短時間勤務の承認）

第十条 職員（略）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子とその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（略）により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（略）ができる。（略）

（部分休業）

第十九条 任命権者（略）は、職員（略）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（略）に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（略）を承認することができる。

○ 「育児短時間勤務」及び「部分休業」の制度概要

① 「育児短時間勤務」

- ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員のまま、複数の勤務の形態のうち職員が希望する日及び時間帯において、短時間勤務をすることができる制度
- ・ 勤務の形態は次のいずれかの形態

ア 官庁執務型勤務職員と同様の勤務形態（少なくとも土日が週休日）

（ア） 1日3時間55分×5日（週19時間35分）

（イ） 1日4時間55分×5日（週24時間35分）

（ウ） 1日7時間45分×3日（週23時間15分）

（エ） 1日7時間45分×2日＋1日3時間55分×1日（週19時間25分）

イ ア以外の形態（職務の性質により、特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員）

原則として、4週間で8日以上を週休日とし、週当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務

② 「部分休業」

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲の時間）を勤務しないことができる制度

4 デジタルの力を活用した社会変革へ向けた取組

(提案要求先 デジタル庁)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 行政サービスや企業の事業活動をより正確かつ効率的にするため、精度が高く使い勝手のよいベース・レジストリを整備するとともに、官民挙げて使用を徹底し、「作って、使って、直す」ことで最新情報にメンテナンスし続け、更なる活用につなげる好循環を国主導で実現すること。
- (2) ワンスオンリーやコネクテッド・ワンストップ等をあらゆる分野で進めていくため、行政の垣根を越えた一元的な情報連携を可能にする基盤構築の検討や、円滑にデータを連携するための法的根拠や制度、規格を整備すること。
- (3) 社会の利便性や国際競争力を今後とも高めていくため、デジタル人材の輩出、確保・育成策について、都と連携し、取組を進めること。

<現状・課題>

日本は、今後、人口減少による働き手の減少が想定されており、それは公務の担い手も例外ではない。一方で、社会の成熟に伴い、都民のニーズは多様化・複雑化しており、これまでと同様のやり方では、行政に求められるサービスの水準を維持することは困難である。

デジタルには、スピードアップ、スケールアップ、クオリティアップという力があり、デジタルの力を最大限発揮し、行政サービスの在り方に大きなイノベーションを引き起こすことで、都民一人一人のニーズに合ったきめ細かなサービスをタイムリーに届けることが可能となる。

都は、令和5年9月に「東京デジタル2030ビジョン」を公表し、組織ごとや自治体ごとの個別のデジタル化ではなく、新たな発想でオール東京でのデジタルの在り方を提言し、一人一人に最適化されたサービスを行政の垣根を越えてタイムリーに届けるための変革に挑んでいる。

国は、令和6年5月に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律を成立させ、国によるベース・レジストリの整備やデータ品質の確保等を行うこととしているが、管理主体が国・地方自治体等それ

それぞれで分かれていることから、レジストリ整備の取組が量・質ともに不十分なものになっている。

都道府県や区市町村、民間を含め、国内全域でデータ連携による社会変革につなげるためには、ベース・レジストリが使えるモノ・サービスに、レジストリ使用（引用）を徹底し、レジストリを「作って、使って、直す」ことで最新情報にメンテナンスし続け、更なる活用につなげる好循環「レジストリ・ファースト」の創出が必要であり、これは国主導で実現すべきである。

デジタルの力によって国民の利便性を向上させるには、ワンスオンリーやコネクテッド・ワンストップ等をあらゆる分野で実現していくことが必要である。現在、都では変革の突破口としてこどもDXに取り組んでおり、デジタル庁ではPublic Medical Hub（PMH）を構築・運用し、医療費助成・予防接種・母子保健分野等でのデジタル化を進めているが、今後、更に医療・健康以外の幅広い分野において、行政の垣根を越えた情報連携基盤の構築や、データ連携のための法的根拠の整備が求められる。

デジタルの力を活用し、社会の利便性や国際競争力を向上するとともに、社会課題の解決や新たな価値の創出を実現していくためには、その担い手となる人材の充実が不可欠である。現状においては質・量ともに不十分であり、社会全体で、デジタル人材の更なる確保・育成に取り組む仕組みづくりが鍵となる。

これらを効果的に推進するため、スキルマップの標準化や人材特有のスキルを可視化する方法を定め、社会全体に普及・浸透を図っていく必要がある。また、関係機関と連携し、リテラシー向上やリスキリングに資する学びの場の確保や教育・研修を充実することで人材全体の底上げや裾野の拡大を図るとともに、豊富な知識や経験を有する高度人材の積極的な登用等に取り組んでいくことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 行政サービスや企業の事業活動をより正確かつ効率的にするため、精度が高く使い勝手のよいベース・レジストリを整備するとともに、官民挙げて使用（引用）を徹底し、「作って、使って、直す」ことで最新情報にメンテナンスし続け、更なる活用につなげる好循環（レジストリ・ファースト）を国主導で実現すること。
- (2) ワンスオンリーやコネクテッド・ワンストップ等をあらゆる分野で進めていくため、医療・健康以外の幅広い分野においても、行政の垣根を越えた一元的な情報連携を可能とする基盤構築の検討や、円滑にデータを連携するための法的根拠や制度、規格を整備すること。
- (3) 社会の利便性や国際競争力を今後とも高めていくため、デジタル人材の輩出、確保・育成策について、都と連携し、取組を進めること。

5 地方自治体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実

(提案要求先 デジタル庁・総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 開発事業者のリソースのひっ迫を解消するとともに、全ての自治体が安心して移行できるよう、一律の移行期限にこだわることなく、各自治体及び開発事業者の状況に応じた十分な移行期間を確保すること。
- (2) 制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を1年以上確保することを徹底し、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。
- (3) 「移行困難」という呼称が、自治体の責任により生じたかのような否定的な印象を与えていることから、「移行困難システム」の呼称を改め、住民説明等を行う自治体に配慮したものに変更すること。
- (4) 開発事業者が撤退したシステムについては、代替事業者の確実な確保に向けて区市町村を支援すること。
- (5) 事業者間の負担軽減を図るために、国は、システム間調整、データ連携に係る具体的方針を示すこと。
- (6) 移行に関する経費については、移行時期を問わず全額国において負担することとし、その旨を早期に明確化すること。
- (7) 標準準拠システムの運用経費については、国として正確な分析と検証を行い、必要な対応を検討すること。その上で、運用経費等の縮減が実現できるよう必要な措置を講じること。
- (8) その他「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

<現状・課題>

全国の自治体が進める基幹業務システムの標準化については喫緊の課題であり、都内区市町村においても、標準準拠システムへの移行の準備を進めている。

国は、制度改正に当たり、「原則として適合基準日の1年前までに見直し内容を反映した標準仕様書に改定する」こととしているが、このルールが徹底されておらず、制度改正を踏まえたシステム改修の期間が十分確保できないケースも見受けられる。また、一律の移行期限が設定されたことにより、開発事業者のリソースがひっ迫し、一部業務システムの標準化対応から撤退を表明する事業者も発生しており、現時点で都が把握しているだけでも、少なくとも都内の半数を超える35自治体の112システムが移行困難となる見込みである。

このような状況において、移行困難システムを抱える自治体では、「移行困難」という呼称が、自治体の責任により生じたかのような否定的な印象を与えていることから、住民説明等の対応に苦慮しているところも多い。また、令和8年度以降の移行経費が補助金の対象となっていないことから、都内では、余裕のないスケジュールで移行に踏み切らざるを得ない自治体や、移行延期に伴い必要となる費用の負担について、自治体と開発事業者の間で交渉が難航する事例が発生している。

さらに、都が実施したヒアリングでは、開発事業者間のシステム間調整やデータ連携等について明確な方針がなく、事業者間の調整に委ねられていることも事業者の過大な負担となっている。

こうした背景から、最近では、大手開発事業者が移行時期の大幅な延期を自治体に提案するケースも発生しており、移行困難システムは今後更に増えることが予想される。

こうした状況に速やかに対処しなければ、今後の更なる事業者の撤退や、移行時の重大事故の発生、住民サービスの停止などが強く懸念されるため、「期限第一」ではなく「安全第一」の標準化への転換が強く求められる。

また、移行経費については、令和6年8月の調査時点で、約212億円不足する見込みであり、補助上限額の早急な見直しが必要である。

一方、運用経費等については、国は「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、「標準準拠システムへの移行完了後に、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」こととしている。標準準拠システムの運用経費等については、ガバメントクラウドの利用料だけではなく、業務ソフトウェアや通信回線の利用料も含まれる。また、制度改正対応等のため、経過措置として、移行前の現行システムも運用せざるを得ないような場合は、このシステムに係る運用経費等も発生する可能性がある。さらに、クラウドサービスの利用について、これまでオンプレミス環境での運用が中心であった区市町村にはノウハウの蓄積がなく、また、クラウド利用料に関して為替変動のリスクを区市町村に負わせるなど、運用経費の合理的な削減も困難な状況にある。

都の調査によれば、約半数の区市町村では現時点で積算自体ができておらず、回答のあった区市町村の8割近くが従前との比較で運用経費の増加を見込むなど、運用経費の増大に対する不安が広がっている。

<具体的要望内容>

- (1) 開発事業者のリソースのひっ迫を解消するとともに、全ての自治体が安心して移行できるよう、一律の移行期限にこだわることなく、各自治体及び開発事業者の状況に応じた十分な移行期間を確保すること。
- (2) 制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を1年以上確保することを徹底し、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。
- (3) 「移行困難」という呼称が、自治体の責任により生じたかのような否定的な印象を与えていることから、「移行困難システム」の呼称を改め、住民説明等を行う自治体に配慮したものに変更すること。
- (4) 開発事業者が撤退したシステムについては、代替事業者の確実な確保に向けて区市町村を支援すること。
- (5) 事業者間の負担軽減を図るために、国は、システム間調整、データ連携に係る具体的方針を示すこと。
- (6) 移行に関する経費については、移行時期を問わず全額国において負担することとし、その旨を早期に明確化すること。
- (7) 標準準拠システムの運用経費については、移行前と比較して増加するという都の調査結果等を踏まえ、国として、運用経費の正確な分析と検証を行い、必要な対応を検討すること。その上で、運用経費等の縮減が実現できるよう必要な措置を講じること。
- (8) その他「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

6 国・地方デジタル共通基盤整備及びデータ連携基盤共同利用の効果的推進

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 国・地方デジタル共通基盤の整備におけるシステム共通化の推進に当たっては、汎用性・拡張性を担保するため、大都市も含めた各地方自治体の意見を反映させること。
- (2) 子供や高齢者に関する行政手続や広域的な災害時対応のため、自治体及び関係機関等で情報を共有し、円滑で広域的な対応が可能となるよう、これらの分野について優先的に国がデジタル共通基盤を構築すること。
- (3) 地方自治体において、事業者等の負担軽減及び利便性の向上、行政職員の業務効率化等が発揮されている業務について、国が標準化を図るなど、全国で横展開できる共通基盤を構築すること。
- (4) 業務の効率化により人的資源を有効活用するため、デジタル社会に適さない経由事務の見直しや基礎的自治体の業務の一部を都道府県や国で集約し効率的に処理する方策を検討すること。
- (5) データ連携基盤の共同利用については、国の方針の更なる具体化とともに、技術的な支援や必要な財政措置などを講じること。

<現状・課題>

国は、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、国及び地方三団体の代表により構成する「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」にて国・地方デジタル共通基盤の整備におけるシステムの共通化に向け、対象候補を決定したところである。共通化の推進に当たっては、業務やシステム

に特殊性を有する大都市も含めた各地方自治体の状況を踏まえ、その意見を反映させることが汎用性・拡張性を担保するために重要である。

人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくためには、自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げることが求められる。

具体的には、産まれてから死亡するまでのライフイベントにおいて、子供や高齢者に関する手続が多数発生するが、自治体及び関係機関等で情報が一通貫して共有されておらず、手続が煩雑となっている。また、避難者支援等、行政区分を越えた対応が必要となる防災分野においては、情報を一元化し、広域で活用することが重要である。

また、公務の担い手が減少する中、行政サービスに対する多様化したニーズにきめ細かく対応するためには、業務の効率化を図る必要がある。

具体的には、デジタル化において、業務効率化等の優良事例については、国が標準化を図るほか、行政の抜本的な見直しにより生じた人的資源を有効活用することが重要である。

データ連携基盤の共同利用については、国は令和6年5月「データ連携基盤に関する状況把握及び「共同利用ビジョン」の策定について」に基づき、データ連携基盤の共同利用の基本的な考え方等を示した。都道府県において、共同利用等を進めるための中長期的なビジョンを今年度中に取りまとめることが求められているが、国による目指すべき全体像、地方自治体への必要な支援策が明示されていない。

<具体的要望内容>

- (1) 国・地方デジタル共通基盤の整備におけるシステム共通化の推進に当たっては、大都市も含めた各地方自治体の意見を反映させること。
- (2) 子供や高齢者に関する行政手続や広域的な災害時対応のため、自治体及び関係機関等で情報を共有し、円滑で広域的な対応が可能となるよう、これらの分野について優先的に国がデジタル共通基盤を構築すること。
- (3) 都で導入した社会福祉施設等に対する指導検査業務システムなど、事業者等の負担軽減及び利便性の向上、行政職員の業務効率化等が発揮されている業務について、国で標準化を図るなど、全国で横展開できる共通基盤を構築すること。
- (4) デジタル社会に適さない経由事務の見直しや行政間の情報共有の効率化を図ること。また、基礎的自治体の業務の一部を都道府県や国で集約し効率的に処理する方策を検討すること。
- (5) データ連携基盤の共同利用については、国の方針の更なる具体化とともに、技術的な支援や必要な財政措置などを講じること。

3. 災 害 对 策

1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 政策企画局・都市整備局・建設局)

「TOKYO強靱化プロジェクト」を推進するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、必要な制度の拡充や創設、人材の確保に向けた取組を進めること。

<現状・課題>

これまで東京は、災害にたびたび襲われ、新型コロナウイルスなど感染症の脅威にもさらされてきた。今後も、大規模な風水害や地震、火山噴火、新たな感染症の流行などがいつ起きてもおかしくはなく、これらが複合的に発生するリスクもある。

令和5年3月のIPCC報告書では、風水害などの災害の増加・激甚化の引き金となる気温上昇の可能性が改めて示されている。また、令和4年5月に公表した東京都の新たな首都直下地震等の被害想定でも、自然災害のリスクが改めて確認された。加えて、令和2年の国の報告で、富士山の大規模噴火時には、首都東京においてもインフラ等に甚大な被害が発生するとされている。

こうした災害の危機に直面する中であっても、都は、都民の生命と暮らしを守り、首都東京の機能や経済活動を維持するため、令和4年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト」を始動。令和5年12月には、危機への備えを更にレベルアップした「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」を公表した。加えて、令和6年能登半島地震を踏まえ、プロジェクトを加速していくこととしている。

本プロジェクトでは、2040年代に目指す強靱化された東京の実現に向け、5つの危機（「風水害」、「地震」、「火山噴火」、「電力・通信等の途絶」及び「感染症」）及び複合災害に対して、インフラ整備に主眼を置きつつ、ソフト対策も組み合わせ、実効性の高い施策を展開するという方針の下、都が取り組むべき事業を取りまとめている。

本プロジェクトの事業規模は、2040年代までの総額で17兆円、当初10年間で7兆円を見込んでいる。首都である東京が災害に対して強靱化を図ることは、東京を守るだけでなくとどまらず、日本全体を災害に強くするためにも重要であることを踏まえ、長期にわたる本プロジェクトを推進していくために必要な財源を、安定的・継続的に確保する必要がある。加えて、プロジェクトの着実な推進に向け、大規模水害対策の推進を目的とした各種事業の柔軟な運用など、必要な制度の拡充や創設などが重要である。

また、大規模なインフラ整備等の実施に当たっては、受注者側の人材確保が重要である。国土交通省の「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」の資料によると、建設業は現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、将来の担い手の確保が急務であるとされている。さらには、建設業の人材確保は、本プロジェクトだけでなく、公共事業や民間の発注を含め、幅広く関係することから、東京

はもとより日本全体にとっても重要な課題である。

今後、都民の安全・安心を確保できる、強靱で持続可能な都市を実現するため、こうした課題に対応しながら、本プロジェクトに位置付けた様々な新規・拡充事業を着実に実施していかなければならない。

<具体的要求内容>

- (1) 「TOKYO強靱化プロジェクト」の推進に向けて、大規模な風水害や地震、火山噴火などの自然災害への対策に必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、大規模水害対策の推進を目的とした各種事業の柔軟な運用など、必要な制度の拡充や創設を行うこと。
- (2) 「TOKYO強靱化プロジェクト」に位置付けた事業の着実な実施に向け、建設業における働き方改革の推進など、インフラ整備の担い手となる人材の中長期的な確保に向けた取組を強化すること。

参 考

【TOKYO強靱化プロジェクトの事業規模】

(1) 総事業規模（概算）

総事業規模（概算）	
	うち当初10年間
17 兆円	7 兆円

※本プロジェクトの推進に必要な、2040年代までの事業規模を示している。

※一部の事業は完了が2040年代を越えるものがある。

※「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」公表時点での事業規模であり、今後変更が生じる可能性がある。

(2) 事業規模（概算）の内訳

区 分	事業規模（概算）の内訳	
		うち当初10年間
激甚化する風水害から都民を守る	7.1 兆円	2.0 兆円
大地震があっても「倒れない・燃えない・助かる」まちをつくる	9.6 兆円	3.8 兆円
噴火が起きても都市活動を維持する	2.1 兆円	0.6 兆円
災害時の電力・通信・データ不安を解消する	1.4 兆円	1.3 兆円
感染症にも強いまちをつくる	0.7 兆円	0.4 兆円

※複数の危機に対する事業があるため、合計は総事業規模と一致しない。

2 首都直下地震等への備え

1 首都直下地震対策の具体的な推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・国土交通省)
(都所管局 総務局・政策企画局)

- (1) 首都直下地震等の災害から住民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限にとどめるため、首都直下地震対策特別措置法に基づく取組に対して、財政上の措置を講じるなど、首都直下地震対策を具体的に推進すること。
- (2) 九都県市の集積を生かした、迅速かつ確実に機能し得る首都機能のバックアップ体制の充実・強化を早急に進めること。

<現状・課題>

政治・経済の機能が高度に集積する首都・東京において、首都直下地震等の災害に備えることは、東京を守ることだけにとどまらず、日本全体を災害に強くするためにも重要である。令和4年5月に都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、最大規模の被害を想定した場合で、都内だけでも建物被害19万棟以上、死者6千人以上など、甚大な被害が見込まれる。都は、こうした被害想定を受け、令和5年5月に修正した東京都地域防災計画震災編において、2030年までに、首都直下地震等による人的・物的被害をおおむね半減させるという減災目標を設定し、その実現に向けた防災対策の充実強化に取り組んでいる。

国においては、平成25年12月、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号。以下「法」という。)が施行された。平成26年3月には法に基づく首都直下地震緊急対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)が閣議決定されるとともに、平成27年3月には基本計画が変更され、首都中枢機能の継続性の確保や膨大な人的・物的被害への対応等に関し、今後10年間で達成すべき減災目標とともに、当該目標を達成するための施策に係る具体目標と所管省庁等が定められた。しかし、依然として当該目標の達成に向けて国として責任を持って取り組む具体的な施策が明確になっていない。

さらに法では、緊急対策区域又は首都中枢機能維持基盤整備等地区に指定された区市町村を含む都県は地方緊急対策実施計画や首都中枢機能維持基盤等整備計画、特定緊急対策事業推進計画(以下「地方計画等」という。)を作成することができるものとされているものの、地方計画等に位置付けられた首都直下地震対策に対する国の具体的な財政上の措置等は図られていない。

また、首都機能のバックアップに関して、基本計画に基づき作成された政府業務継続計画においては、被害想定を上回る事態が生じた場合の代替拠点として、

さいたま新都心等の東京圏内のほか、東京圏外も含めて検討していくこととしているが、発災時に速やかに機能する体制を構築するためには、物理的・時間的にも近接なさいたま新都心など首都圏内の拠点を活用すべきである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 首都直下地震をはじめとする災害から首都圏 3,500 万人の住民の生命と財産を守るとともに、国の政治経済の中核機能への打撃を最小限にとどめるため、基本計画に位置付けられた膨大な人的・物的被害への対応や首都中枢機能の継続性の確保に関し、国が責任を持って取り組む施策を明確にし、着実に実施すること。
- (2) 地方計画等に位置付けられた、都をはじめ地方自治体が進める首都直下地震対策に対して、具体的な財政上の措置等を講じること。
- (3) さいたま新都心を緊急災害対策本部の代替拠点として位置付けることをはじめ、首都圏を構成する九都県市の集積を生かした、迅速かつ確実に機能し得る首都機能のバックアップ体制の充実・強化を早急に進めること。

2 国土強^{じん}靱化の推進

(提案要求先 内閣官房)
(都所管局 総務局)

国土強^{じん}靱化地域計画に位置付けられた強^{じん}靱化の取組に対して、具体的な財政措置を講じること。

<現状・課題>

平成 25 年 12 月に施行された、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強^{じん}靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）において、都道府県又は市町村は、国土強^{じん}靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強^{じん}靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされている。都は様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京における防災施策の指針として「東京都国土強^{じん}靱化地域計画」を平成 28 年 1 月に策定した。

東京は我が国の人口の約 1 割が居住する大都市であるだけでなく、政治・行政・経済などの首都機能を有する日本の心臓であり、災害時には応急対策から、復旧・復興まで中枢機能を担わなければならない。

災害時においても、首都機能を維持していくための取組に係る財政需要は膨大であり、東京都は多額の事業費を計上している。その取組は東京だけのためではなく、日本にとって不可欠なものである。

国は、これまで地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の補助金・交付金等の交付に当たって、「重点化」・「一定程度配慮」を行ってきた。加えて、地域計画に実施箇所等の具体的な内容が位置付けられた事業への「重点化」を更に進めるとしている。一方で、首都機能はもちろん、医療機能、交通・物流機能、情報通信機能等様々な重要機能の在り方を強^{じん}靱化の観点から見直し、対策を着実に推進することは、国家的な観点からも大きな意義と責任があり、東京都だけがその責任を負うことは適当ではない。地域計画に位置付けられた取組に対しては、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等確実かつ具体的な財政措置を講じることが必要である。

<具体的要求内容>

地域計画に位置付けられた国土強^{じん}靱化の取組に対して、首都機能の維持・向上という観点からも、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等、東京都への具体的な財政措置を講じること。

3 帰宅困難者対策の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省・国土交通省)
(都所管局 総務局)

大震災時に発生する帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進すること。

<現状・課題>

東京都防災会議の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月）では、帰宅困難者は約453万人発生すると想定している。

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の調査によれば、東日本大震災においても、鉄道の運行停止により都内で約352万人の帰宅困難者が発生し、多数の帰宅困難者が駅前に滞留するなど、課題が顕在化した。首都直下地震等の大規模地震が発生し、多くの人々が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになりかねない。

このため、企業や学校等における施設内待機や鉄道事業者等の利用者保護などの一斉帰宅の抑制、行政と民間事業者の協力による一時滞在施設の確保、家族との安否確認や正確な情報提供に必要な情報通信基盤の整備、安全が確認された後の代替輸送も含めた帰宅支援などの対策を強化する必要がある。

都ではこうしたことを踏まえ、都と国で、経済団体、鉄道事業者等と横断的な課題について検討する協議会を設置し、官民それぞれが連携して行う対策について、平成24年9月に最終報告を取りまとめた。都は、この協議会での議論を踏まえ、平成25年4月に東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）を施行しているが、対策はまだ道半ばである。

令和4年8月には、内閣府は「帰宅困難者対策に関する今後の対応方針」を公表した。ここでは、帰宅困難者対策の一層の実効性向上を図り、迅速かつ円滑な応急活動を確保するための対応方策を検討していくこととしているが、特に、民間事業者による従業員の一斉帰宅の抑制や利用者保護の徹底とそれに必要な備蓄の推進、民間事業者による帰宅困難者の受入促進、帰宅困難者に対する情報提供など、広域的課題について大きな役割を果たすことは国の責務であり、国をはじめ都や民間事業者を含めた社会全体で取り組む総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。

また、東京都は新たな被害想定に基づき、令和5年5月に東京都地域防災計画震災編及び東京都帰宅困難者対策実施計画を改定したところである。この中でも引き続き帰宅困難者対策の諸課題に対応していくこととしている。

<具体的要求内容>

- (1) 「一斉帰宅の抑制」の観点から、従業員の施設内待機とそれに必要な3日分の飲料水や食料等の備蓄を行うことについて、国として、民間事業者に対する働き掛けを強化すること。
- (2) 「利用者保護」の観点から、鉄道事業者や集客施設の設置者又は管理者などに対し、利用客の保護を図ることや、必要となる飲料水や毛布、医薬品などを備蓄するよう指導すること。
さらに、利用者を保護するために必要となる、利用者が安全に待機できる場所や、飲料水や毛布、医薬品などを備蓄する倉庫を設置するよう強く働き掛けること。
- (3) 「一時滞在施設の確保」の観点から、以下の措置を講じること。
 - ① 自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を行い、首都圏だけでなく全国共通の「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を国として早期に実現すること。
 - ② 国の庁舎及び関係機関の所有又は管理する施設について、発災時に、都や区市町村の要請により、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できる施設を確保するとともに、飲料水や食料等の備蓄、情報通信体制の整備、非常用電源等の確保など、運営体制の整備を行うこと。
 - ③ 今後の民間が担う一時滞在施設において不可欠な帰宅困難者用の3日分の飲料水及び食料等の備蓄が実施できるよう、財政措置を講じること。その際は、民間事業者の負担を可能な限り軽減するとともに、民間事業者が、それぞれ負担した費用について、発災後に災害救助法（昭和22年法律第118号）による支弁を受けられることを明確にすること。
 - ④ 一時滞在施設に協力をした民間事業者に対し、法人税の軽減などの税制措置を行うこと。
- (4) 「迅速な安否確認と正確な情報提供」の分野では、災害時に強い通信基盤の整備や、帰宅困難者が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するための体制づくりについて、早期に実現すること。
- (5) 「帰宅支援」について、要配慮者の特別搬送に関するマニュアルの策定や鉄道運行の早期復旧を図れる体制づくりなどオペレーションに係る検討を進めること。

参 考

○ 一時滞在施設確保状況（令和6年7月現在）

【施設数】1,267か所

（国等29、都立225、区市町村313、民間700）

【受入人数】約47.4万人※

（国等約1.5万人、都立約9.0万人、区市町村約10.6万人、民間約26.3万人）

※66万人の都内需要者数（屋外で被災した行き場のない帰宅困難者。数は令和4年5月に試算。）に対し、約72%

4 マンション防災の推進

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部・総務局・生活文化スポーツ局)

マンションにおける防災力向上のため、日頃の備えや地域との連携等の重要性について普及啓発を強化すること。また、管理計画認定制度の拡充や財政支援などを行うこと。

<現状・課題>

東京都においては、総世帯数の3分の2の都民がマンション等の共同住宅に居住しており、マンションが主要な居住形態として広く普及している。そのため、マンション等の防災力の向上は喫緊の課題であり、東京都地域防災計画震災編(令和5年5月修正)においては新たにマンションの防災力向上が明記されたところである。

一般的にマンションは、災害に対して強靱^{じん}な構造物であるが、東日本大震災の際には、建物自体が損傷を受けていなくても、停電により給水ポンプやエレベーターが停止し、在宅避難が継続不能となる事態が発生した。

また、高層階ほど家具の転倒・落下等が多く発生する傾向が見られた。マンション防災に関連する制度としては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)の改正により創設され、令和4年4月に開始された管理計画認定制度(以下「認定制度」という。)や、東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度などの自治体独自の制度がある。

また、一部の自治体では、避難所として協定を締結したマンションによる設備設置やコミュニティ形成などの取組に対して支援を行っている。

令和5年8月に公表された「今後のマンション政策のあり方に関する検討会とりまとめ」(国土交通省)(以下「検討会とりまとめ」という。)では、認定制度に独自の認定基準を定めている自治体は存在するものの、全国的な取組には至っていないこと、自らが居住するマンションの防災対策を知らない居住者も多く存在し、マンションの防災対策の実施や検討が十分でない可能性があること、地域との関わりも十分に確保されていないことが指摘されている。

「検討会とりまとめ」では、認定制度における自治体独自の基準として防災活動などを定めている事例について他の自治体への展開を進めるとともに、全国的な基準として位置付けることも視野に認定基準の在り方を検討するとされたが、発災時に適切な防災行動を取り得るマンションを増やし、被災後も住民が安心して在宅避難等を継続していくためには、更なる防災上の備えの推進が必要であるほか、積極的に防災に取り組むマンションがより評価される市場環境の整備を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) エレベーター停止、トイレ使用不可等のマンション特有の課題も踏まえた日頃の備えや、災害時の共助を促進するための地域との連携等の重要性について、国として、普及啓発の取組を強化すること。
- (2) 防災に係る計画の作成・周知や訓練の実施の取組を必須項目とするなど、認定制度における防災上の視点を高めるよう制度を拡充するとともに、管理計画認定等を取得したマンションが行う、非常用発電設備、エレベーター、給排水・トイレ、備蓄等の防災対策に対して財政的な支援を行うこと。
また、こうした防災に積極的に取り組むマンションがより評価される市場の形成に取り組むこと。
- (3) エレベーター等の迅速な点検、復旧のため、業界団体と連携した技術者確保や自治体間の相互支援体制の強化を支援すること。
- (4) 災害時の共助を促進するため、マンション内及び地域コミュニティとのつながりの形成に資する支援を強化すること。

5 災害に係る住家の被害認定に関する措置

(提案要求先 内閣府)
(都所管局 総務局)

現在の住家被害認定の判定方法について、徹底して簡略化するとともに、判定基準を抜本的に見直すこと。

<現状・課題>

令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、石川県内では8万2千棟を超える住家被害が生じている。こうした大規模な災害が発生した際には、被災者の一日でも早い生活再建につながるため、住家被害認定調査を速やかに実施し、各種支援の基となる罹災証明書を円滑に交付することが極めて重要である。

被害認定に当たっては、家屋の外観、傾き、屋根・外壁等の部位ごとに損害程度と損傷割合を算定の上、家屋全体の被害程度を判定しているが、国の示す方法では、損害程度を判定する方法が複雑であり、認定できる件数が限られる。国は、大規模災害の都度、住家被害認定の迅速化に係る事務連絡を発出して調査の簡素化を図っているが、こうした簡略化された住家被害認定の判定方法を全ての地震災害に適用できるようにすることはもとより、更なる見直しを行い、罹災証明書の交付を加速させる必要がある。さらには、認定する職員の知識・経験の差により判定結果にばらつきが生じ、調整に時間を要しており、こうした調査業務に最新技術などを活用する必要がある。

令和4年5月に都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、最大規模の被害を想定した場合で、都内における建物被害が19万棟以上になるなど、住家被害は甚大になることが見込まれている。被災者の円滑な生活再建のためには、判定方法の簡略化に加え、全壊から一部損壊までの六つに細かく区分された現在の被害認定基準について、被災者の視点に立って抜本的に見直すことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 住家被害認定の判定方法について、徹底して簡略化すること。加えて、デジタルツインやAIなどの最新技術も活用し、認定業務が速やかに実施できるようにすること。
- (2) 住家被害認定の判定基準について、建て替えの要否を判定基準にする等、抜本的に見直すこと。

6 倒壊家屋等の解体・撤去等の円滑化に向けた措置

1 災害時の応急措置に伴う倒壊家屋等の除去等の推進

(提案要求先 内閣府)
(都所管局 総務局)

救出救助活動の妨げとなる倒壊家屋等の除去等に当たり、その判断基準や範囲を明確に示すこと。

<現状・課題>

災害対策基本法第 64 条第 2 項では、市町村長は当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件の除去その他必要な措置を講ずることができる旨を規定している。

しかし、必要な措置を講ずるための条件が不明確であり、建物所有者との訴訟リスクなどが存在することから、市町村長が除去等を判断することが困難となっている。

能登半島地震では、多くの家屋が倒壊する被害が発生したが、首都直下地震等による東京の被害想定では、最大建物被害は約 19.4 万棟にも及ぶと見込まれており、倒壊した家屋等を適時に除去できない場合、救出救助活動の大きな妨げとなり、被害が拡大するおそれがある。

<具体的要求内容>

災害対策基本法第 64 条第 2 項に基づく倒壊家屋等の除去等に当たり、具体的な判断基準や除去等の範囲を明確に示すこと。

2 倒壊家屋等公費解体・撤去の推進

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

所有者が不明又は所在不明の倒壊家屋等が残置されていることにより、被災地の迅速な復旧・復興に支障を来す場合に、所有者の申請によらず公費解体・撤去ができるよう、制度の見直しを行うこと。

<現状・課題>

公費解体制度は、災害による被害が甚大である場合、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図り、被災地の迅速な復旧・復興を図るための措置として、区市町村が所有者に代わって家屋等の解体・撤去を行うものである。

しかし、公費解体は、所有者からの申請に基づく制度となっていることから、能登半島地震における所有者が不明又は所在不明の倒壊家屋等では、申請に時間がかかることや、申請が行われないことが、解体・撤去の妨げとなっている。

首都直下地震等では、多くの建物が倒壊し、所有者が不明又は所在不明のケースも相当多く見込まれることから、首都機能の迅速な復旧や復興に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

<具体的要求内容>

所有者が不明又は所在不明の倒壊家屋等が残置されていることにより、被災地の迅速な復旧・復興に支障を来す場合に、区市町村が所有者の申請によらず解体・撤去ができるよう、公費解体制度の見直しを行うこと。その上で、具体的な判断基準、解体・撤去の範囲や手続を明確に示すこと。

7 一体的な防災対策の実現に寄与する情報共有の 円滑化

(提案要求先 内閣府)
(都所管局 総務局)

国主導により、国・地方公共団体の一体的な防災対策実現に寄与する、情報共有の円滑化に向けた取組を早急に行うこと。

<現状・課題>

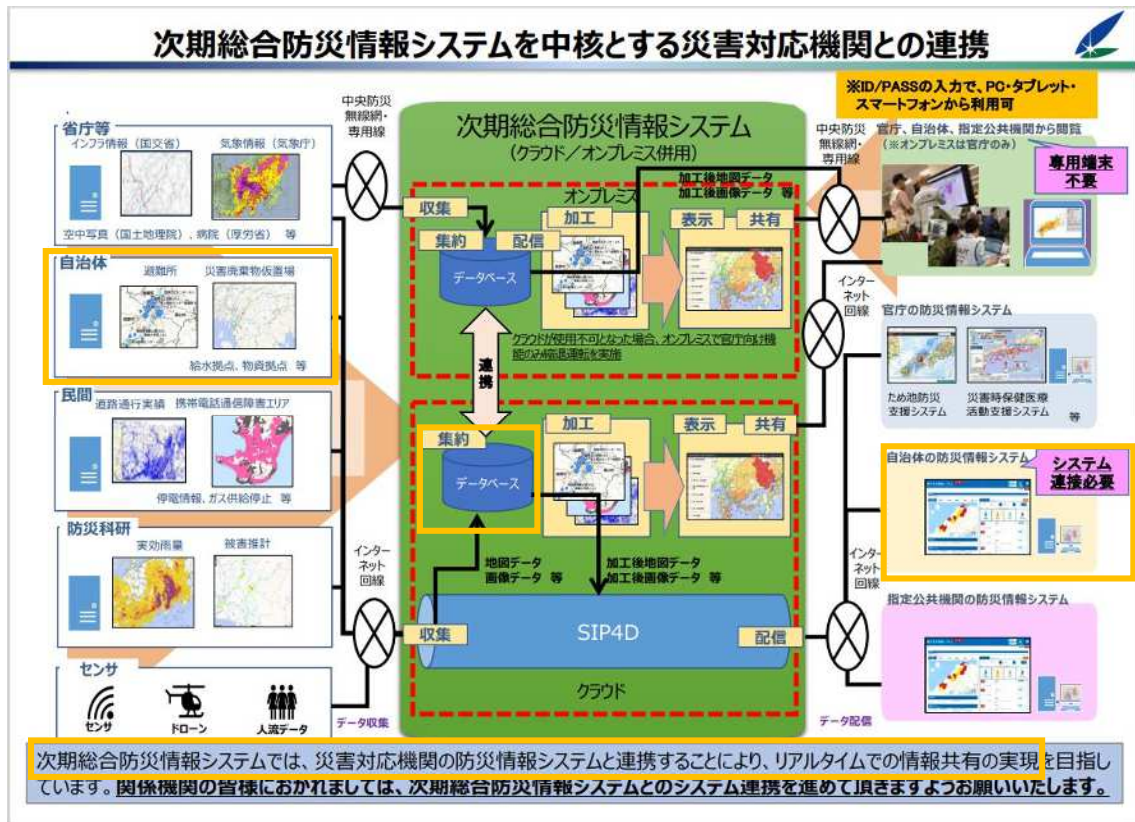
国は、令和6年4月より、データ流通機能を強化した「次期総合防災情報システム（以下、「次期システム」という。）」を稼働させた。次期システムは、「災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援すること」を目的としている。従来のシステムより操作性・データ量を大幅に強化するとともに、各自治体・機関のシステムとデータ連携を行うことにより、国・地方公共団体間でリアルタイムに被害情報を共有し、他道府県・都外市町村にまたがる住民避難や物資輸送等を迅速かつ緊密に調整することが期待できる。

しかしながら、各自治体・機関が独自に開発してきた防災情報システム等と次期システムとのデータ連携に必要な技術的仕様が統一的に示されていないため、直ちに接続することが困難である。多くの団体が次期システムに参加することで、国・自治体等の一体的な防災対策の実現に寄与するものであり、国は参加団体の増加に向けた取組をより充実させる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 次期総合防災情報システムと自治体の防災情報システムとの接続に必要なデータフォーマット形式を統一するなど、技術的な基準・環境整備を行うこと。
- (2) 次期総合防災情報システムへの参加促進に当たっては、導入や運用に関する各自治体向けのガイドラインの策定や、その周知等に取り組むなど、必要な支援を行うこと。

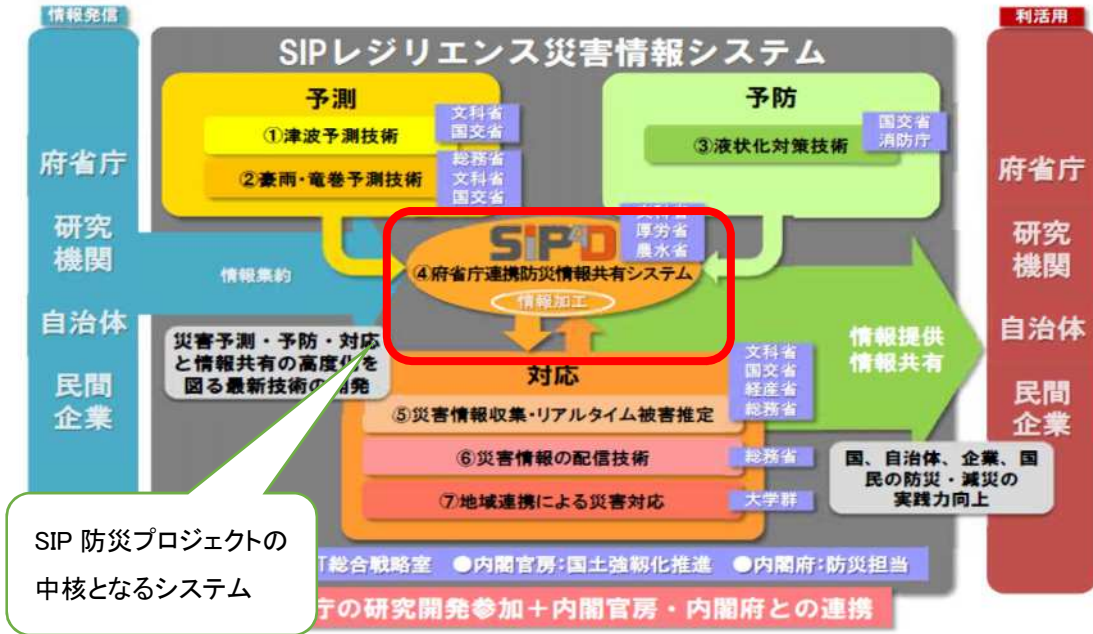
【次期総合防災情報システムについて】



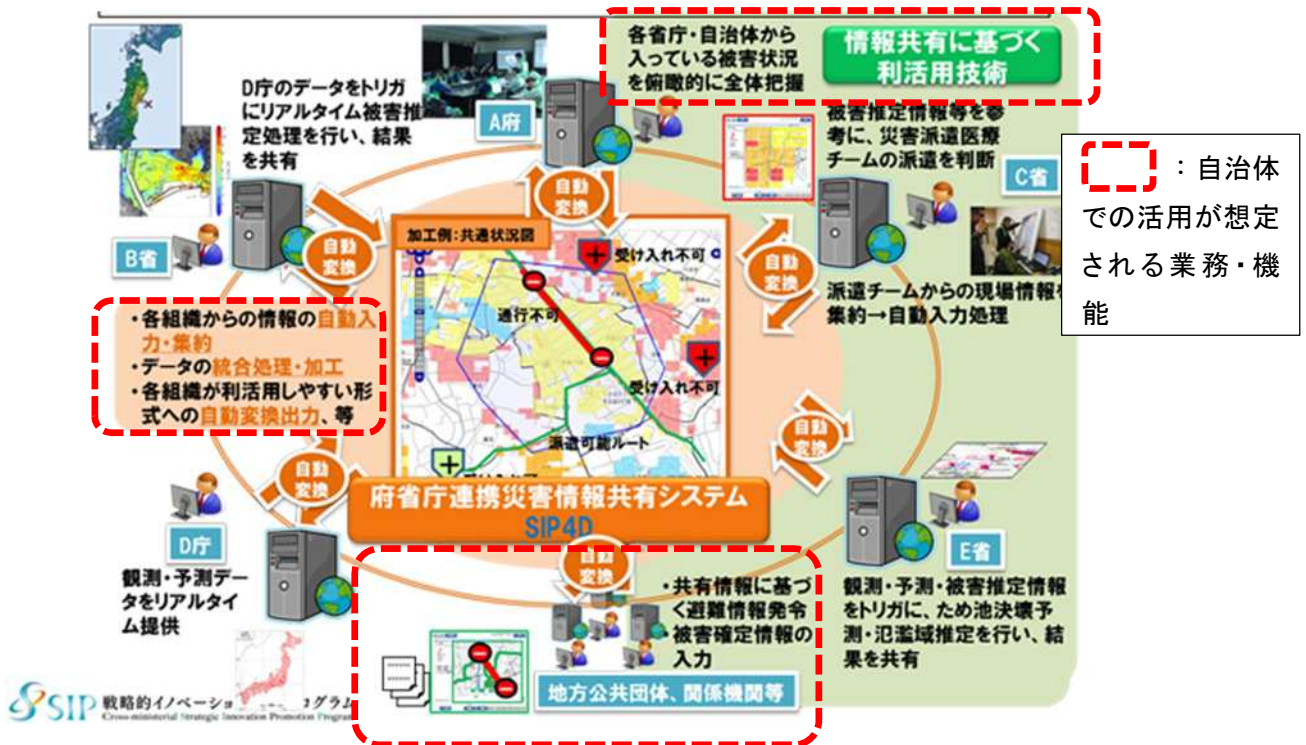
【SIP4D（府省庁連携防災情報共有システム）について】

内閣府が主導する戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）全 11 対象課題の一つである、「レジリエントな防災・減災機能の強化（SIP 防災）」の中で、「国全体で状況認識を統一し、的確な災害対応を行うために、所掌業務が異なる多数の府省庁・関係機関等の中で、横断的な情報共有・利活用を実現する」ことを目的とした、本プロジェクトの中核をなすシステム

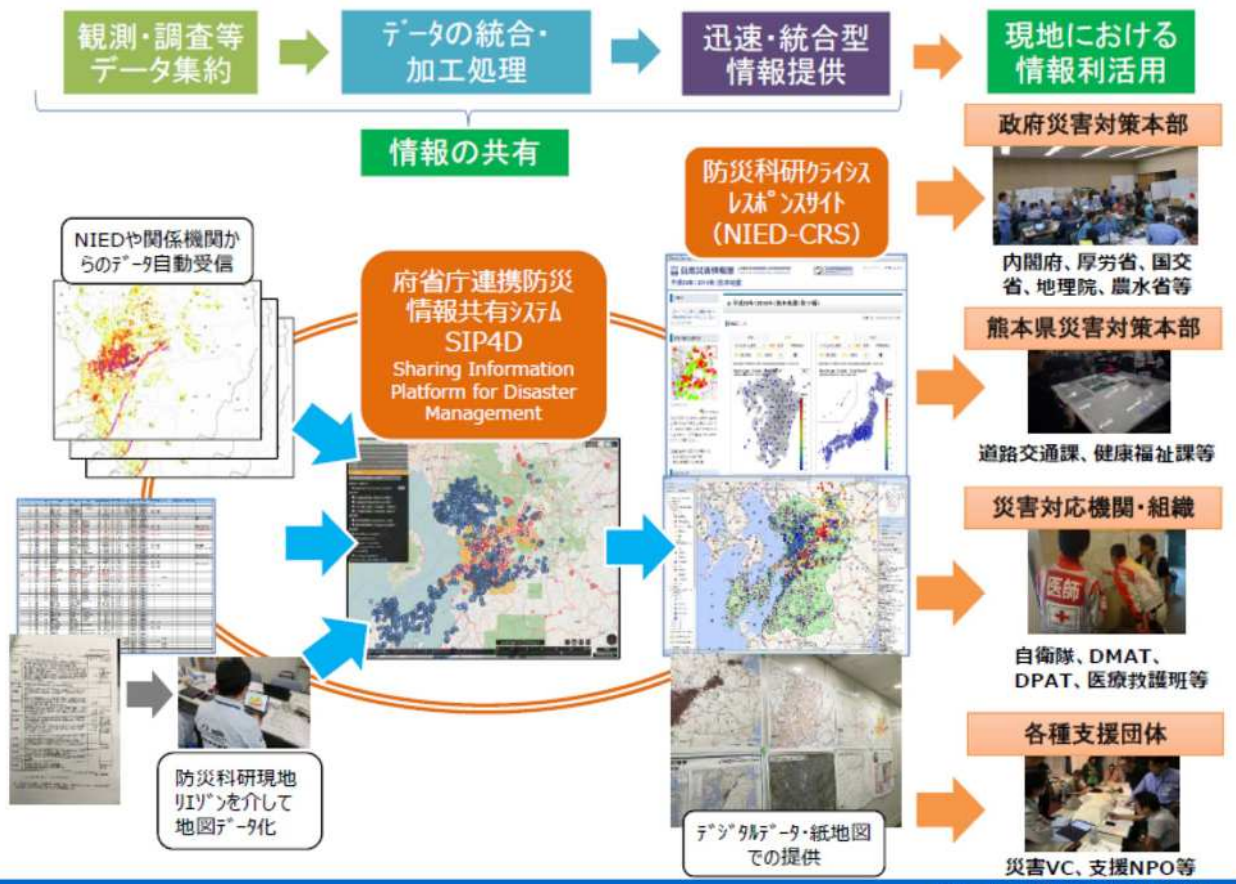
【レジリエントな防災・減災機能の強化（SIP 防災）全体構成図】



【SIP4D 全体構成図】



【参考・熊本地震時における SIP4D の情報共有支援イメージ】



8 災害時における情報伝達手段の多様化・立体化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 総務局)

国主導による NTN の構築を推進し、災害時における情報伝達手段の多様化・立体化のための取組を早急に行うこと。

都では、多重系、単一系等の様々な方法で防災行政無線網を構成し、災害時の連絡手段を確保しているが、近年のデジタルサービスの普及・多様化に伴い、通信速度の高速化及び通信のより確実な確保が求められている。また、能登半島地震において通信途絶が多発したことを踏まえた取組として、災害時の連絡・通信手段を確保・強化するため、都内全区市町村へのモバイル衛星通信機器の配備を進めている。

衛星コンステレーション、HAPS（高高度プラットフォーム）等で構成される非地上系ネットワーク（NTN：Non-Terrestrial Network）は、地上の停電や災害の影響を受けにくく、安定的に陸海空での高速大容量通信を可能とするものであり、災害により地上の通信網が被害を受けた場合の通信基盤として有用である。また、NTN のカメラやセンサーから送られるデータやその AI 分析は防災対策での有効活用が期待できる。

しかし、衛星コンステレーションは、海外の民間サービスが先行し、提供事業者との契約方法に制約があるほか、サービス継続も事業者判断に委ねられるなど、継続的かつ安定的に利用するには課題がある。また、HAPS については、実用化に向けた研究開発の段階にあり、主に成層圏における通信サービス提供となるため、国内の法整備等が必要となってくる。

こうした NTN の技術導入については、日本国内の各事業者が個別に行っているため、事業者間の相互利用や連携が図られず、異なるサービス間の通信ができない可能性がある。

いつ起こるとも限らない災害に対し、NTN の構築や事業者間の連携を国主導で推進し、災害時における情報伝達手段の多様化・立体化を早急に行うことが求められる。

< 具体的要求内容 >

- (1) 日本独自の衛星コンステレーションの構築に向け、調査・検討を進めること。
- (2) HAPS については、国や民間による研究開発を引き続き推進するとともに、実用化に向けた制度整備等を着実に行うこと。
- (3) 災害時における NTN の効果的な運用を見据え、全国共通のサービスなど各自治体で共同利用可能な体制を構築すること。

参 考

NTN と衛星コンステレーション、HAPS 等のイメージ



出典：NTT Group

非地上系ネットワーク（NTN：Non-Terrestrial Network）：上空に飛ばした人工衛星や無人航空機などの非地上系媒体を利用して、地上の基地局ではカバーできない場所でも通信可能とするほか、通信エリアが地上に限定されず、空・海・宇宙などのあらゆる場所に通信エリアが拡張されたネットワークシステムのこと。

衛星コンステレーション：数十機～数万機にも及ぶ多数の衛星を軌道上に打ち上げて、一体的に機能させるシステムのこと。

高高度プラットフォーム（HAPS：High Altitude Platform Station）（読み方：ハップス）：太陽光発電の電力により動作する無人の航空機や飛行船などを利用して、成層圏での運用が想定されている空中の基地局のこと。

9 大規模な噴火時の降灰対策の推進

(提案要求先 内閣府・文部科学省・国土地理院・気象庁)
(都所管局 総務局)

富士山等の大規模噴火による大量の降灰に備え、首都圏等の広域的な降灰状況の観測体制の強化を図り、火山灰の取扱区分や除去・処分方法及び避難のタイミング等について明確な指針を示すとともに、降灰による都市基盤への影響について、国において的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うこと。

<現状・課題>

富士山等の大規模な噴火が発生した場合、その影響は火山周辺地域のみならず、広範な地域に影響があるとされている。火山から一定程度離れた東京都においても降灰等をもたらし、交通や電気、水道等の都市基盤に大きな影響を与えるとともに、膨大な量の火山灰処理が必要となる。都では、令和5年度富士山降灰対策検討会を立ち上げ、富士山噴火を想定した大規模な噴火時の降灰対策について検討を行い、「大規模噴火降灰対応指針」を策定したところである。

しかし、降灰の観測体制をはじめ、大規模噴火時の広域的な対応策は確立されていない状況にある。特に膨大な火山灰の除去・処分については、処分用地の確保や降灰除去機材の確保などを含め、自治体単独では対応が困難であることが想定されるが、国による火山灰の取扱区分や降灰除去・処分方法について指針等は示されていない。

また、大規模な降灰が大都市にもたらす影響については、調査研究が十分になされておらず、火山灰による広域的な被害について、自治体単独では対応が困難であることから、国が的確な調査研究及び被害予測を行い、具体的な対策について検討を進めていくことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 首都圏等の広域的な降灰状況の観測体制を強化し、観測成果の迅速な流通を図ること。また、降灰予報の更なる精度向上（場所・層厚等）を図るとともに、降灰時の避難判断や都市機能維持のための対策等を迅速に行えるよう広域降灰にも対応した基準を設定し、注意報、警報を導入・運用すること。
- (2) 降灰による交通機関への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、具体的な対策を示すこと。また、国道や高速道路など都県境の道路も含めた首都圏全体の道路ネットワークの維持に係る基本計画を提示すること。
- (3) 降灰によるライフライン施設等の都市基盤への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、具体的な対策を示すこと。また、ライフライン事業者等が行う降灰対策に関する対応指針を提示すること。
- (4) 仮置き場の指定方法等も含めた大量の火山灰の降灰があった際の火山灰の

除去・処分方法について、自治体や関係機関等の意見も尊重しながら、明確な指針を示すこと。また、処分等の費用について、活火山法等において、自治体の負担軽減策を位置付けること。さらに、海上投棄に対する柔軟な対応など、広域的な処分方法の具体化の提示をすること。

- (5) 避難のタイミングや訪日外国人等への対応など、降灰時における避難のガイドラインを提示すること。
- (6) 大規模降灰時の国による広域的な物資供給のオペレーションを提示すること。
- (7) 大規模降灰が家電など家庭にある設備等に与える影響の調査研究及び周知を行うこと。

参 考

○ 富士山噴火による被害想定（地域防災計画火山編より抜粋）

	内 容	
噴火の規模等	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16日間
	時 期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部	10cm程度
	その他の地域 (具体的範囲は別図のとおり。)	2～10cm程度
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨などに伴うもの	洪水、泥流、土石流にともなう人的・物的被害

○ 富士山噴火による降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典 富士山火山広域防災対策基本方針より

4. 都 市 整 備

1 建築物の耐震化の推進

1 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の適用期限を一定期間延長すること。
- (2) 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。特に、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等の費用助成について、特に倒壊の危険性が高い建築物の場合に限り、交付対象限度額の更なる割増しを行うこと。加えて、段階的改修の際、2回目以降の工事が未定の場合も助成できるよう拡充を図ること。また、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額の加算について助成対象とするよう拡充を図ること。
- (3) 耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大して実施すること。

<現状・課題>

令和6年1月に発生した能登半島地震では、道路分断などにより、発災後の早急な救命救急活動や物資輸送が滞るなど大きな支障が生じ、緊急輸送道路の機能の確保の重要性が改めて明らかになった。

首都直下地震の切迫性が指摘されている東京においても、大地震が起きた際に都民の生命・財産を守るとともに首都機能を確保するため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することは喫緊の課題である。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を早急かつ強力に促進するため、継続して必要な財源を確保・拡充するとともに、以下のとおり施策を充実することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を図るため、令和3年度に創設された要安全確認計画記載建築物に対する地域防災拠点建築物整備緊急促進事業について、耐震改修等の適用期限に係る事業要件を、令和7年度末まで延長したところである。

都は、東京都耐震改修促進計画において、特定緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第七条第一項第二号に規定する要安全確認計画記載建築物）については、令和17年度末までに総合到達率100%の達成を目標に掲げており、区市町村と連携し、耐震化に取り組んでいる。以上から、耐震化を今後も進めていくため、令和7年度以降についても、一定期間延長すること。

- (2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に重点的に取り組む地方公共団体を支援するため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。特に倒壊の危険性が高い建築物の耐震改修工事は、通常の改修工事に比べコストがかかることから、都では独自に補助対象事業費用床面積当たりの限度額について通常の改修工事より割り増して設定し、その全てを対象に最大9割助成となる制度としている。特に倒壊の危険性が高い建築物に係る補助対象費用床面積当たりの限度額について、令和2年度から10%引き上げられたところであるが、さらに、実態に合った限度額に割り増すこと。加えて、緊急輸送道路の通行機能を速やかに高めるため、特に倒壊の危険性が高い建築物については、段階的改修を行う際に2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後の I_s 値を0.3以上にすれば助成できるよう改善し、その解消に向けた施策の強化を図ること。また、占有者が存する建築物では、所有者が耐震化工事を実施する際に追加的費用が発生するため、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額の加算を実施した場合には助成の対象とするよう拡充を図ること。

- (3) 平成26年度の税制改正において、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき耐震診断が義務化されている建築物について、平成28年度末までに改修工事を実施した場合に翌年度から2年度分の非住宅を含む家屋に係る固定資産税額の2分の1に相当する金額（改修工事費の2.5%を限度とする。）の減額措置が講じられた。

当該措置は、令和5年度の税制改正において3年間延長し、令和7年度末までとしたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、その後についても、一定期間延長して実施するとともに、耐震診断が義務化されていない避難路沿道建築物や緊急輸送道路沿道の建築物についても、耐震化を進めることが重要であることから、対象を拡大して実施すること。

参 考

○事業概要

- ・災害時に早期復旧を図るため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防ぐことが重要
- ・東京都耐震改修促進計画において、「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」を指定し、沿道の建築物の耐震化を促進
- ・促進計画で耐震化を図るべき路線として指定した緊急輸送道路については、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用
- ・平成 19 年度に、東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路全路線を指定し、区市と連携して法に基づく指導・助言を実施するとともに、補助事業を実施。特定緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第七条第一項第二号に規定する要安全確認計画記載建築物）については、令和 7 年度末までに総合到達率(*1)99%、かつ、区間到達率(*2)95%未満の解消、令和 17 年度末までに総合到達率 100%の達成が目標

(*1) 都県境入口からある区間*に到達できる確率

(*2) 区間到達率の平均値

※交差点等により区分した特定緊急輸送道路の各部分

○地域防災拠点建築物整備緊急促進事業における緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震化支援の概要

*令和 5 年度末までに着手したものが対象。

- 耐震診断（補助限度額 1,050 円/㎡～3,670 円/㎡）
- 耐震改修・建替え・除却（補助限度額 51,200 円/㎡）

○要望する耐震改修等の費用に係る助成制度のイメージ

■ 現行（東京都の場合）

地域防災拠点建築物整備 緊急促進事業 2 / 5	地方自治体 (都 1 / 3 及び区市町村 1 / 6)	自己負担 1 / 10
--------------------------------	---------------------------------	----------------

■ 提案

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	地方自治体	自己負担
-------------------	-------	------

○要望する特に倒壊の危険性の高い緊急輸送道路沿道建築物の場合の補助対象費用床面積当たりの限度額の例（平成28年度以降、東京都実施）

通常の建築物の場合

⇒建築物：51,200円/㎡、マンション：50,200円/㎡

特に倒壊の危険性の高い建築物の場合（10%引上げ）

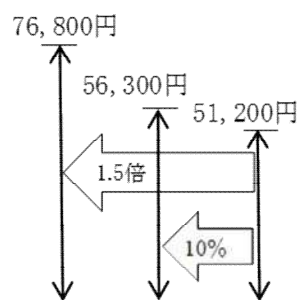
⇒建築物：56,300円/㎡、マンション：55,200円/㎡

特に倒壊の危険性の高い特定緊急輸送道路沿道建築物の場合（1.5倍）

⇒建築物：76,800円/㎡、マンション：75,300円/㎡

■ 現行（東京都の場合）

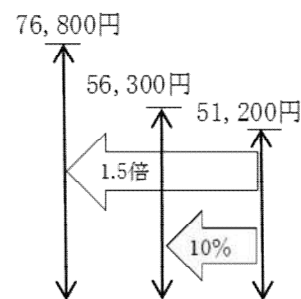
Is値0.3未満の建築物の
助成単価の限度額（㎡当たり）



都 11/15		区市町村 1/6	所有者 1/10	拡充分 10%引上げ分
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	通常分

■ 提案

Is値0.3未満の建築物の
助成単価の限度額（㎡当たり）



国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	拡充分 10%引上げ分
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	通常分

○段階的改修の助成拡充

- ・耐震化促進に向けた検討委員会において、建物所有者の取組に対する更なる支援として、段階的改修への対応の必要性の提言
- ・段階的改修は、最終工程の担保への懸念から各自治体は導入を躊躇
- ・令和7年度までの完了や、所有者による2回目の工事計画立案が困難な場合が多く、2回目工事の担保は実務上困難な状況
- ・一方で、特に倒壊の危険性が高いIs値0.3未満の建築物の解消は、地震での倒壊によって道路を閉塞する確率が低減され、震災時における特定緊急輸送道路の機能を確保する観点から有効
- ・このため、2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後のIs値0.3以上とすれば助成できるよう、国に対して提案要求

2 住宅の耐震化の促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。また、平成 30 年度から開始された総合支援メニューについても、交付対象限度額を引き上げ、除却にも使用できるようにする等拡充を図ること。
- (2) 耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大して実施すること。

<現状・課題>

首都直下地震の切迫性が指摘されている中、地震発生時に住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火により避難・救援活動が妨げられ、大規模な市街地火災につながるおそれがある。都民の生命・財産の保護及び地域の被害の軽減を図るため、住宅の耐震化のスピードアップを図り、都が定めた目標である令和 7 年度までに耐震性が不十分な住宅のおおむね解消を達成するため、重点的に促進する必要がある。しかし、住宅・建築物安全ストック形成事業における耐震改修等への国の交付率は、現在 11.5%であり十分ではない。

<具体的要求内容>

- (1) 住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。また、平成 30 年度から開始された総合支援メニューについても効果を検証し、現在の交付対象限度額の 100 万円を引き上げ、建物所有者の負担を軽減し、現在は対象外とされている建物の除却にも使用可能にするなど、更なる拡充を図ること。
- (2) 平成 18 年度の税制改正において、耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するため、昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する、旧耐震基準により建築された住宅に耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置が講じられた。

当該減額措置は、令和 6 年度の税制改正において 2 年間延長され、令和 7 年度末までとしたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、その後についても、一定期間延長して実施すること。

また、令和 4 年 5 月、10 年ぶりに改定された都の新たな被害想定において、新耐震基準の住宅の耐震化が進むと、人的被害や建物被害が更に軽減されることが示されたことから、新耐震基準により建築された住宅についても耐震

化を進めることが重要である。このため、耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の対象外となっている平成 13 年 1 月 1 日以前から所在する住宅についても、減額措置の対象に含めるよう、制度を拡充すること。

参 考

○住宅・建築物安全ストック形成事業の概要

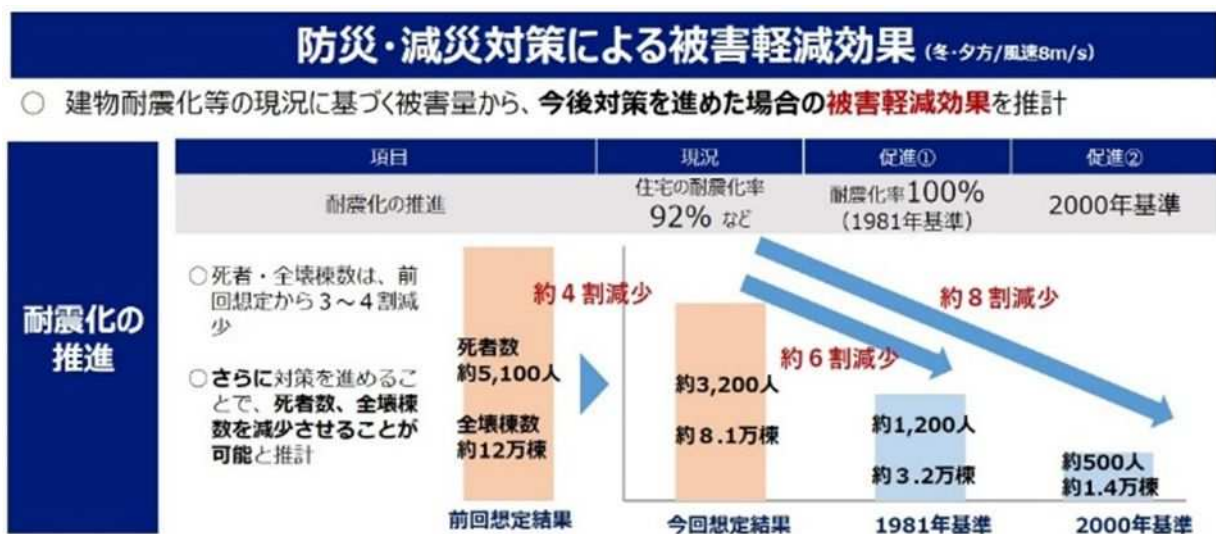
	制度概要（主な要件等）
耐震診断	補 助 率：地方公共団体が実施する場合 国 1 / 2 地方公共団体以外が実施する場合 国 1 / 3 + 地方公共団体 1 / 3
耐震改修等	<p>補助対象：耐震改修工事費（建替え含む。）</p> <p>補 助 率：次の①又は②のどちらかを、地方公共団体ごとに選択できる（物件ごとに変更することはできない。）。</p> <p>①耐震改修工事費 ×23.0%（国 11.5%+地方公共団体 11.5%）</p> <p>工事費の 23.0%について、国費で 1 / 2（交付限度額 41.9 万円/戸）を補助</p> <p>②耐震改修工事費</p> <p>100 万円未満の場合 20.4 万円</p> <p>100 万円以上 200 万円未満の場合 30.6 万円</p> <p>200 万円以上 300 万円未満の場合 50.9 万円</p> <p>300 万円以上 の場合 71.3 万円</p> <p>各金額について、国費で 1 / 2 を補助</p> <p>住宅の耐震化を総合的に支援するメニュー【平成 30 年度創設】</p> <p>対象区市町村：戸別訪問等を実施するなど、住宅耐震化に向け積極的な取組を行うとともに、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき毎年度 P D C A サイクルを実施する区市町村</p> <p>交付対象：耐震設計等費及び耐震改修費用を合算した額</p> <p>交付対象限度額：100 万円</p> <p>（ただし改修工事費の 8 割を限度とする。）</p> <p>交付率：1 / 2</p> <p>対象建築物：マンションを除く住宅</p> <p>※マンション：共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 m²以上であり、地階を除く階数が原則として 3 階以上のもの</p>

○住宅の耐震化を総合的に支援するメニューに関する主な区市町村意見

- ・区市町村は人員不足であることから、本メニューを利用する場合のアクションプログラム策定や個別訪問などは、事務負担に対して費用対効果が低い。
- ・除却に使用できるようにしてもらいたい。
- ・設計と工事がセットになっていることが使い勝手を悪くしているため、分けて使用できるようにしてもらいたい。

○2000年基準の耐震化の推進による被害軽減効果

「令和4年5月 首都直下地震等による東京の被害想定」



2 木造住宅密集地域の改善

1 災害に強い都市構造の確保

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。
- (2) 避難場所等として機能する公園整備を推進するため、必要な財源を確保・拡充すること。

<現状・課題>

令和6年1月の能登半島地震において石川県輪島市で発生した大規模な火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

首都直下地震による東京の被害想定では、建物の全壊・焼失は約19万棟にも及ぶとされている。

また、都内には大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約8,600ha存在する。

大地震から都民の生命と財産を守るとともに、首都機能の確保を図るため、延焼を防止する延焼遮断帯の形成や、それに囲まれた内側の市街地の不燃化、都民の生命を守る避難場所の確保など、災害に強い都市構造を早期に確保することが重要である。

しかし、延焼遮断帯の形成率は約67%、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域(整備地域)の不燃領域率は約65.5%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にある。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成23年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」や、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路である「特定整備路線」を事業化し、整備を進めている。

<具体的要求内容>

- (1) 木造住宅密集地域において、道路整備と沿道の不燃化を重層的に推進することにより、震災時の延焼拡大を防止し避難路としても機能する「延焼遮断帯」の整備を図るため、
 - ① 「特定整備路線」をはじめとする街路事業について、必要な財源を確保すること。
 - ② 都市防災総合推進事業について、必要な財源を確保すること。
 - ③ 都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進について、事業の着手を更に促進するため、補助採択要件を不燃化率70%以上の場合と同程度の安全

性の確保と一律にするのではなく、道路幅員に応じた柔軟な採択要件（都の延焼遮断帯形成基準*を参照）にすること。

（例）

・幅員 20mの場合、不燃化率 60%で補助採択

※ 都の延焼遮断帯形成基準：都市計画道路等の路線ごとに、市街地火災に対する焼け止まり効果の有無を延焼シミュレーションにより測定し、道路幅員に応じた不燃化率の形成基準を定めたもの。

（2）震災時に、避難場所や救援・復興活動の拠点として機能する公園の整備を短期集中的に進めるため、用地取得について、国費率を3分の1から2分の1に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

参 考

1 延焼遮断帯の整備

・特定整備路線

補助 26 号線、補助 29 号線など

・都の不燃化率の目標値（延焼遮断帯の形成基準）

幅 員	沿道の不燃化率
27m以上	—
24m以上 27m未満	40%
16m以上 24m未満	60%
11m以上 16m未満	80%

2 公園の整備

【現行国費率】用地取得 1 / 3、整備 1 / 2

2 地域の防災性の向上

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 木密地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等に取り組むこと。
特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備やその沿道の不燃化を促進するため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等を行うこと。
- (2) 防災街区整備事業の実施における要件を緩和すること。
- (3) 防災再開発促進地区内における、道路・公園整備等に対する税制上の更なる優遇措置を講じること。
- (4) 新防火規制に係る区域における、不燃化等に対する税制上の優遇措置を講じること。
- (5) 不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施しているまちづくり融資の金利を引き下げること。
- (6) 木密地域の改善を加速するため、権利者などの移転を促すことを目的として、公有地等を活用した移転先を整備するなど新たな取組に対し、支援策の更なる拡充を講じること。

<現状・課題>

令和6年1月の能登半島地震において石川県輪島市で発生した大規模な火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

都内には、震災時に大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域が広範囲に分布しており、約8,600ha存在している。

都は、これまで、延焼遮断帯の形成とともに建築物の不燃化・耐震化を進めてきたが、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域(整備地域)の不燃領域率は約65.5%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にあり、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の不燃化など、地域の防災性の向上を図ることが重要である。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成23年度から、従来より踏み込んだ取組を支援す

る「不燃化特区制度」により、市街地の不燃化を強力に進めている。

また、特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の改善を進めるため、防災上重要な生活道路の整備を促進することで、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進する取組を平成 28 年度より開始した。具体的には、地域ごとに、震災時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が可能な幅員 6 m 以上の道路や、避難に有効な 4 m 以上の道路（以下「防災生活道路」という。）を計画に位置付けて道路の拡幅整備を計画的に進め、併せて沿道の建替え工事費の一部を助成し、不燃化の更なる加速と道路の整備を進めている。

また、電柱の倒壊による道路閉塞など、防災生活道路の機能に支障が生じないよう、無電柱化を促進していく。

こうした取組を着実に実施していくためには、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

さらに、老朽化した木造建築物の建替え等による市街地の安全性向上を図るため、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率の制限緩和や防火規制の合理化などを盛り込み平成 30 年度に改正された建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を進めることが重要である。

加えて、木造住宅密集地域の改善を加速するため、道路の拡幅整備などに伴い移転が必要な権利者や、無接道等により老朽建物の建替えが困難な権利者などの生活や既存コミュニティに配慮した、高齢者などが安心して住める移転先を確保するとともに、移転により生じた種地を防災まちづくりに活用する取組を推進する必要がある。

民間建設型都市再生住宅等整備事業については、補助対象となる移転対象地区が限定されていることや、一般住宅等と合築する場合において、設計費の補助割合が面積按分^{あん}されることから、民間事業者の利用が促進されず、事業の推進が困難となっている。

なお、首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避できるよう、国と東京都がハード・ソフト両面から連携し、防災まちづくりを強力に推進していくために令和 2 年 1 月に設置した「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」においても、課題や今後の取組について幅広く議論し、同年 12 月には「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」を取りまとめた。今後は、ビジョンを踏まえ、安全で魅力的な街並みとなる市街地の形成に向けた取組が必要である。

< 具体的要求内容 >

(1) 木密地域の不燃化を加速するため、以下のとおり不燃化建替え、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅や沿道の不燃化、延焼遮断帯の形成、無電柱化の促進等、防災都市づくりに資する事業への財源の優先的な確保と既存事業の要件緩和や新たな制度の創設を行うこと。

- ① 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）については、必要な財源を確保するとともに、早期かつ着実に防災性の向上を図るため、共同住宅等への建替えについては、国費率を従来よりも引き上げることや、共同施設整備の対象範囲を全ての建替え規模に対応できるよう、拡充すること。

- ② 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の建替促進事業による戸建てから戸建てへの建替えについて、隣地取得や敷地面積などの要件を更に緩和すること。
- ③ 都市防災総合推進事業において、避難経路転換用地の取得について、道路を新設する場合に幅員4m未満の部分の用地費も補助対象化し、対象地域に関しても、重点密集市街地に限らず設定できるよう要件を緩和すること。
- ④ 一時集合場所等への避難経路となる防災生活道路等の沿道の不燃化促進のため、既存制度の要件緩和に取り組むこと。
- ・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の延焼遮断帯形成事業における、対象戸数や幅員に関する要件の緩和
 - ・都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進における不燃化促進区域や助成対象建築物に関する要件の緩和
 - ・上記又は防災生活道路沿道の不燃化促進に対する助成制度の創設
- ⑤ 狭あい道路における無電柱化を促進するため、必要な財源を確保すること。
- (2) 都が防災まちづくりを進めている地域は狭小な宅地が多いため、防災街区整備事業における個別利用区制度の運用に当たっては、耐火建築物等を建築するなど特定防災機能の確保に資する対策を行う場合は、敷地の最低限度の要件（100㎡）を緩和すること。
- (3) 主要生活道路や公園・広場の整備及び共同建替えを促進するため、防災街区整備方針に位置付けられた防災再開発促進地区内における、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅、公園・広場の整備及び共同建替えなどに対して、土地・建物等の譲渡に関わる所得税などの税制上の更なる優遇措置を講じること。
- (4) 耐火性の高い建物への建替えを促進するため、東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）に基づいて新たな防火規制を行う区域において、不燃化建替え等に伴う登録免許税に対する特例の創設や工事費相当額の一部を所得税から控除するなどの税制上の優遇措置を講じること。
- (5) 木造住宅密集地域において、高齢者世帯の住居の建替えに伴う資金面の負担を軽減し、不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施している高齢者向け返済特例制度の融資金利の引下げを図ること。
- (6) 木密地域の高齢者などが安心して住める移転先の確保に向け、民間事業者を活用した移転先の整備等を更に促進するため、民間建設型都市再生住宅等整備事業の助成制度について、対象地域の拡充や、設計費補助の要件緩和を図ること。

参 考

- 1 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の国費率
 地区公共施設等整備（道路、公園等） 1 / 2
 （重点整備地区内において密集住宅市街地整備型により施行する事業）
 市街地住宅等整備（共同施設整備等に要する費用） 1 / 3

- 2 防災街区整備事業における個別利用区の敷地の最低限度の規定
- ・ 防災街区整備事業における個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値又は 100 ㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定
 - ・ 延焼防止上及び避難上有効な特定防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用の観点から一定規模（100 ㎡）以上の面積を有する個別利用宅地については、共同化の必要性はない。
 - ・ 個別利用区の設定は、できるだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた仕組み

- 3 新たな防火規制
 （平成 15 年 3 月、「東京都建築安全条例」改正）

規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、全ての建築物は、準耐火建築物以上の性能とする。 ・ 延べ面積が 500 ㎡を超えるものは、耐火建築物とする。
規制の区域	防災都市づくり推進計画で定める整備地域やその他の特に震災時に発生する火災等による危険性が高い地域で、知事が指定する区域

- 4 独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資（高齢者向け返済特例制度）

対象となる住宅	共同建替事業、地区計画等適合事業、マンション建替事業等のまちづくり融資の対象となる事業により建設される住宅（耐震改修、バリアフリー）
対象者	建替事業の対象となる住宅に建替え前から居住している高齢者（借入申込時満 60 歳以上）
融資限度額	<p>「保証ありコースの場合」</p> <p>2,000 万円又は一般財団法人高齢者住宅財団が保証設定する保証限度額のうち、いずれか低い金額</p> <p>「保証なしコースの場合」</p> <p>5,000 万円又は機構による担保評価額（建物及び土地の評価額の合計額×60%）のうち、いずれか低い金額</p>

融資金利	「保証ありコースの場合」 「保証なしコースの場合」
返済方法	利息のみ毎月返済。元金は、借入申込者の死亡時に 「相続人が一括返済」又は「担保提供された建物・ 土地を処分」することにより返済

5 民間建設型都市再生住宅等の助成制度

(1) 都市再生住宅等に入居できる者

- ・住宅市街地整備計画に定める施行区域の整備に伴って住宅等を失うことにより住宅等に困窮すると認められる者

(2) 補助対象

- ・共同施設整備等（都市再生住宅に係る部分）、家賃対策補助

3 総合的な治水対策の推進

1 生命や財産を守る治水事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

国土の保全及び国民の生命や財産を守る治水は国の基本的責務であるため、必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

<現状・課題>

治水事業は一部を除き法定受託事務であり、国の基本的な責務である。

首都東京では、人口が密集する市街地が形成され、政治、経済等の中枢機能が集積していることから、都民の命と暮らしを守るための治水対策の推進と十分な財源確保が必要不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 国の基本的な責務である治水事業について必要な財源を確保するとともに、首都東京に対して必要額を確実に配分すること。
- (2) 災害が発生した地域における災害対策の予算は別枠とし、災害を未然に防止する予防対策の予算について必要な財源を確保すること。
- (3) 治水事業を強力に推進するため、防災・減災、国土強靱化^{じん}のための5か年加速化対策においても、必要な財源を当初予算をはじめ、通常費とは別枠で安定的に確保し、確実に配分すること。

また、5か年加速化対策後も、継続的・安定的^{じん}に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内に策定し、必要な予算・財源を当初予算において、通常費とは別枠で確保すること。

参 考

【国土交通省令和6年度予算の動向（予算概要（令和6年1月30日）より）】

○令和6年度当初の公共事業関係予算は、ほぼ前年並の予算が確保

（単位：億円）

項 目	令和6年度	令和5年度	対前年度比
国土交通省予算（国費）	52,901	52,502	1.00

※このほかに、東日本大震災からの復興・再生に係る予算が、復興庁予算に計上されている。

※5か年加速化対策4年目は、令和5年度の補正予算で11,079億円が措置

○国民の生命や財産を守る治水事業への配分状況

（単位：億円）

項 目	令和6年度	令和5年度	対前年度比
水管理・国土保全局関係予算（国費）	10,535	10,362	1.02

※このほかに、社会資本整備総合交付金等がある。

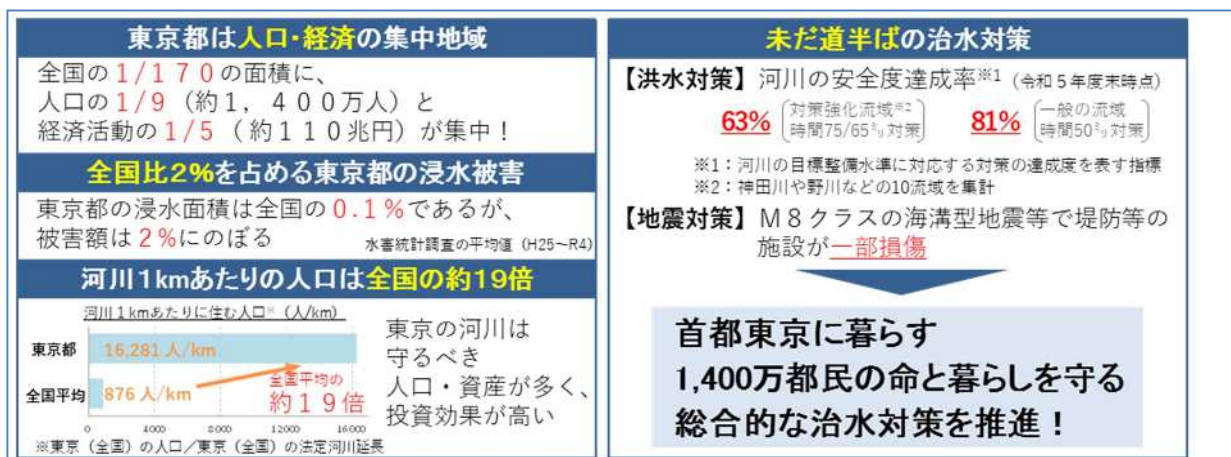
※5か年加速化対策4年目は、令和5年度の補正予算で3,272億円が措置

【東京都における治水事業の動向】

○「『未来の東京』戦略」（令和3年3月）では、「災害の脅威から都民を守る強靱で美しい東京」の実現に向けて、都市型水害対策や地震・津波・高潮対策などの取組をより一層推進していくことを掲げており、「『未来の東京』戦略 version up 2024」（令和6年1月）においても、激甚化する風水害から命と暮らしを守る対策を強化するとしている。

○「TOKYO強靱化プロジェクト」（令和4年12月）においても、都民の安全・安心を確保できる、強靱で持続可能な都市の実現に向けて、東京が直面する5つの危機の一つとして、激甚化する風水害に対する取組を推進していくとしている。令和5年12月に策定した「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」においても、気候変動を踏まえ豪雨対策を一層強化するなど、強靱かつ、サステナブルな都市を目指して、取組を加速している。

【東京都における治水対策の必要性】



2 都市型水害対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・下水道局)

都市型水害対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

都は、時間 50 ミリ降雨に対応可能な護岸、調節池等の整備を進め、水害の早期軽減に努めてきた。しかし、時間 50 ミリを超える台風や局地的集中豪雨に伴う水害が増加しており、降雨状況の変化への対応が急務となっている。東京は膨大な人・資産・情報が高度に集積された日本の中核であり、大規模な浸水が発生した際の被害とその影響は、非常に深刻で広範囲なものとなる。

このため現在、年超過確率 1 / 20 の規模の降雨に対応するため、護岸整備を着実に進めるとともに、優先度の高い流域においては、環状七号線地下広域調節池や城北中央公園調節池等の大規模施設の整備を実施している。

さらに、気候変動の影響を踏まえ、「未来の東京」戦略において令和 12 年度（2030 年度）までに総貯留量約 200 万立方メートルの調節池等の新規事業化を目標として掲げており、神田川など 10 河川において新たな調節池等の事業化に向けた取組を行っている。

今後は、令和 5 年 12 月に策定した「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を踏まえ、気候変動に対応するための取組を推進していく。

内水氾濫対策としては、令和 5 年 12 月に改定された東京都豪雨対策基本方針に基づき、区部では、下水道施設整備に流域対策を加え被害の防止を図る。整備の進め方については、早期に内水氾濫による被害を軽減するため、内水氾濫の危険性が高い 67 地区を重点化し、幹線や貯留施設などを整備する。

多摩地域では、公共下水道の整備や各種排水施設の活用・改修、流域対策など多様な対策手法を組み合わせることで内水氾濫による被害の防止を図る。市単独による雨水排除が困難な地域において、複数市にまたがる広域的な流域下水道雨水幹線の整備を進めている。

令和元年東日本台風など近年全国各地で発生している甚大な水害への対応に加え、将来の気候変動による影響を踏まえ、都市型水害対策の一層の推進が求められている。

<具体的要求内容>

- (1) 都市型水害対策を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 護岸整備に加え、調節池や分水路等の大規模事業に必要な財源を確保し、確実に配分すること。
 - ・ 環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）
 - ・ 下高井戸調節池（神田川）

- ・ 城北中央公園調節池（石神井川）
- ・ 石神井川上流地下調節池
- ・ 境川金森調節池
- ・ 境川木曾東調節池
- ・ 境川木曾西調節池
- ・ 谷沢川分水路

(3) 下水道施設の整備を推進し、効果を早期に発現していくため、必要な財源を確保し、確実に配分すること。

【重点地区】

- ・ 目黒区上目黒、世田谷区弦巻
- ・ 目黒区八雲、世田谷区深沢
- ・ 大田区上池台
- ・ 文京区千石、豊島区南大塚
- ・ 世田谷区野毛
- ・ 港区白金、品川区上大崎
- ・ 品川区戸越、西品川
- ・ 中野区東中野、杉並区阿佐谷
- ・ 目黒区下目黒
- ・ 世田谷区代沢
- ・ 杉並区久我山
- ・ 豊島区池袋本町
- ・ 葛飾区金町
- ・ 江戸川区中央 など計 67 地区

【流域下水道雨水幹線の整備】

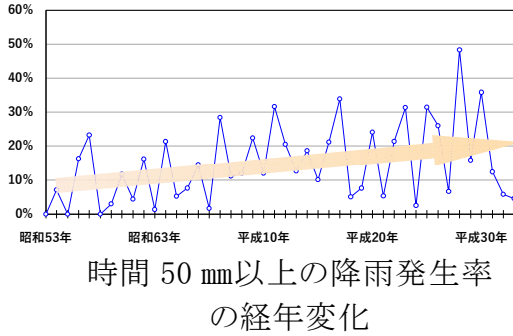
- ・ 空堀川上流域南部地域

(4) 都が実施する気候変動を踏まえた取組を進めるに当たり、必要な助言等を行うこと。

参 考

[治水事業]

【近年多発する集中豪雨】



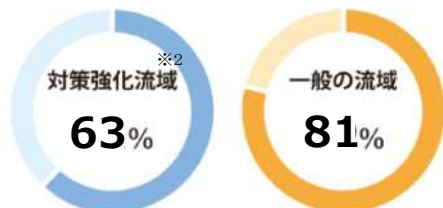
平常時の妙正寺川



平成17年9月豪雨時(時間112^時)

豪雨による河川の変化

【河川の整備状況】



河川の安全度達成率^{※1}(R6年3月末時点)

※1: 河川の目標整備水準に対応する対策(調節池や護岸整備、河床掘削など)の達成度を表す指標。

※2: 年超過確率1/20規模の降雨に対応する神田川や野川などの10流域



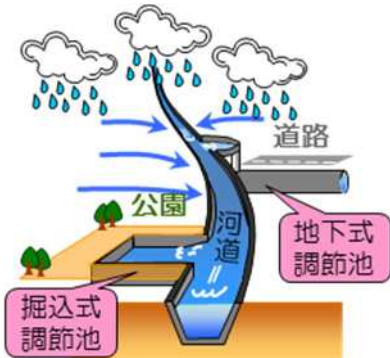
整備前



整備後

護岸の整備前・整備後の状況

【調節池等の整備】



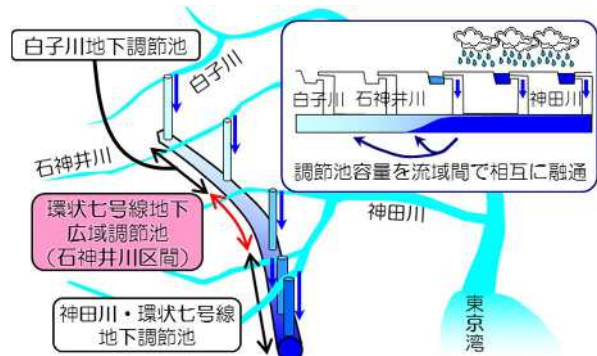
調節池による対応イメージ



境川金森調節池整備状況



環状七号線地下広域調節池整備状況



環状七号線地下広域調節池イメージ

[下水道浸水対策事業]

【下水道施設の整備状況】



浸水対策幹線の整備
《千川増強幹線》



雨水ポンプ所の整備
《王子第二ポンプ所》



完成した雨水貯留施設
《渋谷駅東口（4,000 m³）》



雨水排水ポンプの増強
《先行待機型ポンプ》

3 地震・津波・高潮対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

東部低地帯の河川における地震・津波・高潮対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

東部低地帯の河川では、これまで水門や堤防等の整備を着実に進め、関東大震災時の震度に対する構造物の耐震性と、伊勢湾台風級の高潮に対する堤防の高さを確保してきた。

しかし、東部低地帯の河川では、マグニチュード8.2の海溝型地震など、想定される最大級の地震によって施設の一部が損傷し、津波等により甚大な浸水被害が発生する可能性がある。

このため、都は、このような地震が発生した場合においても各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するよう、東日本大震災を踏まえて策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」（平成24年12月策定）に基づき、堤防及び水門・排水機場等の耐震・耐水対策を進めてきた。さらに、令和4年度からは、耐震対策の対象範囲を拡大した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（令和3年12月策定）に基づき、堤防約57キロメートル、水門等9施設において対策を進めており、特に優先度の高い水門・排水機場等と水門外側の堤防については、早期に対策を完了できるよう取組を推進していく。

また、隅田川などの主要河川については、大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、背後地開発と連携してスーパー堤防等の整備を早期に推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 地震・津波・高潮対策の推進は、低地帯に暮らす300万人の命と、人口、資産が高度に集積する首都の機能を守るため、待ったなしの課題であることから、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 特に優先度の高い水門・排水機場等と水門外側の防潮堤の地震・津波対策については、早期に対策を完了できるよう、必要な財源を確保すること。
- (3) 背後地開発と連携して推進する都のスーパー堤防整備について、必要な財源を確保すること。

4 ソフトとハードの連携した土砂災害対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

ソフトとハードの連携した土砂災害対策を推進するため、砂防関係事業及び土砂災害防止法に基づく基礎調査について必要な財源の確保、制度拡充等を図ること。

<現状・課題>

都内には土砂災害警戒区域が約 16,000 か所存在しており、台風等による豪雨でがけ崩れ等の土砂災害が毎年発生している。平成 25 年伊豆大島では、24 時間雨量 824 ミリに達する記録的な豪雨により甚大な土砂災害が生じ、多くの尊い人命、財産が失われた。

また、令和元年東日本台風では、多摩を中心に日雨量 600 ミリを超える記録的な豪雨となり、人的被害はなかったものの土石流や多くのがけ崩れが発生した。今後も気候変動の影響による記録的な豪雨に伴う同様の土砂災害の発生が懸念されており、土砂災害対策の推進が望まれている。

都における砂防施設整備等のハード対策は、避難所などの重要度や災害発生の危険度を考慮して箇所ごとの緊急性を評価するなど、計画的に整備を推進している。しかしながら、全ての土砂災害のおそれのある箇所で対策を実施するには、膨大な費用と時間を要することから、ハード対策の着実な推進とともに、警戒避難体制の確立に必要な土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を推進していくことが重要である。

都では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査（1 巡目）による区域指定が、令和元年 9 月末に全域で完了した。土砂災害防止法では、おおむね 5 年ごとに基礎調査を行うことを規定しており、都は、1 巡目調査から 5 年経過した箇所において 2 巡目の基礎調査に順次着手し、今後も計画的に調査を進めていく。開発圧力の高い都内では、多くの箇所で地形改変が行われるため、新たな危険箇所の発生状況を把握し、継続的に確認していくためにも 2 巡目以降の基礎調査が必要である。

一方、土砂災害防止法に基づく基礎調査に必要な財源は、平成 27 年度から地方交付税交付金により手当されることとなったが、都は不交付団体のため他の道府県に比べて著しく不利な措置となっている。

さらに、区市町村からは区域指定に伴う土地利用制限が地価に影響を与える場合の固定資産税収減に対する財政上の支援措置や避難所等の移転に関する支援措置の創設・充実、地方単独事業による防災インフラの整備を対象としている緊急自然災害防止対策事業債の事業期間延長を求める要望がある。

このほか、活火山を多く抱える伊豆諸島では、火山噴火に伴う泥流や溶岩流の発生により、溪流周辺の平地に集中している人家等が被害を受ける危険性があるため、火山砂防事業の推進が急務となっている。

また、活火山を有する島しょ地域では、侵食が著しい火山性の地質で構成されるため、荒廃地からの土砂流出により満砂状態の砂防堰堤が多く見受けられる。これらの砂防関係施設は、噴火に伴い生じる火山泥流からの被害を軽減するためにも、除石を行い空き容量を確保しておくことが望まれる。

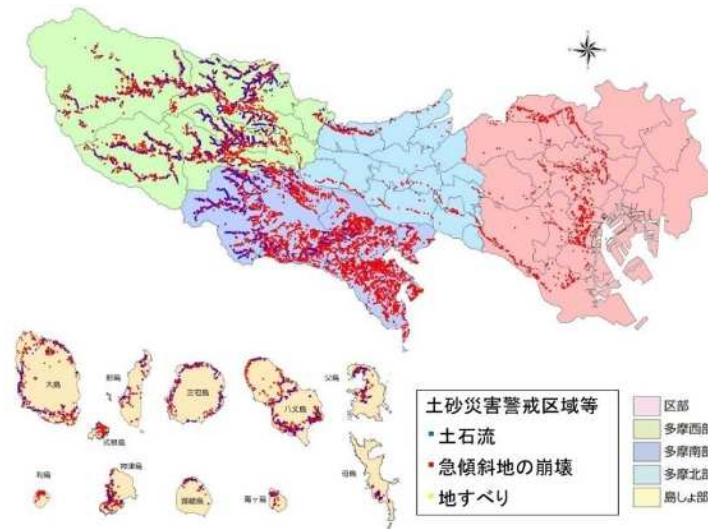
<具体的要求内容>

- (1) 砂防事業、火山砂防事業、地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊対策事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 土砂災害防止法に基づく基礎調査（2巡目以降）を今後も計画的に実施していくため、東京都が地方交付税交付金の不交付団体であることを勘案し、防災・安全交付金の配分に配慮するなど必要な財源を確保すること。
- (3) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、市町村が固定資産税評価額の評価を行った際に、財政上の負担が生じないよう支援措置を講じること。
- (4) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、避難所や要配慮者利用施設を区市町村や施設管理者が区域外に移転する場合の財政上の支援措置を講じること。
- (5) 土砂災害特別警戒区域内における区域指定解除のための防災工事に対し、区市町村が助成や直接工事などを行う際の財政上の支援措置を講じること。
また、既存建築物の所有者が実施する補強に対しては、住宅・建築物安全ストック形成事業の一層の充実を図ること。
- (6) 地方単独事業として、緊急に自然災害を防止するために行う事業を対象としている緊急自然災害防止対策事業債について、事業期間(令和7年度まで)を延長すること。
- (7) 侵食が著しい火山性の地質で構成される島しょ地域では、砂防堰堤等の機能を十全に発揮させるため、嵩上げ等新たな機能改良を伴わない堆積土砂の除去についても採択されるよう、交付対象事業の要件を緩和すること。

参 考

【都内の土砂災害警戒区域等の分布状況】

○土砂災害警戒区域が、約 16,000 か所存在



【土砂災害警戒区域等の指定状況】

<令和6年8月末時点>

指定済み箇所数	
土砂災害警戒区域	15,642 か所
土砂災害特別警戒区域	13,722 か所

【整備状況】

<令和6年8月末時点>

区 分	全体計画 A	整備状況 B
砂防事業	185溪流	124溪流
急傾斜地崩壊対策事業	71地区	60地区
地すべり対策事業	14地区	13地区

【ソフトとハードが連携した土砂災害対策のイメージ】

【基礎調査の国費率】

現行 1 / 3



5 水辺空間のにぎわいの創出及び緑化の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

水辺空間におけるにぎわいの創出及び緑化の推進に必要な財源の確保及び制度充実を図ること。

<現状・課題>

都では、都市に残された貴重なオープンスペースである河川において、水害に対する安全対策のみならず、隅田川のテラス整備や緑化の推進など人々が水辺に親しめる空間の整備を推進し、河川空間の魅力向上に努めてきた。

また、更なる水辺空間の魅力向上のためには、周辺の観光拠点等との結びつきを強め、地域のにぎわいを相乗的に高めていくことが重要であるとの観点から、隅田川下流域の浅草や両国等のエリアにおいては、背後地の民間事業者や地元区と連携し、水辺とまちの一体的なにぎわい空間の創出に向けた取組を進めている。さらに、テラスの連続化や夜間照明などの水辺の動線強化等を推進している。

一方、国においても、平成23年4月に「河川敷地占用許可準則」の改正を行い、地域活性化のための飲食店やオープンカフェ等について、営業活動を行う事業者等による占用が可能となった。令和5年5月には、河川敷地の更なる規制緩和に向けた社会実験の運用を開始し、民間事業者の参入を促進している。また、水辺とまちをつなげる、水辺と人をつなげるミズベリング・プロジェクトを継続的に実施するなど、水辺空間の利用や民間活力の積極的な活用等の取組を推進している。

このような状況やコロナ禍を経た社会情勢の変化等を踏まえ、都は学識経験者等による検討会を設置し、令和5年6月に「隅田川等における未来に向けた水辺整備のあり方」を取りまとめ、水辺整備の今後の方向性と取組イメージを示した。

このあり方を踏まえ、今後は、水辺のゆとり・うるおい・にぎわいをつなぐため、水辺の動線強化の更なる推進やウォークアブルな水辺空間の創出、オープンテラス等の恒常的な利活用の促進など、隅田川下流域の取組を拡充するとともに、上流域等の新たなエリアへ展開していく。

さらに、これまで整備してきた点在する既存の緑をネットワーク化することによって都市環境の改善を図るなど、水辺空間の緑化を推進していくことも必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 水辺空間のにぎわいづくりを推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 水辺空間の緑化を推進するために必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

参 考

【にぎわいづくりの取組事例】

○テラス整備

整備前



整備後



○河川敷地を活用したオープンカフェ



○両国リバーセンター



【河川緑化の取組事例】

○中川の堤防緑化

整備前



整備後



○大栗川の護岸緑化

整備前



整備後

6 水質浄化の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

良好な水質を維持し、都民が水辺に親しめるようにするため、計画的なしゅんせつについて必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

都はこれまでに、環境基本法に基づき水質浄化の取組を進めてきた。

しかし、隅田川、新河岸川及び日本橋川をはじめとする感潮河川では、一部区間において河床に堆積した汚泥により水質の悪化や悪臭の発生が見られ、こうした悪臭の発生等が快適で魅力ある水辺空間の形成を阻害する要因の一つともなっている。

このため、引き続き汚泥のしゅんせつ等の水質浄化対策を進めていく必要がある。しゅんせつに当たっての底質調査では、隅田川等においてダイオキシン汚染土等の有害物質が確認されており、これらの有害物質の処分のため、今後の費用の増大が懸念されている。

河川の水質改善により良好な水辺空間を創出することで、都民が水辺に親しむことができるように、計画的にしゅんせつを実施していく必要がある。

<具体的要求内容>

計画的なしゅんせつについて必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参 考

【しゅんせつの実施状況】(令和6年3月時点)

河川名	しゅんせつ目標土量 (令和3年度～令和7年度)	しゅんせつ実施土量 (令和5年度見込み)
隅田川	226.4千m ³	30.9千m ³
新河岸川	19.9千m ³	4.1千m ³
日本橋川	7.5千m ³	1.6千m ³

7 流域貯留浸透事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

流域における雨水の流出を抑制するため、グリーンインフラの導入も含めて流域貯留浸透事業の推進に必要な財源の確保、国費率の引上げ及び制度拡充を図ること。

<現状・課題>

都は、河道などの治水施設の整備に加え、総合治水対策の一環として、流域における雨水の流出を抑制するため、都の関連施設に加え、関係区市町村とも協力して公共施設への貯留浸透施設の設置や透水性舗装の実施などを推進している。

令和3年度より、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域で実施する流域貯留浸透事業は個別補助事業として補助率が2分の1へと引き上げられたが、特定都市河川流域以外で実施する事業の補助率は3分の1となっている。

また、令和6年度より交付金事業である流域貯留浸透事業の採択要件が、これまでの300立方メートル以上から、複数で500立方メートル以上の貯留浸透機能を持つ施設とされた。一方、特定都市河川流域で実施する個別補助事業は、これまでどおり300立方メートル以上となっている。

雨水流出抑制をより一層進めるために、自然環境が有する機能を社会課題の解決に活用するグリーンインフラの導入を推進する取組の加速が求められている。

<具体的要求内容>

- (1) 流域貯留浸透施設の整備について必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京への確実な配分と国費率の引上げを図ること。
- (2) 1施設300立方メートル未満の小規模な貯留浸透施設についても取組を推進できるよう、個別補助事業の採択要件を緩和すること。
- (3) レインガーデンなど雨水流出抑制に資するグリーンインフラの整備について補助の対象とすること。

参 考

【整備状況】

<令和6年3月末時点>

区 分	整備状況
流域貯留浸透施設 (S58～)	110か所

8 海岸保全事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

伊豆諸島等における海岸保全事業について必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

我が国は、台風、地震、津波などに対し、厳しい地理的・自然条件にあることから海岸災害が多発しており、東日本大震災においても甚大な海岸災害が発生した。

また、海岸侵食も顕在化してきており、放置すれば貴重な国土が失われることになり、その保全は極めて重要である。

伊豆・小笠原諸島沿岸は、海岸背後の平坦な場所に人口・資産の多くが集中している。

また、島しょ地域沿岸は豊かな海洋自然環境が広がり、島の貴重な観光資源となっている。

このことから、自然環境へ配慮しつつ、台風、低気圧、季節風等による波浪・高潮等から人命・財産及び国土を保全するため、これまで以上に着実な海岸保全事業の推進が求められている。

このような状況の中、都は、比較的発生頻度の高い津波に対して防護機能を確保するためのハード対策や、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、住民等の避難を軸にしたソフト対策を進めている。

また、平成26年6月の海岸法改正において、海岸保全施設の維持又は修繕に関する規定が明確化され、予防保全の考え方に基づいた維持管理の徹底が求められているところである。令和4年度からは個別補助制度の海岸メンテナンス事業が創設され、海岸保全施設の老朽化対策や施設機能の向上を図る整備を計画的かつ集中的に推進している。都においても、伊豆・小笠原諸島に、台風や冬季の波浪など厳しい自然条件にさらされている海岸保全施設が多数あり、計画的な維持又は修繕により、所要の防護機能を確保していく必要がある。

このほか、海岸の一部で侵食が見られるものの保全対象が少ないなど国の交付要件に合致しないため、侵食対策事業の実施が困難な海岸がある。

<具体的要求内容>

- (1) 海岸保全事業を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 計画的な維持又は修繕による海岸保全施設の予防保全型管理を進めるために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (3) 伊豆諸島等は常に外洋に面しており、全国的に見ても波浪条件が厳しいという特殊性を踏まえ、侵食対策事業における採択要件を緩和すること。

参 考

【海岸施設の状況】



波浪による侵食(新島)



老朽化による施設の破損状況 (左)御蔵島、(右)三宅島



海岸侵食による汀線(海岸線)の後退(大島)

4 東京港の高潮・地震・津波対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

都民の生命と財産を守り、首都東京の中核機能を確保するため、東京港における高潮・地震・津波対策を早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

日本の中核機能が集中する首都東京に大規模地震が発生し、海岸保全施設の機能が失われると、約300万人が暮らす沿岸部低地帯に海水が浸入し、甚大な被害を受けるおそれがある。また、将来の気候変動に伴う海面水位の上昇や台風の強大化等による被害の拡大も懸念されている。

首都東京が機能不全に陥れば、我が国の社会・経済活動、国民生活への影響は計り知れない。

こうした状況を踏まえ、海岸の保全や防潮堤・水門等の海岸保全施設の整備に関する事項を定めた法定計画である「東京湾沿岸海岸保全基本計画[東京都区間]」を令和5年3月に改定し、海岸保全施設の耐震性強化や気候変動の影響を考慮した機能強化を図るなど、東京港における高潮・地震・津波対策を強力・早急に推進する予定である。

<具体的要求内容>

最大級の地震や台風に備え、水害から都民の生命・財産、首都東京の中核機能を守るため、新砂水門などの耐震性強化や気候変動の影響を考慮した京浜運河沿いの防潮堤の嵩上げ^{かさ}など、東京港における高潮・地震・津波対策を強力・早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

5 大規模水害対策の推進

1 大規模水害対策の推進

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 総務局・建設局)

人口や産業が集積した首都圏では、荒川や利根川、多摩川等の国が管理する大河川で大規模水害が発生した場合、被害が甚大となるため、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進すること。

<現状・課題>

平成 27 年の関東・東北豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風による豪雨、令和 2 年 7 月豪雨など、近年、各地で大規模水害が発生している。都内においても、令和元年東日本台風により多摩川がいつ水し、浸水被害が発生するなど大規模水害の危険性は増している。こうした膨大な避難者や甚大な経済被害が想定される大規模水害については、荒川や利根川などの大河川を管理する国が、責任を持って地方自治体を越えた総合的な対策に取り組むことにより、被害の軽減等を確実に推進することが極めて重要である。

国は、平成 28 年 6 月に中央防災会議防災対策実行会議の下に、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を立ち上げ、平成 30 年 3 月に報告書を公表し、洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的考え方を示した。この報告書を踏まえ、首都圏における大規模水害時の広域避難の実装に向け、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討するため、同年 6 月、内閣府と都が共同で「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置した。同検討会は、令和 3 年 6 月に「大規模水害時における住民避難の考え方と今後の取組方針」を取りまとめ、「広域避難だけではなく、現実的に対応可能な複数の避難行動を組み合わせて、大規模水害時の住民避難を検討していくことが重要」とし、さらに、「安全な避難先として、親戚・知人宅等の避難先を住民が自ら確保し、自主的に避難することを強く推奨」とした。そして、令和 4 年 3 月には、同検討会の報告として「広域避難計画策定支援ガイドライン」を取りまとめ、今後は、同ガイドラインに基づき、避難手段・誘導等を踏まえた広域避難計画を策定することとした。

令和 4 年 6 月には、同ガイドラインを踏まえ、広域避難計画等の策定に向けた具体的な検討を行うため、内閣府と都が共同で「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」を設置し、令和 5 年 3 月には、広域避難先の開設運営方法等の具体化や、適切な避難行動につながる情報発信・伝達の在り方に関する検討成果を報告書として取りまとめた。令和 6 年 3 月には、避難までのリードタイムが長く、かつ関係機関が行政、交通事業者、報道機関等と多岐にわたる広域避難の特殊性を踏まえ、全ての機関が「共通認識」の下、各々が実施する対応、行動について「タイミング」、「内容」を共有するためのタイムラインを取りまと

めた。

広域避難計画の策定に当たっては、引き続き、避難手段の確保や住民の避難誘導、広域避難情報等の発信方法を整理していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 大規模水害時において、東京東部低地帯からの百万人単位の行政区域を越える避難は、地方自治体だけでは十分な対応が困難な課題であり、令和元年東日本台風で顕在化した事象も踏まえ、避難手段の確保や誘導等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。
- (2) 大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、地方自治体の意見を十分に取り入れること。
また、地方自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。
- (3) 災害対策基本法において、防災基本計画に明記している「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本原則を明確にするとともに、居住地域の災害リスクに関する情報の把握や、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先の確保についても住民の責務と明示するなどの改正を行うこと。
- (4) 荒川水系河川整備計画に記載された調節池群や京成本線荒川橋梁架替、多摩川緊急治水対策プロジェクトに位置付けられた河道掘削など、大河川の氾濫を防止する治水対策の着実な推進とともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。
- (5) 荒川や利根川など大河川の洪水や、高潮による氾濫が発生した場合、東部低地帯が広範囲かつ長期間浸水するおそれがあるため、早期の排水に向け、体制の充実を図ること。

2 荒川第二・第三調節池の整備推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

首都圏の洪水被害の防止・軽減を図る、荒川第二・第三調節池の整備を積極的に推進すること。

<現状・課題>

荒川は、その氾濫原内に人口・資産が集積している東京都及び埼玉県を貫流する国土管理上最も重要な河川の一つであり、大規模な氾濫が発生した場合には、首都圏に甚大な被害を与えることとなる。

「荒川水系河川整備計画」においては、戦後最大洪水である昭和22年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水が発生しても災害の発生を防止することを整備水準の目標としている。計画では基本高水のピーク流量 $11,900\text{m}^3/\text{s}$ （岩淵地点）に対し、洪水調節施設により $5,700\text{m}^3/\text{s}$ を調節することとしているが、現在完成した4施設（荒川第一調節池、二瀬ダム、浦山ダム及び滝沢ダム）だけではいまだ洪水調節量が不足している状況にある。このため、令和3年12月には荒川水系治水協定を見直し、荒川第一調節池内の荒川貯水池において更なる事前放流による洪水調節が可能となった。

荒川第二・第三調節池は、荒川の氾濫を防止し、下流に位置する首都東京の洪水被害の軽減を図るため、極めて重要な施設であり、着実な整備が必要である。令和3年8月には工事中においても段階的な効果発現を図るため、令和8年の出水期までに既存の横堤等を活用し、約 $1,200\text{万 m}^3$ の洪水調節容量を確保する方針が出されるなど、工事実施上の工夫が公表された。

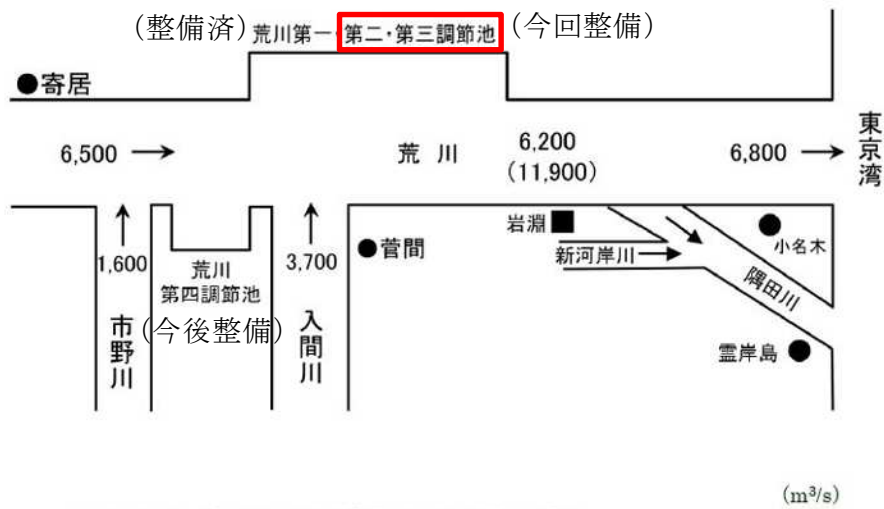
令和6年度は囲ぎょう堤の築堤工事等を施工しており、引き続き、流域の安全性の早期向上に向け、取り組んでいく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 荒川の氾濫を防止し、首都東京の洪水被害を軽減する荒川第二・第三調節池の整備を着実に推進し、流域の安全性を早期に向上させること。
- (2) 事業完了前に完成部分を段階的に供用するなど事業効果の早期発現に向けた取組を引き続き検討すること。
- (3) 事業の実施に当たっては、徹底したコスト縮減に努めること。

参 考

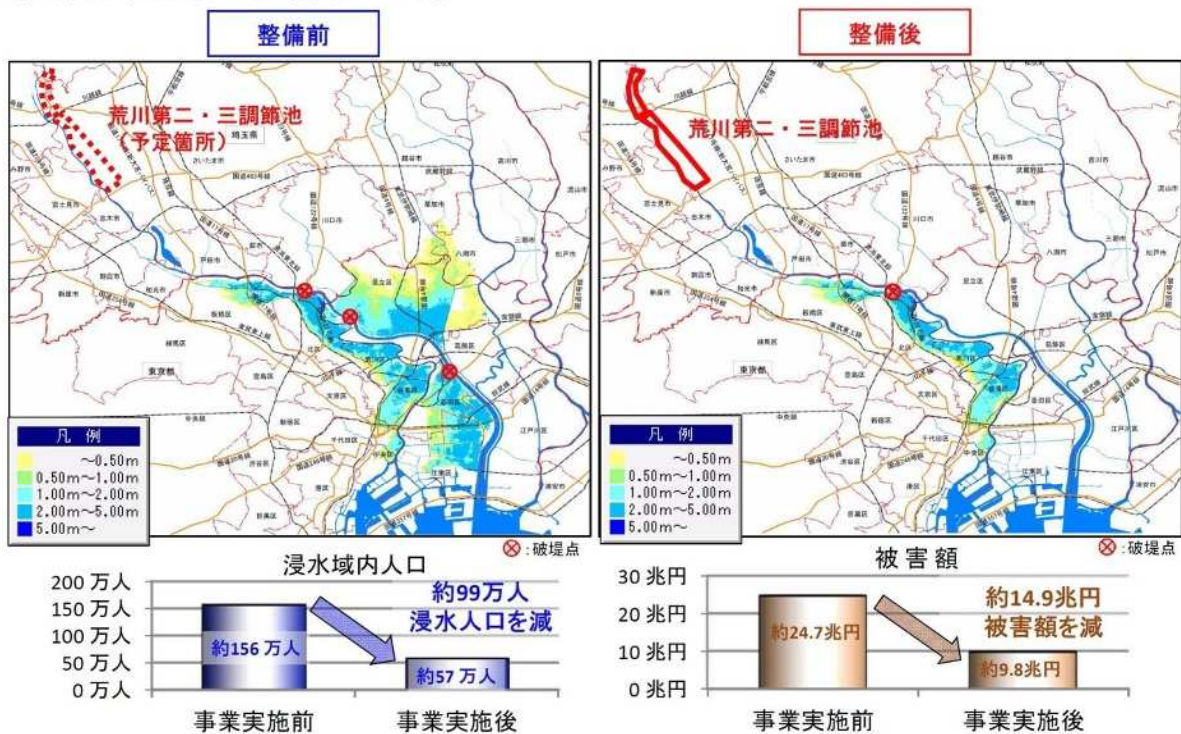
【流量配分図】（荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）令和2年9月）



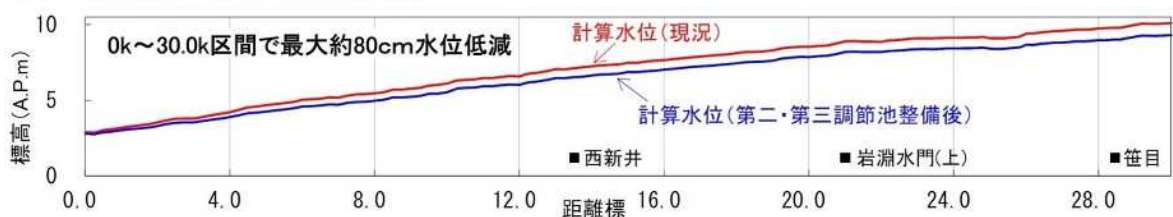
※ () は、ダム等の洪水調節施設がない場合の流量

荒川直轄河川改修事業（荒川第二・第三調節池）＜大規模改良工事＞
新規事業採択時評価 説明資料

【整備効果(整備計画規模1/100)】



【調節池下流部の水位低減効果】



3 京成本線荒川橋梁架替事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

首都東京の洪水被害の防止・軽減を図る京成本線荒川橋梁架替事業を積極的に推進すること。

<現状・課題>

荒川下流部の東部低地帯に位置する京成本線荒川橋梁周辺の堤防は付近に比べて低くなっている。

本橋梁周辺の江東五区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区及び江戸川区）には、約250万人の都民が生活しており、人口・資産が高度に集積する地域となっていることから、ひとたび大規模な氾濫が発生した場合には、その被害は極めて甚大なものとなる。

令和3年10月には、架け替え完了までの間の応急的な対策として、堤防切り欠き部にパラペットが整備され、令和5年2月に橋梁基礎工などの架替工事に本格的に着手されたところである。首都東京の洪水被害の防止・軽減を図るためには、本橋梁を架け替え、必要な堤防高を確保していくことが急務であることから、引き続き、事業効果の早期発現に向けて取り組んでいく必要がある。

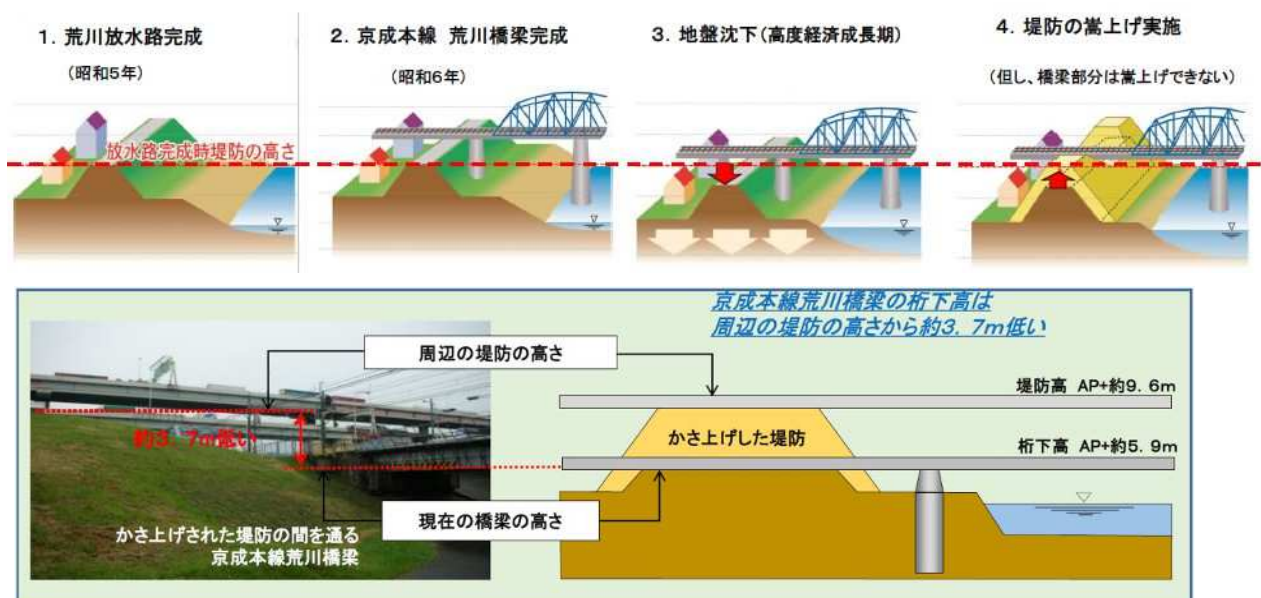
<具体的要求内容>

- (1) 京成本線荒川橋梁架替事業を推進し、事業効果の早期発現を図ること。
- (2) 事業の実施に当たっては、工期を遵守し着実に事業を進めるとともに、事業完了まで徹底したコスト縮減に努めること。

参 考

【荒川下流特定構造物改築事業 事業再評価資料（令和3年12月1日）】

(上：変遷、下：橋梁周辺の状況)



4 高規格堤防事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

首都圏の洪水や地震に対する安全性を高め、まちづくりにも寄与する高規格堤防事業を着実に推進すること。

<現状・課題>

直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。

東京は、河川の氾濫原に多くの人口・資産等が集積しており、東部低地帯に300万人が暮らしているなど、水害から都民の命と暮らしを守るためには堤防の安全性向上は特に不可欠である。

現在、篠崎公園地区（江戸川）や新田一丁目地区（荒川）、西新小岩地区（荒川）などにおいて事業が進められているが、首都東京の安全性を上げていくためには、今後も積極的に事業を推進していく必要がある。

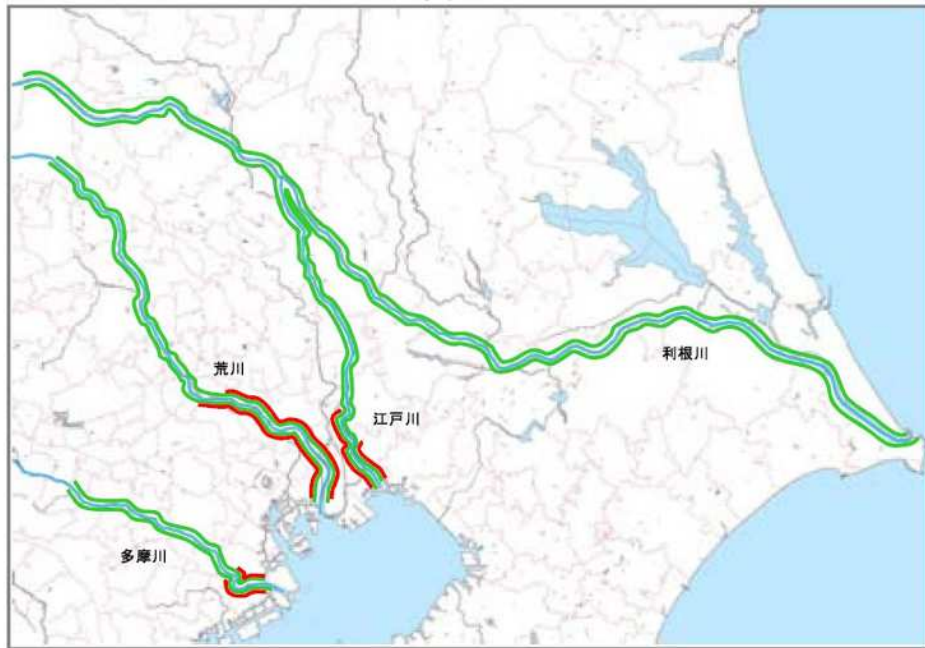
また、現行の直轄事業負担金の負担割合は3分の1と、一般的な河川改良事業並の負担割合となっている。一方で、例えば、道路事業では、高速道路の負担金（新直轄方式）について都県の負担は4分の1となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 地震や豪雨による水害から都民を守るため、土地区画整理事業等と連携し、早期の事業着手と一層の整備促進を図ること。
- (2) 高規格堤防事業の実施に当たっては、地元の意見聴取を丁寧に行い、実施するとともに共同事業者に必要な説明責任を果たし、コスト縮減に努めること。
- (3) 高規格堤防事業の直轄事業負担金について、負担軽減を図ること。

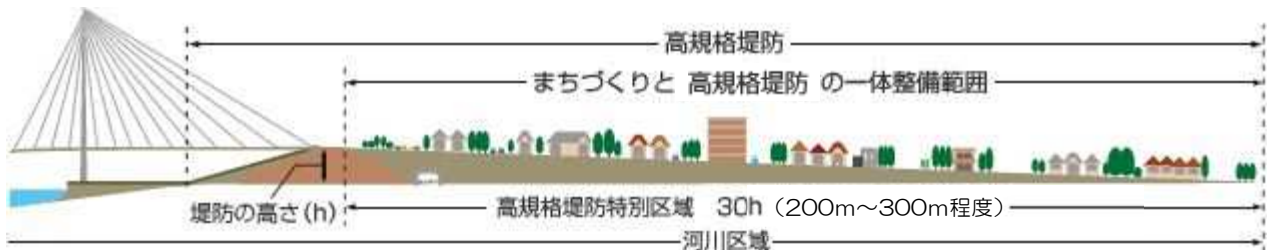
参 考

【高規格堤防事業対象河川図（首都圏）】



※出典：平成24年度予算決定概要

【高規格堤防断面図（イメージ）】



【直轄事業負担金の負担率】

直轄事業		国	都県
河川事業	その他の改良事業 (高規格堤防事業含む)	2 / 3	1 / 3
	大規模改良事業	7 / 10	3 / 10
道路事業	高速自動車国道 (新直轄方式)	3 / 4	1 / 4
	一般国道 (直轄国道)	2 / 3	1 / 3

5 災害対策としての高台まちづくりの促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

低地部において、土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施など、高台まちづくり（高台・建物群）を促進するために必要な措置を講じること。

<現状・課題>

近年の気候変動により水害が激甚化していること等を踏まえ、防災まちづくりを強力に推進していくため、令和2年1月に国と都により「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」を設置している。会議では、まちづくりによる高台化の推進や、再開発事業による避難スペースを上部階に確保した建築物の整備など、幅広く検討を進めており、同年12月に取りまとめとなる「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を公表した。翌年3月、高台まちづくり（高台・建物群）の推進に向け、ビジョンで取りまとめた方策の具体化を図るため、会議の下に、地元区も含めた「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」を設置し、地域の避難計画とも連携しながら、モデル地区ごとに検討を行っている。

また、都においては、令和4年末「TOKYO強靱化プロジェクト」及び昨年末「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」を公表し、荒川・江戸川・多摩川の破堤を想定した備えとして、短期から長期までを見据えて高台まちづくりを推進していくこととした。さらに、国においては昨年7月に「国土強靱化基本計画」が改定され、首都圏等の日本経済を支える大都市を壊滅的な水害から守るため、ゼロメートル地帯等における高規格堤防の整備推進などが位置付けられた。

高台まちづくりの手法の一つである高規格堤防整備の推進には土地区画整理事業等との連携が有効であるが、実施に当たっては、住民等との合意形成や、土地区画整理事業施行者の財政的負担などの課題がある。

また、避難スペースを確保した建築物等の整備・確保等による建物群の形成については、自然災害が発生した場合における居住者等の安全確保のために必要な施設整備に対する支援制度として、令和3年度に「都市安全確保拠点整備事業」が創設され、また地域の防災拠点となる建築物の整備促進のための支援制度である「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」が拡充され、水害時の避難者対応のための事業として「一時避難場所整備緊急促進事業」が盛り込まれた。

その大半が浸水区域となる東部低地帯等の各区においては、水害時の避難スペースとなる高台確保に向け、こうした事業の適用を速やかに図っていくことが求められている。

引き続き、地元自治体も含めた事業者への支援については高台まちづくりの推進につなげられるよう、国や地元自治体と連携してモデル地区等での具体的な取組の中で生じた意見や課題等を踏まえ、速やかに制度の充実を図っていく必要がある。

また、公共施設等での避難スペースの整備・確保の推進に当たっては、高速道路高架部を緊急安全確保先の一つとして一時的に活用できるよう、都、高速道路会社及び地元区と協定を締結し、本取組の実行性を確認し、取組の熟度を高めている。

<具体的要求内容>

- (1) 土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施を一層促進するため、以下の措置を講じること。
 - ① 地元自治体の意向や高台の不足状況を踏まえ、高規格堤防を都市施設として都市計画に位置付ける等の河川事業が先導して高台まちづくりが進められる実効力のある仕組みを活用し、モデル地区等での事業化に向けて連携すること。
 - ② 住民等の合意形成が円滑に進められるように、高規格堤防整備事業に係る地権者の直接移転先となる種地の確保を河川事業側でも行うこと。
 - ③ 高規格堤防整備事業と土地区画整理事業等の一体実施における費用負担の在り方について検討すること。
 - ④ 川裏法面の宅地としての利用や、堤防天端道路の建築基準法上の道路としての活用を可能とすること。
 - ⑤ 高規格堤防整備事業と一体的に実施する土地区画整理事業において、住民等の合意形成が円滑に進められるように高規格堤防整備事業の用に供するため使用された土地での建替家屋に対する固定資産税（家屋）の減税措置については期間延長されたが、今後は恒久化について検討すること。
- (2) 「都市安全確保拠点整備事業」及び「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」については、地元自治体も含めた事業者への支援については高台まちづくりの推進につなげられるよう、支援対象の拡大や予算確保を行うとともに、モデル地区等における高台まちづくりの具体的な取組の中で生じた意見や課題なども踏まえ、地域特性を踏まえた支援についても引き続き検討を行うこと。

また、「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」については、事業期間の延長を行うこと。
- (3) 大規模水害時において、高速道路高架部を緊急安全確保先の一つとして一時的に活用できるようになったが、引き続き、都、高速道路会社及び地元区等と連携すること。

6 大規模水害時における排水対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・港湾局・下水道局)

東部低地帯における高潮や荒川の洪水等による大規模水害時において、迅速な救助、早期復旧・復興に向けた排水対策を、都と連携して推進すること。

<現状・課題>

東京の東部低地帯では、地盤面が海面あるいは河川水位よりも低い地域が広範囲に広がっているため、高潮や洪水等により、大規模な水害が発生すると、長期間にわたり浸水が継続することが想定される。

このため、都は、「大規模水害時の排水作業準備計画検討委員会」を設置し、国が策定した荒川や利根川などの排水作業準備計画と整合を図りつつ、平成30年3月に公表した高潮浸水想定区域図に基づく、東京都における排水作業準備計画を令和4年8月に公表した。大規模水害発生時には、これらの準備計画を踏まえた排水計画を作成し、排水作業を実施することとしている。

また、大規模水害時にも必要な排水施設となる排水機場等について、耐震・耐水対策を推進するとともに、浸水期間の短縮に向けた排水機能の強化について検討を進めている。

大規模水害発生後、早期に復旧・復興を図るには、速やかな排水により浸水を解消することが重要であるため、国と都が連携して、排水対策を進めていく必要がある。

<具体的要求内容>

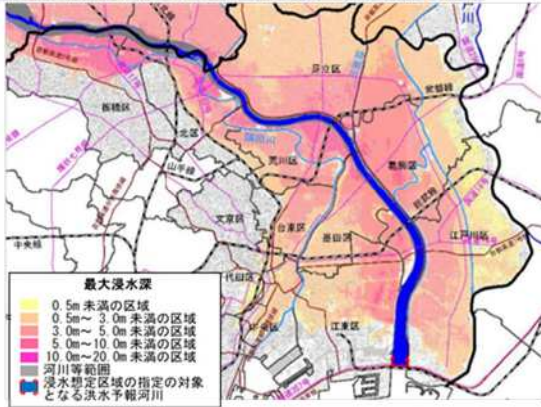
- (1) 大規模水害時においては、国が主導し都と密に連携を図り、排水計画に基づき速やかに排水を実施すること。
- (2) 大規模水害発生後、速やかに浸水が解消できるよう、国が管理する排水機場の増強について検討すること。
- (3) 浸水期間の短縮に必要な排水機場等の耐水化などについて、財源の措置や技術的支援を講じること。

参 考

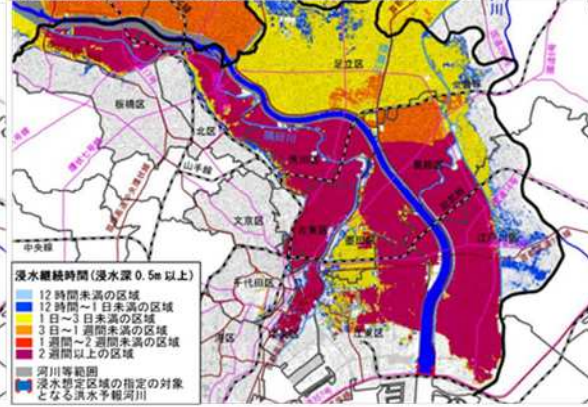
【荒川洪水浸水想定区域図（平成 28 年 5 月）】

災害に強い首都「東京」形成ビジョン 参考資料（令和 2 年 12 月）より

荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

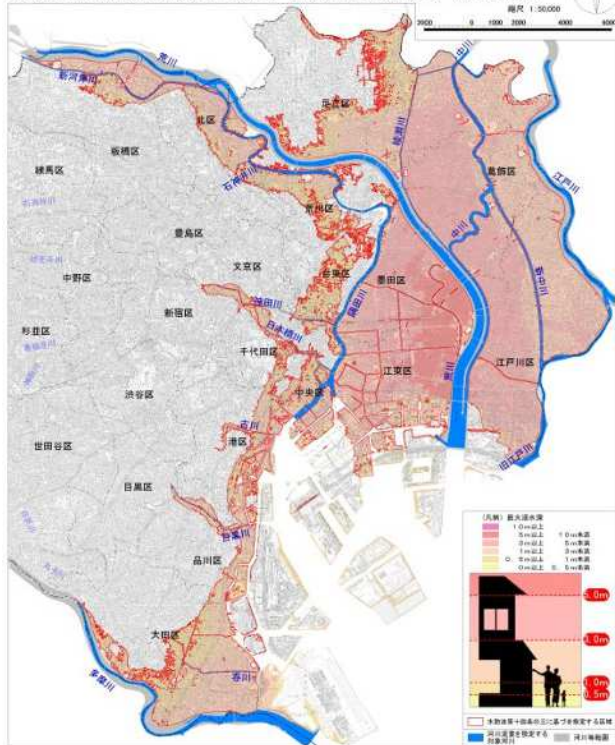


荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

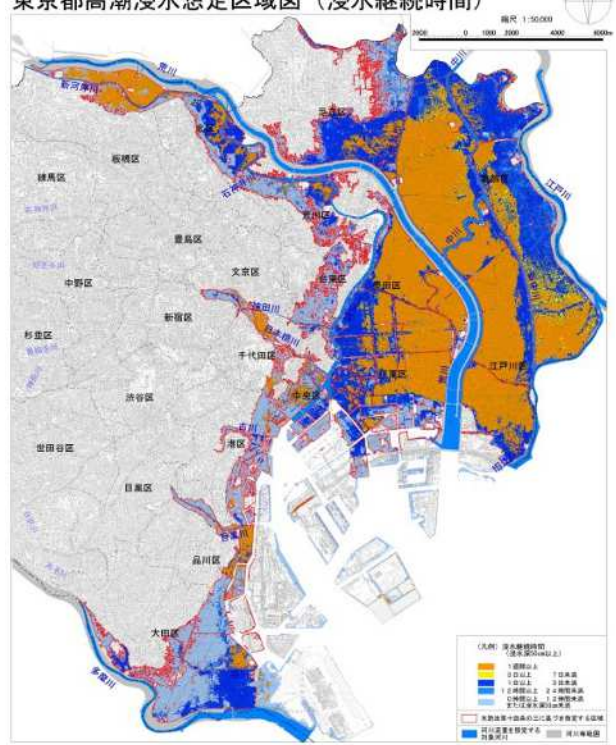


【東京都高潮浸水想定区域図（平成 30 年 3 月）】

東京都高潮浸水想定区域図〔想定最大規模〕（浸水深）



東京都高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）



6 ライフライン施設の耐震化などの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 総務局・建設局)

首都直下地震などへの必要な対策を着実に進めるため、ライフライン施設の耐震化などを推進すること。

<現状・課題>

平成 25 年 11 月に制定された首都直下地震対策特別措置法に基づき、国が平成 26 年 3 月に策定した「首都直下地震緊急対策推進基本計画」では、首都直下地震の発生に備えた地震防災対策のうち、都を含む緊急対策区域における政府の講ずべき措置として、「ライフライン等の耐震化」を掲げ、平成 27 年 3 月の改定では、減災目標を達成するための具体的な目標等を設定した。

国においても、国道における無電柱化を進めており、特にセンター・コア・エリア内の整備に努めている。また、都においても首都直下地震発生時に同様な被害がないように備える必要があり、現在、ライフラインの早期復旧に向けた取組として、上下水道の耐震化や道路整備による無電柱化を図るとともに、ライフラインの復旧活動拠点の確保に努めている。

一方、平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震において、火力発電所の損傷による北海道全域の停電は住民に対して多大な影響を与えた。

都が令和 4 年 5 月に公表した、首都直下地震など東京に被害を及ぼす地震に関する新たな被害想定では、時間の経過とともに変化する被害の様相として、ライフラインの寸断が被災者の身の回りの生活環境に大きな支障を生じさせ、生活再建や復旧・復興へ甚大な影響を及ぼすとした。キャッシュレス決済やオンラインショッピングが普及する中、大規模停電や通信の途絶は社会経済への影響も大きく、ライフライン施設の耐震化の一層の推進や災害時にもつながる通信基盤の確保の重要性が更に増している。

本年 1 月 1 日には、能登半島地震が発生し、電線の断線等による停電、安否確認や情報収集に欠かせない通信の途絶や水道管の破損による長期にわたる断水等が認められた。

また、地震だけでなく、大規模風水害や火山噴火などの複合災害が発生した場合には、被害の激化や広域化、長期化等が懸念される。都としては、上下水道の管路や施設の耐震化などの取組を進めているが、電気、ガス、通信など、県域を越えて広域にわたり民間事業者が有するライフラインについては、国としての主体的かつ計画的な対策の更なる推進が求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 首都中枢機能の維持及び首都圏における経済活動の継続のため、電力・都市ガス・通信関係の事業者等に働きかけ、広域に及ぶ発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図るとともに、ガスなどの埋設管の耐震化や無電柱化を促進すること。

- (2) 光ケーブル回線の格子化や、衛星通信回線によるバックアップ体制の構築など、通信の多重化策を促進すること。
- (3) 緊急交通路（緊急車両の通行を円滑にするため、大規模災害時に一般の車両が通行を禁止・制限される道路）における共同溝の設置についても推進すること。

7 液状化対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 宅地液状化防止事業の費用助成について、個々の宅地を対象とした液状化対策においても適用できるよう、対象の拡大を図ること。
- (2) 宅地液状化防止事業の費用助成について、土地区画整理事業などにおいても適用できるよう、対象の拡大及び要件の緩和を図ること。

<現状・課題>

平成23年3月に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた都内でも、臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、木造住宅などに建物被害が生じた。

令和6年能登半島地震では、建築物だけでなく、道路や宅地についても広範囲に液状化被害が発生している。都内においても、液状化の危険性が高い地域が存在しており、建物被害の対策や面的な液状化対策を更に加速させていくことが重要である。

しかし、宅地液状化防止事業による費用助成については、要件が厳しいことなどから、本事業を適用した地区は被災後のみであり、都内で適用した事例は無い。

<具体的要求内容>

- (1) 宅地における液状化対策を推進するため、宅地液状化防止事業について、個々の宅地を対象とした液状化対策においても適用できるよう、対象を拡大すること。
- (2) 公共施設と宅地との一体的な液状化対策を推進するため、宅地液状化防止事業について、以下の措置を講じること。
 - ① 土地区画整理事業などの更地化を前提とした地区においても適用できるよう、対象を拡大すること。
 - ② 被災後だけでなく事前対策として適用できる地区を増やすため、3,000㎡以上の区域、かつ、区域内の家屋が10戸以上等の要件を緩和すること。

8 下水道事業における財源の確保

1 下水道施設における震災対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

- (1) 下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 今後も下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるように、下水道総合地震対策事業を恒久化すること。

<現状・課題>

首都直下地震などの大規模地震の発生時に備え、震災対策を推進することで、下水道機能を確保するとともに緊急輸送道路などの交通機能を確保する必要がある。

現在、都では、想定される最大級の地震動に対して、最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょなどを新たな対象とし耐震化を推進している。また、停電時にも下水道事業を安定的に継続するため、必要な電力を発電できる非常用発電設備を全ての施設で整備するとともに、電源や燃料の多様化を図っている。

さらに区部では、一時滞在施設、災害拠点連携病院などの排水を受け入れる下水道機能や緊急輸送道路、無電柱化道路などの交通機能を確保するため、下水道管の耐震化を推進している。

令和5年度末で、避難所や災害復旧拠点などの排水を受け入れる下水道管の耐震化等を実施した施設は、「東京都下水道事業 経営計画 2021」で定めた中長期目標の対象施設 5,900 か所に対し、約8割に当たる累計 5,000 か所で対策を完了している。

今後も、下水道施設の震災対策を推進し、首都機能を維持していくとともに、都民の安全・安心を支える下水道サービスを提供する必要がある。

また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、能登地方の広い範囲で震度6弱～7の揺れを観測し、下水道施設にも被害をもたらした。国の上下水道地震対策検討委員会の報告では、震災対策が講じられている施設では、致命的な被害がないことが確認され、対策が効果的であったことが示された。このことから、都としては、現在行っている震災対策を加速する必要がある、そのためには、より一層の財源確保が不可欠である。

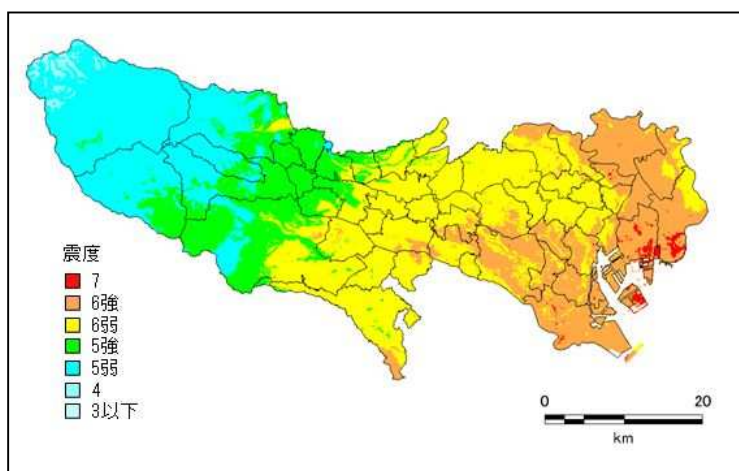
あわせて、下水道総合地震対策事業については、令和4年度から5年間延伸されたところであるが、引き続き下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるように、恒久化が求められている。

< 具体的な要求内容 >

- (1) 下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 今後も下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、下水道総合地震対策事業を恒久化すること。

参 考

【首都直下地震の想定される震度分布】



東京湾北部地震【M7.3】

【被害発生状況（東日本大震災）】



液状化による浮上（新木場）



接続部の破損（新木場）

【被害発生状況（能登半島地震）】



液状化による浮上（珠洲市）



人孔内の土砂閉塞（羽咋市）

2 下水道施設における老朽化対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

- (1) 下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保していくため、下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 下水道管の老朽化対策を支援する恒久的な制度として、新たな交付制度を創設すること。

<現状・課題>

東京都では、下水道施設の老朽化対策と併せて雨水排除能力の増強や耐震性の向上などを図る再構築を推進している。

東京都区部では、延長約1万6千キロメートルにも及ぶ下水道管を管理する中、法定耐用年数50年を超えた下水道管の延長が既に全体の約23パーセントに達し、再構築を行わない場合、今後20年間で約69パーセントまで急増する。また、約8割が合流式下水道であるため、下水道管の老朽化は、汚水処理機能の低下による住民生活や社会経済活動への甚大な影響のみならず、雨水排除機能の低下による浸水リスクの増大にもつながる。

あわせて、水再生センター・ポンプ所等についても、97施設のうち約4割が稼働から50年を経過している。さらに、事業開始から50年を経過した多摩の流域下水道でも施設の老朽化が進行中であり、老朽化対策は喫緊の課題である。

都における下水道工事は、用地の確保や地下埋設物がふくそうしている等、事業者間の調整や工事の施工が非常に困難であり、事業の着手・完了までに多くの費用と期間を要するため、財源の中長期的な確保が不可欠である。

一方で、下水道管の改築に対する国費は、都市の規模別に口径や下水排除面積等が交付対象要件として定められており、人口が多い都市ほど老朽化対策を計画的に推進するための財源確保が難しい状況となっている。

加えて、口径等にかかわらず法定耐用年数50年を経過した下水道管を交付対象としていた「下水道老朽管の緊急改築推進事業」は、平成29年度末で終了しており、計画的に下水道管の再構築事業を推進するための恒久的な交付制度の創設が求められている。

<具体的要求内容>

下水道サービスの継続的かつ安定的な提供のためには、法の規定に基づき国の責務としての国費負担が不可欠である。

- (1) 今後も、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保していくため、下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

- (2) 老朽化した下水道管が急増する状況においても、首都機能を確保し都民の安全・安心で快適な生活を確保するため、法定耐用年数 50 年を経過して老朽化対策が必要な下水道管を交付対象とする新たな制度を恒久的に創設し、計画的な事業の推進を支援すること。

参 考

○関係法令

1 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

（国及び地方公共団体の責務）

第十四条の五

- 3 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

2 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

（公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助）

第三十四条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

3 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

（国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費）

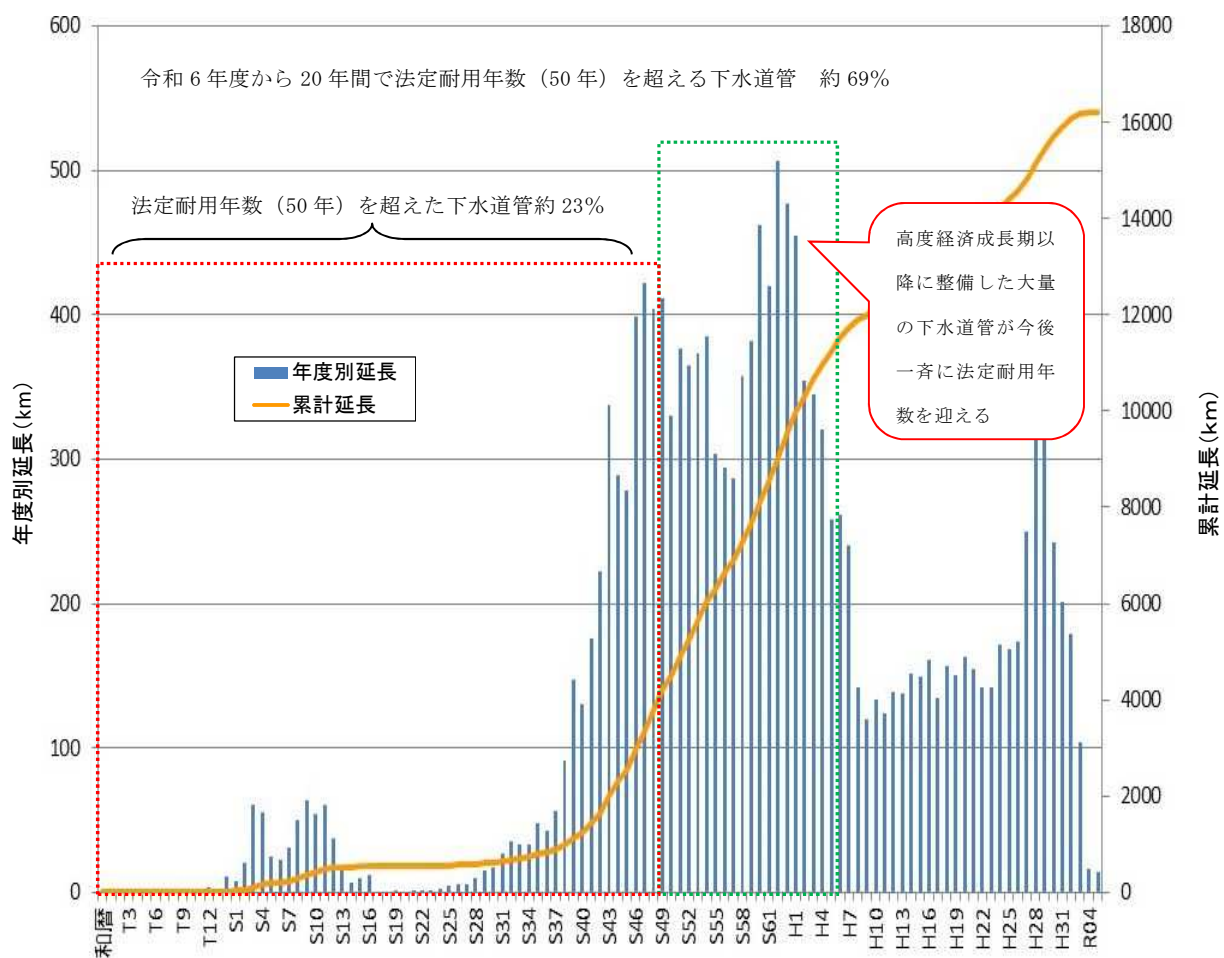
第十条の二

地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従って実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

三 重要な都市計画事業に要する経費

※都市計画事業である下水道事業への補助については、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理

【東京都区部における更新時期を迎えた下水道管(年代別建設状況)】



【老朽化した下水道管の再構築、水再生センター】



老朽化した下水道管の再構築



老朽化した水再生センター

9 不法係留船対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける制度を創設すること。

<現状・課題>

首都東京の河川には、現在約 160 隻の不法係留船がある。これまで、不法係留船について都は、暫定係留施設の整備と代執行等の強制措置により、プレジャーボートを中心として縮減に一定の成果を上げてきたが、暫定係留施設及び代執行には多大な費用がかかる。

また、小型船舶操縦士免許受有者は増加傾向にあり、問題の抜本的な解決を図るためには、船舶について保管場所を義務付ける法制度の創設が必要である。

平成 19 年 6 月「プレジャーボートの三水域連携による放置艇対策検討委員会」の提言では、「特に放置艇対策が進捗している地域では係留・保管能力が十分であると想定されるため、保管場所確保の法制化を早期に図るべき」としている。

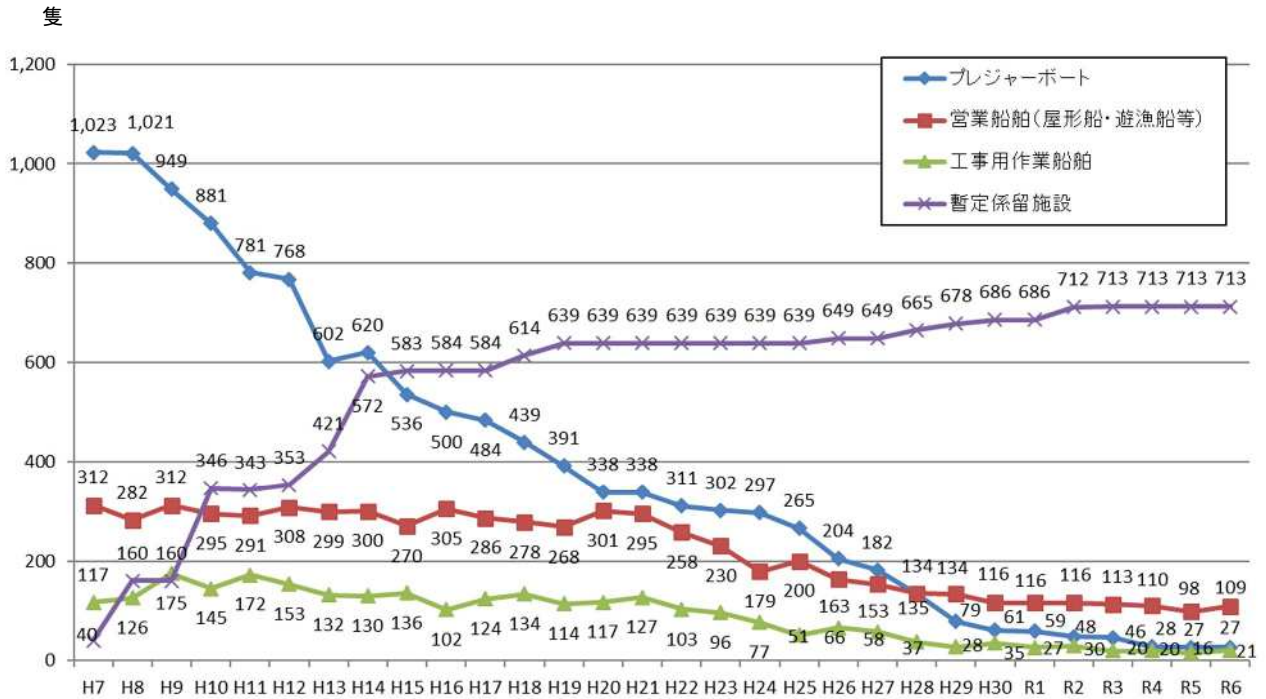
このため、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当するような制度を創設する必要がある。本要望は平成 5 年以降、九都県市首脳会議においても要望しているものである。

<具体的要求内容>

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当する法制度を創設すること。

参 考

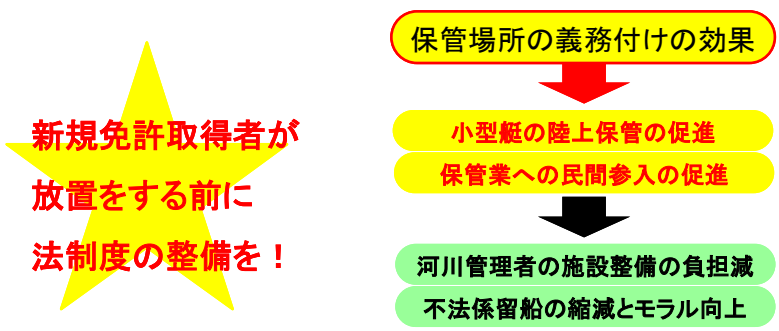
【都内河川の不法係留船の推移】



【小型船舶操縦士免許受有者の推移 全国】

(単位：人)

資格	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
一級小型+特殊	874,221	881,483	889,360	895,820	901,012
二級小型+特殊	2,044,982	2,047,351	2,049,703	2,051,382	2,052,721
一級小型のみ	146,042	158,540	170,955	181,692	191,294
二級小型のみ	369,163	391,029	413,727	431,913	447,782
特殊のみ	195,405	208,016	221,400	231,465	240,546
計	3,629,813	3,686,419	3,745,145	3,792,272	3,833,355



10 国際競争力強化に資するまちづくりの推進

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

国際的な都市間競争に勝ち抜くため、都市再生緊急整備地域等における都市拠点インフラの整備や、優良な民間開発の誘導に必要な財源を確保するとともに、制度の拡充等を図ること。

<現状・課題>

平成23年4月、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の改正により、「特定都市再生緊急整備地域」の制度が創設され、都市拠点インフラの整備に係る予算支援が創設されるとともに、民間都市再生事業に対する金融支援が充実された。

また、平成25年12月には、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）が施行され、産業の国際競争力強化や国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）や民間都市再生事業計画の認定の特例措置が創設されるなど、更なる制度拡充が図られた。

さらに、平成28年6月には、「日本再興戦略2016」において、都市再生特別措置法の特例等を活用する都市再生プロジェクトの合計数を今後2年間で100事業とする構想を掲げ、その早期実現を目指すことが示された。令和6年8月末現在、東京都では、国家戦略特別区域会議に51のプロジェクトを提案しており、国、都、民間事業者等が連携し、都市再生の推進に取り組んでいるところである。

<具体的要求内容>

- (1) 特定都市再生緊急整備地域の整備計画等の実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 民間が行う都市再生事業が着実に推進されるよう、都市再生事業として認定された事業において、市街地再開発事業の保留床取得について、権利床取得者と同等の税制上の優遇措置を行うなど、支援拡充を行うこと。

1 1 市街地の開発に係る諸事業の推進

1 土地区画整理事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 都市再生や都市機能の更新に資する土地区画整理事業の推進に必要な財源を確保すること。
- (2) 沿道整備街路事業に対する助成制度の拡充を検討すること。
- (3) 公園の用地確保を目的とした、沿道整備街路事業と同様の手法による制度を制定すること。

<現状・課題>

- (1) 土地区画整理事業は、未整備な市街地又は市街地予定地において、道路や公園などの公共施設と宅地を一体的・総合的に整備し、交通の円滑化、防災性の向上、地域の活性化などを図り、安全で快適な市街地を創出する重要な事業である。

現在、都内では区部及び多摩地域の 48 地区で公共施行、民間施行の土地区画整理事業が行われているが、これらの地区では保留地処分金以外に各種補助金の導入なくしては事業が成立しない。

また、ターミナル駅の再編整備等の大規模な都市基盤整備など、東京の都市再生に資する取組を着実に進めるためにも、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

- (2) 都市計画道路の整備は、地域の幹線道路網の形成、交通の円滑化、防災性の向上などを図る重要な事業である。

その促進のため、多様化する権利者の意向に応えられる「沿道整備街路事業」などのまちづくり手法を活用した道路整備を導入していく必要がある。

- (3) 公園の用地確保に当たっては、用地取得の際に残地が発生することや、地権者自身による移転先確保が難しいといった理由により、地権者の同意が得られにくいという課題がある。

沿道整備街路事業は、街路事業に併せて敷地レベルの土地区画整理事業を実施することで、残地の解消や周辺の低未利用地の活用が可能となり、もって街路事業と周辺市街地の整備を促進することができる。同様の手法を公園に適用できるようにすることで、公園と周辺市街地の一体的な整備促進を図ることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保する必要がある。万が一財源が削減された場合、東京の都市再生に資する大規模な都

市基盤整備や面的な無電柱化等の着実な推進、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。

特に、既成市街地の公共施設整備を行う都施行の六町地区、日野市施行の西平山地区、羽村市施行の羽村駅西口地区、あきる野市施行の武蔵引田駅北口地区、都市再生機構施行の品川駅北周辺地区、中野三丁目地区や、大規模な都市基盤整備を伴う渋谷駅街区地区などに対する財源を事業期間に応じて確保すること。

- (2) 沿道整備街路事業を推進するため、事業の用に供する土地の先行取得、都市計画道路区域外の建物移転や工事に対する助成制度の拡充を検討すること。
- (3) 公園の用地確保を促進するため、沿道整備街路事業と同様の、公共管理者の負担金制度を活用した敷地レベルの土地区画整理事業の制度を制定すること。

参 考

1 土地区画整理事業の推進（都市整備局所管分）

【事業中地区数】

（ ）は令和6年度交付金等対象地区数

施行者	区部	多摩	計
都	9 (1)	0 (0)	9 (1)
区市町	2 (1)	18 (17)	20 (18)
都市再生機構	7 (3)	0 (0)	7 (3)
組合	0 (0)	5 (1)	5 (1)
個人	4 (1)	3 (0)	7 (1)
計	22 (6)	26 (18)	48 (24)

(令和6年8月31日現在)

2 市街地再開発事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 都市再生や都市機能の更新に資する市街地再開発事業の推進に必要な財源を確保すること。
- (2) 大街区化の推進に必要な財源を確保すること。
- (3) 事業促進を可能にする柔軟な権利変換手法を導入すること。
- (4) 組合設立等に係る人数同意要件を合理的にすること。
- (5) 市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計画税について、床面積割合にかかわらず、通常の住宅と同様の税負担とする措置を講じること。

<現状・課題>

- (1) 市街地再開発事業は、都市の骨格である道路・公園等の公共施設の整備、敷地の統合や共同建築物の建築等により、土地の高度有効利用と都市機能の更新や魅力ある都市拠点の形成・国際競争力の強化、密集市街地の解消など東京の都市再生を図る上で重要な事業である。
現在、都内では63地区が事業中であり、公共施行だけでなく、民間による組合施行も多く行われている。これらの地区は、2024問題と言われる建設業界等の人手不足や長引く建設工事費高騰の影響を大きく受けており、確実な国費の導入が不可欠である。今後、日本橋一丁目中地区、浜松町二丁目地区などで事業が最盛期を迎え、また、八重洲二丁目中地区、虎ノ門一丁目東地区など複数の市街地再開発事業が工事に着手する予定であり、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが、事業を着実に進めていくために不可欠である。
- (2) 都心部等では、街区規模が小さい、区画道路の幅員が狭いなどにより、ポテンシャルを生かし切れていない地区がある。市街地環境の改善や土地の有効・高度利用を図るためには、市街地再開発事業を活用した大街区化を進める必要がある。
- (3) 平成28年の法律改正により、施設建築敷地予定地内に既に地下鉄等の区分地上権が設定されている場合、権利者全員の合意を得ることなく当該地上権の保全が可能となったが、市街地再開発事業の実施に合わせて、新たに地下鉄等を整備する場合、権利者全員の合意が得られない限り、当該区分地上権の設定ができず、事業の円滑な推進が困難である。
- (4) 現行法では、組合設立等に際し、区域内の宅地所有者等の3分の2以上の

同意を要するが、宅地分割を行ってこの人数要件を成立又は不成立にさせようとする者がいた場合、分割された後の宅地所有者等の人数によって算定しなければならない。

- (5) 戸建住宅や集合住宅を、市街地再開発事業により住宅や事務所等の複合建築物として整備し、当該建築物の総床面積に占める住宅の床面積割合が一定の割合に満たない場合、土地及び家屋の固定資産税及び都市計画税について、住宅部分であっても非住宅用途としての取扱いを受けることとなり、従前と同様に住宅用途として評価・課税される場合と比べて税の負担が増大する。

< 具体的要求内容 >

- (1) 市街地再開発事業の財源が削減された場合、東京の都市再生や都市防災機能強化に向けた不燃化・面的な無電柱化などの取組や、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。このため、事業の着実な推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
また、一昨年 11 月に制度化された建設工事費高騰の影響を受けた事業に対する支援策を継続するとともに、不動産市況の動向等を踏まえ、状況に即応した財政支援を行うこと。
- (2) 都心をはじめとする既成市街地において、街区再編や機能更新を計画的に行い、都市再生を進めていくための、大街区化の推進に必要な財源を継続的かつ安定的に確保すること。
- (3) 権利者全員の合意が得られない場合でも事業促進が可能となるように、施設建築敷地内に新たに整備する地下鉄等の区分地上権を設定できる柔軟な権利変換手法を導入すること。
- (4) 宅地の小割り・分割を行っても同意対象人数が増えないような算定の方法とするなど、人数同意要件の算定方法の見直しを行うこと。
- (5) 市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計画税について、総床面積に占める住宅の床面積割合にかかわらず、通常の住宅と同様の税負担とする措置を講じること。

3 道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進に必要な財源を確保するとともに、税制上の優遇措置を講じること。

<現状・課題>

首都直下地震による東京の被害想定によると、大地震が発生した場合、最悪のケースでは、建物の全壊・焼失は約 19 万棟にも及ぶとされ、都内に約 8,600ha 存在する木造住宅密集地域では、大規模な市街地火災が発生するおそれがある。このため、市街地火災の延焼を防止する延焼遮断帯の形成が重要である。

木造住宅密集地域等で実施している「一体開発誘発型街路事業（道路整備と一体的に進める沿道のまちづくり）」は、道路整備により発生する沿道の小規模、不整形な残地を交換・集約化した上で建物の共同化を図るなど、沿道地域の土地利用の高度化と延焼遮断帯形成による防災性、安全性の向上を早期に発現させる整備効果が大きい重要な事業である。

現在、都内では 8 地区が事業中であり、道路用地買収の進捗により火災の延焼防止や緊急時の避難路としての空間が生まれ、当該地域での防災性が向上している。これに併せ、沿道においても、共同化住宅が完成するなど、沿道の不燃化等に資するまちづくりが着実に前進している。

一体開発誘発型街路事業の財源が削減された場合、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。今後も事業を着実に進めていくため、事業の推進に必要な財源を引き続き安定的・継続的に確保することが必要不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 一体開発誘発型街路事業は、道路ネットワークの形成を図るとともに、沿道における建替え促進等による共同化・不燃化により延焼遮断帯が形成され、地域の防災性向上が早期に発現するなど、整備効果が大きい。事業の円滑な推進のため、国費を重点的に配分するとともに、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
- (2) 一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、都市防災総合推進事業及び住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)と連携し重層的な展開を図り、延焼遮断帯の形成を促進することが重要である。そのため、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
- (3) 一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、当該道路用地取得により生じた残地の売却について、都市計画道路区域内と同様に、譲渡所得に対する税制上の優遇措置を講じること。

4 市街地開発事業などにおける無電柱化の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 無電柱化推進に不可欠であるコスト低減等を図り、開発行為において電柱新設を抑制する方策を検討すること。
- (2) 土地区画整理事業における無電柱化の推進に必要な財源を確保するとともに技術基準を示すこと。

<現状・課題>

- (1) 地震や台風など大規模災害時に電柱倒壊による道路閉塞や停電の長期化による二次被害を防ぐために、まちづくりにおいても無電柱化を積極的に進める必要がある。

平成 28 年に施行された無電柱化の推進に関する法律(平成 28 年法律第 112 号)では、市街地開発事業などが実施される場合には、道路上に電柱や電線を新たに設置しないようにするとされている。また、平成 31 年 4 月の道路法施行規則の改正により、無電柱化の推進に関する法律第 12 条における電線の占用場所は、原則地中であることが明確化されたところである。

しかし、令和 4 年に「無電柱化まちづくり促進事業」が創設され、事業者の負担軽減が図られているものの、整備費用が高いことや調整・施工に期間を要することなどが、依然として無電柱化加速の阻害要因となっている。

また、無電柱化を一層加速していくためには、費用低減等に加えて、電柱が無い街を標準化していくための仕組みづくりが必要である。

- (2) 土地区画整理事業は、道路整備に併せて低コストで効率的に無電柱化を進めることができる絶好の機会であるが、都市計画道路等の幹線道路以外の道路については、無電柱化に係る整備費負担などの財政的課題、地上機器の設置場所などの技術的課題の両面から、無電柱化が進まない状況である。

また、令和 4 年の「無電柱化まちづくり促進事業」創設に併せ、都補助の助成規程を改正したが、無電柱化施設の移管先である地方公共団体や電線管理者への移管を容易にさせる法的根拠や台帳資料等の統一的なルールがないため、同促進事業の実進が進まない状況にもある。

土地区画整理事業における無電柱化を進めるためには、更なる財源の確保や技術的基準を示すなどの取組が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 開発行為における区域内の無電柱化を推進するために、以下に取り組むこと。
 - ① 無電柱化に要するコスト低減等を図るための方策を検討すること。
 - ② 電柱新設を抑制できる方策を検討すること。

- (2) 土地区画整理事業における無電柱化を推進するため、以下のとおり必要な根拠の整理、財源の確保と制度の拡充、新たな技術基準等の制定を行うこと。
- ① 国が創設した、市街地開発事業等における小規模事業を含めた無電柱化の取組を更に進めるため、無電柱化施設の将来管理者への移管を容易にさせる方策を検討すること。
 - ② 国が創設した新たな補助制度を活用し、施行者がより無電柱化に積極的に取り組むよう、補助率等更なる制度の拡充を図ること。
 - ③ 土地区画整理事業の設計の概要の策定において、無電柱化を行う場合の基準等を新たに定めること。

1 2 マンションの適正な管理と円滑な再生による 良質なストックの形成促進

(提案要求先 法務省・国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部)

大都市における主要な居住形態として広く普及しているマンションの適正な管理と円滑な再生を促進するための更なる支援策を講じること。

<現状・課題>

都内の分譲マンションは約 200 万戸あり、総世帯数の約 4 分の 1 が居住するなど、主要な居住形態として広く普及している。また、マンションはまちの活力や魅力、防災力の形成とも密接に関連している重要な存在である。

その一方で、建物の老朽化と居住者の高齢化という「二つの古い」が確実に進行している。管理組合の機能低下等によって管理不全に陥れば、周辺環境にも悪影響を及ぼし、深刻な社会問題へと発展するおそれがあることから、マンションを長く大切に使う社会への転換を図り、長期的視点に立って実効性のあるマンション施策を積極的に展開していく必要がある。

都は、これらの課題認識を踏まえ、マンション管理条例（平成 31 年東京都条例第 30 号）を制定し、昭和 58 年以前に建築された 6 戸以上のマンションを対象として管理状況の届出を義務付け、把握した状況に応じて区市町村と連携しながら管理組合に対する助言・支援等を行っている。

国においては、マンション管理適正化法及びマンション建替法に基づき、管理計画認定制度をはじめとした管理適正化の仕組みが設けられるとともに、建替えの円滑化においても、除却の必要性に係る認定対象の拡充などが実現している。一方、建替えが困難なマンションにおいて長寿命化を進めることも重要であり、税制面からは、令和 5 年度税制改正において、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の特例措置（長寿命化促進税制）が 2 年間の時限措置として創設されたほか、国においてマンションストック長寿命化等モデル事業により先導的な長寿命化事例への支援策が実施されているが、より広く長寿命化を普及させていく必要がある。

最近では、区分所有法改正に向けた議論や「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」等により、マンションをめぐる諸課題について今後の方向性が示されたが、施策の具体化に当たっては、地方公共団体など広く関係者の意見も踏まえ、実態に即した検討を行うことが必要である。とりわけ、地方公共団体の権限が適切に行使されるよう、国による環境整備や財政措置が重要である。

また、都は、都内の温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50%削減（2000 年比）することを目指しており、その達成には既存マンションの環境性能の向上が欠かせない。中でも太陽光発電設備等の導入は区分所有者の合意形成が大きな課題と

なっており、合意形成がより円滑に進むよう国が措置を講じることが重要である。

こうした「東京 マンション管理・再生促進計画」に示す施策の着実な推進を図るためには、国において更なる制度改正や支援策の拡充等が必要である。

< 具体的要求内容 >

[マンションの管理水準の向上]

- (1) 新築マンションにおいては段階増額積立方式で修繕費用を積み立てる例が多く、将来、修繕積立金不足により修繕工事ができなくなるリスクを抱えているため、新築マンションにおいて均等積立方式が採用されるよう、この方式を採用したマンションの購入者に対する優遇策の創設や、分譲事業者や管理組合向けの「長期修繕計画作成ガイドライン」の改訂等による実効性のある仕組みづくりなどの措置を講じること。
- (2) マンション管理適正化法における、管理不全の兆候が見られるマンションに対する地方自治体の権限等を強化するに当たっては、すでに自主条例に基づき指導等を行っている自治体の意見を聴くなど、現場実態を十分に把握した上で、法律に基づく自治体の権限が適切に行使されるものとする。また、管理組合が自主的に外部の専門家の知見を活用して管理不全の予防に取り組むことを促すため、管理組合向けの優遇融資等の実効性ある枠組みの構築や必要な財政措置を行うこと。
- (3) 現在国においては、管理組合が機能せず、自主的な管理適正化が望めないマンションについて、管理不全共用部分等が周辺住民に悪影響を及ぼしているような場合に、利害関係者や区市町村の申立てにより、管理者の設置を義務付ける制度（財産管理制度）が検討中であるが、本制度は国の関与の仕組みと財政措置を講じて実施すること。
- (4) マンション管理適正化法の運用に当たっては、優良な管理が行われているマンションや、地域への貢献を積極的に行うマンションを評価し、管理計画認定を取得したマンションに対する税制、金融等の支援策を更に充実させるなど、管理水準の向上の促進を図ること。
- (5) マンション管理適正化法に基づく管理計画認定制度の運用に当たっては、地方公共団体による事業実施が円滑に行われるよう配慮し、適切な支援等を図ること。

[マンション管理業者の適切な業務執行への都道府県の関与等]

- (6) 国が実施しているマンション管理業の監督状況を都道府県と共有する環境を速やかに整備すること。

また、将来的には、都道府県が国と連携してマンション管理業者の適正な業務執行の確保に関与できる仕組みを講じること。

[耐震化、省エネ改修等によるマンション長寿命化の促進]

- (7) 改修に伴う専有部分の共用部分化など、現行では全区分所有者の同意が必要と解される事項について、住戸のコワーキングスペースへの改修等のニーズに対応できるよう、特別多数決議で実施できる制度を導入すること。
- (8) 耐震診断及び耐震化のための計画策定や、耐震改修工事にかかる区分所有者の自己負担がより軽減されるよう、住宅・建築物安全ストック形成事業に

おける国の補助割合を拡大すること。

- (9) 既存マンションの共用部分への太陽光発電設備等の導入については、区分所有法等において共用部分の変更として扱うことを明確にするなど、合意形成をより円滑に進めるための措置を講じること。
- (10) 管理計画認定を取得するインセンティブをより高めるため、長寿命化促進税制の要件を緩和するとともに、本措置の恒久化や対象税目の拡大等を図ること。その際、地方財政に大きな影響が生じないように配慮すること。
- (11) 現在国が直接実施しているモデル事業の成果も踏まえながら、地域の実情に応じて各自治体がマンションの長寿命化に取り組めるよう、新たな補助制度の構築など、財政的な措置を講じること。

[建替え等の円滑化]

- (12) 耐震性が特に低いマンションや、まちづくりの観点から建替え等の必要性が高いマンションについては、建替えや敷地売却に必要な決議要件を緩和するとともに、建替えにおける借家人の同意要件を緩和するなど、合意形成をより円滑に進めるための措置を講じること。
- (13) 全員同意が必要となる非現地での建替えを特別多数決議で可能とする仕組みを創設すること。

また、段階的に開発を実施する区域で老朽マンションを売却し、先行して整備された住宅を取得する場合など、非現地での建替えや隣接地等との共同建替えを権利変換手続で行うことができる新たな事業手法を創設するとともに、税制上の優遇措置を講じること。

参 考

(6) マンション管理適正化法におけるマンション管理業者の主な業務規制

	概 要
登録等（法第 44 条）	マンション管理業を営もうとする者は、マンション管理業者登録簿に登録を受けなければならない。
管理業務主任者の設置（法第 56 条）	事務所ごとに、事務所の規模を考慮して一定数の専任の管理業務主任者を置かなければならない。
重要事項の説明（法第 72 条）	管理業務受託契約の締結の際は、重要事項等を記載した書面を交付するとともに、説明会を開催し、重要事項について管理業務主任者に説明させなければならない。
管理事務の報告（法第 77 条）	管理業務主任者は、定期的にマンションの管理者等に管理事務に係る報告をしなければならない。
監督（法第 81 条から法第 83 条まで）	上記その他の業務規制に違反した場合、国土交通大臣による行政指導、指示処分、業務停止命令、登録の取消し等の監督処分の対象となる。

(8) 住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震化支援の概要

※平成 22 年度から「社会資本整備総合交付金」に再編

	制度概要（主な要件等）
耐震診断及び耐震化のための計画の策定	補助率：地方公共団体が実施する場合 国 1 / 2 地方公共団体以外が実施する場合 国 1 / 3 + 地方公共団体 1 / 3
耐震改修工事	補助対象：耐震改修工事費（建替えを含む。） 補助率： (1,000 m ² 以上のマンション) 1 / 3（国 1 / 6 + 地方公共団体 1 / 6） 工事費の 1 / 3 について、国費で 1 / 2 を補助 (1,000 m ² 未満のマンション) 23.0%（国 11.5% + 地方公共団体 11.5%） 工事費の 23.0% について、国費で 1 / 2 を補助

○耐震診断及び耐震化のための計画策定

■ 現行の助成制度

国	地方自治体	自己負担
1 / 3	1 / 3	1 / 3

※現行の自己負担割合 1 / 3 を軽減するため、国の補助割合の拡大を要望

○耐震改修工事

■ 現行の助成制度

(1,000 m²以上のマンション)

国	地方	自己負担
1 / 6	1 / 6	2 / 3

(1,000 m²未満のマンション)

国	地方	自己負担
11.5%	11.5%	77%

(12) ~ (13)

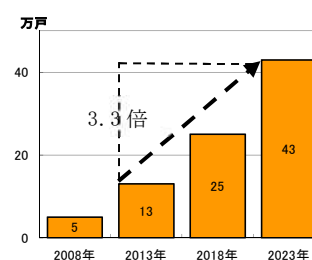
【マンション建替法に基づく建替えの実績（件数）及び築 40 年以上の戸数の推移】

マンション建替法に基づく建替えの実績（件数）（単位：件）

年度	15~25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	計
東京都	37	4	1	5	7	6	4	9	8	4	85
全国 (東京都分を含む)	57	5	9	3	5	4	6	11	7	7	114

注) 構造計算書偽装物件を除く。

築 40 年以上の戸数の推移



1 3 住宅セーフティネット制度の改善

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部)

- (1) 制度の認知度を向上させるための取組を強化すること。
- (2) 住宅確保要配慮者や貸主の双方が活用しやすい補助制度となるよう補助要件を見直すこと。
- (3) 居住支援協議会や居住支援法人の活動を支援するための財源を確保するとともに、住宅セーフティネット法改正により創設される居住安定援助賃貸住宅の制度の詳細を早期に示し、円滑に運用できるようにすること。

<現状・課題>

平成 29 年 10 月 25 日に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 24 号）が施行され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）の登録制度、高齢者等の見守りなどの生活支援を行う居住支援法人の指定制度、住宅の改修費や家賃・家賃債務保証料等低廉化費用の補助制度を内容とする住宅セーフティネット制度が開始された。

セーフティネット住宅の全国の登録戸数は、令和 6 年 3 月末現在で約 90 万戸であるのに対し、住宅確保要配慮者のみが入居できる専用住宅の戸数は約 5 千 8 百戸となっており、要配慮者の居住の安定を確保するためには、専用住宅の登録を更に促進していく必要がある。

また、令和 6 年 3 月末現在、都内区市町村の居住支援協議会は 20 区 12 市で設立されており、都が指定した居住支援法人は 53 法人と着実に増加しているものの、家賃低廉化補助を実施した区市町村は昨年度において 12 自治体にとどまっているなど、住宅セーフティネット制度の機能が最大限に発揮されていない。

国においても、昨年 7 月に設置された「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」での議論を踏まえ「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する中間とりまとめ」が示され、その後、令和 6 年 6 月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律が公布された。改正法には、居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の認定制度など新たな制度が盛り込まれており、令和 6 年 9 月以降、制度概要の説明会が実施されているが、認定制度に係る具体的な基準が示されておらず、住宅部局と福祉部局との役割分担や、既存制度との関係などの詳細が不明確である。

以上のことから、住宅セーフティネット制度の改善が必要である。

- (1) 住宅セーフティネット制度を推進するため、各自治体では本制度の普及に向け、リーフレットの作成や不動産関連団体を通じた周知等、様々な取組を実施しているところである。しかし、不動産業界関係者への聞き取りや都が独自に実施した認知度調査の結果等によれば、本制度が登録申請者である貸主や居住支援を行っている団体等に十分浸透しているとは言い難く、個別的な取組では周知効果を十分に発揮することが困難であるため、国レベルでの強力な普及啓発が改めて必要である。
- (2) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るためには、貸主の理解と協力を得ながら、専用住宅の登録や補助制度の活用を図っていく必要があり、都では、令和12年度までに専用住宅の戸数を3千5百戸とする目標を掲げ、供給促進に取り組んでいる。一方、国は、要配慮者の受入れに当たり貸主が抱く不安を軽減するための経済的支援として、家賃・家賃債務保証料等低廉化補助や改修費補助の制度を設けているものの、以下の補助要件等が貸主にとって活用の妨げとなっており、制度が十分に活用されない状況に陥っている。
- ① 家賃低廉化補助の収入基準について、子育て世帯など一部の属性を除き入居者の政令月収が「15万8千円を超えないもの」とされているが、都は全国平均よりも民間賃貸住宅の家賃が高いため、都営住宅の入居資格収入基準の裁量階層に相当する、より高い月収の世帯についても家賃低廉化補助の対象とする必要があるなど、活用における課題がある。
- ② 家賃低廉化補助の補助期間は、地方公共団体において設定が可能となったものの、国費の補助総額が240万円を超えない範囲で定める必要があるため、民間賃貸住宅の家賃が高い都においては、要配慮者の実情に応じた適正な家賃と補助期間を設定することができない。
- また、上記①に記載した子育て世帯や多子世帯における収入基準の緩和について、補助期間が6年以内で地方公共団体が定める期間のものとしており、制度の活用が図りづらいものとなっている。
- ③ 入居者負担を軽減するための補助は、国費の補助限度額が、家賃低廉化補助が2万円/戸・月、家賃債務保証料等低廉化補助が3万円/戸であるにもかかわらず、両者を併用した場合の合計の補助総額が家賃低廉化補助の総額240万円と同額に設定されており、両者をそれぞれの限度額まで活用できない仕組みとなっている。
- (3) 居住支援協議会・居住支援法人の居住支援活動を支援する居住支援協議会等活動支援事業は、令和10年度までの時限措置とされている。居住支援協議会は、都において、令和12年度までに都内で協議会を設立した区市町村の人口カバー率を95%以上とする目標を掲げている。市区町村における設立後の協議会活動を活性化させていくため、引き続きの財政支援が必要である。
- また、居住支援法人については、特定非営利活動法人や一般社団法人など非営利法人も多く、必要な財源の確保が難しい状況にあり、入居者への見守りなどの居住支援業務を軌道に乗せることが困難である。
- さらに、改正法で新たに居住安定援助賃貸住宅の制度が創設され、説明会が実施されているが、既存制度であるセーフティネット住宅との役割の違いが不明である。セーフティネット住宅の登録が政令市・中核市、それ以外は

都道府県となっている一方、居住安定援助賃貸住宅の認定は市及び福祉事務所設置町村、それ以外は都道府県となっており、都道府県と市町村での役割分担や、住宅部局と福祉部局との役割分担が不明確な状態となっている。また、住宅の面積や家賃、入居者に提供するサポートの内容やその対価などの具体的な認定基準は省令で定めることとなっているが、省令の公布や制度の詳細な説明会の実施については令和7年度になる予定となっており、令和7年10月からの制度の開始に合わせて、地方公共団体において予算や人員の確保、必要な規程の整備などが困難な状態となっている。

< 具体的な要求内容 >

- (1) 本制度の認知度向上を図るため、国においてこれまで以上に普及啓発の取組を推進すること。
- (2) 専用住宅の供給促進に向けて、貸主と入居者の双方が活用しやすい補助制度となるよう、次のとおり補助要件等を見直すこと。
 - ① 家賃低廉化補助の入居者の政令月収に係る要件を、子育て世帯などの属性以外の住宅確保要配慮者においても「21万4千円を超えないもの」に改めること。
 - ② 家賃低廉化補助の活用促進に向けて、入居者の属性や状況に合わせた弾力的な運用が可能となるよう、補助総額・補助期間を見直すこと。
 - ③ 家賃・家賃債務保証料等の低廉化補助について、それぞれの限度額まで活用できるよう、合計の補助総額の見直しを行うこと。
- (3) 居住支援協議会や居住支援法人について、その活動を支援するとともに、新制度を円滑に運用できるようにすること。
 - ① 市区町村居住支援協議会の活動を支援するために必要な財源を確保すること。
 - ② 居住支援法人の活動を支援するために十分な財源を確保すること。
 - ③ 既存制度であるセーフティネット住宅と新規制度の居住安定援助賃貸住宅との役割の違いや新制度のスキーム、具体的な運用基準等、省令の内容等を早期に示し、新制度を円滑に運用できるようにすること。

参 考

(2) 補助制度の概要

【家賃・家賃債務保証料等の低廉化補助】

	家賃低廉化に係る補助	家賃債務保証料等の低廉化に係る補助
対象世帯	原則月収 15.8 万円（収入分位 25%）以下の世帯 子育て世帯・新婚世帯は 21.4 万円 多子世帯は 25.9 万円	
補助率・補助限度額	国 1 / 2 + 地方 1 / 2 (国費限度額：2 万円 / 戸・月)	国 1 / 2 + 地方 1 / 2 (国費限度額：3 万円 / 戸)
	家賃と保証料に係る支援は、合計して原則 24 万円 / 戸・年を限度として併用可能。ただし、補助総額が 240 万円を超えない限りにおいて、年度の補助限度額にかかわらず補助が可能	
補助期間	原則 10 年以内 ※ 1 補助総額 240 万円を超えない範囲で地方公共団体が定める期間 ※ 2 収入要件の緩和が適用される場合、子育て世帯・多子世帯は 6 年、新婚世帯は 3 年	入居時のみ

(3) 居住支援協議会等活動支援事業

【目的】

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、居住支援協議会・居住支援法人による住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組等を支援する。

【対象事業】

<居住支援協議会>

○市区町村居住支援協議会立ち上げ支援（対象：都道府県）

○協議会運営（対象：都道府県、市区町村居住支援協議会、居住支援協議会設立準備会）

- ・地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備
- ・制度の周知・普及
- ・居住支援の現状・ニーズの把握・分析

○協議会設立に向けた準備に係る取組（対象：居住支援協議会設立準備会）

<居住支援法人>

- 入居前相談支援（不動産店への同行やコーディネーターなど民間賃貸住宅への円滑な入居支援）
- 入居中の居住支援（訪問等による見守りや居住継続のための生活相談等）
- 孤独・孤立対策に資する居住支援
- モデル契約条項を活用した死後事務委任契約に関する支援

【補助金の額】※令和6年度

<居住支援協議会>

- ・単年度当たり 500 万円を限度に支援（補助率 10/10）

<居住支援法人>

- ・単年度当たり 700 万円（スタートアップ加算該当の場合は 750 万円）を限度に支援（補助率 10/10）

1 4 東京外かく環状道路の整備促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

- (1) 外環（関越道～東名高速）については、首都圏における交通・物流の根幹を成す重要な道路である。有料道路事業の活用を基本としつつ、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。

事業の実施に当たっては、安全を最優先に工事を進めるとともに、コスト縮減に努めること。また、都が受託している青梅街道インターチェンジの用地取得が円滑に進むよう、相互に連携して取り組むこと。

- (2) 「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。

また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等におけるまちづくりなどについて、都や沿線区市と協力し推進すること。

- (3) 外環（東名高速～湾岸道路）については、事業中区間に引き続き整備していくため、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」における議論も踏まえ、物流強化等の観点から、羽田空港及び東京港へのアクセス強化に資する東名高速～湾岸道路間の計画を早期に具体化すること。

<現状・課題>

東京が日本経済のエンジンとして、我が国の成長をけん引するため、また、災害時における首都東京の安全・安心を確保するためには、首都圏の陸・海・空の交通・物流ネットワークの強化が極めて重要である。

とりわけ、首都圏における交通・物流の根幹を成す外環は、渋滞解消による国際競争力の強化や、首都直下地震など大規模災害時における避難・救急活動ルート確保など、様々な効果が期待されている。平成30年6月には、千葉区間が開通し、東関東道から関越道までの四つの高速道路が外環道で結ばれ、都内を通過する交通が外環に転換するなどの整備効果が発現している。しかしながら、今

なお残っているミッシングリンクにより、環状道路の整備効果を最大限発揮できておらず、未開通区間の早期整備が必要である。

外環（関越道～東名高速）については、これまで本線シールドトンネルに加え、本線と地上をつなぐランプシールドトンネルの整備が行われてきた。また、大深度地下において本線シールドトンネルとランプシールドトンネルをつなぐ地中拡幅部について調査・検討が進められてきている。

令和2年10月に発生した調布市での陥没・空洞事故以降、事業者は、地元にて丁寧な説明を行った上で、家屋補償や、緩んだ地盤を元に戻す地盤補修工事等を進めており、引き続き誠意を持って実施するとしている。

また、事業者は、再発防止対策の具体化を進め、大泉側本線及び東名・中央ジャンクションランプのシールドトンネル工事について、地元で説明の上、取りまとめた再発防止対策等を確認しながら、安全を最優先に、慎重に掘進作業を行っている。

今後の事業においては、引き続き再発防止対策等の確実な実施、住民の不安払拭に向けた丁寧な説明やきめ細かな対応が求められる。

一方、外環（東名高速～湾岸道路）については、羽田空港や東京港へのアクセス性の強化に資する重要な区間であり、環状道路としての機能を最大限に発揮させるためにも、整備が不可欠な区間である。

現在、国土開発幹線自動車道建設法による予定路線に位置付けられている本区間の整備に向けては、事業中の外環（関越道～東名高速）と同様、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、国によって基本計画の決定や整備計画の決定を行うなど、計画の具体化のためのステップを着実に進めていく必要があるものと考えられる。

国、東京都及び川崎市の三者で構成する「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」が、令和5年2月以降開催されていない。直近の協議会では、社会情勢の変化に対応できるよう、計画の基本的な方針の取りまとめに必要な検討を進めることが確認されており、これらの議論も踏まえながら、計画を具体化するためのステップに早期に移行することが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 外環（関越道～東名高速）は、首都圏における交通・物流の根幹を成し、防災力向上にも資する極めて重要な道路である。都の負担増とならないよう、有料道路事業を活用しつつ、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。大深度地下における高度な技術力を要する本線トンネルや本線とランプをつなぐ地中拡幅部等について、安全を最優先に整備を進め、コスト縮減、都民に対する丁寧な説明に努めること。特に、令和2年10月に調布市で発生した陥没・空洞事故を踏まえ、取りまとめられた再発防止対策等を確実に実施するとともに、住民の不安払拭に向け、地元自治体の意見を聞きながら、緩んだ地盤の補修の実施、個々の事情に合わせて行われている補償を含めた丁寧な説明やきめ細かな対応を確実に行うこと。また、用地取得については、青梅街道インターチェンジにおける工事スケジュールを明確にした上で方針を示すなど、用地取得が円滑に進むよう、相互に連携して取り組む

こと。

引き続き、国、都、NEXCO東日本・中日本による東京外かく環状道路（関越～東名）事業連絡調整会議を活用し、都と十分に調整を図りながら進めること。

- (2) 地域住民の意見や要望に対する「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。

また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等のまちづくりについて、都や沿線区市と協力し推進すること。特に3区市に跨る中央ジャンクション周辺のまちづくりについては、国が主導し、都や沿線区市と協力してまちづくりを推進すること。

さらに、アクセス道路整備については、外環の事業に併せ着実に整備する必要があるため、工事等の施工に係る調整について積極的に協力すること。

- (3) 東名高速～湾岸道路間については、関越道～東名高速間に引き続き整備していくため、計画の検討に必要な調査等を加速させ、早期に具体化すること。

具体的には、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」における議論も踏まえた上で、我が国の経済成長と国際競争力の強化のため、物流強化の観点から羽田空港及び東京港へのアクセス強化に資する東名高速～湾岸道路間について、基本計画の決定を目指すなど、計画を早期に具体化すること。

1 5 高速道路網の整備推進及び有効活用等

1 高速道路網の整備推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都圏三環状道路に加え、第二東京湾岸道路の計画の具体化など、首都圏における高速道路網の整備を推進するとともに、必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

首都圏三環状道路は、首都機能を担う東京圏に不可欠な広域交通基盤であり、最初のリングとして全線開通した首都高速中央環状線は、外環や圏央道とともに、交通分散による渋滞緩和やネットワーク強化による移動時間の短縮など、高いストック効果を発現している。

しかし、首都圏の高速道路網にはミッシングリンクが存在し、首都高速道路などの都内の高速道路では、交通集中による渋滞や事故が依然として頻発している。渋滞のストレスを感じることのない快適で自由自在な移動を実現するためには、活発な都市活動を支える高速道路網の強化が不可欠である。

また、日本経済をけん引する首都圏の国際競争力を強化するためには、人やモノの流れをスムーズにして、生産性の向上や観光振興などを促進するとともに、全国にその効果を波及させ、日本経済の活性化と持続的な成長を支えていく必要がある。さらに、激甚化・頻発化・広域化する自然災害から首都機能を守り、救援・復旧活動を迅速に進めるためにも、その生命線となる高速道路網のリダンダンシーの向上が不可欠である。

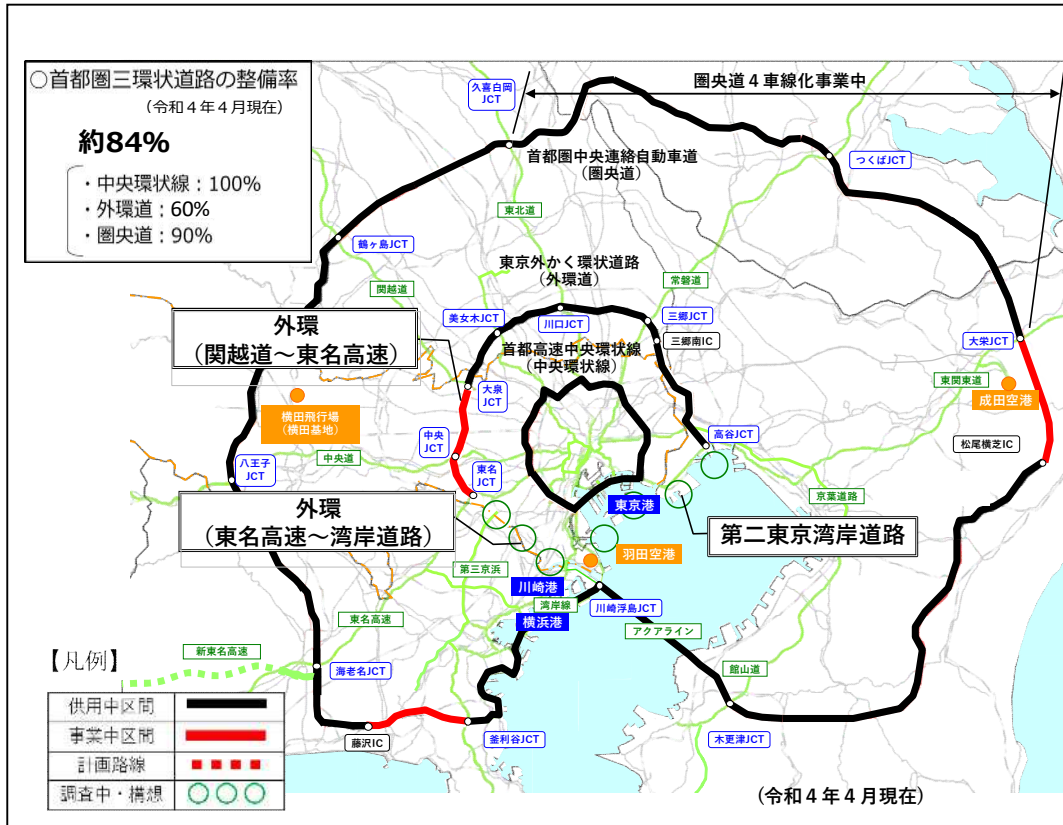
高速道路網の整備推進に当たっては、令和5年5月に道路整備特別措置法が改正され、料金徴収期間を延長し、高速道路の更新や進化のための財源の確保が可能となったところである。このため、更新事業だけでなく、進化事業についても有料道路事業を積極的に活用して整備を進める必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 首都圏三環状道路を構成する外環や圏央道の未開通区間を早期かつ確実に整備するとともに、圏央道の4車線化を推進すること。
- (2) 首都圏三環状道路の概成を見据え、第二東京湾岸道路など広域的な交流・連携を促す路線の計画を具体化すること。
- (3) 首都圏の高速道路網の整備に必要な財源を確保すること。進化事業の整備に当たっては、地方公共団体の負担が過大とならないよう、有料道路事業を積極的に活用すること。
- (4) 都市高速道路の整備に対する日本高速道路保有・債務返済機構への出資率については、出資者である地方公共団体の意見を尊重し決定すること。

参 考

<首都圏三環状道路の整備状況>



2 高速晴海線の整備推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

都心と臨海部との連携強化や防災拠点へのアクセス強化等に資する高速晴海線延伸部（築地～晴海間）等の整備を推進すること。

<現状・課題>

晴海線は、都心と臨海部との連携を強化するとともに、臨海部の交通分散や利便性向上に寄与する路線として平成5年に都市計画決定された。これまでに晴海～東雲JCT間が開通しているが、築地～晴海間については未着手となっている。

未着手となっている晴海線延伸部（築地～晴海間）については、新京橋連絡路と連続したネットワークを形成することで、特に交通が集中する江戸橋・箱崎JCTなどの渋滞ポイントを避けた、都心と首都高速湾岸線の相互アクセスが可能となる。

令和6年能登半島地震では、道路の陥没や亀裂により、救命救助や物資の支援などが滞り、被災地等へのアクセスを確保する道路網の重要性が改めて認識された。こうした中、有明地区に位置する「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点※（有明の丘地区）」は内陸部とのアクセスに課題があるところ、晴海線延伸部やそれに合わせた高速道路の出入口の整備によりアクセス性を強化し、首都東京の災害に対する強靱化を図る必要がある。さらに、晴海線延伸部は、大規模更新を行う築地川区間に接続予定であることから、接続部については、大規模更新事業と一体的に実施する必要がある。以上のことから、高速道路の進化に該当する晴海線の整備を早期に推進することが喫緊の課題である。

※東京湾臨海部基幹的広域防災拠点：首都直下地震などの大規模災害が発生した際、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するための拠点。有明の丘地区は、緊急災害現地対策本部が設置されるほか、応援部隊の活動拠点や広域医療搬送の拠点等としても活用。

<具体的要求内容>

- (1) 高速道路の進化に該当する晴海線延伸部について、事業者を早期に決定し、事業化すること。整備に当たっては、有料道路事業を積極的に活用すること。
- (2) 広域防災拠点（有明の丘地区）へのアクセス強化に資する高速道路の出入口について計画を具体化すること。
- (3) 築地川区間の大規模更新との接続部について、大規模更新事業と一体的に実施すること。

< 新京橋連結路・晴海線延伸部 >



3 高速道路網の有効活用

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 首都圏の高速道路網の有効活用を図るため、混雑状況に応じた料金施策の導入など、引き続き、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けて取り組むこと。
- (2) 料金所のE T C専用化を計画的に推進するとともに、本線料金所の撤廃を早期に実現すること。
- (3) 中央道調布付近など既存の高速道路の渋滞対策を推進すること。

<現状・課題>

整備が進む首都圏の高速道路網を最大限に活用するためには、利用者の適切な経路選択を促す合理的で戦略的な料金体系を確立し、時間的・空間的に偏在する交通流動を最適化するとともに、高速道路へのアクセス向上やボトルネックの解消など、様々な取組で道路交通を円滑化させる必要がある。

これまで「料金の賢い3原則」に沿って、平成28年に対距離制を基本とした料金体系に整理・統一されるとともに、起終点を基本とした継ぎ目のない料金により圏央道への迂回が促進された。令和4年4月からは、首都高速道路における料金体系の整理・統一を更に進め、外環千葉区間への迂回を促進する料金改定が行われた。しかし、都心の混雑箇所を外側の環状道路で迂回すると料金が割高になるなど、料金体系の不合理性や分かりにくさは解消されておらず、NEXCO、外環、首都高速道路でそれぞれ課される利用1回当たりの固定額（ターミナルチャージ）は、都市部特有の割高感や不公平感をもたらしている。

E T C利用率は首都高速道路で98%に達しており、令和4年3月に開始された料金所のE T C専用化は、事故の発生が課題となっている本線料金所の撤廃や、料金收受などに要するコストの削減、混雑状況に応じた料金施策の導入につながることを期待される。また、スマートICなどのE T C専用出入口の整備は、高速道路へのアクセス向上に加え、E T Cの普及促進にもつながることが期待される。令和2年12月に、E T C専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化にかかるロードマップが策定され、それに基づき都市部においては、令和7年度の概成に向けた整備に取り組まれているところである。一方、令和6年1月の第62回国土幹線道路部会においては、E T C専用化の導入状況について、「半導体供給不足等により、車両検知器をはじめとしたE T C設備等の整備に遅れが発生」と公表された。

ボトルネック対策としては、中央道上り線の調布付近では、調布インターチェンジから三鷹バス停手前までの間で付加車線が運用開始され、三鷹バス停付近においては、料金所前後の線形改良工事が完了し、引き続き、残る付加車線設置に向けた事業が進められている。

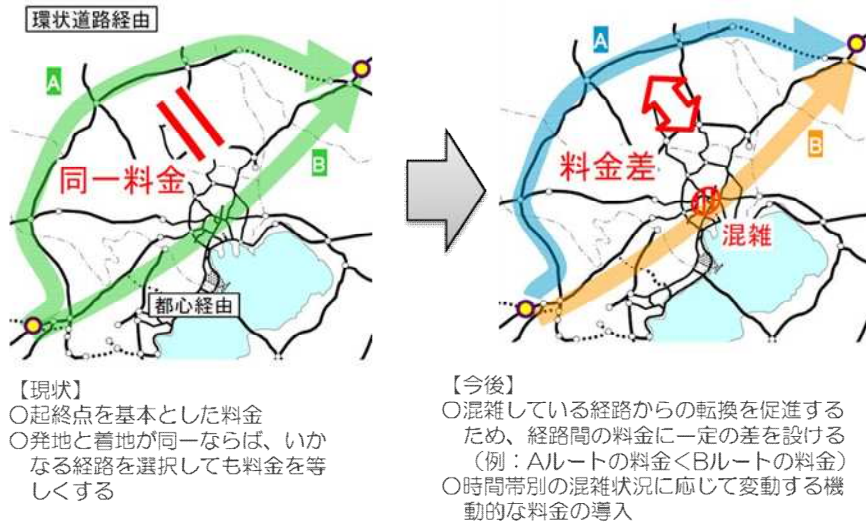
また、小仏トンネル付近では、別線トンネルの本掘削工事等が進められている。加えて、日野バス停付近においては、令和6年3月に付加車線を設置する渋滞対策が事業化されている。

< 具体的要求内容 >

- (1) ETC専用化の概成等を見据え、ターミナルチャージの重複徴収の撤廃など、公平でシームレスな料金体系とするとともに、都心の混雑を避ける迂回利用が割高とならないよう、管理主体や経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定するシンプルな料金体系とすること。
また、外側の環状道路の迂回利用や高速道路の夜間利用を促進する料金施策の充実や、ETC2.0などから得られるビッグデータを活用した機動的料金の検討など、混雑状況に応じた料金施策の導入に向けた取組を推進すること。その際、一般道を含めた交通流動の変化や債務の償還計画への影響などを検証するとともに、物流事業者等が活動しやすい環境整備に配慮すること。
- (2) ロードマップに基づき料金所のETC専用化を計画的に推進するとともに、本線料金所の撤廃を早期に実現すること。また、スマートIC等のETC専用出入口の整備などを進め、ETCの普及促進を図るとともに、クレジットカード非保有者や誤進入車への対策に加え、全国から流入する現金車への対応策を講じること。
- (3) 中央道の調布付近（三鷹バス停付近）及び小仏トンネル付近並びに日野バス停付近の渋滞対策を推進すること。

参 考

<混雑状況に応じた料金施策の導入イメージ>



<本線料金所の分布>



4 都市再生と連携した首都高速道路の大規模更新

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都高速都心環状線（日本橋区間、築地川区間）の大規模更新に当たっては、都市再生プロジェクトなどのまちづくりと連携して取り組むこと。

<現状・課題>

東京を成熟した都市としていくためには、首都高速道路の大規模更新の機会を捉えて都市再生を推進し、円滑な交通と快適な環境の両立を目指すことが重要である。

日本橋区間については、平成 26 年に日本橋区間を含む首都高速道路の大規模更新計画が策定され、平成 28 年には日本橋周辺のまちづくりの取組が国家戦略特区の都市再生プロジェクトに追加された。

この機会を捉えて都は、国や首都高速道路株式会社と共同で、周辺のまちづくりと連携して首都高速道路の地下化に向けて取り組むこととし、首都高日本橋地下化検討会で取りまとめられた計画案を基に、令和元年に都市計画を変更した。現在、首都高速道路株式会社により地下化工事が進められている。

また、地下化に当たり江戸橋 JCT 周辺の渋滞緩和を図るため、江戸橋 JCT の都心環状線連結路を廃止することから、必要となる大型車の交通機能確保策について、首都高都心環状線の交通機能確保に関する検討会において検討された。その結果、新たな都心環状ルートとなる新京橋連結路の計画案が取りまとめられ、令和 5 年 12 月に都市計画を変更した。現在、首都高速道路株式会社と東京都とが共同で事業を進めている。

築地川区間については、老朽化した擁壁の取替えと併せ、急カーブの解消等による走行安全性の向上とともに、晴海線との接続形態や分合流部の付加車線の設置、道路上部空間の活用など、周辺のまちづくりと連携した更新計画が検討されている。平成 26 年にはこの区間の上部空間の活用を想定し、立体道路制度の適用範囲が既存の高速道路に拡大された。

<具体的要求内容>

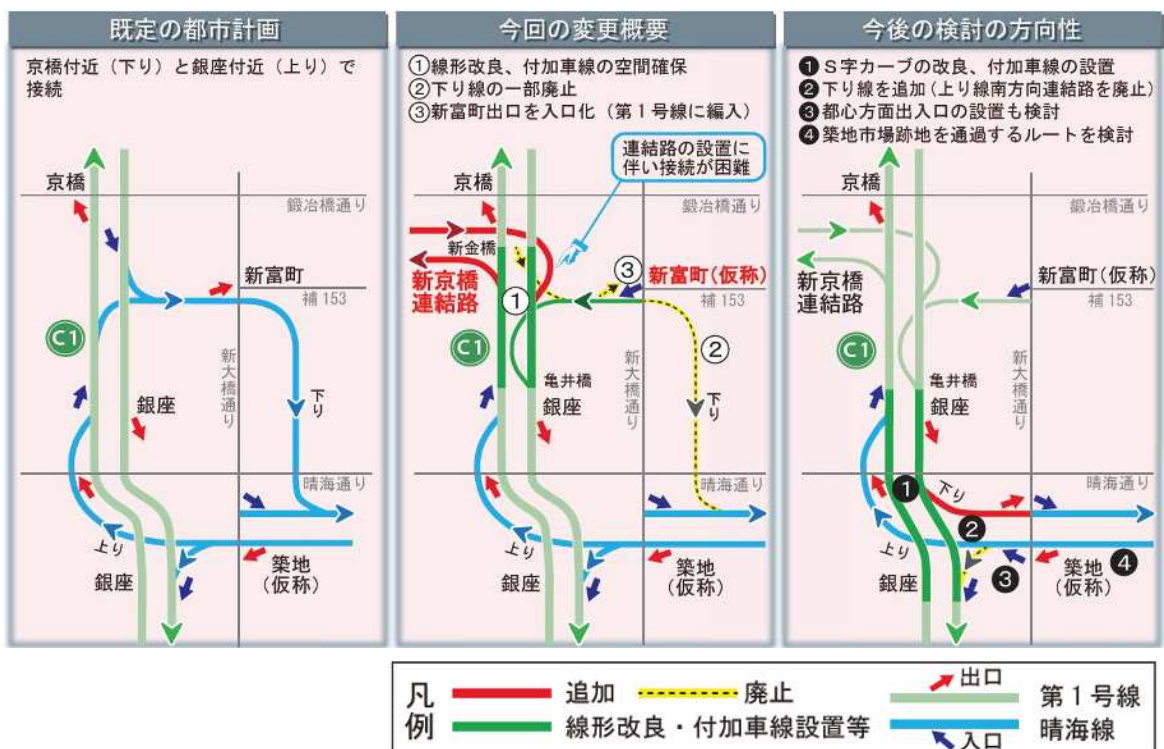
- (1) 日本橋周辺のまちづくりと連携し、首都高速道路の地下化工事を推進すること。これに伴い必要となる新京橋連結路については、日本橋区間の地下化工事の工程と合わせて整備を推進すること。新京橋連結路の整備に当たり、地方に過大な負担とならないよう、引き続き財源措置を講じること。
- (2) 築地川区間のうち、新京橋連結路との接続部については、早期に工事着手すること。残る区間については、晴海線との接続を見据え、更新計画を速やかに具体化し、晴海線の接続工事と一体的に事業を実施すること。

参 考

< 概要図 >



< 築地川区間（第1号線）と晴海線の計画見直しの方向性 >



1 6 国道等の整備推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局・港湾局)

- (1) 国道 357 号（多摩川トンネル、辰巳・東雲・有明立体、その他の未整備区間）について整備推進を図ること。
- (2) 国道 15 号（品川駅周辺道路拡幅、品川駅西口駅前広場）について整備推進を図ること。
- (3) 国道 16 号（町田立体）について早期完成に向け整備推進を図ること。
また、国道 16 号（片倉町・万町地区）について早期に必要な対策を取りまとめ、整備推進を図ること。
- (4) 国道 20 号（八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期））について整備推進を図ること。
- (5) 首都圏の都市間連携を強化する国道（国道 6 号など）について整備推進を図ること。

<現状・課題>

都市交通の混雑を緩和し交通を円滑化するとともに、被災時における通行機能を強化する都市幹線道路の体系的なネットワークを構築する必要がある。

国道 357 号は、東京湾岸の広域的なネットワーク形成のみならず、国際化が進む羽田空港へのアクセス向上や京浜三港の連携強化にも寄与する重要な路線であり、このうち、未整備の多摩川トンネルは、羽田空港周辺と川崎側の京浜臨海部を結ぶ連絡道路の整備と同時に進めることとなっている。令和元年 8 月に多摩川トンネル技術検討委員会が設置され、トンネル構造及び施工方法を検討するとともに、令和 3 年 3 月に羽田立坑工事に着手したところであるが、早期完成に向け引き続き整備推進を図ることが重要である。加えて、辰巳・東雲・有明立体のうち辰巳地区及び有明地区については令和 2 年度に工事着手した。

国道 15 号・品川駅西口駅前広場については、事業計画（平成 31 年 3 月 国土交通省）が策定されるとともに、令和元年 9 月には品川駅西口基盤整備事業に係る都市計画事業承認が告示され、令和 5 年 6 月には国道 15 号品川駅西口駅前広場デザインコンセプト（国土交通省）が公表された。

また、国道 15 号下を導入空間とする東京メトロ南北線延伸については、令和 4 年 3 月に東京地下鉄株式会社が鉄道事業許可を取得し、令和 6 年 6 月には都市計

画決定が告示された。

国道 16 号（片倉町・万町地区）は、事業中の国道 20 号八王子南バイパスや東京都が新たな都市計画道路の検討をしている北野街道などの接続により、現道の交通状況の変化が想定されることから、必要な対策を検討するため、「国道 16 号片倉町・万町地区現道対策調整会議」が令和元年 8 月から開催されており、早期に現道対策の方針を取りまとめ、対策を講じることが重要である。

現在、事業中の国道 20 号（八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期））は圏央道へのアクセス機能の強化と防災力の向上に寄与する重要な路線であり、整備推進が必要である。

国土交通省の令和 6 年度予算においても、前年度とほぼ同額が確保されたものの、道路関係予算が大幅に削減された平成 22 年度と同規模となっており、骨格幹線道路である国道の整備に支障を来すと危惧されるため、十分な財源確保が必要不可欠である。

< 具体的要求内容 >

(1) 国道 357 号のうち、多摩川トンネルについては、羽田空港周辺と京浜臨海部の連携強化に向けて、実施工程を示しつつ整備を推進し、早期開通を図ること。加えて、臨港道路南北線の開通等を踏まえ、辰巳・東雲・有明立体については、コスト縮減を図るなど、より効率的な事業推進に努めつつ整備を推進するとともに、その他の未整備区間についても、早期に事業着手し整備を推進すること。

(2) 国道 15 号については、「品川の顔」となる品川駅西口駅前広場の再編整備に不可欠な都市基盤である。このため、品川駅周辺の関連する事業等との連携を図った上で、本線と西口駅前広場の整備推進を図ること。

(3) 国道 16 号町田立体については、本線部が平成 28 年 4 月に開通し、平成 31 年 3 月にランプ部が開通した。引き続き早期完成に向け、一般部の整備を推進すること。

また、国道 16 号片倉町・万町地区については、「国道 16 号片倉町・万町地区現道対策調整会議」において早期に必要な対策を取りまとめ、整備推進を図ること。

(4) 圏央道へのアクセス機能強化と防災力の向上に寄与する国道 20 号八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期）については、必要な予算を確保し、整備推進を図ること。

また、日野バイパス（延伸）において、土地区画整理事業により用地を確保した部分については、早期に事業効果を発現させるために、早急に整備を行うこと。

(5) 国道 6 号、国道 14 号など現在事業中の箇所については、必要な予算を確保し、早期開通を図り、その他の箇所についても、整備推進を図ること。

1 7 道路・橋梁事業の推進

1 道路・橋梁整備の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

日本経済のけん引役である東京のインフラの強化は、日本全体の活性化につながり、投資効果も高いことから、東京の道路整備を着実に推進するため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

首都東京は、日本の全人口の1割を超える約1,410万人（令和6年2月1日時点）が生活し、総生産額が全国で最大となっており、人やモノ、企業が集積し、日本経済の中枢を担っている。我が国の持続的成長には、中長期的な視点を持ちつつ、雇用や消費等の短期的な効果に加え、人やモノの移動時間の短縮による生産性の向上などのストック効果を最大限に発揮する首都東京の道路整備が極めて重要である。

しかし、都市計画道路の完成率は、約65.1パーセントといまだ道半ばで多くの未完成区間が存在している。また、朝夕旅行速度（混雑時旅行速度）が区部においては、全国平均約32km/hの半分以下で、国内主要都市と比較して低い水準にある。このことが、慢性的な交通渋滞を生じさせ、都市機能の停滞や都市環境の悪化を招いている。

一方で、令和元年東日本台風では、河川の氾濫等により道路が寸断され孤立集落が生じるなど、改めて道路ネットワーク整備の必要性が明らかになった。

そのため、首都圏三環状道路のみならず幹線道路ネットワークなどを早期に整備し、首都東京の渋滞解消・防災性の向上・環境改善を図ることが喫緊の課題となっている。

さらに、令和6年能登半島地震では、輪島市において大規模な市街地火災が発生するなど甚大な被害をもたらした。首都直下地震の発生が懸念される中、震災時に特に甚大な被害が想定される約6,500ヘクタールの整備地域における防災性の向上を図る都市計画道路（特定整備路線）の整備をより一層推進する必要がある。

また、都県境の道路は、災害時の広域避難や緊急物資輸送などを行うためにも非常に重要であるが、隣接県市の財政負担が厳しいこと等から整備が進まないことが課題となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、道路予算全体を増額し、個別補助金、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金など、地方自治体の道路整備の財源を安定的・継続的に確保するとともに、日本経済のけん引役である東京のインフラの強化は、日本全体の活性化につながり、投資効果も高いことから、都への道路関係予算の配分を増額すること。
国土強靱化地域計画に基づく取組を迅速かつ確実に実施できるよう、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策においても、必要な財源を通常費とは別枠で安定的に確保し、確実に配分すること。
また、5か年加速化対策後も、継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内に策定し、必要な予算・財源を当初予算において、通常費とは別枠で確保すること。
- (2) 首都直下地震の切迫性を踏まえ、市街地の延焼遮断、避難路や緊急車両の通行路となる特定整備路線を重点配分対象事業に位置付けるなど、整備に必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (3) 都県間の道路ネットワークの形成により交通を円滑化し、周辺縣市との連携を強化するとともに、災害時の広域避難や緊急物資輸送などを行う都県境の道路整備について、必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (4) リニア中央新幹線の開業により、他圏域との移動時間が劇的に短縮し、人々の広域的な交流が促進され、幅広い経済波及効果が期待できることから、リニア新駅へのアクセス向上に資する道路整備を推進するため、必要な財源の重点配分を図ること。

東京の主な道路事業

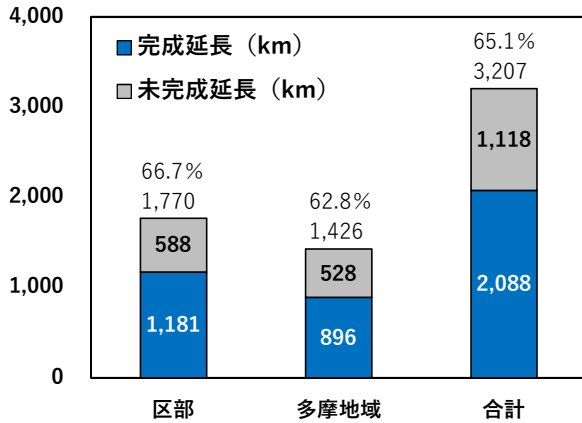
- ① 区部の環状・放射道路整備
環状3号線、環状4号線、環状5の1号線、放射21号線、放射25号線、放射35・36号線など
- ② 多摩の南北・東西道路整備
府中所沢・鎌倉街道線、東京八王子線、新青梅街道など
- ③ 都県境の新設橋梁や耐荷力向上等を図る橋梁整備
等々力大橋（仮称）、旧江戸川橋梁（仮称）、関戸橋、日野橋など
- ④ 連続立体交差事業
京王京王線、西武新宿線、京浜急行本線など
- ⑤ 多摩山間、島しょ地域の防災力強化に資する道路整備
多摩川南岸道路、秋川南岸道路、三宅循環線など
- ⑥ 整備地域における防災性を向上させる特定整備路線
放射2号線、補助29号線、補助73号線など
- ⑦ 立川広域防災基地^{*}へのアクセス性を強化する都市計画道路
立川東大和線、中央南北線など
- ⑧ リニア新駅へのアクセス向上に資する都市計画道路
環状4号線、南多摩尾根幹線、町田3・3・50号小山宮下線

^{*}立川広域防災基地：南関東地域に広域的な災害が発生し、首都機能に甚大な被害が生じた場合に、災害応急活動の中核拠点となる重要な施設

参 考

(1) 東京の道路交通

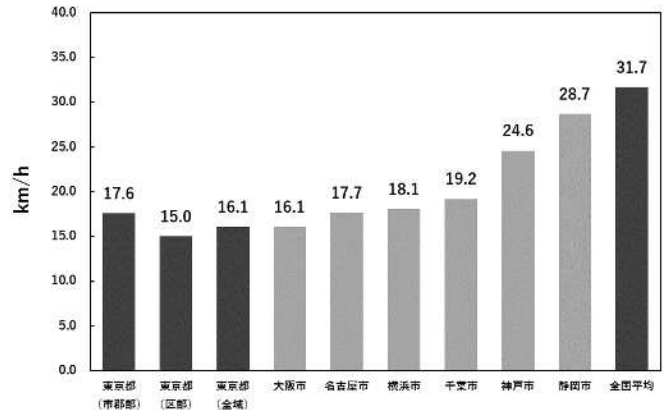
都市計画道路の整備状況



※合計値(完成延長)は島しょ部を含む

出典: 東京都資料(R5年3月末現在)

全国主要都市の朝夕旅行速度
(混雑時旅行速度)



出典: 令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査を基に作成

(2) 東京の主な道路事業



2 街路樹の充実（質の向上）

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 建設局）

都市の美しい景観と緑陰を確保するため、都内街路樹の維持管理を充実させる必要があり、国道においても、一層、維持管理の充実を図ること。

<現状・課題>

豊かな緑は、風格ある都市景観の形成やヒートアイランド現象の緩和、大気浄化など、都市環境の改善に寄与する。

道路の緑は都市の美しい景観や緑陰の創出に寄与しており、きめ細やかな維持管理を行うことが求められる。

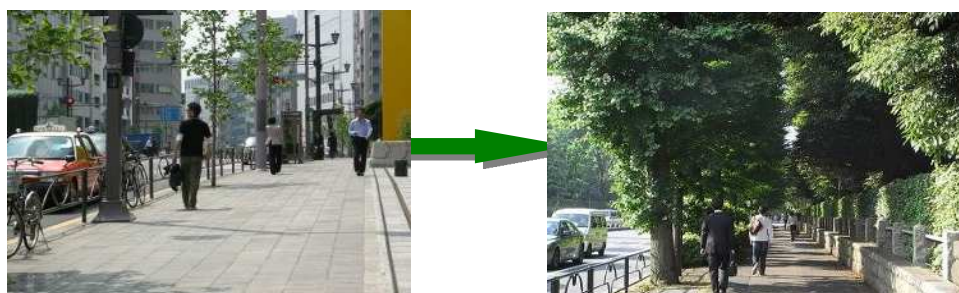
そこで、道路の緑が織りなす美しい景観を維持・向上させ、東京の魅力として示していくため、都内の街路樹について、充実した維持管理により、美しく大きな樹冠の確保など、質の向上を図る必要がある。

<具体的要求内容>

都内街路樹の維持管理を充実させて質の向上を図る必要があり、美しく大きな樹冠の確保等のため、国道においても、計画的な剪定等、一層街路樹の維持管理の充実を図ること。

参 考

【街路樹の充実（質の向上）のイメージ】



3 道路施設の予防保全型管理

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

橋梁^{りょう}やトンネル等の予防保全計画を策定し、これに基づく対策を着実に実施することにより、既設施設を将来世代に良好な状態で継承していくために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

都はこれまで橋梁^{りょう}やトンネル等の道路施設について、5年に一度の定期点検を行い、適切な対策を実施することで重大な事故の発生を未然に防いできたが、多くの道路施設は、高齢化が進み、一斉に更新時期を迎えている。

そこで、これまでに策定した予防保全計画に基づく予防保全型管理を進め、工事時期の平準化と総事業費の縮減を図るとともに、道路網の安全・安心を確保し、これらの社会資本を良好な状態^{りょう}で次世代に継承していく必要がある。

また、区市町村においても、橋梁^{りょう}等の長寿命化修繕計画の策定を進めており、今後、計画に基づく事業を実施していく予定である。

<具体的要求内容>

- (1) 道路施設の予防保全型管理を推進していくため、長寿命化修繕計画に基づく対策を実施するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 区市町村において、橋梁^{りょう}等の長寿命化修繕計画の策定に必要な財源及び同計画に基づく対策を実施するために、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参 考

1 橋梁^{りょう}の長寿命化修繕計画策定状況（令和6年4月1日現在）

（1）策定済み（15m以上の橋梁）

	自治体名
1 都	東京都
23 区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
26 市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
5 町	瑞穂町、日の出町、奥多摩町、大島町、八丈町
5 村	檜原村、新島村、神津島村、三宅村、小笠原村

2 令和6年度の予算

（1）都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
橋梁 ^{りょう} の長寿命化	14,066	620（310）
トンネルの予防保全	1,455	0

補助率 0.50

（2）区市町村の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	補助事業費 （国費）
橋梁 ^{りょう} の長寿命化 （工事・設計・計画策定）	692（381）

補助率 0.55～0.7

3 当初内示額

(1) 都への内示額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
橋梁 ^{りょう} の長寿命化 (国費)	244 (122)	173 (87)

(2) 区市への内示額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
橋梁 ^{りょう} の長寿命化 (国費)	1,020 (561)	601 (332)

4 実施計画（東京都）

- 橋梁^{りょう}の長寿命化については、令和12年度末までに約180橋に着手する。
- トンネルの予防保全型管理の取組については、令和6年度末までに52トンネルに着手する。

4 道路災害防除事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

土砂災害を未然に防ぐことにより、道路の安全性を向上させる道路災害防除に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

多摩地域や島しょ部の山岳道路では、台風や集中豪雨により落石や崩落等の土砂災害が発生している。

災害の発生に伴う、物的、人的被害や、通行止めによる経済的損失、日常生活に及ぼす影響を防ぐためには、道路斜面の落石や崩落等による土砂災害を未然に防止する必要がある。

このため、日常的な巡回点検に加え、専門技術者により斜面の安定度を評価する5年に一度の定期点検、大雨等の際に行う異常時点検などにより、斜面の状況を的確に把握し、擁壁や落石防護柵の設置、河川の増水時に道路の流失を防ぐ対策など、多様な対策を行うことで集落の孤立を未然に防ぎ、現道の拡幅や代替ルート整備と併せて総合的に道路の防災性を高めていくこととした。

<具体的要求内容>

道路斜面の補強や落石防護対策、道路の強^{じん}靱化等の道路災害防除に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参 考

道路災害防除事業

1 令和6年度 都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 (国費)
道路災害防除事業	5,334	4,290 (2,322)

道路災害防除事業に対する補助率 0.50（離島 0.60）

2 都への当初内示額

（単位：百万円）

区 分	令和5年度	令和6年度
道路災害防除事業 (国費)	30 (18)	91 (54)

3 対策事例



法枠工



落石防護柵工



モルタル吹付工



落石防止網工



擁壁補強工（道路流失対策）

5 臨海部道路網の整備

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

東京港の国際競争力及び地震災害に対する危機管理機能の強化に向け、中央防波堤地区の臨港道路について、整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時においても物流機能の確保や迅速な緊急物資輸送などが行えるよう、ふ頭と背後地とを結ぶ道路ネットワークの充実・強化を図ることが必要である。

特に、中央防波堤外側においては、外貿コンテナふ頭の利用に伴う交通需要に対応することが喫緊の課題である。

このため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3）の整備スケジュールに合わせ、中央防波堤地区の臨港道路を完成することが不可欠である。

<具体的要求内容>

中央防波堤地区の臨港道路の整備は、東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時における物流機能の確保が行えるなど、大きなストック効果を発現する。

このため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3）の整備スケジュールに合わせ、中央防波堤地区の臨港道路を完成できるよう、整備に必要な財源を確保すること。

6 臨港道路の橋梁・トンネルの長寿命化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

東京港の円滑な物流を長期にわたって適切に維持していくため、予防保全の観点から臨港道路の橋梁、トンネルの大規模改修（長寿命化対策）に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

東京港の港湾施設等は、高度経済成長期までに集中的に整備されたものが多く、更新時期の集中等が想定されていた。このため、それまでの対症療法的な管理から予防保全型の管理に転換し延命化を推進している。

しかしながら、施設の高齢化は確実に進行し、いずれは寿命を迎え施設の更新が必要となる。橋梁とトンネルの更新は、交通渋滞による社会的損失が大きくなることが想定され、また、膨大な事業費が短期間に発生する。

このため、予防保全の観点から、従来の維持補修に加え「長寿命化対策」として、施設の大規模改修を行い性能を回復・向上させ、更なる延命化（100年程度の延命を目指す）を図っていくことが必要である。

都は、令和3年9月に「東京港橋梁・トンネル長寿命化計画」を策定し、長寿命化対策を計画的に推進している。

<具体的要求内容>

「東京港橋梁・トンネル長寿命化計画」に基づき、臨港道路の橋梁、トンネルの性能を回復・向上させる大規模改修を実施するために必要な財源を確保すること。

1 8 鉄道駅におけるホームドアの整備促進

(提案要求先 国土交通省・観光庁)
(都所管局 都市整備局)

- (1) ホームドアの整備を促進するため、技術的な課題解決やコスト縮減を図るための技術開発や基準改正等の支援を行うこと。
- (2) 鉄道事業者のホームドア整備に必要な財源を確保すること。
- (3) 視覚障害者等の転落事故防止のため、ホームドアが整備されるまでの間においても安全対策を促進すること。

<現状・課題>

高齢者や障害者等をはじめ、鉄道駅を利用する全ての人の円滑な移動環境を確保するため、鉄道駅のバリアフリー化の推進は重要である。とりわけ、ホームからの転落等による人身障害事故を防止し、利用者や鉄道輸送の安全性を確保するには、ホームドアの整備は不可欠である。

令和5年度末時点において、ホームドアの整備率は、都営地下鉄では100%、東京メトロでは95%に達する一方、JR及び私鉄では約6割の駅は未設置であり、その加速は喫緊の課題である。

都は、令和元年に「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を公表し、10万人未満の駅も補助対象とするなど支援策を拡充するとともに、事業者と技術的な課題解決に向けた検討を行う等、鉄道事業者の取組を促してきた。

国は、令和3年に「バリアフリー料金制度」を創設し、この制度を活用して整備するバリアフリー施設は、国庫補助の対象としないこととしたが、都内においても、事業規模が小さい鉄道事業者などには、引き続き、補助による整備促進が必要である。

また、ホームドア整備には、扉位置の異なる列車への対応など技術的な課題があり、こうした課題の解決につながる技術開発や基準改正といった支援も重要である。

加えて、ホームドアが整備されるまでの期間にも、視覚障害者等の転落防止などの安全対策が必要である。

このため、都は、鉄道事業者や関係行政機関からなる官民一体の協議会を設置し対応している。

<具体的要求内容>

- (1) 都が設置した官民一体の協議会への参画等を通じ、技術的な課題解決やコスト縮減等につながる技術開発や基準改正等の支援を行うこと。
- (2) 特別支援学校の最寄り駅や転落の危険性の高いホーム形状の駅、重要な路線の駅などについて、「バリアフリー料金制度」に加え、必要な財源を確保すること。

- (3) ホームドアが整備されるまでの間、ITやセンシング技術の活用など、ホームからの転落防止対策を検討し、鉄道事業者の取組を促進すること。

19 都市鉄道ネットワーク等の強化

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

- (1) 交通政策審議会答申第 198 号及び第 371 号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等の整備を促進するとともに、都市鉄道の整備に必要なとなる十分な財源を確保すること。
- (2) 令和 6 年 6 月に都市計画決定した東京 8 号線の延伸及び品川地下鉄については事業の進捗に合わせて財源を確実に確保するなど、必要な措置を講じること。
- (3) 多摩都市モノレールの延伸（箱根ヶ崎方面）については、事業の進捗に合わせて財源を確保するなど、必要な措置を講じること。
- (4) 答申第 371 号に位置付けられた臨海地下鉄については、早期事業化に向けた取組への協力や財源の確保など、必要な措置を講じること。
- (5) JR 中央線複々線化（三鷹～立川間）の事業化に向けて、国の支援も含めた新しい整備の仕組みづくりを検討するなど、早期に必要な措置を講じること。
- (6) オフピーク通勤の取組の促進に加え、鉄道の快適な利用に向けた施策の検討に対し支援・協力を行うとともに、鉄道事業者による時間差料金制などの混雑緩和のための施策の導入が促進され、より広く活用されるよう、財源確保等支援の制度・仕組みも含めた検討を引き続き行うこと。

<現状・課題>

東京圏には、2030年時点において3,500万人を超える夜間人口が想定され、訪日外国人についても6,000万人を目指すなど、我が国の政治、行政、経済の中核機能が集積している。このため、都市鉄道は大量輸送機関として豊かな国民生活の実現や、国際競争力の強化等の役割を担ってきた。また、近い将来、高い確率で首都直下地震の発生も予測されている中、災害時にも機能を発揮できる都市鉄道が求められている。

しかしながら、国の鉄道予算のうち、地域・都市鉄道の予算については、都市鉄道のネットワーク強化に十分な財源が確保されているとは言い難い。

東京圏における今後の都市鉄道の在り方については、平成28年4月の交通政策審議会答申第198号において、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、路線の新設・既設施設の改良に関するプロジェクトが挙げられている。

こうした答申に位置付けられた路線の実現には、事業主体や収支採算性、技術的な課題等への対応が必要である。

そこで都は、答申において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等について、沿線の区市町や鉄道事業者等の関係者ととともに、具体化に向け、事業スキーム等の検討を実施するとともに、平成30年4月に鉄道新線建設等準備基金を創設して、財源の確保に努めている。

また、令和6年1月に策定した「未来の東京」戦略 version up 2024において、各路線の取組の方向性を改めて示したところである。

とりわけ、令和3年7月の交通政策審議会答申第371号において、事業化に向けた課題解決につながる内容が示された地下鉄3路線のうち、東京8号線の延伸、品川地下鉄については、令和6年6月に都市計画決定した。

また、多摩都市モノレールの延伸（箱根ヶ崎方面）についても、令和4年度から都市計画の手続等を実施しており、令和6年7月に軌道法に基づく特許申請を行ったところである。今後、令和6年度内の都市計画決定を目指し手続きを進めるとともに、事業実施に当たっては社会資本整備総合交付金の適用を想定している。

臨海地下鉄については、国の参画も得た事業計画検討会において、事業計画の策定に向けた検討を進めており、令和4年11月、概略のルート・駅位置を含めた事業計画案を取りまとめた。また、令和6年1月、鉄道・運輸機構と東京臨海高速鉄道とともに事業計画の検討を行うことで合意した。本路線は、大規模で多様な開発計画が進展・計画されている臨海部において、世界から人、企業、投資を呼び込み、東京と日本の持続的成長をけん引する臨海部と区部中心部をつなぐ基幹的な交通基盤としての役割を担うことが期待されている。そのため、都としても2040年までの実現を目指す取組としてまちづくり戦略に位置付けるなど、早期事業化に向けた検討を進めている。

JR中央線複々線化（三鷹～立川間）については、昭和45年に複々線化が位置付けられ、平成6年に高架及び地下化の都市計画決定がなされ、平成22年に高架化が完了したものの、地下部分（複々線部分）については、未着手となっている。昭和の同時期に位置付けられた東北・常磐・総武・東海道方面（通勤五方面

作戦)の各区間の複々線化は完了している一方、同区間のみ未着手である。しかしながら、これまで他の路線で活用されていた「特定都市鉄道整備事業」が本路線では活用できず、現状は事業者の自主事業で整備する以外、事業手法がなく、また、採算性も見込めない状況にある。

こうした中、国は、国や自治体の財政状況の厳しさ、鉄道事業者の経営・財務状況の悪化等を背景に、令和6年2月に、利用者ニーズに的確・迅速に応える都市鉄道(新線整備、輸送力増強、大規模な駅改良など)の着実な整備に向けて、「今後の都市鉄道整備の促進策のあり方に関する検討会」を設置しており、検討を進めている。

令和6年3月に行われた第三回検討会において、都は、国による財源確保を含む整備促進策の措置を求めたところ、令和6年6月の第六回検討会では、都市鉄道整備に係る利用者負担制度の見直しの方向性が示されたが、引き続き、収支採算性の課題解決に向けて、検討を進める必要がある。

一方、こうした鉄道ネットワークの充実に加えて、平成29年度から都は、オフピーク通勤を促進する時差Bizの取組を開始し、平成31年からは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据え、時差Bizやテレワーク、交通需要マネジメント(TDM)を「スムーズBiz」として、一体的に推進してきた。これらを通して、企業や利用者の自発的な行動変容を促す周知啓発等に取り組み、働き方改革と連携したオフピーク通勤やテレワークの取組を推進している。

東京圏の平均混雑率が再び増加しつつある中、鉄道の快適な利用に向けては、オフピーク通勤やテレワーク等の取組の推進に加え、鉄道事業者による様々な対策を進めることも重要である。そこで、都は、鉄道事業者や有識者等と共に、先端技術も活用した車両や運行システムの改良、時間差料金制など、輸送力の強化や利用者の更なる分散につながる対策等について検討を進めてきた。

こうした中、国は、令和3年5月に公表した第2次交通政策基本計画において、都市鉄道等における通勤時間帯等の混雑緩和を促進させるために必要な施策、例えば、変動運賃制(ダイナミックプライシング)等の新たな対策について、その効果や課題について十分に検討するとの方向性を示した。また、令和4年9月、変動運賃制が実施可能となるよう、制度運用の見直しが行なわれたところである。新たな制度では、鉄道事業者において変動運賃制導入による効果検証を実施することや、利用者間で著しい不公平が生じないように努めることが求められている。こうした検証結果などを踏まえ、制度がより効果的に活用されるよう、引き続き検討が必要である。また、各鉄道事業者の施策の導入に当たっては、システムや機器の改修等が必要となるほか、通勤者のオフピーク通勤が可能となる企業の勤務制度の対応が必要となる。混雑緩和は社会全体で協力して取り組む意義があることから、施策の導入が促進されより広く活用されるよう、鉄道事業者の取組や企業による勤務制度見直しに係る取組について支援できる方法を検討する必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 答申において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線の整備促進

交通政策審議会答申第 198 号及び第 371 号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線(羽田空港アクセス線、新空港線(蒲蒲線)、臨海地下鉄、東京 8 号線(有楽町線)、品川地下鉄(南北線)、東京 12 号線(大江戸線)、多摩都市モノレール(箱根ヶ崎方面・町田方面))等の整備に向けて、国で設置した「今後の都市鉄道整備の促進策のあり方に関する検討会」の議論等も踏まえ、事業スキームを早期に構築するとともに、補助制度の積極的な活用や拡充、財源の確保など必要な措置をとること。

(2) 東京 8 号線の延伸及び品川地下鉄への確実な支援

令和 6 年 6 月に都市計画決定した東京 8 号線の延伸及び品川地下鉄については、財源の確保など、必要な措置を講じること。

(3) 多摩都市モノレールの延伸(箱根ヶ崎方面)への確実な支援

多摩都市モノレールの延伸(箱根ヶ崎方面)について、事業の進捗に合わせた財源の確保など、必要な措置を講じること。

(4) 臨海地下鉄への確実な支援

答申第 371 号に位置付けられた臨海地下鉄については、早期事業化に向けた計画案の更なる深度化と事業スキームの検討への協力や財源の確保など、必要な措置を講じること。

(5) 新しい鉄道整備の仕組みづくりの検討などの措置

整備効果が見込まれるものの、収支採算性に課題があるとされた JR 中央線複々線化(三鷹～立川間)の路線について、新たな利用者負担制度の見直しの方向性を踏まえた検討の深度化を行うとともに、引き続き、国の支援も含めた新しい法律や制度、費用負担の考え方など整備に向けた仕組みづくりを検討するなど、必要な措置をとること。

例えば、立川広域防災基地への近接性なども踏まえつつ、複々線化で生まれる地下空間を有効活用するなど新たな事業スキームの調査・検討を行うこと。

(6) オフピーク通勤の取組の促進、鉄道の快適な利用に向けた検討に対する支援・協力及び施策の導入促進に向けた検討の継続

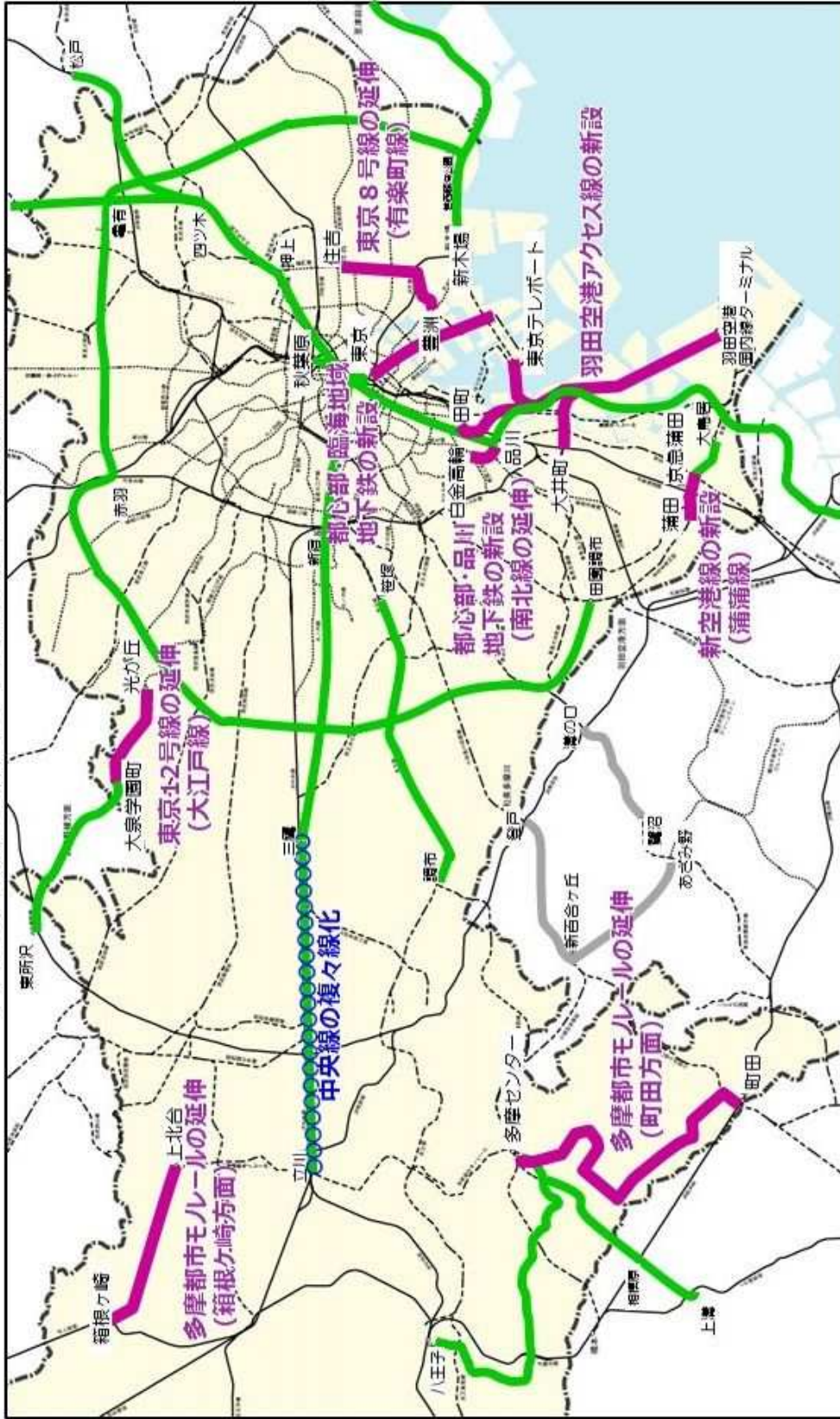
答申を踏まえ、鉄道利用者に対するオフピーク通勤へのインセンティブの付与等、鉄道事業者の積極的な取組を促すなど、オフピーク通勤の取組を促進すること。

また、鉄道の快適な利用に向けて、先端技術も活用した車両や運行システムの改良、時間差料金制など、実現可能な新たな施策の検討に当たり、国において指導・助言・規制緩和等の支援・協力を行うこと。

さらに、混雑緩和を促進させるため、時間差料金制などの施策について、鉄道事業者による施策の導入が促進され、広く活用されるよう、財源確保等支援の制度・仕組みも含めて引き続き検討を行うこと。

このほか、地下鉄運転の時間延長など外国人の受入環境整備の推進策について検討すること。

《国の交通政策審議会答申に位置付けられた路線》



答申において「検討などを進めるべき」とされた路線
 国など関係者と連携し、仕組みづくりを進める路線

20 連続立体交差事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

- (1) 連続立体交差事業の推進に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。
- (2) 連続立体交差事業と併せて整備する街路事業や市街地開発事業に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。
- (3) 高架下等の空間における公租公課相当額で利用できる公共利
用面積の拡大について、制度の改善を検討すること。

<現状・課題>

東京都内には、約 1,040 か所の踏切が存在し、交通渋滞をはじめとした様々な問題が日常的に発生している。また、緊急輸送道路等に位置する踏切道は、災害時の救援活動や人流・物流に大きな影響を与えるおそれがあることから、首都直下地震の切迫性を踏まえ、早期の対策が求められている。

このため、鉄道を連続して高架化又は地下化し、数多くの踏切を同時に除却することで、道路ネットワークの形成を促進し、交通渋滞や地域分断を解消して、地域の活性化や、都市の防災・安全性の向上にも資する連続立体交差事業の推進が必要である。

また、高架化や地下化により、新たに生み出される高架下などは、極めて貴重な都市空間であり、現行の制度では、高架下等貸付可能面積の 15 パーセントを公租公課相当額で公共利用が可能と定められている。しかし、都内で連続立体交差事業が実施された沿線区市では、公共施設の整備に必要な面積が不足しており、一部の区市では費用を負担し、15 パーセントを超えて利用している。

<具体的要求内容>

- (1) 現在、都施行の京王京王線（笹塚駅～仙川駅間）、西武新宿線（中井駅～野方駅間、東村山駅付近、井荻駅～西武柳沢駅間）、京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）などの 6 路線 8 か所に加えて、区施行の東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）で連続立体交差事業を進めている。また、都施行の東急大井町線（戸越公園駅付近）、J R 南武線（谷保駅～立川駅間）などの 4 路線 4 か所で事業化に向けた準備を進めている。これらの事業とともに、今後新たに事業化に取り組む箇所について必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (2) 連続立体交差事業と併せて整備することにより渋滞解消や沿線のまちづくりなど、周辺への波及効果の大きい東京都・区市施行の街路事業や市街地開発事業に対しても必要な財源を確保し、確実に配分すること。

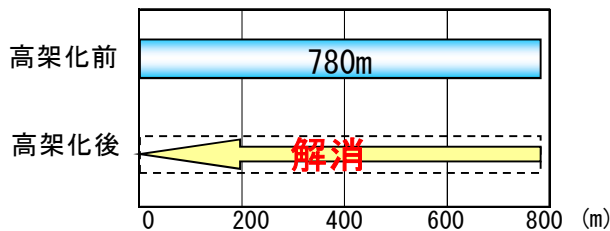
(3) 高架下等の空間を有効に活用し、事業効果を高めるため、費用負担を伴わずに公租公課相当額で公共利用できる面積の拡大について、制度の改善を検討すること。

参 考

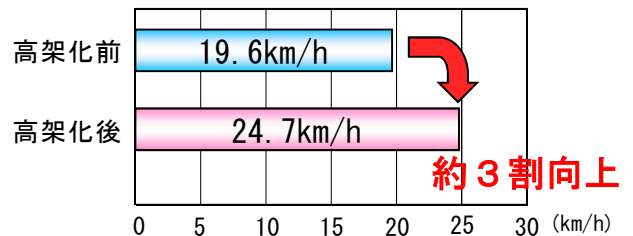


京浜急行本線・空港線（京急蒲田駅付近）の
平成24年10月全線高架化による効果

第一京浜の交通渋滞が解消



第一京浜の自動車平均走行速度が向上



※ 上り方面（川崎方面から品川方面まで）の最大渋滞長 ※ 第一京浜の環7～環8間における朝・昼・夕の平均走行速度（平成24年11月調査）

※ 国土交通省が進めている蒲田立体（南蒲田交差点）開通（平成24年12月）により、更に道路交通の円滑化が図られている。

2 1 無電柱化事業の推進

1 無電柱化事業の推進

(提案要求先 総務省・資源エネルギー庁・国土交通省・観光庁)
(都所管局 建設局・都市整備局)

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るために、無電柱化の実施に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分するとともに、規制緩和等の改善を行うこと。

<現状・課題>

無電柱化事業は、東京の防災機能の強化や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図る上で重要な事業である。

現在、都道の地中化率は約 47 パーセントに達しているが、諸外国の都市と比較するといまだ大きく立ち遅れている。また、区市町村道のような狭い道路における無電柱化はあまり進展していない。このため、国や区市町村、電線管理者などと連携し、無電柱化への取組を更に加速させていく必要がある。

都は、昭和 61 年度から 8 期にわたる無電柱化に関する整備計画を策定するとともに、平成 29 年には都道府県で初となる東京都無電柱化推進条例を制定し、令和 3 年には 7 つの戦略を掲げた「無電柱化加速化戦略」を策定するなど、無電柱化を計画的に推進している。

激甚化する台風等の自然災害への備えが急務となる島しょ地域では、令和 4 年 1 月に策定した「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」に基づき、災害に強い島しょ地域の実現に向け、無電柱化を着実に進めている。

区市町村道においては、支援メニューを強化し、都の財政支援を拡充するとともに、木造住宅密集地域などにおいて、震災時の円滑な消火・救援活動や避難に資する主要な生活道路の整備や、市街地整備事業など、大規模開発から宅地開発まで、まちづくりのあらゆる機会において無電柱化を促進していく。

無電柱化を更に進めるため、企業者向けイベント等の機会を捉えて、都の無電柱化の取組状況や低コスト手法の導入等について、積極的に事業者に対しての P R を実施するなど、民間の技術開発による関係事業者間の競争を促し、多様な整備手法や低コスト手法の技術革新を促進していく。

<具体的要求内容>

- (1) 東京の防災力を高め、「セーフ シティ」の実現に向けて、都内全域での無電柱化をより一層推進するため、事業推進に必要な財源の確保と補助率の引上げを図ること。
- (2) 国道においても、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るために無電柱化を一層推進すること。
- (3) 区市町村道等の道幅の狭い道路の無電柱化を推進させるため、更なるコスト削減とコンパクト化を図る無電柱化技術の開発等を促進すること。

- (4) 無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式など多様な事業手法が活用できるよう、制度設計や電線管理者との調整を行うこと。
- (5) 設計・施工を一体的に実施する包括委託方式をはじめとした多様な発注方式や各占用企業者工事の同時・一体施工に関する制度構築、DX活用に関する基準類策定、低コスト手法に関する規制緩和等の改善を行うこと。
- (6) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策においても、必要な財源を通常費とは別枠で安定的に確保し、確実に配分すること。
- また、5か年加速化対策後も、継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内に策定し、必要な予算・財源を当初予算において、通常費とは別枠で確保すること。

参 考

1 都道における整備状況

【無電柱化の整備状況】

(令和6年4月1日現在)

	整備対象延長	整備延長	地中化率
区 部	1,288km	853km	66%
多 摩	1,040km	241km	23%
計 (東京都無電柱化計画)	2,328km	1,094km	47%
島しょ (東京都島しょ地域 無電柱化整備計画)	166 km	3 km	2%

2 令和6年度 都の予算 (当初)

(単位：百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費 (国費)
無電柱化整備事業	34,447	6,196 (3,098)

※ 事業費は、既設道路における整備に係るもの。

3 都への当初内示額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
無電柱化整備事業 (国費)	4,906 (2,458) ※令和4年度補正予算含む	5,674 (2,837) ※令和5年度補正予算含む

【整備事例】 足立区加平（環七通り）

（整備前）



（整備後）



2 臨港道路の無電柱化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化の推進に必要な財源の確保を行うこと。

<現状・課題>

道路の上空を輻輳(ふくそう)する電線類や歩道内にある電柱は、都市の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなっている。また、震災や台風等の災害時には、倒壊した電柱や切断された電線類により道路が閉塞し、避難路の確保や緊急車両の通行、物資輸送等の支障となるおそれがある。

このため、災害発生直後において、緊急車両の通行や緊急物資の輸送など、重要な役割を担う臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化は不可欠である。

こうした状況を踏まえ、無電柱化の取組を加速させるため、令和3年2月に策定した「無電柱化加速化戦略」を踏まえ、令和3年6月に「東京港無電柱化整備計画」を改定した。現在、臨港道路の緊急輸送道路における地中化率は、約60パーセントであり、整備の大幅なペースアップを図るため、年間の整備規模を倍増させ、2035年度の完了を目指す。

<具体的要求内容>

- (1) 臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化が計画的に推進できるよう、必要な財源の確保を行うこと。
- (2) 無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式などの整備手法について、制度設計を行うこと。

2 2 物流対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

2024年問題など物流業界を取り巻く環境の変化によって生じる課題の解決に向け、再配達削減や共同輸配送、荷さばきスペースの確保などに向けた取組を推進すること。

また、地区における物流効率化の取組に対する支援制度を充実させるとともに、必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

今年度から、トラックドライバーに「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が適用され、時間外労働の上制限を受けることになった(以下「2024年問題」という。)。2024年問題など物流業界を取り巻く環境の変化によって、労働時間の減少による輸送力の低下や、ドライバーの一層の不足が深刻になる中で、物流を効率化する取組がこれまでに増して重要になっている。

また、これまで、市街地各地区においては、配達時の駐車スペースの確保に時間がかかることや、無秩序な荷さばきや貨物車の路上駐車等による交通渋滞の発生、人と物の混在による交通安全の低下など、効率的な物流がなされていない状況にある。

このため、各地区では、市街地開発事業などまちづくり事業を通して、荷さばき駐車場の整備を進めるとともに、商店街や運送事業者、地元自治体などが連携して地区における物流効率化に取り組んできている。

こうした中、これまで地区における物流効率化の取組に対して、財政的に支援してきた国の補助制度が、平成22年度をもって廃止されている。

<具体的要求内容>

- (1) 再配達削減に向けて、宅配ボックスの設置、置き配の促進や、消費者の行動変容を促す取組を進めるとともに、都が実施する物流効率化に向けた積極的な広報展開に協力すること。あわせて、物流標準化、物流DXの推進や共同輸配送の取組を支援するなど、物流を効率化する取組を推進すること。
- (2) 物流事業者等による荷さばきスペースとして国有地の有効活用を図るなど、地区における物流効率化に対する支援を強化すること。
- (3) 地区における物流効率化の取組に対する補助制度を復活すること。

23 バス運行効率化の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・交通局)

2024年問題など、バス業界を取り巻く環境の変化によって生じるバスの運転士不足など課題の解決に向け、就業につながる環境整備、乗務員の負担軽減、自動運転の実装、交通ネットワーク再構築などに向けた支援の充実を図ること。

<現状・課題>

2024年問題に起因する労働時間の減少による輸送力の低下や、運転士の一層の不足が深刻になるなど、バス業界を取り巻く環境が厳しい状況になっている。

都内のバス運転士数は、コロナ前の5%程度の減にとどまっているが、今後の高齢運転者の退職等を勘案すると、新規採用の拡大や大型二種免許の取得支援が必要である。

また、バス運転士の業務は、不規則な勤務や車内事故対応など、労働環境が厳しいことから、業務負担の軽減に資する運行の効率化などが必要である。

さらには、コロナ禍を契機として、高齢者や子育て世代による利用など、通勤・通学とは異なる新たな地域公共交通のニーズが生じており、区市町村のエリアを超えた取組に対する調整が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) バス運転士の労働力確保のため、必要な技能を有する人材の活用や、バス乗務員養成機関の設立、外国人受入れに向けた取組などのキャリア形成支援を充実させること。
- (2) 乗務員の負担軽減に向け、走行環境の改善、運転支援システムの技術開発促進や導入に係る財政支援、DX化への財政支援などを充実させること。
- (3) 大都市における大型バス自動運転化に向け、技術開発促進や走行環境の更なる整備、初期投資への支援などを充実させること。
- (4) 幹線的なバス輸送は生かしつつ、バスを補完する複数の交通モードとの連携を図るため、地域特性や環境変化に応じた交通ネットワーク再構築に必要な支援を充実させること。

2 4 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進

1 羽田空港の更なる機能強化と国際化

(提案要求先 法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・港湾局)

- (1) 羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。
2020年の新飛行経路の運用開始後も、引き続き地元への丁寧な情報提供と、騒音・安全対策等を着実に進めること。
- (2) 夜間駐機場の拡充など、拠点空港機能の強化を進めること。
- (3) 再拡張事業により拡大された深夜早朝時間帯の発着枠について、有効に活用すること。
- (4) 羽田空港の更なる機能強化に併せて、ビジネスジェットに係る発着枠の活用拡大や、将来の需要増加に備えた駐機スポットの増設など、一層の受入体制強化を図ること。
- (5) 羽田空港における事故防止に向けて、更なる安全・安心対策を早期に実施すること。
- (6) 自然災害や不測の事態に対して、航空機発着の定時性確保や空港の安全確保に万全を期すため、適切な対策を講じること。

<現状・課題>

都は、従来の自治体の枠組みを越えて国の新しい滑走路整備に無利子貸付けを行うなど、羽田空港の再拡張事業を推進してきた。羽田空港は、都心に近く24時間利用できる空港であり、我が国の将来を左右する重要なインフラであることから、空港容量の更なる拡大について可能な限りの方策を総合的に検討し、東京の国際競争力を強化していく必要がある。

平成26年8月に、国は、都縣市及び政令市等からなる協議会を設置し、飛行経路の見直し等により、2020年までに国際線の発着回数を年間約3.9万回増加することが可能となる機能強化策を提案した。

この提案について、国は、5期にわたる住民説明会の実施や低騒音機の導入促進、落下物防止対策基準の義務付けなど、総合的な対策に取り組み、令和元年7月には、都や地元の要請を受け、6期目のオープンハウス型説明会の開催や着陸高度の更なる引上げなど、追加対策等を示した。

令和元年8月には、第5回の協議会において、都は丁寧な情報提供や騒音・安全対策の着実な実施を要望するとともに、関係区市の意見を伝え、国からは、引き続き丁寧な対応をしていく旨の発言があった。

その後、国は新飛行経路による運用を決定し、令和2年3月29日から羽田空港において新飛行経路の運用を開始した。

運用開始後も航空機騒音の測定結果の公表や、機体チェックの体制強化、羽田新経路の固定化回避に係る技術的な方策の検討等、様々な取組を実施している。

今後とも、関係自治体及び地元住民に対し丁寧な情報提供や騒音・安全対策等を着実に実施するとともに、関係区市の意見等にもしっかりと対応していく必要がある。

また、固定化回避に係る検討についても、検討会の開催状況に応じて、丁寧な情報提供が必要である。

ビジネスジェットは、グローバルな企業活動に不可欠なビジネスツールとして欧米を中心に世界で広く利用されている。平成28年4月に発着枠を拡大、令和3年7月に国際線ビジネスジェット専用ゲートを新設するなど、受入体制の強化が図られ、一定の改善は見られている。しかし、運航実態を見ると、利用者が運航を希望する時間帯にビジネスジェットの運航に割当て可能な発着枠がなく、他の時間帯への変更の調整を行っても、結果として運航が成立しない場合があり、発着枠を十分に活用できていないなど、依然として課題は残されている。東京ひいては我が国の国際競争力を強化するためには、ビジネスジェットの更なる受入体制の強化が必要であり、利用者目線に立って運航の調整を進め、発着枠の活用拡大を図るとともに、将来の需要増加に備えて、発着枠の更なる拡大や駐機スポットの増設についても進めていく必要がある。

令和6年1月に、羽田空港C滑走路路上において航空機同士が衝突する事故が発生し、この事故を踏まえ、羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会が設置され、6月に中間取りまとめが公表された。羽田空港は、国内外に豊富なネットワークを有する空港であり、東京の重要な交通基盤施設の一つである。日頃から空港の安全な運用に努め、航空機等の事故を防止することが必要である。

さらに、自然災害や不測の事態に対し、航空機発着の定時性の確保や空港の安全の確保に万全を期す必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) -① 羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、既存施設の機能向上、施設整備、管制や環境面における制約への対応、旧整備場地区の活用などあらゆる角度から空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。

あわせて、国際線の利用者に不便が生じないように、出入国管理、税関及び検疫体制を確保すること。

- (1) -② 新飛行経路運用開始後も、情報提供については、様々な手段を通じて、地元への丁寧な情報提供と意見聴取に努めること。安全対策については、引き続き万全を尽くし、落下物対策の強化に向けて、落下物防止対策基準の充実や安全対策の取組に関する情報提供の充実に努めること。騒音対策については、低騒音機の導入促進を図るとともに、防音工事助成の円滑な実施に

努めること。加えて、新飛行経路に関連し増設された騒音測定局による騒音影響の監視及び情報提供に取り組むこと。

さらに、国で進めている新飛行経路の固定化回避の検討についても、検討会の開催状況に応じて、関係区市等に対して丁寧な情報提供に努めること。

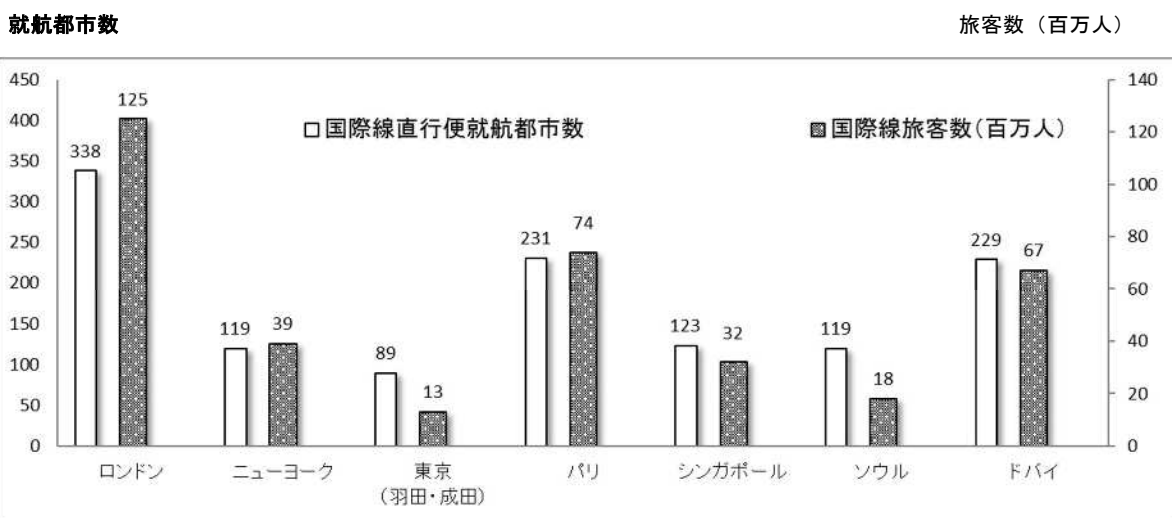
- (1) -③ 長期的な航空需要の増加に対応するため、更なる機能強化について検討を進めること。

なお、検討に当たっては、空港機能と港湾機能が共存できるよう配慮すること。

- (2) 夜間駐機場の拡充など、拠点空港機能の強化を進めること。
- (3) 24時間利用可能な羽田空港を最大限活用するため、空港アクセスや旅客の利便性向上のための施設を充実させ、深夜早朝時間帯の就航拡大を図ること。
- (4) 羽田空港の更なる機能強化に併せて、ビジネスジェットについて、利用者のニーズに沿った運航の実現に向け、都と連携して協議・検討を行い、発着枠の活用拡大を進めるとともに、将来の需要増加に備え、駐機スポットの増設を行うなど、一層の受入体制強化を図ること。
- (5) 令和6年6月に公表された「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会中間取りまとめ」の内容のうち、取組可能な対策から早急に実行するとともに、引き続き、航空の更なる安全・安心の確保に向けて取り組むこと。
- (6) -① 高潮や、大雪などの自然災害や不測の事態に対して、航空機発着の定時性確保や空港の安全確保に万全を期すため、適切な対策を講じること。
- (6) -② 船舶動静把握を引き続き適切に行い、東京港における港湾機能の確保に万全を期すこと。

参 考

(1) 諸外国の主要都市との比較



(旅客数：2023年、就航都市数：2023年3月時点) 出典：国交省資料から作成

(2) 再拡張事業

- ・平成 19 年 3 月着工、平成 22 年 10 月 21 日供用開始
- ・事業費 総額約 7,300 億円（うち、都は総額約 1,085 億円の無利子貸付けを実施）

2 羽田空港の機能発揮に資する交通アクセス等の強化

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

- (1) 都心に近く、24 時間利用可能な空港である羽田空港の機能を最大限に発揮するため、広域交通ネットワークの整備を推進すること。
- (2) 今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化等を検討すること。
- (3) 深夜早朝時間帯の国際線発着枠を一層活用するため、深夜早朝時間帯における交通アクセスの利便性の向上を図ること。

<現状・課題>

羽田空港は、都心に近く、24 時間利用可能な空港である。このポテンシャルを十二分に生かすためには、深夜早朝時間帯の交通アクセスの利便性の向上とともに、幹線道路や公共交通など、空港アクセスの一層の強化が重要である。

このため、広域交通ネットワークの整備を進めており、国道 357 号多摩川トンネルについても平成 27 年度に事業着手した。

今後、国は、関係自治体等と連携を図りながら、羽田空港の機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化を検討する必要がある。

また、平成 26 年度、都は、国に協力し、深夜早朝時間帯のアクセスバス実証運行を実施した。この成果を踏まえ、平成 27 年度から、民間が主体となり、国・都県市等で構成される「東京国際空港の深夜早朝時間帯におけるアクセスバス運行協議会」が支援を行い、運行を実施している。今後とも、深夜早朝時間帯の国際線発着枠の活用のため、より一層の空港アクセスの利便性向上を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 都心に近く、24 時間利用可能な国際空港である羽田空港の機能を最大限発揮する国道 357 号多摩川トンネルなどの空港と連結する広域交通ネットワークの整備を推進すること。
- (2) 今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、交通政策審議会答申第 198 号で位置付けられた空港アクセスの強化に資する路線の実現に向けて、財源の確保等必要な措置をとること。また、外環については、羽田空港へのアクセス強化に資する東名高速から湾岸道路間の全区間の計画を早期に具体化し、事業中区間に引き続き整備していくこと。さらに、空港構内道路においては、より一層の分かりやすい案内誘導で、空港利用者の利便性向上を図ること。
- (3) 深夜早朝時間帯の国際線発着枠を一層活用するため、深夜早朝時間帯における鉄軌道やアクセスバス等の利便性の向上を図ること。

3 羽田空港を生かす空港跡地のまちづくり推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 「羽田空港跡地まちづくり推進計画」に基づき、まちづくりの完成に向けて、空港と一体となった魅力的なまちづくりを進めること。
- (2) 空港跡地に係る多摩川の堤防整備を着実に進めること。
- (3) 跡地の売却・活用之际しては、まちづくりに資する土地活用の在り方について、協議を進める等、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

羽田空港跡地は、空港の沖合展開事業以来の経過によって生じた広大な土地であり、空港に隣接する希少な空間であることから、跡地利用に当たっては、空港と密接に関連し、一体となった利用を図ることが重要である。

跡地利用については、羽田空港移転問題協議会（メンバー：国土交通省、東京都、大田区及び品川区。以下「三者協」という。）において、平成 22 年に「羽田空港跡地まちづくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、第 1 ゾーン及び第 2 ゾーンの土地利用や基盤施設、まちづくりの進め方等について取りまとめた。

平成 23 年には、跡地（第 1 ゾーン）及び都内の 4 地域が、国際戦略総合特区「アジアヘッドクォーター特区」に位置付けられ、平成 26 年には、大田区を含む 9 区が国家戦略特区に指定された。さらに、平成 28 年 4 月には羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会（第 3 回）において、本地域の拠点形成を図るための取組を推進することが確認された。

第 1 ゾーンでは、土地区画整理事業については、平成 28 年 2 月に都市計画決定され、同年 10 月に施行者である独立行政法人都市再生機構が事業認可を取得し、基盤整備工事を進めている。令和 2 年 7 月には、まち開き（先行開業）に合わせて駅前交通広場や一部道路の供用を開始した。また、大田区が公民連携で進めている「新産業・創造発信拠点」の一翼を担う大規模複合施設の整備・運営については、平成 30 年 5 月に公募選定された事業者と事業契約を締結し、平成 30 年 12 月に工事着手、令和 5 年 11 月に全面開業した。

多摩川堤防は、第 1 ゾーンのまちづくりに併せた高潮対策に向け、国が平成 29 年 3 月に多摩川水系河川整備計画を変更し、令和 4 年 4 月には、今後拡大工事を実施する部分を残し、暫定的に堤防の使用を開始した。

第 2 ゾーンでは、宿泊施設、イベントホール等について、国が平成 28 年 6 月に整備・運営を行う民間事業者を選定し、平成 30 年 4 月に工事着手、令和 2 年 3 月に建物がしゅん工、令和 5 年 1 月に全面開業した。

また、大田区は堤防を活用した「ソラムナード羽田緑地」について、令和 3 年 11

月に緑地区域を河口部へ約 0.9 k m 拡張する都市計画変更を行い、令和 6 年 4 月から供用開始している。

引き続き、関係者が協力し、「推進計画」に基づきまちづくりを進めていく必要があり、羽田空港を所管し、現在跡地を管理している国の役割が重要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) - ① 「推進計画」に基づき、まちづくりの完成に向けて都市基盤の整備を進めること。これに当たっては、三者協での協議を継続し、関係自治体と十分に調整を行うこと。
- (1) - ② 跡地を可能な限り有効に活用するため、既存ライフラインやライフライン管理施設の移設等について、引き続き必要な協議に協力すること。
- (2) 跡地及び空港を高潮等から守るため、第 1 ゾーンが多摩川堤防について、着実に整備を進めること。
- (3) 跡地の売却・活用には、まちづくりに資する土地活用の在り方について、協議を進める等、必要な措置を講じること。

25 米軍基地対策の推進

(提案要求先 内閣官房・出入国在留管理庁・外務省・財務省・厚生労働省・
農林水産省・国土交通省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

横田基地の軍民共用化に関する日米協議を進め、早期実現を図ること。

<現状・課題>

都は、基地周辺地域住民の生活の利便性の向上や経済の活性化に資するよう、軍民共用化を促進してきた。

共用化に関する日米協議については、「再編実施のための日米のロードマップ」に位置付けられ、日米のスタディグループによる検討が行われてきたが、現在まで合意に至っていない。国内については、政府関係省庁と都との「連絡会」を設け、日米協議促進のための協議が行われてきたが、会議は平成28年6月以降開かれていない。

国土交通省の審議会では、横田共用化も含めた首都圏空港機能強化策の検討が行われ、平成26年7月に発表された「中間取りまとめ」において、「その他の空港の活用等」として横田基地が取り上げられた。

横田基地の民間航空利用は、空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上など、首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより、首都圏ひいては日本経済の発展にも資するものである。長期的な航空需要の増加に対応するため、横田基地でのビジネスジェットの入入れを含めた民間航空の利用を実現する必要がある。

<具体的要求内容>

横田基地の軍民共用化については、長期的な航空需要の増加に対応するため、政府関係省庁と都との「連絡会」を早期に開催し、着実に日米協議を進め、ビジネスジェットの入入れを含めて、その早期実現を図ること。また、国道16号など、共用化を進める上で必要となる周辺基盤整備を迅速に推進すること。

参 考

○これまでの主な経緯

- 平成15年 5月 ブッシュー小泉会談で軍民共用化の実現可能性の検討に合意
12月 政府関係省庁（内閣官房、外務省、国土交通省、防衛省）と都による連絡会を設置
- 平成17年 9月 「横田の民間航空利用の効果を検証する公開シンポジウム」開催（財団法人統計研究会・首都大学東京共催）
- 平成18年 5月 ・在日米軍再編の最終取りまとめ「再編実施のための日米のロードマップ」に合意（日米安全保障協議委員会）
・JALとANAが国と都に「横田飛行場の軍民共同使用に関する要望書」提出
10月 第1回日米協議（スタディグループ）開催
- 平成19年 5月 八都県市首脳会議が、横田飛行場の民間航空利用等の早期実現について、国に要望することを決議
9月 安倍首相がブッシュ大統領に共用化の実現に向けた検討について協力を要請
11月 高村外務大臣がゲイツ米国防長官と会談し、軍民共用化に関する日米協議を継続していきたいと発言
- 平成20年 3月 軍民共用化に関する検討委員会が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催
10月/11月 関東地方知事会、八都県市首脳会議が、米新政権下における共用化等の早期実現について、国に要望することを決議
- 平成21年11月 八都県市首脳会議が、共用化の早期実現に重点的に取り組むよう、国に要望することを決議
- 平成22年 8月/11月 首都圏連合フォーラム及び九都県市首脳会議が、共用化に向けて重点的に取り組むよう国に提言
11月 都が横田基地の活用を含めた「首都圏におけるビジネス航空受入れ体制強化に向けた取組方針」を策定
12月 都が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催
- 平成24年 4月 ・石原知事がキャンベル米國務次官補に、共用化の早期実現を要請
・日米首脳会談で野田首相からオバマ大統領に、共用化の検討を要請
7月 共用化に関する政府関係省庁と都による局長級会議開催
10月 関東地方知事会が、共用化について、米国との協議を具体的に進め早期実現を図るよう、国に要望することを決議
- 平成25年10月/11月 関東地方知事会、九都県市首脳会議が「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
- 平成26年 7月 国土交通省 交通政策審議会 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の「中間取りまとめ」の中で、「その他の空港の活用等」として議論
10月 関東地方知事会が「日本の成長を支える国際政策の取組について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
- 平成27年 2月 多摩地域商工会・商工会議所28団体が「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」を設立

- 10月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議
- 平成28年5月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議
- 平成29年8月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望
- 平成30年8月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望
- 平成31年1月 「国と東京都の実務者協議会」において、東京2020大会期間中の横田基地の民間航空利用について協議することを合意
- 令和元年10月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に東京2020大会開催時における横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和2年9月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に東京2020大会開催時における横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和4年3月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和5年3月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和6年3月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

26 小笠原航空路の整備促進

(提案要求先 国土交通省・環境省)
(都所管局 総務局・環境局・港湾局)

- (1) 都が進める調査・検討に対し、指導・助言等の支援・協力を行うこと。
- (2) 航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。

<現状・課題>

小笠原諸島は、本土から南に約1,000キロメートル離れた太平洋上に位置し、約2,500人の村民が在住している。同諸島の存在により、水産資源や鉱物資源など海洋資源の開発可能性を秘めた、我が国の排他的経済水域の約3割という広大な海域を確保しており、国益を維持する上でも重要な地域である。しかしながら、本土から小笠原諸島への交通手段は、近年の世界的な交通アクセス短縮の中において、今なお片道所要時間が24時間の船舶航路に限られている。

小笠原諸島への航空路開設は、村民生活の安定と国境離島である小笠原諸島の自立的発展を図る上で大変重要な意味を持つものであり、高速交通アクセス手段の確保は、都のみならず、我が国にとっても喫緊の課題であるが、いまだ実現に至っていない。

都はこれまでも、航空路開設に向け、検討を重ねてきた。平成20年2月には、航空路開設の検討を進めるため、都と小笠原村による小笠原航空路協議会を設置し、同年10月には、小笠原航空路協議会が行うPI活動に対して、評価・助言を行う第三者機関である小笠原航空路PI評価委員会を設置して、自然環境と調和した実現可能な航空路案について協議を行ってきた。

今後とも、自然環境と調和した航空路の早期開設を目指し、引き続き調査費を計上し、小笠原村民の意向を十分に踏まえながら、鋭意、調査・検討を進めていく所存である。

また、実現可能な航空路案の取りまとめに向けては、引き続き、各省庁より技術的・専門的な助言を得ながら、調査・検討を進める必要がある。さらに、今後、整備に向けた具体的な調整を進める段階では、財政措置に向けた協議についても推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

小笠原諸島への航空路に関する諸課題の解決には、国の協力が不可欠であることから、次の2点について要望を行う。

- (1) 引き続き、都が進める調査・検討に対し、適切な指導、助言などの支援協力を行うこと。
- (2) 航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。

参 考

小笠原諸島への航空路開設に関する経緯

○ 経 緯

- ・平成 3 年 11 月 国の「第 6 次空港整備五箇年計画」において
予定事業として採択
- ・平成 6 年 3 月 平成 6 年第 1 回都議会定例会において、「小
笠原空港の早期建設促進に関する決議」
- ・平成 7 年 2 月 空港の位置を兄島に決定
- ・平成 8 年 12 月 国の「第 7 次空港整備五箇年計画」において
継続事業として採択
- ・平成 10 年 5 月 空港の位置を時雨山周辺域に決定
- ・平成 13 年 11 月 時雨山周辺域での空港建設計画の撤回を決
定
- ・平成 17 年 12 月 平成 17 年第 4 回都議会定例会において、
「小笠原諸島への交通アクセス改善の早期
実現に関する決議」
- ・平成 18 年 11 月 振興開発計画に、「航空路について将来の開
設を目指し検討」と明記
- ・平成 20 年 2 月 都が村と「小笠原航空路協議会」を設置
- ・平成 20 年 10 月 小笠原航空路協議会が「小笠原航空路 P I 評
価委員会」を設置
- ・平成 21 年 6 月 小笠原航空路 P I 実施計画書を策定
- ・平成 31 年 3 月 小笠原航空路協議会に、国（国土交通省国土
政策局長）が参加

2 7 離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局、総務局、都市整備局)

- (1) 離島航空路線維持存続のための補助制度を見直すとともに、必要な財源を確保すること。
- (2) 東京都内の離島航空路線の羽田空港発着枠を、配分発着枠とは別枠で確保すること。
- (3) 離島航空路線に就航する航空会社が、安定運航に必要な操縦士等を確保できるよう、対策を講じること。

<現状・課題>

離島航空路線は、離島住民にとって、住民生活の安定や暮らしを支える産業の発展のために不可欠なものである。しかし、すう勢的な島の人口や来島者数の減少、気象条件等による就航率の低迷等により、ほとんどの路線が不採算路線となっている。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による損失増は、旅客数の回復とともに落ち着きつつあるものの、かつてない円安や原油価格高騰などの影響により、海外製の機体に係る整備費用や燃油費が増大したことで、損失額が大幅に拡大するなど各航空会社は非常に厳しい経営を迫られている。このため、急激な整備費高騰等の影響により増大した航空会社の路線損失に対し、国と都で追加的に補助を実施して対応してきた。しかしながら、現在も部品などの物価高騰が継続しており、既存の補助制度だけでは損失を十分に補填することができず、経営の継続が困難な状態となっている。仮に、今後も物価が高止まりすると、これらの影響による離島航空路線の更なる減便や撤退が懸念される。航空路線が撤退した場合、生活路線として利用している島民の暮らしに甚大な影響を及ぼすこととなる。このため、引き続き国と都で協調して路線を維持していくことが求められる。

また、東京都内の離島と東京都心部とを直接航空路線で結ぶためには、羽田空港の発着枠の確保が必要不可欠である。

さらに、全国的に操縦士等が不足する状態が続いており、離島航空路線に就航する航空会社が、安定運航に必要な人員を確保することが難しくなっている。

<具体的要求内容>

- (1) 離島住民の生活に必要な旅客輸送路線を確実に維持存続させるため、以下の各補助制度の見直し・創設を行うこと。
 - 地域公共交通確保維持改善事業補助制度の見直し
運航費補助については、補助額の算出方法を見直し、損失額全額を補助対象とするなど支援強化を図るとともに、補助対象路線を拡大すること（ヘリコプター路線への適用）。運航費補助及び離島住民運賃割引補助については、国の補助率の引上げや必要な財源を確保すること。
また、円安や急激な物価高騰の影響等、航空会社の責によらない損失について、国においても迅速かつ的確に補助対象とすること。
 - 保安検査費補助制度の創設
国の指導により、航空会社はテロ対策やハイジャック防止等の保安検査を強化している。これに必要な金属探知器・X線検査装置等の購入及び同検査業務については、空港設置管理者である東京都が航空会社への一部補助を実施しているが、厳しい経営環境の中、航空会社の大きな負担となっている。航空会社が安定して離島航空路線を維持できるよう、国は、航空会社が負担しているこれら検査機器の購入及び検査費用について、補助を実施すること。
 - 小離島航空路に就航する回転翼航空機の機体購入費補助制度の創設
飛行場の建設が困難である小離島においては、海象条件が悪化し定期航路が欠航した場合、離島間を結ぶヘリコプター（回転翼航空機）が、唯一の交通手段となっているので、法令改正により機体購入費補助の対象枠を拡大して、回転翼航空機についても補助を実施すること。
- (2) 東京都内の離島航空路線の特殊性に鑑み、離島住民の日常生活を支える重要な生活路線である離島航空路線を確実に確保するとともに、東京都内の離島航空路線の羽田空港発着枠を、配分発着枠とは別枠で確保すること。
- (3) 離島航空路に就航する航空会社が、安定運航に必要な操縦士等を確保できるよう対策を講じること。

2 8 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進

1 物流機能の強化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

東京港の物流機能を強化するため、

- (1) 中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）の令和 9 年度の事業完了の前倒しに向けて、必要な財源を確実に措置するとともに、整備の着実な推進を図ること。
- (2) 青海コンテナふ頭の再編や内貿ユニットロードふ頭の整備など、物流機能の強化に資する施設整備に必要な財源を確保すること。
- (3) 東京港第 9 次改訂港湾計画に基づく今後の貨物需要の増大に対応した東京港の機能拡充について、必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

東京港は、北米や欧州、アジアなど世界の主要港とコンテナ定期航路ネットワークで結ばれる国際貿易港であり、また背後には首都東京を核とする充実した道路ネットワークが形成されていることなどを背景に、国内最多のコンテナ貨物を取り扱う港湾として、貨物量が増加傾向にある。現在、施設能力を大幅に上回る貨物を取り扱っており、交通混雑などが発生している状況である。このままでは、首都圏の生活と産業に多大な影響が生じるとともに、我が国の国際競争力の低下につながるおそれがあり、東京港における抜本的な施設能力を速やかに向上させることが喫緊の課題である。

このため、コンテナ船の大型化にも対応し、大井コンテナふ頭の再編整備・機能強化にも必要不可欠な中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）の令和 9 年度の事業完了を前倒しする必要がある。あわせて処理能力の向上に向けた青海コンテナふ頭の再編整備等を着実に進める必要がある。

加えて、東京港の内貿ふ頭は、全国の長距離内航 R O R O 船航路が数多く就航する国内海上輸送拠点として重要な役割を担っており、物流の 2024 年問題やトラックドライバー不足に伴い、船舶の大型化と R O R O 船による貨物輸送需要が今後も増加すると考えられることから、これらに対応したふ頭機能の強化が必要である。

さらに、今後の貨物需要の増大にも対応するため、新規ふ頭の整備等による東京港の機能拡充に向けた取組が不可欠である。

<具体的要求内容>

(1) 中央防波堤外側コンテナふ頭の整備推進

東京港の物流機能を強化するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3バース）の令和9年度の事業完了の前倒しに向けて、岸壁工事等に必要な財源を確実に措置するとともに、整備の着実な推進を図ること。

(2) 必要な財源の確保

① 青海コンテナふ頭の再編等を着実に推進するため、埠頭整備資金貸付金等の財源を確保すること。

② 内貿ユニットロードふ頭等の整備を着実に推進するため、必要な財源を確保すること。

③ 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について、港湾管理者が運営上必要とする事業に柔軟に対応するとともに、必要な財源を確保すること。

(3) 東京港の機能拡充への支援

船舶の大型化や今後の貨物需要の増大に対応するため、東京港第9次改訂港湾計画に基づく新海面処分場におけるコンテナふ頭や中央防波堤内側における内貿ユニットロードふ頭等の機能拡充について、必要な支援を行うこと。

(4) 直轄対象事業であっても、補助事業等で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場合には、補助事業等で採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。

<現状・課題>

都は、これまで東京港の港湾管理者として港湾物流の状況変化、ふ頭利用者ニーズ等に精通し、港湾施設計画の策定、既存施設の改良、維持補修等の事業のみならず、新規施設の建設を迅速かつ、安全、円滑に遂行してきており、直轄対象事業となるような新規施設の建設についても、十分な経験・技術力を有している。

また、東京港は、既存ふ頭の再編等による港湾機能の向上が必須となっている。

今後、東京港の限られた空間（陸域・海域）において、周辺エリアとの一体的開発による物流機能の強化や、既存の港湾利用者と調整を踏まえた施設改修などを迅速かつ効率的に行い、より一層の機能強化を図っていく必要がある。

このため、東京港においては、港湾の整備・運営に係る十分な実績を有する港湾管理者が主体となり、動きの激しい港湾情勢への迅速かつ的確な対応を図ることが重要である。

<具体的要求内容>

(4) 港湾管理者の取組に対する支援

① 東京港の港湾施設の事業実施に当たっては、直轄対象となる事業であっても、補助事業や貸付金事業で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場

合には、補助事業や貸付金事業として速やかに事業採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。

- ② 直轄事業の予算要求に当たっては、計画段階から港湾管理者と十分に協議を行うとともに、港湾管理者の事前了解を得ること。

2 震災にも強い東京港の機能強化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

- (1) 震災時においても、首都圏の物流機能を確保するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3バース）の耐震強化岸壁について、令和9年度の事業完了の前倒しに向けて整備を推進すること。
- (2) 震災時の被災者避難や緊急物資の輸送に対応する品川ふ頭（S3バース）、10号地その2ふ頭（VA2バース）の耐震強化岸壁の整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

首都直下地震等の切迫性が指摘される中、首都圏4,000万人の生活と産業を支える東京港では、外貿コンテナふ頭のうち耐震強化岸壁は4バースと少なく、震災時にも港湾機能を確保し首都圏経済活動の停滞を回避するためには、更なる増設が不可欠である。

このため、令和5年度に策定した東京港第9次改訂港湾計画において、幹線貨物輸送に対応する耐震強化岸壁の計画を拡充したところであり、整備を着実に進める必要がある。

また、震災時に被災者の避難や緊急物資の海上輸送に対応する耐震強化岸壁についても、推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 震災時においても、首都圏の物流機能を確保する幹線貨物輸送に対応する耐震強化岸壁を拡充するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3バース）について、令和9年度の事業完了の前倒しに向けて整備を推進すること。
- (2) 震災時の被災者避難や緊急物資の輸送に対応する品川ふ頭（S3バース）、10号地その2ふ頭（VA2バース）の耐震強化岸壁の整備推進に必要な財源を確保すること。

29 島しょ港湾等の防災対策の推進

(提案要求先 水産庁・国土交通省)
(都所管局 港湾局)

地震、津波、火山噴火等の災害から島民や来島者の安全を確保するため、島しょ港湾・漁港・海岸の防災対策に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

南海トラフ等による巨大地震発生時には、本土からの陸路による人員、物資等の搬出入が不可能な島の特殊性に鑑み、発災直後においても大型船舶が着岸可能な緊急輸送用岸壁や道路等の確保が必要である。

加えて、大島の三原山や三宅島の雄山では、これまで火山噴火が繰り返し発生しており、全島避難を余儀なくされるなど、噴火発災時における島民避難を含めた備えも不可欠となっている。

さらに、台風等の異常気象時における高波などから背後の集落や施設を防護していくために、海岸保全施設の整備及び維持保全も進めていかなければならない。

また、停電・通信障害が発生しない島しょ地域を実現させるため、島の玄関口として定期船が発着する港等の無電柱化を進めていくこととしている。

このため、これまでも増して島しょ港湾・漁港・海岸における防災対策を積極的に進めていくことが必要であり、その施設整備に当たっては、国費を重点的に投入すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 被災時の復旧活動を支える緊急輸送用岸壁等について、今後も整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
- (2) 火山噴火時の円滑な避難に備えるため、噴火避難用岸壁の静穏度向上に必要な防波堤等の整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
- (3) 台風の襲来や低気圧の通過に伴う高波などから、島民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の整備及び維持保全に必要な財源を確保すること。
- (4) また、無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式などの整備手法について、制度設計を行うこと。

5. 環境・エネルギー

1 エネルギー需給の安定化に向けた対応

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)
(都所管局 産業労働局・総務局・環境局)

- (1) エネルギー基本計画の改定に当たっては、エネルギーの安定確保と脱炭素の取組を両面から進めるものとする。
- (2) エネルギーの安定供給の確保に向けた対策を講じること。
- (3) 東京の特性を踏まえた電力需要対策への支援を行うこと。
- (4) デマンドレスポンスの普及拡大へ向けた支援を行うこと。
- (5) 電気・エネルギー価格の高騰抑制対策を行うこと。
- (6) 需給状況に関する情報を公開し、電力需給ひっ迫時や計画停電を行う際には、確実かつ速やかに情報を提供すること。
- (7) 国民に対して、省エネ・節電の必要性を周知し、特に電力需給ひっ迫時には、節電行動を具体的に周知・徹底すること。
- (8) 都が推進しているH T Tの取組に対して普及啓発や広報など具体的な支援を行うこと。

<現状・課題>

国際的なエネルギー価格の高騰を契機としたエネルギー安全保障をめぐる情勢は、いまだ予断を許さない状況である。

世界の主要国は、エネルギーの安定供給を図りつつ、深刻な気候変動への対策を迫られており、各国の実情に応じて中長期的な視野に立ったエネルギー安定供給確保策を講じるとともに、エネルギーの脱炭素化を図る取組を進めている。

我が国では、令和4年3月に電力需給ひっ迫警報、同年6月に電力需給ひっ迫注意報が発令されるなどの電力危機が発生し、その後、電力をはじめとする各種エネルギー価格の高騰による経済への影響など、エネルギー安定供給を取り巻く課題が表面化している。

こうした中、国は、GX実行会議において、GX推進を通じて、エネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の三つを同時に実現すべく取組を進めていくと表明した。この高い目標を実現させるためには、エネルギー政策に大きな責任を担う国の役割が決定的に重要である。

また、令和6年度内に改定を目指している次期エネルギー基本計画においては、エネルギー危機や気候危機を踏まえ、エネルギーの安定確保と脱炭素に向けて取組を更に加速させるものとしなければならない。

喫緊の課題としては、再び電力需給ひっ迫を発生させないための対策や、経済の減速要因となるエネルギー価格の高騰対策への対応が挙げられるが、こうした事態が発生する構造的な問題点への解決策として、エネルギー安定供給の確保に向け、中長期的な視点を含めた取組を進めていくことが必要である。

この状況を克服できるか否かは、東京のみならず、我が国全体の社会経済活動に大きな影響を及ぼすことから、危機感を都民、事業者、自治体等と共有し、力を合わせて目前に迫る危機を乗り越えていく必要がある。直面する電力危機を乗り越えるため、これまで都は、H T T（電力を減らす、創る、蓄める）の観点から、都民、事業者等に対し、省エネや節電に関する普及啓発や補正予算等による財政支援の更なる強化などの取組を実施している。

今後は、こうした取組に加え、需要シフトを通じて電力の安定供給に貢献するなど、電力の大規模需要地である東京の特性を踏まえ、都民・事業者が協調する大規模な取組を進めていくことが必要であり、そのためには、国による一歩踏み込んだ支援などの後押しが不可欠である。

<具体的要求内容>

(1) エネルギー基本計画の改定

将来にわたりエネルギーの安定供給を実現するためには、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造へと転換していく必要があるが、あわせて、差し迫る気候危機を念頭に脱炭素化も同時に実現しなければならない。

そのため、エネルギー基本計画の改定に当たっては、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、水素社会の実現に向けた水素需要の創出や供給拡大など、エネルギーの安定確保と脱炭素の取組を両面から最大限加速させるものとする。

(2) エネルギーの安定供給の実現に向けた対策

エネルギーの脱炭素化を支える需給の安定化は、極めて重要である。

今後は、脱炭素化への過渡期となることから、新たなエネルギーミックスの実現による安定供給の確保を前提に、円滑なエネルギートランジションを併せて進めるための取組に努めること。特に、電力需給ひっ迫注意報の発令要件となる広域予備率が5%を下回ることがないように、電力系統の強靱化に向け、必要な対策を早急に講ずること。

さらに、抜本的な対策として、広域連系系統のマスタープランに基づき、地域間連系線などの基幹系統の増強や更新、海底直流送電の活用など、全国規模での系統増強を早期に進めること。

(3) 東京の特性を踏まえた電力需要対策への支援

東京は人口や産業が集積する電力の大消費地であり、需要のシフトなどによる需要対策の効果が大きいことが期待できる。エネルギーの大規模需要地

である東京が需給安定化に貢献していくため、東京の特性に着目した需要対策に取り組むこと。

具体的には、EV保有台数の多い東京において、充電時間をシフトすることで、供給過剰となった再生可能エネルギーを吸収する取組を進めること。こうした取組においては、卸電力市場価格及び小売電気市場料金の低下を通じ、市場メカニズムを介した需要シフトへの誘導が効果的となる。

国は、卸電力市場価格等に連動した電気料金を設定し（ダイナミックプライシング）、EVユーザーの充電ピークシフトを誘導する実証事業などを進めているが、こうしたビジネスモデルが早期に社会に普及するよう支援を進めるとともに、将来的にはV2Gの実装化に向け、技術支援や法整備を進めること。

また、データセンターなどの電力多消費産業に対応した供給構造の変化に対して、速やかに対策を講じること。

（4）デマンドレスポンスの普及拡大へ向けた支援

デマンドレスポンスは、省エネルギーの推進、需要シフトによる再生可能エネルギーの調整力としての利用など、需要対策の面から多様な活用方法があり、今後一層の普及が求められる有用な取組である。

再生可能エネルギーの導入拡大に併せて、電力需給バランスを調整する調整力の確保が重要となるが、国際エネルギー機関（IEA）によるとデマンドレスポンスは、2030年における調整力のうち必要量の30%以上、2050年における必要量のうち40%以上を占める重要なリソースになるとみられている。

国は、デマンドレスポンスが再生可能エネルギーの出力制御の抑制に貢献する観点も踏まえ、小売電気事業者等による節電要請に基づくデマンドレスポンスに加え、上げDRや需要家の行動変容を促す取組についても今後一層普及拡大するよう環境を整備するとともに、更なる支援策等を講じること。

さらに、国は令和5年4月施行の改正省エネ法で大規模需要家のデマンドレスポンスの実施報告を義務化したが、電炉等の電力多消費産業のデマンドレスポンスを推進し、出力制御の抑制につながる取組であることから、デマンドレスポンスを実施した需要家がインセンティブ等のメリットを享受できる仕組みを早期かつ具体的に構築すること。

（5）電気・エネルギー価格の高騰抑制対策

電気・ガス等のエネルギー価格を取り巻く国際情勢はいまだ不安定であり高騰リスクへの備えが必要である。

直近の価格高騰については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく措置が今年5月で終了したが、「酷暑乗り切り緊急支援」として、8月から10月の使用分についても国による補助が実施されている。今後も燃料価格の推移を踏まえ、社会情勢に応じた柔軟な対応に努めること。

なお、特別高圧電力の電気料金及びLPガス料金については、「物価高対策のための重点支援地方交付金」を活用し、地方公共団体の責任において支援を実施することとされた。しかし、特別高圧・LPガスの契約件数や使用

形態が地域によって全く異なるため、給付金額や給付方法が自治体間で大幅に異なる状況となり、公平性の観点から問題が生じている。

そのため、今後、特別高圧電力の電気料金及びLPガス料金の価格高騰対策を措置する場合には、低圧、高圧電力の電気料金及び都市ガス料金と同様に、国の責任において負担軽減策を講じること。

(6) 需給状況の情報公開及び電力需要ひっ迫時・計画停電実施時の情報提供

電力需要が高まる夏季・冬季の需給ひっ迫の回避に向けて、電力の供給量及び需要量の見通しについて、時間的余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

電力需給ひっ迫に陥るおそれが生じ、電力需給ひっ迫警報及び注意報並びに準備情報の発令及び発信を行うに際しては、あらゆる手段を講じて迅速、確実かつ広範な周知を行い、電力需給のひっ迫度合いを伝達すること。

また、計画停電は、需要家の電気使用を強制的に制限する対策であり、都民の生活や施設・事業の運用に多大な影響を及ぼすものである。そのため、国が検討しているセーフティネットとしての計画停電は、都民・事業者による相当の事前準備が不可欠である。

社会経済活動への影響を極力抑えるため、事業者等が計画停電への備えに着実に取り組めるよう、一般送配電事業者における計画停電の詳細や準備状況について、国として速やかに情報提供すること。

(7) 国民に対する省エネ及び節電の周知・徹底

電力需給ひっ迫を回避するため、省エネ・節電の必要性について、速やかかつ効果的に周知すること。

特に、電力需給ひっ迫に伴う節電要請に当たっては、ひっ迫度合いに応じた節電目標、取組及びその効果を示し、節電行動を具体的に周知すること。

また、主体ごとの省エネ・節電効果を把握し、成果の実感を通して更なる取組を促すために、スマートメーターで得られる情報をタイムリーに公開する仕組みを整えること。

(8) 都が推進しているH T Tの取組に対する具体的な支援

電力危機の回避のみならず、エネルギー安定供給の確保や「脱炭素社会」の実現に向けては、国民一人一人の行動変容や企業の意識改革が重要となる。都が推進しているH T Tは、都民・事業者と総力戦で取り組むものであり、こうした課題の解決に資するものである。

そこで、「デコ活」とも連携しながら、H T Tの取組を全国に広げていくため、都の取組に対し、国は、普及啓発や広報、財政支援をはじめ、具体的な支援を実施すること。

2 気候変動対策の推進

1 実効性ある温室効果ガス削減対策の実施

(提案要求先 金融庁・総務省・厚生労働省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

- (1) COP28 におけるグローバルストックテイクの成果を踏まえ、「2030 年までの取組」が極めて重要との認識の下、地球温暖化対策計画等で掲げた取組を加速するとともに、2035 年やその後のカーボンニュートラルまでの道筋を早期に示すこと。
- (2) 国際社会が進める脱炭素化に向けた先導的な役割を果たしていくため、エネルギー効率の更なる改善や再生可能エネルギーの抜本的な利用拡大など、規制的措施を含む総合的な施策を早期に構築し、削減に向けた行動を更に加速すること。特に、GX-E T S の本格稼働に向けた制度設計に当たっては、先行して高い削減効果を上げている東京都のキャップ&トレード制度など地方自治体の制度を尊重しながら、CO₂排出総量を確実に削減する実効性ある仕組みにすること。

<現状・課題>

気候変動の影響の甚大さと対策の緊急性が改めて浮き彫りになった今、気候変動対策は大きな転換点を迎えている。既に避けられない気候変化への対応が急務となっているとともに、世界では、石炭火力発電からの撤退や再生可能エネルギーの大幅な増加など、「1.5℃追求：2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた動きが加速している。

また、気候変動対策は、「持続可能な開発目標 (SDGs)」を実現するために不可欠なものである。

国は、令和 3 年 10 月に、地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画を改定し、「2050 カーボンニュートラル」の実現に向けた 2030 年までの取組の方向性等を取りまとめた。温室効果ガス 50%削減への挑戦の明記や、新築建物（住宅含む。）における 2030 年までに整えたい事項を提起したことなどは重要なポイントである。

気候危機が既に私たちの身近に及んでいる今、「2050 年実質排出ゼロ」につながる「具体的な行動を開始」することが求められている。このため、IPCC『1.5

℃レポート』が提起した、2030年までの「今後10年間の取組」が極めて重要との認識を一にして、脱炭素社会の基盤づくりに向けて、削減に向けた行動を加速することが必要である。

また、令和5年3月に公表されたIPCCの第6次評価報告書では、この10年間に行う取組が数千年先まで影響を持つとされ、2030年のほか、2035年、2040年、2050年までの世界全体の必要削減量が示された。令和5年12月に開催されたCOP28では、化石燃料からの脱却を2020年代に加速することなどが盛り込まれたグローバルストックテイクが合意された。国もパリ協定に基づきグローバルストックテイクの合意内容を踏まえた2035年までの削減目標等を策定し、2025年までにNDC（国が決定する貢献）を国連に提出することが求められ、現在、国において第7次エネルギー基本計画の策定及び地球温暖化対策計画の改定を含め、検討が進められているところである。

加えて、この脱炭素化に向けた行動が待ったなしの状況下において、ロシア・ウクライナ情勢などにより、世界中でエネルギー価格が高騰するなど、様々な危機が長期化の様相を呈している。社会構造変化に対応して脱炭素社会を実現していくために、実効性ある温室効果ガス削減対策を直ちに行うことが求められている。

具体的には、現在利用可能な我が国の優れた既存・先進技術を全面活用しながら、ものづくりから建築物・市民生活に至るまで、エネルギー効率の更なる改善や再生可能エネルギーの抜本的な利用拡大を進めていくこと、実効性あるカーボンプライシングの構築などにも取り組んでいくことが必要である。

また、特にエネルギー供給に大きな責任と役割を持つ国として、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた取組を最大限に加速させ、2030年における電力の再生可能エネルギーの割合については38%以上の高みを目指していく必要がある。そうしたことで、国が想定する2030年時点での電気のCO₂排出係数の数値の実現を確実なものとしていくべきである。あわせて、脱炭素熱の普及拡大に向けた2030年までの取組内容の具体化等も必須である。

脱炭素社会の実現に向けて、国が果たすべき役割は決定的に重要である。東京をはじめとする各地域の主体的かつ率先的取組を支援する施策の構築や2050年に向けた更なる技術開発などに取り組むとともに、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すことで脱炭素社会への転換を先導し、世界全体の排出削減に最大限貢献していくことが必要である。

都では、平成22（2010）年度に「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を開始し、令和4（2022）年度には、基準排出量^{*}から32%の削減を実現した。本制度の開始後も、経済成長と省エネルギーの両立を実現している。

国では、令和5（2023）年2月に「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」が閣議決定され、令和5（2023）年度から、GXリーダ企業による自主的な排出量取引（以下「GX-E-T-S」という。）を試行的に開始した。また国は、令和8（2026）年度からのGX-E-T-Sの本格稼働に向けて、令和6（2024）年9月に「GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ」を設置し、制度の具体的な設計について検討している。試行中のGX-E-T-Sでは、企業が自主的に設定した目標に基づき削減量を評価す

る仕組みとしているが、国の削減目標の達成、さらには、脱炭素社会の実現に向けては、排出量の総量削減義務を伴う仕組みの早期導入が不可欠である。

加えて、国は令和5（2023）年11月に「産業競争力の強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するGX製品市場に関する研究会」を設置し、政策誘導によるGX市場創出の検討を進めている。脱炭素に資する製品、サービスを市場に供給するためにはコストがかかるが、脱炭素社会の実現のためには、こうした製品、サービスが適切に評価され、選択される環境を早期に整備することが重要である。

※基準排出量：制度対象事業所が選択した2002年度から2007年度までのいずれか連続する3か年度排出量の平均値

< 具体的要求内容 >

(1)

ア 2030年までの取組を加速すること

I P C Cの最新の科学的知見による第6次評価報告書及びC O P 28におけるグローバルストックテイクの合意内容を踏まえて、2030年までの温室効果ガス削減に向け地球温暖化対策計画等で掲げた取組を更に加速すること。

再生可能エネルギーの基幹エネルギー化や電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化、グリーン水素の活用など、脱炭素社会を実現するエネルギー構造転換に係る2030年までの取組内容の具体化を図ること。

脱炭素熱がいつ頃から活用できるかという見通しは、今後の都市開発等の在り方に大きく影響を与えるため、今後の普及拡大に向けた2030年までの取組内容の具体化と早期実用化に向けた取組を推進すること。

イ 2050年カーボンニュートラルまでの道筋を示すこと

I P C Cの最新の科学的知見による第6次評価報告書及びC O P 28におけるグローバルストックテイクの合意内容を踏まえ、国が2035年やその後のカーボンニュートラルまでの削減目標や主な具体的取組の水準など、我が国のカーボンニュートラルまでの道筋を早期に示すこと。

ウ カーボンプライシングなど脱炭素社会実現のための規制的措置を含む総合的な施策の早期構築

脱炭素社会の実現に向けて、エネルギー効率の更なる改善や再生可能エネルギーの抜本的な利用拡大など、規制的措置を含む総合的な施策を早期に構築すること。

とりわけ、今後のG X - E T Sの本格稼働に当たっては、総量削減義務を伴うものとし、以下の点を実現して、実効性の高い制度とすること。

① 自主目標による削減ではなく、国の削減目標を確実に達成する水準の削減義務率などを設定した総量削減義務を導入すること。

② 直接排出方式により発電所や特に大規模な排出事業所の排出総量を対象とすること。また、発電部門に対して排出枠有償割当を導入するにあたっては、電気のC O₂排出係数の改善に資する実効性の高い仕組みと

すること。

- ③ 事業者単位でなく、事業所単位の制度とすること。
- ④ 特に大量の温室効果ガスを直接排出する事業所を対象とし国が実施する制度と、間接排出を含む一定程度の温室効果ガスを排出する事業所を対象とし地方自治体が発行する制度により、国と地方が共に積極的な役割を果たす制度とすること。
- ⑤ 東京都のキャップ&トレード制度や地方自治体が発行している報告書制度など先行する制度による削減効果・実績を踏まえて、既存制度を尊重し、その効果を損なわないよう整合を図ること。

エ 家庭部門等の強化

- ① エアコンやテレビ等の家電に電力使用量及びCO₂排出量を表示する機能の標準搭載や、電気・ガスにとどまらず、ガソリンや灯油などの領収書にCO₂排出量を表示するなど、CO₂の可視化の取組を促進すること。
- ② トップランナー基準を満たした高効率給湯器の普及を飛躍的かつ持続的に促進するため、家庭に対する助成制度などにおいて、集合住宅や狭小住宅が多い大都市特有の地域特性も踏まえて、財政的措置のより一層の拡充を図るとともに、省スペース製品の開発に向けた支援を実施すること。
- ③ 家電製品等の製造事業者に対して、製品の工場出荷時の初期設定を省エネモードとするとともに、省エネモードの設定方法を消費者に分かりやすく情報提供するよう求める仕組みを構築すること。
- ④ 市民生活の基礎となる住宅については、高い断熱性能と太陽光発電や蓄電機能等を兼ね備える「レジリエントな健康住宅」を標準化するための施策を強化すること。

オ オフィスや事業所等における取組

- ① 一般社団法人日本建築学会等の提言も踏まえ、過度に照度に偏重しすぎている現行の照明設計・基準の考え方から転換し、質の高い照明環境の形成に向けた新たな基準を設定すること。
なお、照度基準については、旧照度基準 1979 版の照度範囲 (300～750 ルクス) に戻すとともに、設定照度は、300～500 ルクスでの対応を推奨すること。
- ② 室内空気中のCO₂濃度の一律的な管理基準について、省エネルギー・節電の観点から見直しを行うこと。
- ③ 扉を開け放したままにするなど、明らかに無駄なエネルギー利用と考えられる冷暖房を行っている店舗営業などの行為に対して、エネルギー使用の合理化を求める仕組みを構築すること。
- ④ 省エネ法に、電気の需要の最適化を進めることが規定されているが、今後は、「原単位削減」の観点だけではなく、エネルギー全体の消費量の削減を更に強化するため、「エネルギー使用総量の削減」の程度を評価する仕組みの追加も検討すること。

カ 脱炭素社会の実現に向けた普及啓発活動の強化

脱炭素社会の実現には、全ての国民及び事業者が一丸となって取り組む必要がある。脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動を推進するに当たり、深刻化する気候危機の状況を適時に分かりやすく情報発信するとともに、サステナブルな消費行動の促進に向けた商品・サービスのカーボンフットプリント情報の見える化など、行動変容につながる具体的な情報を整備し、普及啓発活動を強化すること。また、個別の支援策や施策が必要な主体に確実に届くよう情報発信を強化すること。

キ 地方自治体の温室効果ガス排出量算定に必要なデータの確保

地方自治体が地域の特性・実情の把握及び効果的な温室効果ガス削減対策を行うため、主体別の消費量等の地域のエネルギー利用実態、区域に供給される系統電力の電源構成や再生可能エネルギー種別ごとの導入量、設備容量、発電量等を速やかに把握できる具体的な制度の構築を早急に進めること。

ク 脱炭素に関する効果的な開示情報の在り方検討

脱炭素対策に積極的に取り組む企業や不動産がファイナンス上でも評価されるよう、企業側とファイナンス側との対話ツールとして、令和5年1月に改正された企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）に基づく効果的な開示情報の在り方等について、検討を深めること。

ケ GX製品市場の創出に向けた取組

「産業競争力の強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するGX製品市場に関する研究会」中間整理で示された、製品のGX価値に関する指標の整理やグリーン調達に関するガイドラインの整備を早期に行い、事業者や消費者等への普及啓発を行うとともに、GX製品の生産、調達等に取り組む事業者への支援も検討すること。

2 建築物の脱炭素化の促進

(提案要求先 国税庁・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・
資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・産業労働局)

- (1) エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。
- (2) 住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準の強化を図るとともに、エネルギー消費性能をより詳細に把握できるようにすること。
- (3) 新築住宅のエネルギー消費性能基準の強化を図ること。
- (4) 新築建築物への再生可能エネルギー導入の更なる拡大に向けた環境の整備と導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。
- (5) 建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。
- (6) 建築におけるライフサイクルCO₂排出量把握評価の手法を整備し、その普及拡大に向けた報告制度を確立すること
- (7) 既存建築物のゼロエミッション化を推進すること。
- (8) 国等が所管する教育施設及び医療施設の脱炭素化を推進すること。
- (9) LED照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。
- (10) 既設蛍光灯器具へ直管型LEDランプを取り付ける際の注意点について、国民に周知徹底すること。

<現状・課題>

令和2年10月の内閣総理大臣所信表明において「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」が宣言された。新たに建てられる建築物はその多くが2050年以降も存在することになるため、建物稼働後にカーボンニュートラルを可能とするような性能を新築時に備えることが重要となる。

さらに、ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーを取り巻く環境そのものが大きく変貌し、我が国のエネルギー安全保障が脅かされている中、海外のエネルギー、とりわけ化石燃料への依存から脱却し、エネルギー安全保障の確立と脱炭素化を進めるためには、電力を「減らす」「創る」「蓄める」施策の社会実装を早急に前倒して加速させることが必要である。中でも「減らす」取組においては、「エネルギーの更なる効率的利用」の観点から特に将来にわたり使用される建築物の脱炭素化に向けた取組が求められる。

都は、脱炭素社会の実現に向けた実効性ある取組の強化を図るため、令和4年12月に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「都条例」という。）を改正し、住宅等の一定の中小新築建物を対象とする制度を創設するとともに、大規模な新築建築物を対象とする建築物環境計画書制度の強化・拡充を図り、新築時の省エネルギー性能基準の強化や、再生可能エネルギー利用設備及び電気自動車充電設備の設置の義務付け等を行った。

国においては、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に基づき、平成29年4月から一定規模以上の住宅以外の新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化を開始し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）により、住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化の対象が拡大（2千㎡以上から300㎡以上）された。その後、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和4年6月17日に公布され、原則全ての新築建築物に省エネ基準適合が義務付けられることとなった（公布日から3年以内に施行）。しかしながら、改正法においても非住宅の外皮性能については、基準適合が義務付けられていない（新築建築物のエネルギー消費性能は、建築設備だけでなく外皮性能からも大きく影響を受けるため、都条例においては、外皮性能についても建築主に対し、適合を義務付け）。また、EUでは既に、エネルギーの性能表示について、多くの国が制度義務化しており、東京都でも環境性能評価書やマンション環境性能表示を義務付けている。国においても、改正法において表示すべき事項についての告示や、告示に従わない場合の勧告について示されているが、脱炭素化建築物の普及に向け、こうした表示制度の実効性の担保が必要である。

また、令和12年度までにZEBやZEHを実現していくためには、断熱や日射遮蔽性能等の建築物及び建築設備の省エネの推進に加え、オンサイト（＝需要側）での、太陽光・太陽熱等の再生可能エネルギーの導入が不可欠である。令和3年8月のあり方検討会取りまとめにおいて、「2050年において設置が合理的な建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、また、

これに至る 2030 年において新築戸建て住宅の 6 割に太陽光発電設備が設置されることを目指すこととして、将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、その設置促進のための取組を進めること」と示されているが、実現に向けた施策のロードマップは示されていない。

さらに、集合住宅においては、太陽光発電設備により発電した電気を建物共用部で使用しているが、パネルの大容量化により余剰電力が多く発生している。現在、管理組合による余剰電力売電についても収益事業として扱われ法人税が課税されており、太陽光発電の設置に大きな障害となっている。

加えて、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、使用時の省エネルギー・創エネルギーだけでなく、製造・建設段階、使用段階、廃棄・リサイクル段階といった建築物のライフサイクル全体を通じた二酸化炭素の排出（＝エンボディドカーボン）の削減に向けた取組が必要である。

LED照明等の高効率照明については、国は、2030 年までにストックで 100% 普及することを目標として取組を進めている。照明は大きなエネルギー消費割合を占めており、例えば、白熱電球を LED 電球に置き換えると、約 85% の消費電力削減が可能である。照明の LED 化という費用対効果の高い取組により、地球温暖化対策を加速化させる必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。

建築物省エネ法により、平成 29 年 4 月から住宅以外の新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化が開始されたが、建築設備のエネルギー性能は、外皮性能からも大きく影響を受けることから、建築主が建築する際に、エネルギー消費性能と併せて外皮性能を把握できるようにするとともに、当該法令に建築主が取り組むべき外皮性能の向上に関する措置も盛り込むべきである。その際、現行の外皮性能に関する指標は屋内周囲空間の年間熱負荷を示す値であり、外皮性能そのものを示す評価するものではないため、建築主が外皮性能の向上について効果的に取り組めるような評価指標及びその算定方法の開発等を進めていくこと。

- (2) 住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準の強化とエネルギー消費性能のより詳細な把握について

住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準は、建物稼働後にカーボンニュートラルを可能とする水準へ速やかに強化すること。

また、複合用途の新築建築物におけるエネルギー消費量については、建物用途ごとの内訳を明らかにするものとする。

東京をはじめ、大都市では一つの建物に商業用途と住宅用途が存在する大規模な複合用途の建築物が多く存在する。しかし、省エネルギー計画書では建物全体のエネルギー消費量しか把握できない様式になっている。こういった建築物に関しては、建物全体のエネルギー消費量のデータだけでなく、建

物用途ごとのデータを把握することも省エネを推進するには不可欠である。

また、エネルギー消費量の算定方法のうち、モデル建物法では省エネルギー性能基準への適合は確認できるが、当該建築物のエネルギー消費量を把握することができない。標準入力法だけでなく、モデル建物法など簡易な方法においても建物のエネルギー消費量を算定、把握することができる方法を構築すべきである。

さらに、建築物省エネ法では、地方自治体が、その地方の自然的社会的条件の特殊性から、条例で、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加することができるとしている。地方自治体が独自に基準強化を行った場合にも、当該所管行政庁や建築主等が国の算定プログラムを活用して基準適合を把握することができるよう、算定プログラムを構築すること。

また、建築物省エネ法における新築建築物の省エネルギー性能の判断は、一次エネルギー消費量により行われているところである。新築建築物の省エネルギー性能を飛躍的に高めていくためには、積極的にあらゆる再生可能エネルギーを利用していくことが不可欠である。しかしながら、現在の一次エネルギー消費量の算定プログラムでは、太陽光による発電量の反映にとどまり、自然通風や自然採光の利用などの建築的手法を含めた積極的な再生可能エネルギーの活用を反映することができない。国は、再生可能エネルギーの積極導入に向け、一次エネルギー消費量の算定に、再生可能エネルギーの利用を反映するための評価方法を開発し、活用できるようにすること。加えて、実際の建築物で採用されているものの、算定プログラムにおいて省エネルギー効果を評価できない技術についても、引き続き、評価方法の開発等を進めていくこと。

なお、カーボンニュートラルの実現に向けて、地方自治体が施策を検討していく上では、新築建築物の現状を把握することが欠かせない。そのため、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出される省エネ計画書に記載される省エネ性能等を他の自治体が容易に把握できるようにするとともに、より入手しやすくするため届出データのデータベース化とその共有化を可能とする基盤システムを構築すること。

(3) 新築住宅のエネルギー消費性能基準の強化

新築住宅については、改正法により 2025 年度までに適合義務化され、また、令和 3 年 8 月のあり方検討会取りまとめにおいては、2030 年度以降に新築される住宅については、Z E H 水準の省エネ性能に適合することを目指すと示されている。

住宅以外の新築建築物と同様に、住宅のエネルギー消費性能基準は稼働後にカーボンニュートラルを可能とする水準へ速やかに強化すること。

新築住宅の省エネルギー性能を一層向上させるためには、住宅設備の更なる高効率化とその普及が不可欠であり、空調設備や給湯設備における空気熱の利用や設備間での熱の有効活用など、各メーカーが新たな省エネルギー機器の開発、普及促進を図っている。これらの新機種の新省エネルギー効果を住宅の省エネ性能の計算において反映、評価できるよう、日本産業規格に定める機器効率の算定方法の見直しを適切に行うこと。

また、そのような環境性能を確保した住宅の取得を後押しするため、新築住宅に係る住宅ローン減税において、近時の住宅市況やカーボンニュートラルの実現に向けた目標等を踏まえ、適切な借入限度額を設定するとともに、令和8年以降入居開始分についても本減税措置を継続すること。あわせて、不動産取得税について、環境性能に応じた税率の設定や課税標準の特例措置に係る控除額の設定を行うとともに、新築住宅に対する固定資産税の減額措置について、環境性能の観点も盛り込むこと。

住宅は一部の供給事業者が多数を供給しており、エネルギー消費性能の向上に大きな役割を担っていることから、トップランナー制度対象事業者に建築物省エネ法におけるトップランナー基準への適合を義務化するとともに、その適合状況を公表する仕組みに見直すこと。加えて、トップランナー制度対象事業者が、供給する住宅のエネルギー消費性能について円滑に集計・把握することのできる環境整備を早急に整備すること。

さらに、新築住宅のエネルギー消費性能向上に向けては、地域の住宅供給を担う工務店の省エネ技術や構造安全性に関する知識向上が不可欠であり、施工技術者や設計者を対象とする講習会の開催等、事業者のニーズも踏まえた国の支援策を拡充していくこと。

- (4) 新築建築物への再生可能エネルギーの導入の更なる拡大に向けた環境の整備と導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。

再生可能エネルギーの更なる普及・導入拡大のためには、誰もが導入しやすい環境整備を進めることが重要である。建築物へ安心して太陽光発電設備を設置していけるよう、太陽光発電設備を設置することの効果や、適切な設置・維持管理・廃棄（リサイクル）の方法、メンテナンス・交換に対する新築時からの備えの在り方等、適切かつ分かりやすい情報発信・周知を行うこと。さらに、建築物の形状等の特性によらず、より一層の導入が進むよう、太陽光発電設備の更なる軽量化・発電効率の向上等の技術開発に一層取り組むとともに、屋上に設置する場合の容積率の制限を緩和する許可の不要とする等の対応を速やかに行い、設置に取り組みやすい環境整備を進めること。加えて、太陽光発電設備の設置や廃棄時の取外しの施工能力を有する技術者を育成・確保することや、建築工事を担う事業者と太陽光発電設備設置工事を担う事業者の双方にとって工程管理が円滑となるよう、標準的な工程表を示し周知する等、効率的な施工に向けた支援に取り組むこと。

これらに取り組みながら、地方自治体が先行して取り組んでいる太陽光発電設備の設置義務化等の施策を踏まえ、2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す国においても、その実現に向けた具体的なロードマップを早期に示すとともに、新築建築物における導入義務化に向けた取組を強力に進めていくこと。

また、集合住宅における管理組合の太陽光発電設備による余剰電力の売却については収益事業から除外すること。又は少なくとも売電収入が、一定額以下の場合には、売電収入に係る法人税の確定申告を不要とすること。

- (5) 建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。

国は、平成 28 年 4 月から一次エネルギー消費量の指標を活用し、新築建築物の省エネルギー性能表示制度を新たに開始したところであるが、この制度は、第三者認証による任意の表示制度となっている。新築建築物の取引において、新築建築物の省エネルギー性能が比較検討できるようにしていくためには、比較対象となるあらゆる新築建築物に表示が行われていることが不可欠であり、建築物省エネ法の中で表示を義務付けること。

また、高い環境性能を持つ住宅等の普及には、住まい手等が自ら住まう建物の性能について、正しく理解し、購入等の判断を行うことが必要であるため、断熱・省エネ、再エネとともに ZEV（ゼロエミッションビークル）充電設備の整備状況など、地方自治体の脱炭素社会実現に向けた取組を追加的に情報提供できることをガイドラインに定めること。

- (6) 建築におけるライフサイクル CO₂ 排出量把握評価の手法を整備し、その普及拡大に向けた報告制度を確立すること。

エンボディドカーボンの削減にはライフサイクル全体を通じた CO₂ 排出量を見える化し、建材サプライチェーンを含めた建設時における排出量削減ポテンシャルがどこにあるかを把握することが重要である。建材製造・建設段階から廃棄・リサイクルまでの各段階において算定の対象となる建材の範囲を明確にし、CO₂ 排出削減量を評価する仕組みを構築すること。また、建材サプライチェーン全体における排出削減が進むように建材メーカーの削減の取組が反映された環境認証ラベルである EPD（Environmental Product Declaration）の普及を促進すること。さらに、算定に当たっては、国として EPD も含めた統一的な評価手法を整備すること。こうした CO₂ 排出量の評価を普及し一般化するには、多くの建物のデータを分析し効果的な削減方法を提示していく必要がある。そのためには、例えば、建築確認申請の際に、大規模建築物においては CO₂ 排出量の算定報告を義務付けるなど、普及に向けた制度的な後押しをすること。

- (7) 既存建築物のゼロエミッション化の推進

ア 既存大規模事業所におけるゼロエミッション化の推進

既存の大規模事業所に対し、総量削減を中核とする実効性の高いキャップ&トレード制度を早期に実現することで、更なる省エネや再エネ利用拡大を促進し、既存建築物のゼロエミッション化を図ること。

イ 中小規模事業所における省エネルギーの進展を促す評価指標の見直しに当たっての検討

経済産業省におけるベンチマーク制度の見直しに当たっては、環境性能が高く良好なマネジメントがなされている建築物が高く評価される指標となるよう検討すること。

ウ 既存建築物における環境価値評価の普及促進

世界的に ESG 投資の動きが強まる中で、既存建築物のゼロエミッション化に向けた投資を喚起していくことが重要である。このため、事業所ごとの CO₂ 排出実績等のデータを保存する自治体と連携を図りながら、既存建築物の運用段階に着目した環境認証の仕組みを構築するなど、グリーンファイナンスを通じたゼロエミッション化を促進すること。

また、環境価値評価であるCASBEE、BELS、都のカーボンレポートなどを「建築物の環境価値評価に関する事項」として宅地建物取引業法で定める重要事項説明に追加することや、国等の事業所が民間ビル等に入居する際の基準とするなど活用に努めること。

さらに、ホテル等を対象とした環境認証の仕組みであるエコマーク認証の普及拡大を図ること。

エ グリーンリースの普及拡大

ビルオーナーとテナントの双方が協働して、テナントビルのエネルギー消費低減に取り組むグリーンリースを普及させるため、国土交通省は、平成28年2月にグリーンリース・ガイドを作成した。国は、不動産関係団体と連携して優良事例やその有効性を広くビルオーナー等に周知しグリーンリースの普及拡大を図ること。

オ 既存住宅における省エネ改修の促進

既存住宅の省エネ性能向上に向けて省エネ改修工事を更に強力に促進するため、省エネ改修に係る所得税の特例措置における対象工事限度額及び控除率並びに固定資産税の特例措置における減額の割合を高めること。

また、所得税の控除及び固定資産税の減額の対象となる改修工事にドアを加えるとともに、省エネ改修のインセンティブが働きづらい賃貸住宅も追加するなど、控除及び減額の適用要件を拡充すること。

さらに、所得税及び固定資産税の減額期間についても大幅な延長を行うこと。

(8) 国等が所管する教育施設及び医療施設の脱炭素化の推進

国等が所管する教育施設、病院等について、それぞれの施設に求められる機能を確保した上で、省エネ化が大きく進む設備改修が促進されるよう予算措置を行うこと。特に、国立大学法人又は独立行政法人については、国が監督官庁として積極的に関与し、事業者の模範となるよう率先して教育及び医療施設の脱炭素化を図ること。

(9) LED等の普及目標の確実な達成に必要な取組の推進

地球温暖化対策計画(令和3年10月)で掲げるLED照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。

また、LED照明化は、省エネ効果の高い対策であるため、更なる買替促進に向けて、必要な財政支援を実施すること。

3 住宅の脱炭素化に向けた取組の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部・環境局)

- (1) 省エネ性能が高い住宅が高く評価される住宅市場環境の整備のため、既存住宅における省エネ性能表示制度についても、売買時や賃貸契約時に、新築や改修の際に算定された省エネ性能等が、適切に表示されるよう、住宅の販売・賃貸に関わる様々な主体に広く周知を行うとともに、新築同様の表示を行う方法についても速やかに施行すること。
- (2) 既存住宅の太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の設置や大規模な省エネ改修推進に当たって、建築物の重量化に伴う耐震性の確保について、必要な周知を行うこと。

<現状・課題>

省エネ性能が高い住宅が高く評価される住宅市場環境の整備に資する住宅の省エネ性能表示については、令和4年6月に建築物省エネ法の改正により、建築物の販売・賃貸を行う事業者に対する、省エネ性能表示の努力義務に関し、表示事項・表示方法等を国土交通大臣が告示することとなった。その後、令和5年9月には新築建築物を中心とした告示及びガイドラインが公表され、今年4月から施行された。また、今年8月には告示及びガイドラインが改正され、既存住宅における省エネ性能に係る表示事項・表示方法も示され、11月より施行されたところである。

既存住宅については、今年、国の「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度に関する検討会」において、断熱性能等の把握が可能なものについては新築と同様の表示を、それ以外で省エネ改修を実施したものなどについては改修部位等の表示を行う方向で整理がなされている。こうした既存住宅における省エネ性能表示について、現状では、新築に対する表示に比べて認知度が低いことから、販売・賃貸を行う事業者に加え、仲介事業者・管理事業者等、住宅の販売・賃貸に関わる様々な主体に広く周知を行うことにより、表示することが一般化していくことが望ましい。さらに、既存住宅の脱炭素化が喫緊の課題であることからより簡便に省エネ性能を把握することにより新築同様の表示を行う方法についても、極力早期に公表し、速やかに施行すべきである。

一方、より高い省エネ性能とすることで建築物が重量化する場合、構造耐力上、必要な壁量等が不足するおそれがあることから、国においては令和6年5月に木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準に係る告示を公布し、令和7年4月より施行されることとなっている。

都においても東京都省エネ・再エネ住宅推進プラットフォームにおいて、重量化に伴う耐震性の確保についても注意喚起を実施している。

については、既存住宅の大規模な省エネ改修や太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の設置と併せ、耐震性も着実に確保していくため、省エネ改修等の際には、耐震性の確保について広く周知するとともに、既に省エネ改修を実施済みなものに対しても同様の周知を行うことが望ましい。

<具体的要求内容>

- (1) 省エネ性能が高い住宅が高く評価される住宅市場環境の整備のため、既存住宅についても、新築や改修の際の省エネ性能等が適切に表示されるよう、販売・賃貸を行う事業者に加え、仲介事業者・管理業者等、住宅の販売・賃貸に関わる様々な主体に広く周知を行うこと。また、新築同様の表示を行う方法についても、施行時期を極力早期化すること。
- (2) 省エネ性能が高い良質な住宅ストックの形成のため、既存住宅の太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の設置や大規模な省エネ改修と併せ、耐震性が着実に確保されるよう、必要な周知を行うこと。

4 東京港における脱炭素化の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 港湾局)

- (1) 停泊中の船舶に対してカーボンニュートラルな電力を供給するための陸上電力供給設備について、導入及び運用に係る費用等に対する支援とともに、新たな電気料金制度の創設を行うこと。
- (2) FC型を含む次世代型荷役機械について、水素供給設備を含む導入費用等に対する十分な支援を行うとともに、安全対策、管理体制及び作業手順等に係るガイドラインや運用マニュアルを提示すること。
- (3) ふ頭の背後地に立地する事業者の脱炭素化に向けた取組を促すため、指針やガイドラインを示すとともに、必要な財政支援を拡充すること。

<現状・課題>

現在、東京港に入港する船舶の多くは、停泊中の電力を船舶に搭載するディーゼル発電機等から確保しており、令和2年時点において、停泊中の船舶から排出される二酸化炭素は、年間で約76,000トンと推計されている。

船舶の排出源対策として、陸上電力供給設備を導入し、系統電源や自立分散型発電設備等からカーボンニュートラルな電力を船舶へ供給することが排出量削減に有効であるが、その整備コストはもとより、電気料金等のランニングコストが大きな負担となることが普及推進を妨げる要因となっている。

また、ふ頭内で荷役に使用されている荷役機械の多くは軽油を燃料としており、ふ頭における大きな排出源となっている。近年、タイヤ式門型クレーンについてはFC換装型の荷役機械が製品化されており、こうした荷役機械の導入が進むことで排出量の削減が期待されるが、水素供給設備を含む導入費用が高額であることが課題となっている。

加えて、24時間365日稼働する港湾のターミナルにおいて、FC型荷役機械を安全かつ円滑に導入し、大口の水素需要に対して継続的かつ安定的に水素を供給するためには、関係事業者に対して安全対策、管理体制及び作業手順等が示され、それらが遵守されることが不可欠である。

一方、多くの普通倉庫、冷凍冷蔵倉庫、工場等が立地する、いわゆるふ頭背後地から排出される二酸化炭素は、東京港全体の過半を占めることから、関係事業者の脱炭素化に向けた取組を促進する必要がある。

建物内で省エネ型の設備や機器（フォークリフト、搬送車等）を導入することが、脱炭素化に有効な取組であるが、こうした取組は高額な初期投資が必要である。更なる普及を促すためには、事業者の実態に即した取組の具体例などを示すとともに、財政支援の拡充を行うことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 停泊中の船舶に対してカーボンニュートラルな電力を供給するための陸上電力供給設備について、導入及び運用に係る費用等に対する支援とともに、新たな電気料金制度の創設を行うこと。
- (2) FC型を含む次世代型荷役機械について、水素供給設備を含む導入費用等に対する十分な支援を行うとともに、安全対策、管理体制及び作業手順等に係るガイドラインや運用マニュアルを提示すること。
- (3) ふ頭の背後地に立地する事業者の脱炭素化に向けた取組を促すため、指針やガイドラインを示すとともに、必要な財政支援を拡充すること。

3 自動車等のゼロエミッション化の推進

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・環境局・交通局)

- (1) 非ガソリン車、特にZEV（ゼロエミッションビークル：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及び電動バイク）へシフトすることが経済的にもメリットをもたらすとともに、ニーズに応える車種の販売を促す仕組みの導入など、購入時の補助を拡充することに加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。
- (2) 非ガソリン車、特にZEVに関する技術開発、価格低減が促進されるよう、国からもメーカーに手厚い支援を行うなど強力に押し進めること。
- (3) ZEVのエネルギー供給インフラ整備の促進を図るため、利便性の高い時間制限駐車区間などの道路に充電設備の設置を進めるための必要な措置や電力会社からの400V供給を可能とする措置の検討、高速道路の急速充電施設の更なる拡充など、取組を一層強化すること。
- (4) 二輪車の非ガソリン化、電動バイクの普及に向け、補助額や補助対象車種の拡充に加え、交換式バッテリーステーションの導入及び利用拡大に向けた実効性のある支援策を行うことや、バッテリー規格の統一化による相互利用を促進すること。
- (5) 使用済みの電気自動車等から取り出した大容量バッテリーの家庭用蓄電池へのリユースを促進するため、公的な認証の取得がリユース事業者に過大な負担とならないようにすること。

(6) 非ガソリン車の普及等に加え、自動車由来の温室効果ガス排出量の早期削減に向け、カーボンニュートラル燃料の普及、エコドライブやモーダルシフトを推進すること。

<現状・課題>

自動車交通に起因するCO₂排出量は、我が国の総排出量の約15%を占め、その削減は、気候変動対策として極めて重要であり、ZEVをはじめとした非ガソリン車の普及は喫緊の課題である。

国は、令和3年1月、2035年までに、乗用車新車販売で電動（非ガソリン）車100%を実現する目標を表明した。一方、都は、令和2年12月、都内で新車販売される乗用車を2030年までに、二輪車を2035年までに100%非ガソリン化する目標を打ち出しているが、現状は、2022年度における都内の乗用車新車販売に占める非ガソリン車の割合が登録車で55.0%（軽自動車を含めて51.9%）、うち走行中にCO₂を排出しないZEVについては登録車で5.7%（軽自動車を含めて6.1%）と、普及の加速期に入ってきているものの、政策目標には届いていない。

バスについても、国では2030年度までに燃料電池バス1,200台の導入、都では2030年にゼロエミッションバス300台以上の導入や小型路線バスの新車販売の原則ZEV化を目標としており、2022年度末時点では、都内のゼロエミッションバス導入台数は132台となっている。

(1) 非ガソリン車、特にZEVの普及を本格化させていくためには、車両購入時の補助や需要のある車種にZEVを用意していくことに加えて、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブの付与及び利用に当たっての不安解消のための取組など、ZEVの継続的な利用に対する支援を普及促進の段階で集中的・時限的に行うことが必要である。

既に国においても、カーボンニュートラルの実現を目標に、持続可能な社会に資する高速道路への変革という観点から、EV車等の取得及び高速道路の利用に対するインセンティブの付与について、普及促進を図る段階とそれ以降の段階に分けて検討することとされており、速やかな実施が求められる。

(2) ZEVを含む非ガソリン車は、車種展開が進んでいない分野もある。

乗用車においては、バンやワンボックスタイプの自動車について、非ガソリン車の車種が少ない。また、電気自動車は、航続距離の問題など普及に当たっての技術的課題が多いほか、車両価格も同クラスの通常エンジン車やハイブリッド自動車と比較して高価である。

バスやトラックなどの商用車においては、市場導入が図られつつあるものの、本格普及に向けて更なる性能向上への技術開発の進展や車両価格の低減を図る必要がある。

加えて、営業車やバス・貨物車のゼロエミッション化を進めるためには、営業所等に充電設備を設置することが必要であるが、特にEVバスで現行の路線バスと同様の運用を行うためには、より短時間での充電を可能とする技

術開発や環境整備が求められる。

さらに、EVバスへの補助について、車両の受注状況等によっては契約から納車まで6か月以上を要し、実績報告の期限までに納車ができない場合があることから、現行制度では補助を十分に活用することができない。

(3) 令和4年10月に東京都が実施した「自動車利用と環境に関する世論調査」においては、電気自動車等についての心配事で充電・燃料補給の「インフラ不足」を挙げる人が40%で最多であり、充電・燃料補給のインフラ整備が十分進んでいるとは言えない。このため、ZEVの普及に向けては、充電設備や水素ステーションの整備を促進し、インフラ不足に対する不安を払拭することが重要である。

① インフラ不足の不安解消に向けては、基礎充電と経路充電及び目的地充電といった公共用充電を組み合わせた重層的な充電インフラ整備を進めることが重要であるが、自宅への充電設備の設置は、省エネ改修に係る所得税の特例措置の適用対象となっていないことから、一層の促進を図るためには、税制面でのインセンティブも不可欠である。

② 加えて、充電設備のうち、特に、急速充電設備は導入に伴い電力料金が大幅に上がるなど維持管理に係る負担が大きいことなどから、充電設備の普及が十分に進んでいない。

③ また、超急速充電器の最大出力の上限は、電気事業法に基づく「電気設備の技術基準の解釈」によって制約を受けていて、一定出力以上の充電器の製造・開発が進みにくい状況となっていることから、超急速充電器の導入の足かせになっている。

④ また、特に都市部ではマンション等の集合住宅が多く、充電設備の普及を重点的に進める必要があるが、電源の確保が課題になるとともに、既存の集合住宅では導入に当たり管理組合の合意が必要となる。加えて、都市部の集合住宅に多く設置されている機械式駐車場に対して、充電設備の普及を進める必要がある。

⑤ 令和5年5月に国交省より電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドラインが公表されたものの、標準的な設置場所として時間制限駐車区間等についての記載がなされていない。公共インフラとしての充電設備の普及に向けては、電気自動車ユーザーの利便性の高い時間制限駐車区間などの道路に設置を進めることも有効である。また、設置スペースの限られる道路上において、高圧受電する際に受変電設備が必要となることは、充電器普及の阻害要因となっている。さらに、高速道路における充電設備の積極的な整備が課題である。

⑥ 一方、公共インフラとしての充電設備の普及を進めるには、公共施設において率先的に導入することが必要であり、都は既に令和3年3月、都有施設に公共用充電設備を300基以上設置する目標を設定している。

⑦ また、燃料電池自動車は、水素ステーションにおいて短時間で充填できるメリットがあるが、水素ステーションは各種規制や、設備が高額なことなどから、普及が十分に進んでいない。

(4) 二輪車においても、非ガソリン車の車種が少なく、電動バイクは航続距離

が短いことに加え、車両価格が高価であるなど多くの課題がある。特に、電動バイクの普及に向けては、交換式バッテリーの共通化による利便性向上が重要である。

- (5) 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車は、大容量のバッテリーを搭載しているが、普及の進展により、今後、廃車が多く発生することが見込まれている。これらの大容量バッテリーは経年による性能劣化により、自動車用としての性能を満たさなくなった後でも、定置型蓄電池としてリユースできる性能を十分に持っている。

定置型蓄電池には、産業用と家庭用があり、産業用は使われ方がユーザーにより様々であることもあり、ユーザーごとに蓄電池の性能保証を行うことが一般的であるが、家庭用については、使われ方が画一的であると同時に、販売台数も多く見込まれるため、公的な認証を取得することで性能保証を行うことが一般的である。

しかしながら、自動車用大容量バッテリーをリユースした家庭用定置型蓄電池の公的認証については、新品バッテリー製造時と比較して負担の大きい検査が必要であるなど、自動車用大容量バッテリーをリユースした定置型蓄電池を製造する事業者にとって、ハードルが高いものとなっている。

- (6) 都は2030年までに2000年比で温室効果ガス排出量を半減とする目標を掲げており、その着実な達成には、非ガソリン車の普及に加え、CO₂排出量を低減する燃料への転換、走行中の車両からのCO₂排出量の削減や、環境負荷の小さい交通手段の活用を進める必要がある。

そのため、カーボンニュートラル燃料の実用化、エコドライブに努める貨物運送事業者を評価する「東京都貨物輸送評価制度」のようなエコドライブの普及や、公共交通機関への転換、鉄道等へのモーダルシフト推進など、様々な取組が求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 非ガソリン車、特にZEVへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすとともに、消費者のニーズに応える車種の販売を促す仕組みの導入など、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じ、十分な予算規模を確保すること。

加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ZEVの取得時における割引ポイント付与、料金減免によるインセンティブ付与及び高速道路の路外に整備された充電器を利用する際の料金制度の配慮など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を行うこと。

- (2) 革新的なバッテリーの開発、車種展開の拡大、メーカー間の部品等の共用化など、ZEVを含む非ガソリン車に関する技術開発や価格低減が進むよう、メーカーに対して、国からも技術支援や財政支援を行うなど、あらゆる手段

を用いて強力に押し進めること。

特に、大型のゼロエミッショントラックや、ごみ収集車をはじめとする各種作業用車両の早期普及が進むよう、車両開発、走行実証等に対する財政的支援等を講ずること。

加えて、EVバスについて、購入時の補助の予算規模を十分確保し、EVバス車両について、事業者が年間を通して導入できるよう複数年度にまたがる事業期間を含めた補助制度にするとともに、より短時間での充電を可能とする技術等、現行の路線バスと同様の運用ができるための技術開発や環境整備が進むような取組を積極的に行うこと。

(3) 電気自動車の充電設備や水素ステーションなど、ZEVのエネルギー供給インフラの整備を図ること。

① 充電設備の設置を一層促進するため、個人が、自己の居住の用に供する家屋に充電設備を設置する場合は、省エネ改修に係る所得税の特例措置の対象とし、設置者の負担を軽減すること。

② 急速充電設備のランニングコストへの補助を新たに開始するとともに、充電設備の設置に係る固定資産税の課税標準に関して特例措置を講ずることや、充電設備に特化した電気基本料金制度の見直し等、維持管理に係る負担を軽減すること。

③ 急速充電器のCHAdeMO方式の最新規格では、直流1500Vを採用しているものの、電気事業法に基づく「電気設備の技術基準の解釈」により、最大電圧が直流450Vに規定されており、高コストな対策をとらなければ、通常出力90kW超の充電器の製品化は難しく、超急速充電器の導入が進まないことから、該当制度の規定を緩和すること。

④ 集合住宅においては、新築の場合、充電設備の設置に必要な電源を確保できる設計を行うよう、マンションディベロッパー等に対して積極的に働き掛け、必要な財源措置を行うとともに、「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置に当たってのガイドブック（平成29年6月改訂）」を更新しながら、費用分担の考え方や運用ルール作り等の参考となる事例等を一層周知すること。また、円滑な合意形成のため区分所有法における共用部分の変更決議の要件緩和を図ること。

さらに、機械式駐車場への充電設備設置に対しては、実態を踏まえて補助を拡充し、導入に当たっての費用負担軽減を図ること。

⑤ 公共用充電設備の整備促進に向け、大都市の電気自動車ユーザーにとって必要性の高い時間制限駐車区間などの道路に設置を進めるため、具体的な設置方法、設置基準等を明確にすること。また、高圧受電のための受変電設備を不要とすべく、電力会社からの400V供給を行うことが可能となるための措置を検討すること。あわせて、急速充電施設の更なる拡充などZEVが高速道路を利用しやすい環境を整備すること。

⑥ 短期間に集中して充電設備を増やすため、国の施設においても、率先して公共用充電設備を設置すること。特に、普及が進みにくい急速充電設備を重点的に設置すること。

⑦ 水素ステーションの整備促進に向けて、必要な規制緩和を行い、財政支

援を継続するとともに、支援対象の拡大などを図ること。

- (4) 電動バイクにおいても、車種展開の拡大など技術開発や価格低減が進むよう、メーカーに対して、国からも技術支援や財政支援を行うなど、あらゆる手段を用いて強力で押し進めること。電動バイクの普及に向け、車両補助額や補助対象車種の拡充に加えて、交換式バッテリーを活用したビジネスが普及拡大していることも踏まえ、交換式バッテリーステーション設備の一層の導入及び利用拡大に向け、メーカーとも連携しながら国として実効性のある支援策を行うとともに、バッテリーの規格の統一化などによる相互利用を促進すること。
- (5) 使用済みの電気自動車やプラグインハイブリッド自動車から取り出した大容量バッテリーの他用途リユースについて促進すること。特に、数多く販売される事が見込まれる家庭用の定置型蓄電池へのリユースについて、公的な認証の取得が、大容量バッテリーのリユースを行う事業者に過大な負担とならないよう、改めて現在の検査手法を検証し、より簡易的かつ効率的な検査手法を検討すること。
- (6) 走行中の車両からのCO₂排出量削減に向け、国は、グリーン水素から製造する e-fuel やバイオ燃料などのカーボンニュートラル燃料の普及促進や技術支援を行うとともに、自動車の燃費や燃料使用状況を自動で取得し保存することができる車載装置等の導入支援及びエコドライブによるCO₂排出量の削減に取り組む事業者等が社会的、経済的に評価される仕組みを構築すること。

また、自動車から、公共交通機関への転換を進めるため、地域の特性に応じた取組に対する助成を行うこと。

加えて、物流における共同配送や自営転換、鉄道等へのモーダルシフト等を推進していくため、中小・零細事業者でも取り組みやすい仕組みづくりや大都市での実効性のある施策の推進に資するよう十分な助成額の確保等を行うこと。

4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大

(提案要求先 内閣官房・内閣府・総務省・経済産業省・資源エネルギー庁・
国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・総務局・産業労働局)

- (1) 「2050年カーボンニュートラル」を実現するため2030年の電源構成に占める再生可能エネルギー割合38%以上の高みを目指し、取組を最大限加速させること。加えて、更なる導入拡大を目指す次期エネルギー計画を策定すること。
- (2) 再生可能エネルギーの利用拡大に向け、グリーン水素や大型蓄電池等の活用を含む電力系統の運用改善・強化整備を図ること。
- (3) 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等の充実を図ること。
- (4) 島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現に向けた必要な措置を行うこと。
- (5) 洋上風力発電を主とした海洋エネルギーの開発・利用を早期化するために必要な措置を講じること。
- (6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策を構築すること。
- (7) 環境に配慮した電力選択の喚起及び消費者保護に必要な措置を行うこと。
- (8) 使用済太陽光発電設備の高度循環利用に向けた新たな仕組みづくりを講じること。
- (9) 安定的かつ人権に配慮した持続可能なサプライチェーンの構築に向け、取組を更に推進すること。

<現状・課題>

パリ協定の発効以降、世界的に脱炭素社会の実現に向けた気運が高まっている中、先進諸国を中心に大幅な温室効果ガスの削減に加え、再生可能エネルギーについても、これまで以上に高い中期目標を掲げる動きが広がっている。令和5年3月にはIPCCの第6次評価報告書が公表され、各国はこれを踏まえてパリ協定に基づき、2035年の削減目標を2025年までに国連に提出することが求められた。令和5年5月のG7広島サミットでは、再生可能エネルギーについて、G7全体で2030年までに洋上風力150GWの増加、太陽光1TWへの増加を含め、導入拡大やコスト低減に貢献することが合意された。さらに、令和5年11月から12月にかけて開催されたCOP28において、世界全体で再エネ設備容量を3倍、エネルギー効率改善率を2倍にする宣言が提案され、有志国が賛意を示し、国もこれに賛同した。

また、企業においてもRE100等、再生可能エネルギーを積極的に調達しようとする動きが高まっている。

国は、令和2年10月の『2050年カーボンニュートラル宣言』や令和3年4月の「2030年度の温室効果ガス46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標」の実現に向け、エネルギー供給に大きな責務を有する国としての役割をしっかりと果たし、再生可能エネルギーの導入拡大を強力に推進していく必要がある。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）が平成24年7月から開始され、全国的な再生可能エネルギーの普及により、CO₂排出抑制、エネルギー自給率向上や化石燃料の節約のほか、地域経済活性化や雇用創出効果など国内経済への波及効果を生んでいる。

令和4年には再エネ特措法が改正され、FIT制度に加えて、新たに、市場価格を踏まえて一定のプレミアムを交付する制度（FIP制度）の創設など、見直しが図られている。

また、大量導入やコスト低減が可能であって、その経済波及効果の大きさから再生可能エネルギーの主力電源化の切り札とされる洋上風力発電設備の導入拡大に向け、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「再エネ海域利用法」という。）が令和元年4月に施行し、全国各地で案件形成が進んでいる。

加えて、再エネ海域利用法の一部を改正する法律が施行されると、排他的経済水域（以下「EEZ」という。）における案件形成の加速化が期待される。

さらに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた様々な課題が明らかになっている。特に、太陽光パネルは、余剰電力買取制度及びFIT制度の創設を契機として急速に設置が進展しており、これらの廃棄が2030年代半ば以降から本格化することが見込まれている。加えて、太陽光発電設備用として設置されている蓄電池も今後廃棄台数が増加することが見込まれている。一部の太陽光パネルには、他の電子・電気機器と同様に鉛などの有害物質が含まれているものがあることや、蓄電池は可燃性の液体が含まれていること等から、蓄電池を含む太陽光発電設備は、環境汚染防止の観点で適正な処理を担保するとともに、環境負荷削減の観点

でもリサイクルルートを確立する等、持続的に資源循環を図る必要がある。

さらに、再生可能エネルギーによる熱利用は、支援策等が不十分であるため普及が進まず、再生可能エネルギーのポテンシャルが十分活用できる状況にはない。

また、消費者の取組として環境に配慮した電力選択を喚起するとともに、国や電気事業者は、適切な情報発信と消費者ニーズに即した情報提供を行うことが求められている。

こうした状況に加えて、ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーを取り巻く環境そのものが大きく変貌し、我が国のエネルギー安全保障が脅かされている。

さらに、GX（グリーントランスフォーメーション）に向けた取組の進展や、AIの社会実装に伴うデータセンターの拡大などのDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展による電力需要増加の可能性が指摘されている。脱炭素化など産業構造を変えるエネルギーの安定確保が求められる中、電力を「創る」そして「蓄める」取組は不可欠である。国は、令和3年10月に閣議決定した第6次エネルギー基本計画において、2030年の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を36～38%としつつ、あわせて、再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みを目指すとしているが、あらゆる施策を総動員して、再生可能エネルギーの普及拡大を行う必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 2030年の再生可能エネルギー割合38%以上を目指すことから、再生可能エネルギー導入拡大を最大限加速させること

「2050年カーボンニュートラル」を実現するためには、国レベルでの再生可能エネルギー施策の強化が極めて重要である。国は、第6次エネルギー基本計画において、2030年の再生可能エネルギーの割合を36～38%、研究開発成果の活用・実装が進んだ場合には38%以上の高みを目指すとしていることから、2050年の排出実質ゼロの達成に向け、この方針に沿って38%以上の高みを目指し、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速させるべきである。

このため、次世代太陽電池や浮体式洋上風力発電をはじめとする次世代再エネ技術の早急な社会実装に向けた支援強化を行うとともに、既存再エネ技術に対する補助制度の抜本的な拡充を実施すること。特に、2025年度にも市場投入される次世代型ソーラーセル（ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造を用いた太陽電池）については、その適切な実装に不可欠な関係法令や規格の整備、コスト低減・普及拡大に寄与する支援制度の創設・強化、リサイクル体制の構築に向けた制度検討などを積極的に進めること。

また、国内でのエネルギーの効率的利用を図るためには、太陽光発電など地域で発電されるエネルギーの自家消費と有効活用を進めるインフラ環境の整備が必須である。これは、地域の脱炭素化とレジリエンスの強化、電力系統の負荷を軽減する取組でもある。そこで、建物や地域での再エネ設備の最大限の導入や自家消費を向上させるための蓄電地等（電気自動車を含む。）の導入を一層加速すること。

あわせて、デマンドレスポンスなど、AI・IoT等のデジタル技術を活用しながら、電力需給状況や建物内外のエネルギー利用状況等を踏まえた需

給調整の最適化を図る、高度なエネルギーマネジメントを標準装備する取組や、地域マイクログリッドの構築に向けた取組を加速すること。

加えて、再生可能エネルギー大量導入時代を見据え、エネルギー調整力として有望な水素や系統用蓄電池等の活用を推進すること。また、電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化も進めること。

また、IPCCの最新の科学的知見による第6次評価報告書及びグローバルストックテイクの合意内容を踏まえ、世界各国による更なる取組強化と2035年削減目標の設定が必要なことから、更なる再生可能エネルギーの導入拡大を目指す次期エネルギー基本計画を策定すること。

なお、策定に当たっては、2035年削減目標、2050年の排出実質ゼロを見据え、再生可能エネルギーの導入加速に向けたロードマップを明示すること。

(2) 再生可能エネルギーの利用拡大に向けた電力系統の運用改善・強化整備

再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、発電事業者等が新たな発電計画を策定しても、高額な系統増強費用の請求による事業断念や、接続可能となっても系統混雑時には出力抑制を課せられるなど、再生可能エネルギー導入の阻害要因となる系統制約が依然として発生している。

このため、これらを解消するため、以下の内容について更に取組・検討を深め、2030年の再生可能エネルギー利用割合38%以上の実現に資するよう、電力系統の運用改善、強化整備を早期に図ること。

① 既存系統の最大限の活用

系統を増強するためには、多額の費用と時間を伴うことから、まずは既存系統を最大限に活用することが重要である。

令和5年4月より、日本版コネクト&マネージにおける「ノンファーム型接続」が基幹系統より下位のローカル系統においても適用されたことから、再生可能エネルギーが優先的に送電線を利用できるよう整備されたが、引き続き発電された再生可能エネルギーを最大限活用するため、再生可能エネルギーの優先接続・優先給電を一層推進するなど、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた取組の更なる強化を図ること。

また、水力や蓄電池、水素利用など電力需給調整電源の一層の活用、太陽光や風力などの変動特性の把握や気象情報を用いた発電出力予測の活用などの系統運用技術と合わせ、既存系統を最大限に活用すること。特に、国内の再生可能エネルギーを活用した国産グリーン水素による電力供給システム構築と早期市場導入に向けた支援を抜本的に強化すること。

電気事業法の改正により、大型蓄電池から放電を行う事業が発電事業に位置付けられ、蓄電所の定義も新たに加わった。系統用蓄電池は、再エネの出力変動に対応できる調整力等の供出や再エネ余剰電力の吸収が可能なものである。系統用蓄電池の導入拡大に向けて支援策を継続するとともに、導入が更に円滑に促進するよう、蓄電池設置事業者の工事費負担金の軽減、充電制御方法や系統接続ルールの整備、系統用蓄電池の適地の情報公開等を行うこと。

② 出力抑制の最小化

太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの発電量が地域の需要を

上回る状況もあり、地域内の電力需給を一致させるため、無制限・無補償の再生可能エネルギーの出力抑制が全国に拡大されるとともに、全国各地で既に出力抑制が実施され、さらに、東京電力管内においても出力抑制の可能性が示されている。電力需給調整を局所的な運用にとどめず、東北東京間連系線等、地域間連系線の活用など、日本全体として広域的な電力融通を図るとともに、デジタル技術を活用した出力制御の高度化を最大限かつ着実に推進し、出力抑制を最小化すること。

③ 系統設備の整備

長期的に再生可能エネルギーの導入拡大を図るためには、一定の系統の増強及び更新投資が必要となる。

現行の地域間連系線の増強スケジュールの前倒しや海底直流送電の活用等を図るとともに、各地域のポテンシャルに応じて再生可能エネルギー発電設備が最大限導入されるよう、将来的な系統の絵姿を示した「広域連系系統のマスタープラン」を踏まえ、全国規模での系統増強を早期かつ効率的に進めること。

また、系統増強に当たっては現状、発電事業者等の原因者への特定負担も生じるが、社会的インフラを整備する観点も踏まえ、特定の者に過度に負担を強いることなく、再生可能エネルギーの導入が促進されるように措置を講じること。

(3) 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等の充実

再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大を推進するためには、制度等の構築、その着実な運営に加え、時宜に即した見直しや将来を見据えた対応と強化を間断なく実施していく必要がある。については、以下の必要な措置を講じること。

① F I T制度及びF I P制度の着実な運用と適切な見直し

令和4年4月から一部の電源について、「競争力ある電源への成長が見込まれる電源」として、F I P制度が導入されたが、再生可能エネルギー電源の導入促進が阻害されないよう、着実な運用を図るとともに、実施結果について検証を行い、社会構造の変化なども踏まえ、適宜必要な見直しを行うこと。

また、F I T制度においては、「地域で活用され得る電源」に関し、地方自治体の防災計画等への位置付けが要件化されたが、こうした要件により再生可能エネルギーの導入が抑制されないよう適切に制度を運用するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

なお、制度運用に係る手続の効率化・迅速化を併せて行うこと。特に、F I T制度が適用されている太陽光発電に加え、新たにV 2 Hや蓄電池等を導入する際に必要となる変更申請手続については、処理に数箇月を要しており、速やかな電力確保が困難な状況にあるため、適切な措置を講じること。

また、F I T制度による再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価は、制度導入時と比べ、大きく上昇しており、電力消費者の負担感が増していることから、負担の増加を抑えることを検討するとともに、その仕組みを

分かりやすく説明すること。

② FIT制度買取期間終了後の対応

令和元年11月以降、住宅用太陽光発電の買取期間の順次満了を契機として、蓄電池等と組み合わせた自家消費利用を促進するなど、再生可能エネルギーの継続利用が損なわれないよう引き続き適切な措置を講じること。

また、住宅用太陽光発電設備を設置した需要家が、買取期間終了に伴う環境変化に対応できるよう、官民一体となって広報、周知を引き続き行うこと。

③ 壁面等への太陽光発電設備の導入拡大に向けた対応

近年、建物等の屋上に加えて、建材一体型（壁・窓等）や軽量型など、壁面等に設置が可能な太陽光パネルが開発され、導入が進み始めている。今後、次世代型ソーラーセルの開発・普及が進む中で、更なる再生可能エネルギー導入拡大に向けて、壁面等への太陽光発電設備の導入拡大の取組を後押ししていくことが重要である。

一方、建材一体型（壁・窓等）の太陽光パネルの設置、壁等への接着による設置、60度を超える傾斜への設置等については、JIS（C8955）の適用除外とされ、耐震性能、耐火性能、延焼防止、耐久性能、耐風圧性能、水密・気密性能等に関する評価基準が明確には定められていない。

そこで、施設管理者や設計・施工者等が、壁面等への太陽光発電設備の導入拡大に積極的に取り組めるよう、技術的な安全性評価の手法を整備すること。

④ 小売電気事業に関する適切な環境整備

エネルギー供給構造高度化法^{*}における中間評価の公表を踏まえ、中間評価の達成事業者については、2030年度の目標値を上回る取組を促すとともに、未達事業者においては、着実な目標達成に向け、適切な指導・助言を行うこと。

あわせて、電力市場の健全な競争環境を確保し、消費者の多様な選択肢が確保されるよう、FIT電力や市場からの調達割合の高い新電力を含む全ての小売電気事業者が再生可能エネルギー電源を調達しやすい環境を整備するとともに、再生可能エネルギー電源の調達が社会的に評価される仕組みの整備を進めること。

^{*}エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）

⑤ 税制優遇措置の強化

再生可能エネルギーの更なる利用・導入拡大のため、発電設備・付帯設備の投資を促進する再エネ高度化投資促進税制を再び実施するとともに、対象設備に太陽光発電や風力発電等を含める等、税制優遇措置を強化すること。

⑥ 太陽光発電設備の適切な保守・メンテナンス体制の構築

保守・メンテナンスや施工の不良等による太陽光発電の発電量低下や途絶が生じることのないよう国は、設置状況や事故事例の実態を把握し、関係業界と連携を図りながら、長期にわたる安定的な発電の維持に必要な体

制を構築するとともに、その重要性について、施工業者や設置者に対し、適切な情報発信を行うこと。

⑦ 太陽光発電システムを原因とする無線通信への障害防止に向けた対応

国は、太陽光発電システムからの不要な電波発射が無線設備に障害を与えた事例の報告が相次いでいるとし、都道府県及び業界団体に対して、太陽光発電システムを原因とする無線通信への障害防止についての周知を行った。障害防止のための具体的な方法として、CISPR 11 第6.2版の基準に整合していることの認証を受けた装置等の不要発射が少ないと見込まれる装置の選定を求めている。

一方で、CISPR 11 第6.2版を引用した試験を実施していない装置等であっても、令和8年2月26日まで出荷することが可能となっている。住宅購入者等が安心して太陽光発電システムを設置するためには、無線設備への影響の少ない製品の早期開発が求められる。

そこで、国は、JETと連携し、規格に適合していない製品の出荷期限の前倒しを行うとともに、製品開発を加速させるよう、業界団体や各社メーカーに働きかけること。

⑧ 非化石証書の調達に関するニーズを踏まえた制度整備

小売電気事業者や需要家が再生可能エネルギー電源の特性にも配慮した対応ができるよう、電源の追加性、持続可能性等に関する認証の仕組みを整備するとともに、非化石証書に電源属性情報を事前に付与し、需要家等が電源情報を確認した上で調達できる仕組みを整備すること。

⑨ 地方自治体内の再生可能エネルギー利用状況に関する情報の提供

発電事業者から電力需要家に直接供給される再生可能エネルギー電力や電力需要家による非化石証書の直接調達について、国において統計的な情報収集や地方自治体への情報提供を実施するなど、全ての地方自治体が地域における再生可能エネルギー電力や証書の利用状況を把握できるよう適切な措置を講じること。

(4) 島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現

島しょ地域は、電力需要が小さく、電力系統へ接続できる再生可能エネルギーの量が限られている。CO₂を排出しないゼロエミッションアイランドの実現に向け、系統への接続可能量拡大のための技術検討や実証の促進、島しょ地域のレジリエンスを向上させるとともに、再生可能エネルギーの大量導入に必要な支援策を講じること。あわせて、島しょ地域に再生可能エネルギーを導入する際、資材の輸送費等のコストがかかることから費用が割高となり、本土と比較して事業性の確保が難しい現状を踏まえ、本土と電力系統がつながっていない電気事業法上の離島に当たる場合は、FIT制度の買取価格を上乗せするなどの措置を講じること。

また、再生可能エネルギーの長期保存による季節間の電力変動への対応技術である水素や系統用蓄電池等の導入に向けた必要な支援策を継続すること。

加えて、地域内における再生可能エネルギーの需要に対応できるよう、必要な制度や仕組みを構築すること。

(5) 洋上風力発電を主とした海洋エネルギーの開発・利用を早期化するために必要な措置

EU各国などで作成されている海洋利用計画並びに中長期的な入札目標及びサイトの明示等、国際市場で競争力を発揮できるような戦略を策定するとともに、当該目標に合わせて、国が主体的に系統増強及び基地港湾の整備を計画的に進めること。

洋上風力発電設備はサプライチェーン全体で多くの関連部品があり、国内には潜在力のあるサプライヤーが存在することから、今後の市場獲得に向けた次世代技術の開発を戦略的に進めていくこと。また、洋上風力の案件形成が迅速かつ円滑に進むよう、地域との合意形成を国が主体的に進めるなど必要な措置を講じること。

さらに、波力発電など新たな海洋エネルギーの開発について、エネルギー関係技術開発ロードマップに沿って着実に推進すること。

加えて、EEZまで洋上風力事業を展開することを考慮すると、発電事業者に過度な負担を強いることのないよう、系統に接続するための海底送電ケーブル敷設などのインフラ整備を支援すること。

(6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策の構築

再生可能エネルギー熱市場の活性化のため、海外の先進事例も参考に、太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギー熱利用を全国的に促進する本格的な支援制度を創設すること。

(7) 環境に配慮した電力選択の喚起

電力小売全面自由化以降、ビジネスモデルが多様化する中、消費者が電力選択をするに当たり十分な情報を得ることができる環境整備が必要となってくる。

国は消費者に対し、電力小売自由化の仕組みや供給するサービスの安定性等について、分かりやすく、正確な情報発信を行うとともに、電気事業者に対しては、供給する電気の電源構成、料金変動の仕組みや可能性について契約時に消費者へ説明する等、積極的に情報公開が行われることで環境に配慮した電力選択が促されるよう、必要な措置を講じること。

(8) 使用済太陽光発電設備の高度循環利用を促進する施策

国は、10kW以上のFIT・FIP認定事業者に対して、放置・不法投棄等の懸念から廃棄等費用の源泉徴収的な外部積立が開始されているが、10kW未満の都市部に多い住宅用の太陽光発電設備の廃棄処理は、少量で散発的に排出され非常に非効率であるにもかかわらず、国は、家屋解体時に適切に廃棄されるものと想定し、リユース・リサイクルに誘導する有効な方策を講じていない。

今後、大量廃棄を迎えるに当たり、義務的リサイクル制度の活用を含め新たな仕組みの構築に向け検討を進めていくとしているが、住宅用についても義務の対象とし、リユース・リサイクルが着実に進められるよう、その費用の積立、効率的な回収や一時保管、中間処理後のガラスの有効活用等、高度循環利用に向けたより実効性の高い仕組みを構築すること。

また、次世代型ソーラーセルについては、開発・販売開始時から廃棄後の

リサイクル手法や回収ルートについても確立すること。

さらに、太陽光発電設備用として設置されている蓄電池についても、今後廃棄台数が増加することが見込まれるため、安全かつ効率的な回収方法や、リサイクル等が進む仕組み等を構築すること。

(9) 安定的かつ人権に配慮した持続可能なサプライチェーンの構築に向けた取組の更なる促進

国においては、2030年までに新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備を設置するという目標を掲げている。他方、都においても令和4年12月に環境確保条例を改正し、新築住宅等に対する再生可能エネルギーの設置義務化等を2025年から開始する。

これらの取組を着実に推進していくためには、再生可能エネルギーに係る持続可能なサプライチェーンの構築が肝となる。

国際エネルギー機関は、クリーンエネルギーの普及に必要な原材料や製品のサプライチェーン上のリスクの一つとして、サプライチェーンが特定の地域や企業に過度に集中していることを挙げており、各国政府に対し、国内産業の競争優位性を育む産業戦略を立てることなど、生産拠点の分散化等を提言している。こうした提言も踏まえ、国においては原料調達チャネルを確立するなど生産地の多様化を進め、安定的なサプライチェーンの構築に向けた取組を推進すること。

また、信頼性の高いサプライチェーンの構築に向けて、人権尊重などグローバルなサプライチェーン上の課題を常に認識し、国際スタンダードを踏まえた企業の適正な取組を継続的に促していく必要がある。欧州をはじめとする諸外国においては、法制化によって一定の条件を満たす企業に対し、人権デュー・ディリジェンスを義務付ける国が増加している。こうした動きも踏まえ、日本においては、国が令和4年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定し、企業による人権尊重の取組を促進しているが、国際的な要請に応え、企業の予見可能性及び公平な競争環境を確保する観点からも、速やかに人権デュー・ディリジェンスに関する法制化を進めること。さらに、日本国内の企業が人権デュー・ディリジェンスに取り組めるよう、令和5年4月に公表された実務参照資料のカバー範囲以外の取組についても、速やかに手引書を作成すること。

5 水素社会の実現に向けた取組の加速

(提案要求先 総務省・消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局・港湾局・建設局・交通局)

(1) 令和6年5月に成立した「水素社会推進法」に関し、計画認定における地元の地方公共団体の関与規定を設けるなど、国と自治体の連携の下、水素社会を実現していくこと。

また、同法が価格差支援と拠点整備支援を予定する計画認定について、大規模なパイロットプロジェクトだけでなく、水素社会の実現に資する多様なニーズを捉えたプロジェクトへの後押しにもつなげるよう、支援の充実を図ること。

(2) 「水素社会推進法」において実現を目指す事項以外についても、引き続き、「水素基本戦略」を踏まえ、早期の水素エネルギーの実装化や水素社会を実現するための規制緩和や支援策等、強力に推進するための施策について、具体的なロードマップを作り、国が率先して実施すること。

また、「グリーンイノベーション」基金やGX関連投資を、「水素社会推進法」の支援対象だけでなく、東京など水素の利活用ポテンシャルの高いエリアで重点的に活用する方向を示すこと。これにより、東京のような大都市が、水素の利活用を進めるモデルケースとなるよう、国として適切にサポートすること。

特に、都は、グリーン水素の取引市場となる水素取引所について検討しており、自治体独自で価格差支援を行う取組について、国として財政面から後押しを行うこと。

加えて、水素取引の活性化に向け、都が先行して実施するトライアル取引等の取組を踏まえ、国による全国展開を図ること。

(3) 水素の経済合理性を高めるため、カーボンプライシングをはじめとした制度を有効に機能させるほか、グリーン水素製造時の水電解に必要な電力に対する減免措置などの様々な支援手法を活用し、多様な分野で水素が利用者から選択される環境を早期に整備すること。

(4) 大規模な水素需要創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けたインフラ整備等の取組や技術開発への支援を継続的に進めること。

将来的な川崎臨海部での水素の受入れの可能性を視野にパイプラインを含めた水素供給ネットワーク構築に向けて国として先導的な役割を果たすとともに、企業や自治体等の取組を支援すること。また、水素供給に関わる技術的課題を整理し、技術基準を確立するとともに、水素に関して一元化された法令等を整備すること。

(5) 脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素の普及に向けて、法令等の規制緩和、技術開発の推進、継続的な財政支援及び他団体との連携促進等に取り組み、グリーン水素供給体制の確立に向け国として先導的な役割を果たすこと。

(6) 海外の都市とのサプライチェーン構築等に向けた都の取組も生かしながら、国として、水素の国際的な供給のサプライチェーン構築を進めること。

(7) 水素製造設備、定置用燃料電池、水素燃料ボイラー、燃料電池車両及び水素ステーション等の導入について、メーカー、機器や車両の導入事業者、水素ステーション運営事業者等が長期的な視点をもって事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業に配慮すること。

また、税制の優遇措置による実装化に向けた支援策を強化すること。

こうした取組のほか、先行して水素利用が進むモビリティ分野に関し、国は自治体との連携を深め、自治体が重点的に環境整備を進めるエリアに対するインセンティブを設けること。

加えて、技術開発の動向等に即した安全性評価の仕組みの整備を支援すること。

(8) 家庭用、業務・産業用燃料電池や純水素型燃料電池などの定置用燃料電池について、積極的な普及を図るための財政支援を行うこと。

(9) 非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むZEVへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充に加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。

また、燃料電池自動車（乗用車）の業務用車両としての活用を促進すること。

(10) 水素需要拡大にも資する燃料電池バス、燃料電池フォークリフト、燃料電池トラック及び燃料電池ごみ収集車などの業務・産業用車両での水素活用について、より積極的な施策展開を行うこと。

燃料電池バスや燃料電池トラックの導入については十分な予算規模を確保するとともに、導入後に負担増となる燃料費等にも支援を行うこと。燃料電池を活用した新たな業務・産業用車両等が早期に社会実装を果たすよう、取組を進めるとともに財政支援を行うこと。

(11)水素ステーションに対する財政支援を継続的に行うとともに、都市部における水素ステーション整備、運営の困難性に鑑みて、障壁の設置や土地賃借料など、整備、運営に不可欠な経費に対しても支援を拡大すること。供給能力増強に伴う工事費及び休業損失、経年による機器交換費等、水素ステーションを継続的に運営するために必要な支援を行うこと。

ア 整備に関すること。

燃料電池バスや燃料電池トラック等の更なる普及を図るため、供給能力増強に伴う工事費補助の拡充等、十分な財政支援を行うこと。

既存ガソリンスタンド等に水素ステーションの併設を図るなど、マルチエネルギーステーション化に向けた取組を加速すること。

イ 運営に関すること。

10年間程度を明示した継続的な運営費支援策や、供給能力増強に伴う休業損失、経年による機器交換費等への支援の実施や、第三者が水素ステーションを整備し、ガソリンスタンド事業者に運営委託する仕組みなど、安定的な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。水素ステーションの経営自立化の促進に当たっては、水素モビリティの普及状況、規制緩和、技術革新等の実態を見定め、時宜にかなった対応とすること。とりわけ、中小企業には十分な配慮をすること。

保安監督者や従業者の育成、確保に向けて、保安監督者の免状取得機会の拡大、実務経験を積む機会の更なる確保等、国として支援策等を講じること。

(12) 水素ステーションの整備促進に向けて、「規制改革実施計画」の未措置事項を迅速に措置するとともに、公道と水素充填設備との保安距離規制や障壁の高さの基準見直し、保安検査の方法等の更なる緩和を進めること。

高圧設備の使用時間に応じた補修に係るコスト低減に向け、関連業界等への働き掛けを実施するとともに、機器の耐久性向上に資する技術開発を支援すること。また、補修の時期や費用を評価する仕組みと評価人材の育成を検討すること。

土地が限られている都心部での水素ステーション整備を促進するため、屋内給油取扱所に水素ステーションを整備できるよう消防法及び高圧ガス保安法における技術上の基準を示すこと。

燃料電池バスの容器再試験について、走行等による充填圧力の低下により容器再試験に必要な圧力を確保できず実施が困難な場合があるため、試験基準を緩和するなど方法を見直すこと。

(13) 東京 2020 大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、選手村跡地の再開発地区における水素利活用のための施設運営に対する補助制度を拡充すること。

(14) 東京港における水素を燃料とする荷役機械や車両等について、導入費用等に対する十分な財政支援を行うこと。また、特にFC型荷役機械の安全かつ円滑な導入に向け、ガイドラインや運用マニュアルを提示すること。

(15) 都は、水素を燃料とする小型船の建造を進めており、「水素燃料電池船の安全ガイドライン」に基づき設計を行っている。同ガイドラインは、大型LNG燃料船を対象とした国際基準をベースに作成されているため、小型船への適用が困難な場合がある。水素を燃料とする船舶の普及拡大に向け、引き続き同ガイドラインの見直しを進めること。

(16) 鉄道分野においても水素の利活用を推進するために、早期に関連法令の一元化を進めること。

(17) 火災予防条例（例）第3条第18項について、プロパンガス、石炭ガスと同様に、水素ガスを例示列挙することにより気体燃料として明示すること。又は、個別の通知や通達、助言等によりその旨周知すること。

(18) 水素を利用する意義や水素の将来性、リスクコミュニケーション等に関して、更なる普及啓発を図ること。

<現状・課題>

水素は利用の段階で水しか排出せず、エネルギー供給の多様化や非常時対応など、多くの優れた特徴を有している。水素関連技術は、運輸・家庭・業務など様々な分野での省エネ化に寄与するほか、将来的には、発電や産業、電化が困難な熱エネルギーなどを含めた幅広い分野での脱炭素化に貢献できる。

また、水素は長期間、大量にエネルギーを貯蔵することが可能であり、今後再生可能エネルギー由来電力が大量導入された際の調整力としても有望である。

脱炭素社会を実現するためには、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に加え、再生可能エネルギー由来の電力を利用して水を電気分解して生成されるCO₂フリーであるグリーン水素をその柱とし、本格活用する必要がある。

国では、令和5年2月に「GXに向けた基本方針」を決定し、令和5年6月には、「水素基本戦略」が改定され、加えて、「水素産業戦略」及び「水素保安戦略」も示された。令和6年5月には「水素社会推進法（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律）」が成立し、事業者の低炭素水素等供給等事業計画を国が認定するなどの取組が進められることとなっている。

現在、家庭用及び業務・産業用燃料電池や燃料電池自動車・バスなど、水素エネルギー利活用機器の市場投入や水素ステーション等のインフラ設備導入が進んでいるが、今後は更にこの流れを加速し、水素エネルギーの大幅な利用拡大を図ることが求められている。

しかし、水素エネルギーの普及・拡大に当たっては、様々な課題があり、コスト低減や購入費用の負担軽減、技術開発、規制緩和、サプライチェーンの構築、グリーン水素の供給、国民の理解促進等を進めていかなければならない。

よって、水素社会の実現に向けて、政府に対し、次の事項を実現するよう強く求める。

<具体的要求内容>

(1) 令和6年5月に成立した「水素社会推進法」は、鉄鋼業・化学産業といった代替技術が少なく転換が困難な分野の水素へのエネルギー転換を図るパイロットプロジェクトの立ち上げを支援するため、国が事業計画を認定し、関連法における許認可の取得や拠点整備を支援することで、事業計画を迅速に実現することを目指すこととしている。

しかし、本法における計画認定は、主として長期的な大規模プロジェクトとなることが想定される。こうした計画は、当該計画地の地元自治体にとっても、現に実施している施策や水素に係る戦略等に密接に関連するものであり、当該計画がこれに合致するか確認する機会が必要である。

そのため、計画認定における地元自治体の関与規定を設けるなど、国と自治体の連携の下、水素社会を実現していくこと。

また、本法の支援対象となる大規模プロジェクトにおいて大量にCO₂を排出する事業者を水素転換することは、脱炭素を進める上で効果的であるが、都内には多数の中小規模の事業者も所在しており、こうした事業者の水素利用を促進することで得られるCO₂排出削減量の総量も、脱炭素を進める上では重要な要素となる。

都は、中小規模も含む全ての事業者が水素を利用できる供給環境の整備を進め、各業種の利用形態に応じた水素需要の創出や水素モビリティの普及促進など、多様なニーズを捉えた需要拡大につながる幅広い支援を行うことで、水素社会の実現を目指している。

そこで、本法が価格差支援と拠点整備支援を予定する計画認定について、大規模なパイロットプロジェクトだけでなく、水素社会の実現に資する多様なニーズを捉えたプロジェクトへの後押しにもつなげるよう、支援の充実を図ること。

(2) 「水素社会推進法」において実現を目指す事項以外についても、引き続き、「水素基本戦略」を踏まえ、早期の水素エネルギーの実装化や水素社会を実現するための規制緩和や支援策等、強力に推進するための施策について、具体的なロードマップを作り、国が率先して実施すること。

ロードマップを踏まえ、日本の水素技術を世界に展開するための後押しとなる産業戦略を迅速かつ着実に実施すること。

「水素保安戦略」による安全の確保を前提とした水素利用に関する規制の合理化・適正化、水素利用を促す環境整備などについても、実現への筋道を明確化した上で具体的な対応内容を公表すること。

また、「グリーンイノベーション基金」も活用しながら、大規模な水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組、技術開発支援など、社会実装化に向けた取組を加速すること。

今後10年間に官民による150兆円超のGX関連投資を引き出すべく、国による20兆円規模の先行投資を行う方針が示されたことも踏まえ、これらの基金や投資を、「水素社会推進法」が支援対象とする鉄鋼業や化学工業などの分野だけでなく、東京など水素の利活用ポテンシャルの高いエリアで重点的に活用する方向を示すこと。

これにより、様々な機能を集積する東京のような大都市が、水素の利活用

を進めるモデルケースとなるよう、国として適切にサポートすること。

特に、都は、水素製造者と都内の需要家がオープンに参加できるグリーン水素の取引市場となる水素取引所について検討しており、取引所を介して供給者とオフテイカーをマッチングさせ、自治体独自で価格差支援を行う取組について、国として財政面から後押しを行うこと。

加えて、水素取引の活性化に向けた裾野を広げるため、都が先行して実施するトライアル取引等の取組を踏まえ、国による全国展開を図ること。

これらにより、水素社会の実現に資する具体的な施策が早期に実施されるよう国として最大限の役割を果たすこと。

- (3) 水素が経済合理性を有するほどの価格水準となるまでの間、特にグリーン水素は、その価格が化石燃料に比べ相対的に高く、経済的に選択されにくいエネルギーとなるため、普及量も一定程度とならざるを得ない。

そのため、国は、水素の経済合理性を高めるため、カーボンプライシングをはじめとした制度を有効に機能させるほか、グリーン水素製造時の水電解に必要な電力に対する減免措置などの様々な支援手法を活用し、多様な分野で水素が利用者から選択される環境を早期に整備すること。

- (4) 水素利活用の拡大に向けては、水素の需要と供給の同期化が必要であり、エリア単位で需要を創出しながら供給体制の構築を進めることが重要であるため、大規模な水素需要創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けたインフラ整備等の取組や技術開発への支援を継続的に進めること。

具体的には、将来的な川崎臨海部での海外水素の受入れの可能性を視野にパイプラインを含めた水素供給ネットワークの具体的な構築に向けて国として先導的な役割を果たすとともに、企業や自治体等の取組を支援すること。また、水素供給に関わる水素独自の特性（例：燃焼速度）やプロセス変更等の技術的課題を整理し、技術基準を確立するとともに、水素に関して一元化された法令等を整備すること。

- (5) 脱炭素社会の実現にはグリーン水素の普及が重要である。しかしながら、普及に向けては、法令による規制や技術開発、コスト低減、環境価値の確立など様々な課題がある。これらを解決するために、グリーン水素供給体制の確立に向けた支援策や制度構築を推進すること。このため、次の事項に関し対応を図ること。

ア 法令等の規制緩和

市街地での水素貯蔵可能量に関する法令の規制緩和の実施

水素の利用拡大に向けた関係法令の規制緩和の実施

イ 技術開発の推進

グリーン水素の製造から利用に係る、より高効率な設備等の技術開発

グリーン水素を合成燃料に活用することにより、熱や運輸のカーボンニュートラルにも貢献できることから、これに係る技術開発

ウ 継続的な財政支援

グリーン水素の製造から利用に係る設備導入への支援

グリーン水素の製造から利用に係る設備等運営に要するコストへの支援

グリーン水素と化石燃料由来水素との価格差への支援

エ 他団体との連携促進

福島県・山梨県をはじめとした国産グリーン水素の活用促進に向けて、国として支援策を講じること。

グリーン水素の国際サプライチェーンの構築を進めるとともに、海外都市等との連携に取り組む自治体を支援することにより、着実な確保を目指すこと。

オ その他

国におけるグリーン水素の環境価値評価を確立し、認証やクレジット化を促進すること。

需要側による選択を促すカーボンプライシングの導入など規制的手法を含む仕組みの検討を実施すること。

- (6) 海外の都市等とのサプライチェーン構築等に向けた都の取組も生かしながら、国として、水素の国際的な供給のサプライチェーン構築を進めること。

また、国における国際的な取組の進捗状況を都に情報提供するなどにより、効果的な事業の推進を図ること。

- (7) 水電解装置等のグリーン水素製造設備、定置用燃料電池、水素燃料ボイラー、燃料電池自動車・バス・トラック・フォークリフト及び水素ステーション等の導入について、メーカー、機器や車両の導入事業者及び水素ステーション運営事業者等が長期的な視点を持って事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業に配慮すること。

また、水素エネルギーの実装化のため、水素製造設備や付帯設備の投資を促進する税制を実施するとともに、広く優遇措置を行うこと。

こうした取組のほか、先行して水素利用が進むモビリティ分野に関し、国は自治体との連携を強め、自治体が重点的に環境整備を進めるエリアに対するインセンティブを設けること。

加えて、水素を利用する新製品の開発や導入の促進に向けて、技術開発の動向等に即した製品の安全性等を評価する仕組みの整備を支援すること。

- (8) 省エネとレジリエンス向上を両立する家庭用及び業務・産業用の燃料電池や純水素型燃料電池については、初期費用の低減による普及促進を図る必要があるため、幅広く財政支援を行うこと。また、家庭用燃料電池におけるドレン排水に対する取扱いを業務・産業用燃料電池等にも適用するなど、機器を設置しやすい環境についても整備すること。

- (9) 非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むZEVへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じること。

加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ZEVの取得時における割引ポイント付与や、料金減免によるインセンティブ付与など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を行うこと。加えて、燃料電池自動車の特性を踏まえ、タクシー・ハイヤーやレンタカー等の業務用車両としての活用を促進すること。

(10) 水素需要拡大にも資する燃料電池バス、燃料電池フォークリフト、燃料電池トラック及び燃料電池ごみ収集車などの業務・産業用車両での水素活用について、より積極的な施策展開を行うこと。

また、燃料電池バスへの補助について、車両の受注状況等によっては契約から納車まで6か月以上を要し、実績報告の期限までに納車ができない場合があることから、現行制度では補助を十分に活用することができない。燃料電池バス車両について、事業者が年間を通して導入できるよう複数年度にまたがる事業期間を含めた補助制度にすること。

加えて、燃料電池バスや燃料電池トラックに対しては、負担増となる燃料費に対しても財政支援を行うこと。

観光バス、中型・大型トラックやごみ収集車をはじめとする各種作業用車両、水素運搬時の脱炭素化に資する水素運搬トレーラー等、燃料電池車両の研究開発、走行実証、導入に対する財政支援等を行い、早期の社会実装を実現すること。鉄道、船舶、航空等における水素利用の拡大に向けた取組を加速すること。

(11) 水素ステーションの整備、運営に対する財政支援を継続・拡充すること。

ア 整備に関すること。

水素ステーションの整備における支援対象を、土地の造成や障壁の設置、水素ステーションの併設、転換のために行う既存設備等の撤去・移設、また、燃料電池バスの更なる普及や燃料電池トラックなどの商用車両の実装化を見据え、水素充填量の多い大型車両対応のための能力増強工事など、整備に必要な経費にも拡大し、十分な補助を実施すること。

フォークリフトや船舶等の燃料電池自動車以外へ充填を実施する水素ステーションや水素充填圧力 35MPa の水素ステーション、事業所専用の水素ステーションについても支援対象とし、補助制度の拡充を図ること。

既存ガソリンスタンド等に、水素ステーションの併設や急速充電器等の設置、ZEVレンタカー・カーシェアの導入を図るなど、マルチエネルギーステーション化に向けた取組を加速すること。

都内では、水素ステーション整備に適した用地が限られることから、水素ステーションとして活用が可能な国有地等をインフラ事業者団体に情報提供し、活用に向けたあっせんを行うなどの支援を行うこと。

イ 運営に関すること。

水素ステーションの運営に対する支援については、都心部での水素ステーション整備を促進するため、土地の賃借料を新たな支援対象とすること。水素ステーションを継続的に運営するためには、経常的な経費に加えて、経年による機器故障時の交換費用や供給能力の増強工事等による休業時の損失も発生することから、運営事業者の実際の費用負担額に見合う補助額とすること。

燃料電池バス対応水素ステーションは、乗用車だけを対象とする水素ステーションと比べ、営業時間・日数が増加し、運営経費が増加する傾向にあることから、より手厚い財政支援を行うこと。

10年間程度を明示した継続的な運営費支援策や、第三者が水素ステーションを整備し、ガソリンスタンド事業者に運営委託する仕組みなど、安定的

な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。

水素ステーション設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、継続的に実施すること。

加えて、水素ステーション事業の自立化が図れるまでの間は、適用期間を最初の3年間から事業運営期間中全体に延長すること。また、令和5年度から低減された中規模水素ステーションについて、軽減割合を3分の1以上に引き上げること。

水素ステーションは年間を通じて運営しているにもかかわらず、運営経費の補助対象期間が実質的に10か月に限られることから、運営実態に即した見直しを図ること。

また、補助金交付までの多額の支払が負担となる中小企業に対し、四半期や半期の実績に基づく分割払での交付が選択できるよう措置を講じること。

既存の水素ステーションの事業性確保のため、水素ステーションが機能やサービス向上のために行う設備導入や、導入後の状況変化により陳腐化した設備の更新に係る費用等に対して財政支援を行うこと。

整備済み水素ステーションの過半を占める中規模区分の運営経費の補助金額の上限が、令和5年度より100万円減額されているが、補助金額については、水素モビリティの普及状況、規制緩和、技術革新等の実態を見定め、時宜にかなった対応とすること。とりわけ、中小企業には十分な配慮をすること。

保安監督者や従業者の育成、確保に向けて、保安監督者の免状取得機会を拡大するよう、講習終了のみを要件とした免状取得を可能とする関係法令の改正や、複数回の試験実施を想定した地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を行うなど、国として支援策等を講じること。

中小事業者等が新たに水素ステーション事業に参入しようとした場合、実務経験を積む機会を自ら確保することが困難であることから、国として更なる支援策等を講じること。

- (12) 「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」等に基づく規制緩和について、現在の未措置項目を迅速に措置すること。加えて、公道と水素充填設備との保安距離規制に関して、ディスプレイと公道との離隔距離の短縮を可能とする新たな代替措置が例示基準へ追加されたが、ガソリンスタンド並みの更なる緩和（現状の5mから4m）を進めること。また、障壁の高さに関してガイドラインが示されたが、一般的に適用可能な例示基準等についても見直すことで緩和の実効性を図ること。

水素ステーションの保安検査方法について事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮をより一層進めること。

現状では保安検査に2週間程度を要し、その間の営業ができない上、約1,500～3,000万円の高額なコストがかかっており、水素ステーションの事業性を損ない、新たな事業参入に対する意欲を低下させる大きな要因になっている。このため、これまでの水素ステーションにおける故障や事故の発生状況を踏まえ、保安検査の頻度を数年に一回にすることや、検査方法を簡素化する等更なる緩和を進めること。

使用期間の制限のない、疲労破壊の蓋然性が低い蓄圧器については、高額な経費を要する開放検査ではなく、外観検査と気密検査のみに代える、日常点検が行われている緊急離脱カップラーの検査頻度を毎年から数年に一回の頻度にするなどの見直しを図ること。あわせて圧縮機のオーバーホールなど高圧設備の使用時間に応じた補修にかかるコスト低減に向け、関連業界への働き掛けを実施するとともに、機器の耐久性向上に資する技術開発の支援を行うこと。また、補修の時期や費用を第三者が評価する仕組みとともに、評価が行える人材の育成を検討すること。

消防法は、都内に多く存在する屋内給油取扱所への水素ステーションの整備を制限している。土地に限られる都内では、水素ステーションを屋内給油取扱所に併設することが合理的であるため、これを可能とするよう技術上の基準を示すこと。また、上部に建築物を有する水素ステーションの整備が可能となるように、高圧ガス保安法において、技術上の基準を示すこと。

燃料電池バスの水素タンクは、自動車の継続検査等の際容器再試験が必要であり、試験項目の一部である漏えい試験については、最高充填圧力の5分の3以上の圧力で実施するとされている。しかし、水素ステーションから試験場所まで近距離であっても、走行等による充填圧力の低下により、試験に必要な圧力を確保できず試験が実施できない場合がある。このため、試験における充填圧力基準を緩和するなど、容器再試験の方法を見直すこと。

- (13) 晴海の再開発地区（選手村跡地）における水素導入は、一般住宅地における水素利用のモデルの構築により、エネルギー・環境施策の先進的な取組を実施・PRし、水素社会の構築を先導することが期待される。

大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、本地区における水素ステーションの運営や定置用燃料電池の維持管理等に対する補助制度を拡充すること。

また、実用段階では日本初となるパイプラインによる水素の街区供給事業を継続させるため、運営費支援などを導入するとともに、水素のパイプライン供給の社会実装化を推進すること。

- (14) 都は、令和5年3月に「東京港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画」を公表し、東京港における脱炭素化に向けた取組を推進しているところであるが、CO₂排出量の多くを占めるふ頭内の荷役機械や車両等のゼロエミッション化が重要な課題となっている。

大型荷役機械であるタイヤ式門型クレーンについては、近年FC換装型の機種が製品化されており、こうした荷役機械の導入が進むことで排出量の削減が期待されるが、水素を燃料とするこれらの荷役機械や車両等の導入に当たっては、水素供給設備を含む導入費用が高額であることが、普及推進を妨げる要因となっている。加えて、港内でCO₂フリーな電力を確保するためのFC型発電システム等、新たな水素需要も想定されているが、従前の化石燃料と比較した調達価格の差が大きいままでは、利用促進が困難である。

東京港におけるカーボンニュートラルポートの早期形成に向け、荷役機械等の導入費用及び運用費用について、十分な財政支援を行うこと。

また、24時間365日稼働する港湾のターミナルにおいて、大口の水素需要に対して継続的かつ安定的に水素を供給することを念頭に、特にFC型荷役

機械の安全かつ円滑な導入に向け、安全対策、管理体制及び作業手順等に係るガイドラインや運用マニュアルを提示すること。

- (15) 庁有船に関しても、現在、更新期を迎えた指揮艇（注1）等は水素を燃料として活用する船舶に置き換える予定である。

現在、これらの設計を行っているところであるが、大型船が対象の「水素燃料電池船の安全ガイドライン」を適用すると、小型船の実情に合わない項目がある。同ガイドラインにより、水素漏えいが想定される危険場所を設定するため、小型船では船内出入口の設置場所や船室面積に制限を受け、船舶機能が大幅に制限される。

これまでも小型船の実情に合わせ同ガイドラインは一部見直されたが、水素を燃料とする船舶の更なる普及に向け、引き続き同ガイドラインの見直しを進めること。

（注1）職員輸送や港湾施設、河川施設巡回等に使用する定員10名程度で20トン未満の小型船

- (16) 燃料電池を用いた鉄道車両については、鉄道営業法と高圧ガス保安法の二法令による規制が適用されている。このことにより、鉄道事業者は個別に手続を行う必要があるため、開発や走行試験、導入の妨げになるおそれがある。

そのため、燃料電池自動車等の規制一元化と同じく、燃料電池を用いた鉄道車両についても、早期に法令の一元化を進めること。

- (17) 水素コンロや水素グリル等、水素を直接燃焼させるバーナーが近年登場しており、民間企業や東京都が開催したイベントでも実際に安全に利用された実績がある。

一方、水素の利用を行う際、消防庁が定める火災予防条例（例）において、第3条第18項中に気体燃料として水素ガスが例示列挙されていないため、消防署により統一的な取扱いがなされていない実態があり、とりわけ屋内利用での判断に苦慮するケースがみられる。

そのため、同条同項について、プロパンガス、石炭ガスと同様に、水素ガスを例示列挙することにより、気体燃料として明示すること。例示列挙が難しい場合は、個別の通知や通達、消防組織法第37条に基づく助言等として発出し、その旨周知すること。

- (18) 水素エネルギーの利用拡大には、国民の理解が重要であることから、水素を利用する意義や水素の将来性、リスクコミュニケーション等に関して、製品や技術開発の動向を踏まえつつ更なる普及啓発を図ること。

6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充

(提案要求先 総務省・財務省・文部科学省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・都市整備局)

緑地の保全や創出を推進するための税財政措置を講じること。

<現状・課題>

都市における緑は、生物の生息・生育空間として都市の生物多様性を支える存在であり、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市化に起因するヒートアイランド現象の緩和や、火災の延焼防止や都市水害の軽減、避難場所の提供など、重要な役割を有している。

豊かで潤いのある質の高い都市生活を実現するためには、都内における緑の保全・創出が急務となっていることから、都はこれまでも、失われつつある貴重な緑地の保全地域指定、一定規模以上の開発の際の緑化の義務付け、公立小中学校等の校庭の芝生化などの取組を進め、緑の保全と創出に努めてきた。一方で、国は、生物多様性国家戦略を改定し、保護地域以外の生物多様性保全に資する地域（OECM）の認定など、民間による生物多様性保全の取組を始めたところである。

しかしながら、都市及び都市近郊の樹林地等については、所有者に緑地として保有し続ける意思があるにもかかわらず、高額な相続税がきっかけとなって転用・売却される事例が多く、緑地喪失の主要な原因となっている。また、平成 27 年 1 月から、相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し（最高税率の引上げ等）が行われたことから、緑地の喪失が更に進むおそれがある。

<具体的要求内容>

- (1) 市街地において貴重な緑地である樹林地等について、緑地として永続的に担保されるよう、相続税等の優遇措置及び保全策に対する財政措置を講じること。
- (2) 下記の緑地については、土地所有者の理解と協力とを得て、地域指定を円滑に進めるため、用地の買取りに伴う譲渡所得の特別控除額を現行の 1,500 万円（特別緑地保全地区は 2,000 万円）から引き上げること。
 - ① 都立自然公園特別地域
 - ② 都自然環境保全地域特別地区
 - ③ 都独自の保全緑地
 - ④ 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- (3) 都市緑地法に基づく緑地の保全を推進するため、下記の措置を講じること。
 - ① 市民緑地契約制度については、契約期間 20 年未満であっても税の優遇措置を受けられるよう、契約期間に応じた段階的な相続税評価額の控除を行うなど、現在の制度を拡充すること。
 - ② 市民緑地認定制度については、固定資産税・都市計画税の軽減に関する税制特例に伴う十分な財政支援を行うこと。

- ③ 特別緑地保全地区制度については、現行の相続税の8割評価減の優遇税制について、更なる拡充を図ること。
- (4) 都市の緑地を保全していくためには、土地所有者の理解と協力が不可欠であることから、地方自治体が条例等に基づく独自の制度として契約・協定などを締結した緑地の所有者に対し交付する緑地奨励金等について、非課税措置を講じること。
- (5) 都市及び都市近郊の緑地保全を推進するため、下記の指定がなされた土地に関する固定資産税を地方税法上非課税とするとともに、それに伴う十分な財政支援を行うこと。
- ① 都独自の保全緑地
 - ② 区市町村独自の保全緑地
 - ③ 都自然環境保全地域特別地区
 - ④ 都立自然公園特別地域
 - ⑤ 都市緑地法による特別緑地保全地区
 - ⑥ 鳥獣保護区特別保護地区
 - ⑦ 区市町村指定の保存樹林
- (6) 市街地における緑の創出は、国や地方自治体、民間企業などあらゆる主体による取組が重要であることから、国においても、国立大学法人附属小中学校の校庭の芝生化の推進など、国や独立行政法人が所有する施設の敷地及び屋上等の緑化を強力に推進するため、必要な財政措置を講じること。

7 公園整備事業等の推進

1 公園整備事業等の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

水と緑のネットワーク形成を推進するため、公園緑地及び特別緑地保全地区の整備や用地取得等に係る必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、制度を拡充すること。

<現状・課題>

東京の公園緑地は、国内外の他都市に比較して著しく少ない。

また、丘陵地や低地、水辺などの緑は、生物多様性の保全やレクリエーションの場の提供、都市気候の調節など重要な役割を担うため、早急に保全・整備が必要である。

さらに、中長期的な国内外の利用者の回復を視野に、都市の魅力を高めるため、文化財庭園等の観光・文化の拠点となる都市公園の整備が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都東京を緑あふれる都市にするため、都市公園や特別緑地保全地区等のあらゆる公園緑地及びその関連施設の整備や用地取得等に十分な交付金を確保するとともに、活用しやすい制度設計とすること。
- (2) 公園整備や特別緑地保全地区の用地取得に係る国費率を3分の1から2分の1に引き上げること。
- (3) 増大する都民のレクリエーション需要や、市街地における防災上の避難地の確保等に対応するため、国営昭和記念公園の整備を促進すること。

参 考

(1) 公園整備事業の推進

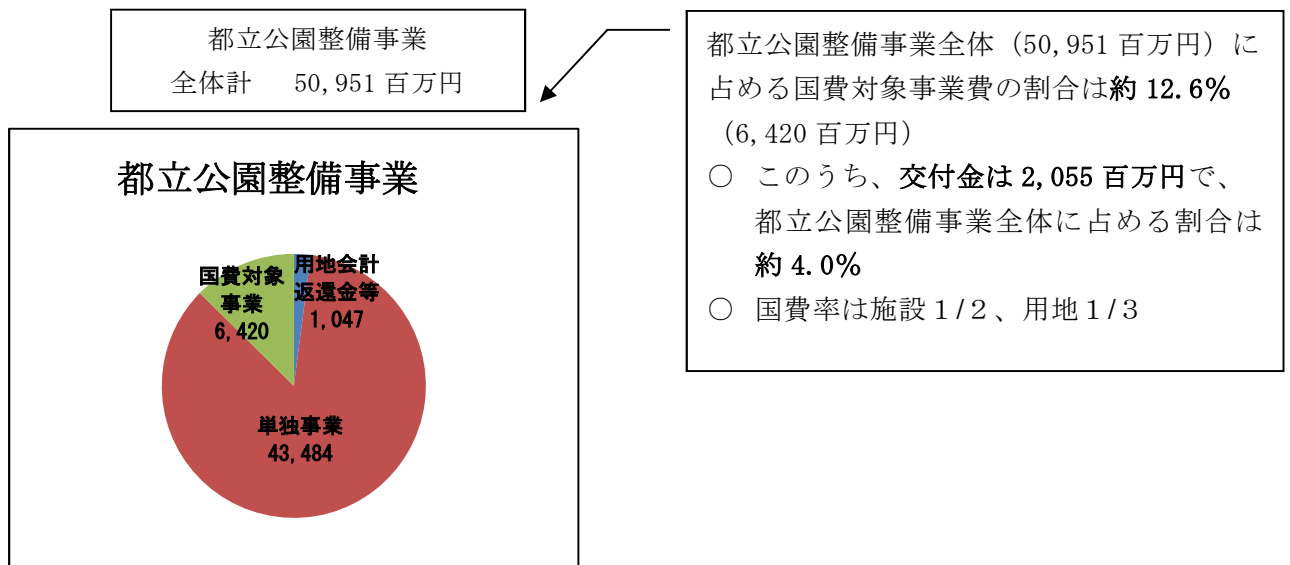
【都の公園整備の計画と実績】

区 分		都市計画公園・緑地計画 決定面積 (令和5年4月現在)	公園整備済面積 (令和5年4月現在)
		規模 (ha)	規模 (ha)
都市公園	都立公園	3,968	2,057
	その他公園	7,489	3,990
都市公園以外の公園		—	2,030
計		11,457	8,077
一人当たりの公園面積 ※全国平均 10.8 m ² /人		8.2 (m ² /人)	5.7 (m ² /人)

都区市町共同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」(令和2年7月改定)に基づき、都市計画公園・緑地の効率的な整備を推進していく。

【令和6年度 都予算に対する交付金の割合(事業費)】

※都予算ベース



(2) 特別緑地保全地区の指定状況

(令和6年4月1日現在)

区 域	箇 所 数	面 積
	箇 所	h a
23 区	19	86.91
多摩・島しょ	34	233.86
東京都全体	53	320.77

(3) 用地取得費に対する現在の国費率

区 分		国費率	根拠法令
	公園整備	1 / 3	都市公園法施行令第 31 条
参 考	道路・街路整備	1 / 2	道路法第 56 条
	河川整備	1 / 2	河川法第 60 条第 2 項

※ 1 / 2 とすることを要求

2 防災公園の整備

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

防災公園の整備促進のため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、用地取得に係る国費率を引き上げる
こと。

<現状・課題>

震災時の首都東京の機能確保は喫緊の課題であり、都市の防災機能を高めるため、救援・復興の活動拠点や避難場所となる防災公園整備は急務である。

さらに、東日本大震災を踏まえ、首都直下地震などの震災の備えを万全とし、災害に強い首都東京を実現するため、防災公園整備はより一層、早期に着実な整備が求められる。

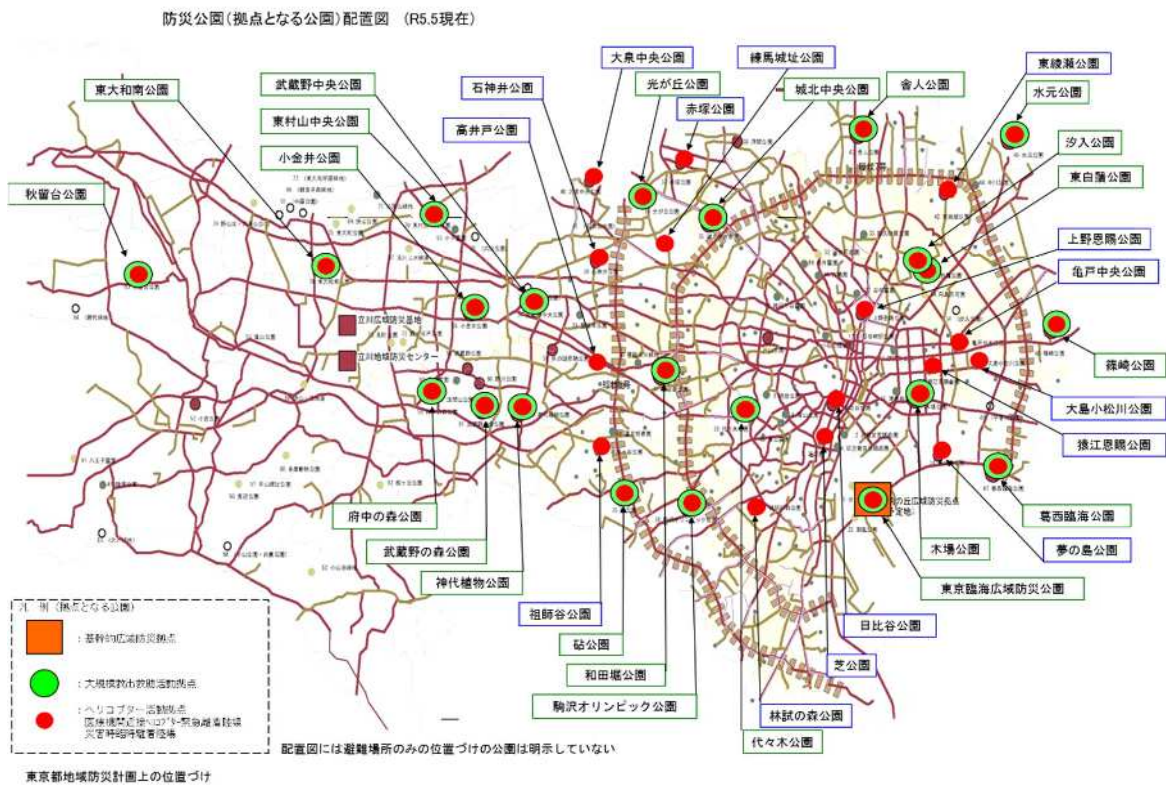
防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園は、その開園面積が計画全体の約 5 割に過ぎず、2029 年度までに約 108 ヘクタールで事業を進め、計画的・集中的に更なる拡張に取り組む必要がある。あわせて、防災公園の機能強化のため照明灯や非常用電源等の整備、改修が必要である。

<具体的要求内容>

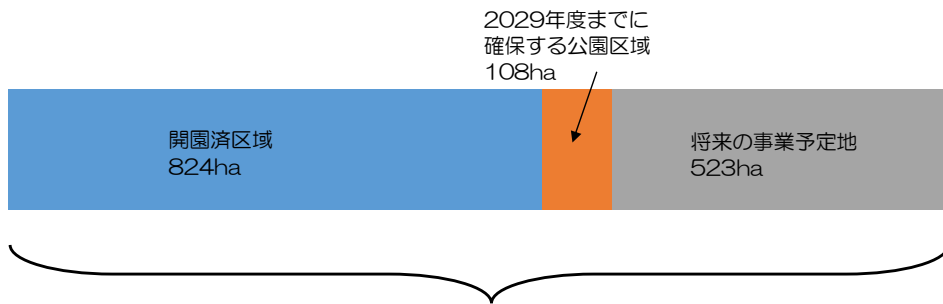
- (1) 公園整備事業推進のため必要な交付金を確実に配分すること。
- (2) 「東京都地域防災計画」等で指定された、避難場所である防災公園の整備・改修を短期集中的に進めるため、必要な交付金を確実に配分すること。
- (3) 公園整備の用地取得に係る国費率を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げる
こと。

参 考

(1) 東京都の防災公園整備 (R 6. 2)



(2) 防災公園の整備促進 (R 6. 2)



防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園 1,455ha

(3) 用地取得費に対する現在の国費率

区 分		国費率	根拠法令
参 考	公園整備	1 / 3	都市公園法施行令第 31 条
	道路・街路整備	1 / 2	道路法第 56 条
	河川整備	1 / 2	河川法第 60 条第 2 項

※ 1 / 2 とすることを要求

8 国有農地の有効活用に向けた運用の改善

(提案要求先 農林水産省)

(都所管局 産業労働局)

国有農地を公的利用する場合には柔軟な新規貸付けを可能とすること。

<現状・課題>

東京都内には、国有農地（開拓財産を含む。）が約 1,000 件（約 40 h a）ある。こうした国有農地については、農耕用や農業生産以外の用途として貸付けが行われているが、その一方で、600 件（約 27 h a）以上が、貸付けがされず、活用されていない状況にある。

このような未活用の国有農地は、国の方針に従い、旧所有者等への売却や財務省への移管などにより順次処分することとされているものの、越境工作物等の是正の見通しが立たず、処分に長期間を要する場合もあり、過去 10 年間での処分面積は約 6 h a となっている。

こうした中、近年、農的な活動を通じた地域コミュニティの形成やエネルギーの安定供給等のニーズから農地の活用が注目されている。この様なニーズに応える手段の一つとして、未活用となっている国有農地の活用が挙げられ、地域の住民が身近な場所として一緒に農作業ができる農園の開設や太陽光発電パネルの設置等が想定される。

しかし、現行の運用では、処分促進につながる場合を除き、国有農地の新規貸付けは行わないこととされているため、こうした社会的課題の解決のためには、地域のニーズに応えられるよう、柔軟な貸付けを可能とする必要がある。

このため、以下の要望を行う。

<具体的要求内容>

国有農地の有効活用に向け、貸付けが行われていない国有農地について、処分に支障を及ぼさない範囲において、自治体が農的な活用のほか、非農的な利用をする場合においても、環境対策など公的な必要性がある場合には購入を前提としない新規の貸付けを可能とすること。

9 熱中症対策の推進

(提案要求先 内閣官房・環境省)
(都所管局 環境局・政策企画局・総務局・保健医療局)

- (1) 熱中症の危険性に関する普及啓発活動を大幅に強化し、継続して広報を展開すること。
- (2) 熱中症特別警戒情報の発表基準について、都道府県単位よりも細かい単位を設定するなど、地域性を考慮すること。
- (3) 熱中症特別警戒情報の伝達経路は、デジタル技術を活用して都道府県・区市町村などの関係機関や住民に即時に一括して情報伝達できる手法を構築すること。また、関係省庁からの伝達経路を明示すること。
- (4) 熱中症特別警戒情報の伝達方法及びクーリングシェルターの指定、管理や開放に関して、各自治体から寄せられた意見・質問等や運用面で想定される課題等について、QA形式等により速やかに見解を公表すること。
- (5) クーリングシェルターの指定や開放に必要な支援策を講じること。また、国の施設においても、区市町村が早期にクーリングシェルターとして指定ができるよう、施設名等を早期に公表すること。

<現状・課題>

(熱中症特別警戒情報等について)

熱中症による死亡者数は、自然災害よりも多い状況である中、熱中症のリスクやその軽減のための基本的な知識の普及が十分に進んでいない。

現行の熱中症警戒アラートは、国から東京都（以下「都」という。）を經由して区市町村へ伝達しているが、改正気候変動適応法（以下「同法」という。）で新設された熱中症特別警戒情報について、環境省からのメールによる通知など、情報の伝達がシステムではなく、人の手を介して行われるため、迅速・正確に行われないおそれがある。また、発表されない日でも、運用期間中は毎日メール受信確認が必要なため、自治体職員に過度の作業負担が生じることが予想される。

環境省以外の伝達経路は、本年2月27日に公表された熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針において、「他関係府省庁においても、それぞれが有する様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。」となっているが、具体的な手段が明示されておらず、警報伝達の即応性、実効性の確保の点で懸念がある。特に、気象庁からの伝達方法については、「気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして周知に協力する。」といった例示にとどまり、具体的にどのような形式でどのような内容の情報となるのか示されていない。

また、熱中症特別警戒情報の発表基準は、「都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達する場合」となっているが、建物が密集し人工被覆が多い都心部と、山間部や島しょ部では、気象条件の差異が非常に大きく、地域の暑さの実態に応じた発表とならない可能性が高い。

(クーリングシェルターについて)

区市町村が指定することができるクーリングシェルターの施設条件について、同法及び省令では、適当な冷房設備を有すること、必要かつ適切な空間を確保することなどが示されているが、受け入れることが可能であると見込まれる人数の算出基準が示されておらず、また、協定締結者となる施設の管理者に関する定義が不明確である。これらの内容は、都内区市町村等からも複数質問が寄せられており、法施行後の運用面での懸念がある。

<具体的要求内容>

- (1) これまで、省庁横断的に熱中症予防キャンペーンが実施されてきたが、熱中症による死亡者数は近年増加傾向にあることを踏まえ、きめ細かく分かりやすいキャンペーンなど効果的な普及啓発活動を継続して取り組むこと。
- (2) 熱中症特別警戒情報の発表基準について、都道府県単位での発表が基本とされているが、同一都道府県内であっても地域ごとに気象条件が大きく異なることから、都道府県単位よりも細かい単位を設定するなど、地域性を考慮した基準とすること。
- (3) 新設される熱中症特別警戒情報については、国がデジタル技術を使って一斉に情報発信することにより、法定化された重要な情報を住民や関係機関に迅速かつ正確に伝達するとともに、都道府県・区市町村職員の作業負担を軽減することができる。

また、関係省庁から都や関係区市町村へ遅滞なく情報が伝達されるようなサブルートを示すとともに、原則報道機関の協力を得て積極的に国民へ周知するという考えに基づく対応をすること。

- (4) クーリングシェルターの指定や管理、開放について、事例で示すだけでなく、各自治体から寄せられた意見や要望等を踏まえ、運用面で想定される課題(受入可能人数の算定方法や協定締結者の考え方)等をQ&A形式などにより整理し、「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」等に記載し、早期に公表すること。

(5) 区市町村での指定や施設管理者の開放に多大な負担が生じることのないよう、必要十分な支援策を講じること。

また、区市町村の施設だけでなく、国や都道府県、民間施設の幅広い活用が行われるよう、利用者への普及啓発に向けた効果的な方法を検討し、必要な協力を行うこと。特に、国の施設は早期に公表し、法施行後速やかに区市町村がクーリングシェルターとして指定できるようにすること。

10 道路における環境対策の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

二酸化炭素排出量の削減に寄与する低炭素アスファルトの普及促進を図るとともに、幹線道路の騒音対策やヒートアイランド対策などに関する必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

低炭素アスファルトについて、都はその使用を原則とするなど普及促進を図っているが、更なる普及のためには、国の率先的な使用が不可欠である。

幹線道路の沿道においては、騒音・大気汚染など環境が厳しい箇所もあり、沿道住民の生活環境改善に向けた課題が依然として残されているため、その対策が求められている。

また、ヒートアイランド対策の一つとして、路面温度の上昇を抑制する効果のある舗装を敷設する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 脱炭素社会の実現に向け、国も低炭素アスファルトの利用促進を図ること。
- (2) 騒音対策としての低騒音舗装や緩衝建築物一部負担、ヒートアイランド対策としての遮熱性舗装等に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (3) 騒音対策としての防音工事助成に対して財政的支援を実施すること。
- (4) 自動車排出ガスによる大気汚染が特に著しく、重点的な対策を実施することが必要な地点について、国が主体となって、必要な調査と対策の検討を行うこと。

参 考

1 令和6年度 都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
沿道環境改善事業	17,243	2,751 (1,376)
低騒音舗装	11,577	1,652 (826)
遮熱性舗装・保水性舗装	5,454	899 (450)
防音工事助成	12	0 (0)
緩衝建築物一部負担	200	200 (100)

区 分	事業費	国、首都高速㈱の負担金額
局地汚染対策	37	10

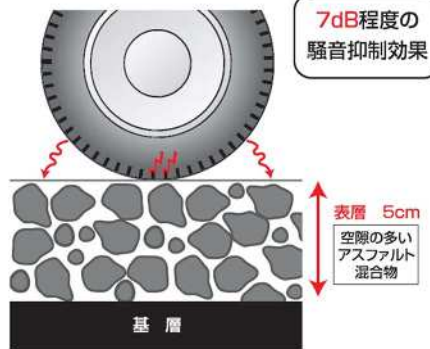
都、国、首都高速㈱が負担比率に基づき負担している。

2 都への当初内示額

（単位：百万円）

区 分	令和5年度	令和6年度
沿道環境改善事業（国費）	554 (277)	266 (133)

低騒音舗装



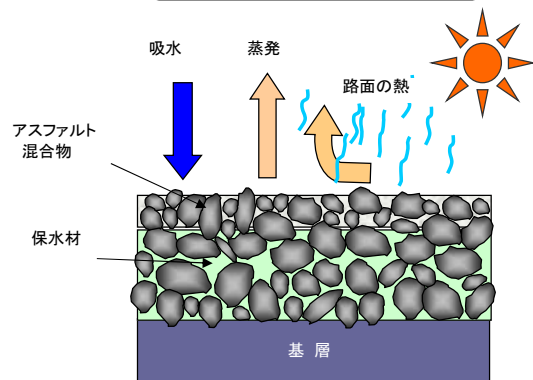
- ・ 隙間の多い材料を舗装表面に使用し、走行車両のタイヤと路面で圧縮された空気により発生する音などを空隙に吸収する舗装
- ・ 通常の舗装と比べ路面の騒音を7デシベル程度抑制する。

遮熱性舗装



- ・ 舗装表面に遮熱材を塗り、赤外線を反射して熱吸収を防ぐ舗装
- ・ 舗装表面に塗るため、低騒音舗装に施工しても騒音低減機能は損なわない。

保水性舗装



- ・ 舗装の空隙に注入した保水材によって、雨水などの水分を吸収し、蓄えることができる舗装
- ・ この水分が晴天時に蒸発する気化熱で路面温度を下げ、舗装から大気への放熱を少なくする。

1 1 有機フッ素化合物対策の推進

(提案要求先 農林水産省・環境省・防衛省)
(都所管局 環境局・都市整備局・保健医療局・産業労働局・水道局)

- (1) 有機フッ素化合物（以下「PFOS等」という。）に関する最新の科学的知見等を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にし、国民に分かりやすく示すこと。
- (2) 健康影響等が懸念される場合は、対策等も併せて検討し、自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。
- (3) 「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（令和2年6月）」について、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）が局地的に検出される状況だけでなく広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容に見直すこと。
- (4) 土壌中のPFOS等について、測定方法を確立するとともに、評価指標の設定や地下水の濃度低減に向けた措置等も示すこと。
- (5) PFOS等の農畜産物等への影響を明らかにするとともに、必要な対策を速やかに検討すること。
- (6) 現在も使用されているPFOS等を含有する泡消火薬剤について、設備点検を強化させるなど漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財政的支援をはじめ必要な措置を講じること。
- (7) 横田基地内のPFOS等を含有する泡消火薬剤漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。

<現状・課題>

P F O S等については、人の健康の保護の観点から、その目標値や基準に関し国際的にも様々な科学的な議論が行われている。

国はP F O S及びP F O Aについて、既に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づき製造・輸入等を原則禁止とするとともに、水環境及び水道水中について目標値等を設定し、その目標値を超過した場合の対応を参考情報として「P F O S及びP F O Aに関する対応の手引き（令和2年6月）」（以下「手引き」という。）を取りまとめている。さらに、国はP F O S等に関する専門家会議等を新たに設置する等、P F O S等に係る総合的な対応について検討を進め、昨年7月に「P F O S、P F O Aに関するQ&A集」（令和6年8月更新）（以下「Q&A集」という。）及び「P F A Sに関する今後の対応の方向性」（以下「対応の方向性」という。）を公表した。本年7月に第4回P F O S・P F O Aに係る水質の目標値等の専門家会議が開催され、今後の対応として、P F O S及びP F O Aについては、諸外国の動向及び内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえて、引き続き本検討会・専門家会議でP F O S及びP F O Aの取扱いについて検討するとしているが、環境中の濃度に関する評価に必要な目標値等は、いまだ「暫定」となっている。

一方、これまでに国等が行った地下水の調査において、局地的に比較的濃度の高い地点があることが判明しており、健康等への影響も含めて不安を感じる都民に対応するため、都ではP F O S等に関する相談窓口を開設し、相談に対応している。しかし、Q&A集において、P F O S及びP F O Aが人の健康に及ぼす影響及び地下水等の環境中の濃度に関する評価を明確にしていない。

本年6月に内閣府食品安全委員会から公表された「有機フッ素化合物（P F A S）の食品健康影響評価書」では、P F O S及びP F O Aの耐容一日摂取量（T D I）を設定し、今回設定したT D Iを踏まえた対応が速やかに取られることが重要であるとされ、また、生殖・発生への影響は、動物試験において証拠の確かさは強いとされたが、ヒトに対する影響発現のメカニズムは不明としており、その他の影響についても、関連は否定できないものの証拠は不十分としているものが多く、健康影響について明確に示されていない。

さらに、当該評価書では、国や地方自治体が血中P F A S濃度測定を実施する場合は、その目的や対象者、実施方法、フォローアップの方法等について慎重に検討する必要があるとしている。

また、対応の方向性においては、健康に及ぼす影響を明確にしていない中、各自治体が地域住民の健康状態を把握することが望ましいとしているが、その手法の詳細等も示していない。

さらに、手引きの内容も、基本的に局地的にP F O S及びP F O Aが検出された状況に対応するものとなっており、広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容とはなっていない。

また、対応の方向性では、ばく露防止の対策を徹底するため、各自治体の参考となるような追加調査や濃度低減のために必要な措置の検討に資する参考情報等を手引きに追加していくとされているが、その内容はいまだ示されていない。

一方、過去に土壤に浸透したP F O S等に関しては、国が昨年7月に土壤中の

P F O S、P F O A及びP F H x Sの測定方法を示したが、暫定的な手法であり、限られた試料数・土質の土壌で精度検証を行っているため、様々な土質で測定した際の精度には留意が必要であるとされている。また、土壌調査を行う契機、調査対象、運用方法、調査結果の評価指標、地下水の濃度低減のために必要な措置等が示されていない。

国は、今後も使用が継続される可能性があるP F O S等を含有する泡消火薬剤について全国の在庫量を調査しているが、その廃棄や交換の費用負担が大きいことから、都内でも地下駐車場等において設置されたままとなっている。このP F O S等含有泡消火薬剤について、昨年12月に都内の駐車場から漏出する事案が発生し、周辺の河川において暫定指針値を超えるP F O S等が検出された。今後、新たな汚染を防止するためには、既に設置されているP F O S等を含有する泡消火薬剤について、関係省庁と連携して消防設備点検の強化など漏出防止に向けた取組を進めるとともに、使用年数の長期化に伴う設備の老朽化から漏出事故の発生リスクが高い施設については、P F O S等を含有しない泡消火薬剤へ交換を進める必要がある。横田基地においては、平成22年から平成24年までの間に3件のP F O S等を含有する泡消火薬剤の漏出があったことが確認され、また、令和6年8月にP F O S等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報があり、都民の間に不安の声が広がっており、速やかに地下水等への影響等の評価・公表等することが求められている。

<具体的要求内容>

- (1) P F O S等に関する最新の科学的知見及び国内での検出状況を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にすること。具体的には、P F O S等が人の健康に及ぼす影響及び地下水や土壌等の環境中の濃度に関する評価を明確にするとともに、我が国としての見解等を国民に対して分かりやすく示すこと。
- (2) 人への健康影響等が懸念される場合は、その対策等も併せて検討し、自治体に情報提供するとともに必要な支援を行うこと。
- (3) 手引きについては、都内のようにP F O S及びP F O Aが広域的に検出されている状況においても実効性のある対応が図れるよう具体的な措置を示すこと。
- (4) 土壌中のP F O S等については、その測定方法を確立するだけでなく、土壌の評価指標や地下水の濃度低減に向けた対応策等も示すこと。
- (5) 地下水や土壌等からの農畜産物及びその栽培環境への影響を明らかにするとともに、その対策等を速やかに検討し、自治体に情報提供すること。
- (6) 今後も使用が継続される可能性があるP F O S等含有泡消火薬剤について、管理者に対して設備点検を強化させるなど関係省庁と連携して漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財政的支援をはじめ必要な措置を講じること。
- (7) 国の責任において横田基地内のP F O S等を含有する泡消火薬剤漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。また、今後、P F O S等の漏出等が新た

に判明した場合には、東京都及び基地周辺自治体に速やかに情報提供すること。

1 2 森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策 の充実

(提案要求先 林野庁)
(都所管局 産業労働局・政策企画局)

- (1) 森林循環に資する国産木材の利用促進施策を拡充すること。
- (2) 森林循環の促進に必要な基盤整備や、低コスト化推進のための施策を強化すること。
- (3) 花粉発生源対策の強化に取り組むこと。

<現状・課題>

我が国の森林は、戦後植林された人工林が伐採・利用の時期を迎えており、国産木材の利用拡大を通じた森林循環の促進が急務となっている。国産木材の利用拡大については、平成30年に発生したブロック塀の倒壊事故を受け、木塀の設置が進むなど、近年、建築物等の木造・木質化が進められており、ウッドショック等を契機に国産木材の需要が高まっている。

こうした木材の利用が進む一方で、伐採更新が停滞する森林が依然として残され、若い森林が極端に少ない偏った齢級構成となり、森林の持つ土砂災害防止機能や二酸化炭素吸収能力の低下を招いている。

また、所有者の世代交代や不在村化等から、所有者や境界が不明となった森林では、整備が十分行き届かず、森林の公益的機能の低下も懸念されている。

さらに、スギ花粉症は、今や都民の約2人に1人がり患しているといわれ、花粉発生源対策は、都民、国民の健康に関わる重要な課題となっている。

都では、地域材である多摩産材の利用拡大に向け、都有施設の整備を行う際に、積極的に多摩産材を活用するほか、区市町村の公共施設や集客力のある商業ビル、住宅等における木材利用の促進を図っているところである。加えて、国産木材の利用が進むよう、都の提案により全国知事会に設置した47都道府県が参加する国産木材活用プロジェクトチームにおいて、地域の活性化や国土強靱化^{じん}などにつながる国産木材の更なる需要拡大に向けた政策提言を取りまとめ、国に対して協力を要請するとともに、都道府県が創意工夫を凝らした取組を展開している。

また、森林循環の促進に向けて、林道等の基盤整備を進めるとともに、最先端の林業機械を導入し、伐採・搬出の効率化を図っているほか、急傾斜地での木材搬出技術を持つ高度な技術者を育成するための講習会の実施等を進めている。

さらに、花粉発生源対策として、スギ・ヒノキ林の伐採・搬出と花粉の少ないスギ等への植替え及び保育の実施に取り組んでいる。

国は、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで2050カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現を目指すこととしており、森林循環の促進及び国産木材利用をより一層進めることが必

要である。

また、花粉発生源対策については、令和5年5月に花粉症に関する関係閣僚会議において、「花粉症対策の全体像」が取りまとめられ、令和6年の飛散期から今後10年を視野に入れた施策も含め、解決するための道筋が示された。花粉は都県境を越えて飛散することから、広域的な対策の強化に取り組むことが必要である。

このため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

(1) 森林循環に資する国産木材の利用促進施策の拡充

伐採したスギ等の国産木材を積極的に利用するため、国産木材を使用した塀など、幅広い用途での普及を加速させる財政支援を継続的に行うこと。

また、民間利用での一層の利用促進や中高層建築物の木造化に向け、技術研究開発や設計・施工を担う人材育成などの施策を拡充すること。

(2) 森林循環の促進に必要な基盤整備や低コスト化推進のための施策の強化

森林の多面的機能の発揮と森林循環の促進に向け、林道等の基盤整備、森林の所有者や境界の明確化、林業におけるデジタル技術の活用、架線系高性能林業機械の開発・普及への支援を強化すること。

また、急傾斜地等での木材搬出に必要な、林業架線作業主任者の資格を取得するための講習会の講師の要件が極めて限定的であるため、その要件を見直すこと。

(3) 花粉発生源対策の強化

花粉の少ないスギ等への植替えが広域的に進むよう、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材需要の拡大など総合的な対策を強化すること。

参 考

【花粉症患者数】

【全国】

2019年度の調査で、
国民のおよそ 38.8%
がスギ花粉症患者と
推定

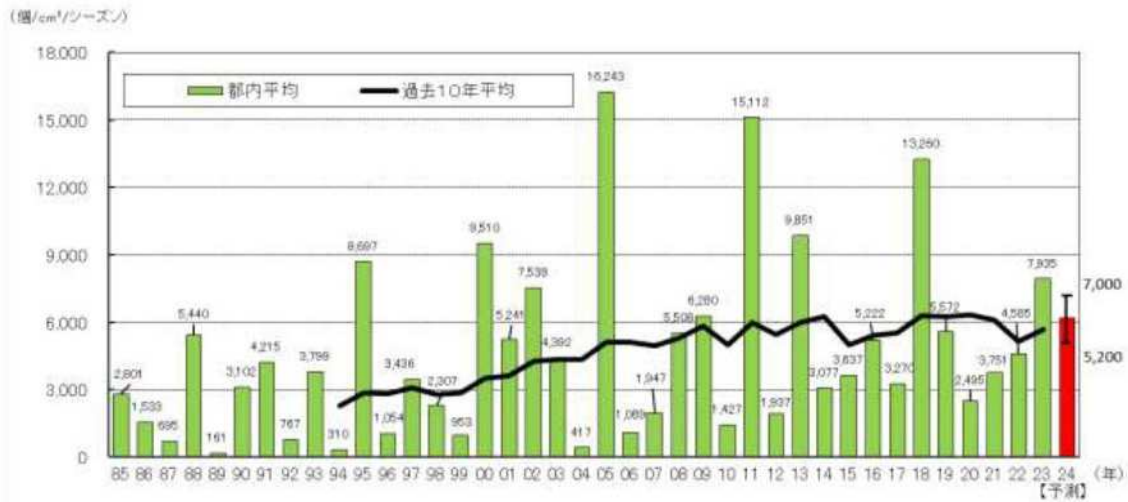
環境省「花粉症環境保健マニュアル
2022」より

【東京都】

2006年度
都民の約 28.2%
2016年度
都民の約 48.8%

都福祉保健局「花粉症患者実態調
査報告書（平成28年度）」より

【花粉飛散数の推移】



※ 1990年に千代田で測定開始、1997年に小平で測定開始、2005年に多摩、立川、府中で測定を開始した。2005年以降は、現在の12地点で測定を行っている。

飛散花粉数と過去10年平均*

2024年1月17日 保健医療局

「令和5年度第2回東京都花粉症対策検討委員会 会議資料」より

1 3 食品ロス削減施策の推進

(提案要求先 消費者庁・農林水産省・経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

食品ロス削減に向け、多様な主体と連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するとともに、食品リサイクル法の対象を拡大すること。

<現状・課題>

日本国内で発生する食品由来の廃棄物等のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる食品ロスは令和4年度実績で472万トンと推計されており、これは国連世界食糧計画(WFP)による食糧援助量(約480万トン)とほぼ同等に相当する膨大な量である。

- ① 令和元年10月、食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)が施行されるとともに、令和2年3月には、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が示された。都においても令和3年3月に策定した東京都食品ロス削減推進計画に基づき、多岐にわたる施策を着実に推進しているところであり、国民運動として事業者・消費者・行政等の多様な主体が協働により取組を進めていく必要がある。
- ② 流通段階(製造、卸売、小売)で発生する食品ロスは、食品ロス全体の3分の1に上る。平成31年3月、農林水産省の「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」(以下「ワーキングチーム」という。)において加工食品や日配品の商慣習に関しての取りまとめが行われ、納品期限の緩和等の動きが進展しているものの、更に実効性のある対策を進める必要がある。
- ③ 国内の食品ロスのうち、約5割は家庭から発生することから、買い物前のストックチェックや、消費時期を踏まえ、商品棚の手前等にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」等、食品ロスを意識した消費行動の重要性が一層増している。食品ロスの削減に向けた具体的な行動を促すよう、普及啓発等に継続的に取り組んでいく必要がある。
- ④ 令和6年度から計35の業種区分について発生抑制の目標値を設定したものの、目標値の設定がなされていない業種区分も多い。
発生抑制は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)において最優先で取り組むべき事項であり、施策を更に強化する必要がある。
また、食品リサイクル法の対象となっている業種は、食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業の4業種であり、学校などは法の対象となっていないことから、食品リサイクル法の対象とするよう検討する必要がある。
- ⑤ 食品廃棄物のリサイクル促進のため、リサイクル施設の整備促進が重要である。

<具体的要求内容>

物価高騰、物流の2024年問題といった社会情勢の影響は、食の各分野にも及んでおり、食品ロス削減に当たっては、フードサプライチェーンの強靱化、安全・安心志向の高まり、社会貢献意識の高まりなどの変化を的確に捉え、対応していくことが必要である。食品廃棄物の発生抑制及びリサイクル促進に当たり、次のとおり取り組むこと。

① フードサプライチェーンが複雑に絡み合う過程で発生する食品ロスの削減に向けて、事業者、消費者、行政等の各主体の連携の下、実効性ある取組が進むよう施策を講じること。

② ワーキングチームにおける議論等を更に進め、賞味期限の延長など一部企業で行われている取組を業界全体に広げる方策を検討するなど、商慣習による食品ロスの削減に引き続き取り組むこと。

また、AI、ICT等の情報通信技術を活用した流通段階における食品ロスの発生状況を事業者自らが把握するシステムの普及など、具体的な削減につながる施策を早急に打ち出すこと。

あわせて、フードバンク等を活用し、発生した食品ロスの寄贈や再流通を促進すること。

③ 消費者の食品ロスに関する実態把握や理解促進が進むよう、行政や事業者等における削減の取組を積極的に情報発信するとともに、食品ロス削減に関して体系的に理解できる普及啓発資材の開発や、知識を得る機会の創出を積極的に図ること。

④ 令和元年7月に告示された食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき、発生抑制の目標値が設定されていない業種区分の目標値を早期に設定すること。既に設定された目標値についても、更なる排出抑制促進のため、目標値の見直しを検討すること。

また、学校給食用調理施設について、学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果を踏まえ、食品リサイクル法の対象とするよう検討すること。

⑤ 食品廃棄物リサイクル施設の整備促進を図ること。

1 4 プラスチック対策の推進

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) プラスチック等の資源利用の脱炭素化を進めるために、大幅なりデュース・リユース及び水平リサイクル技術の社会実装に向けた施策を推進すること。
- (2) リユース容器や再生樹脂の価格競争力を高めるため、経済的手法も含めた措置を検討し導入すること。

<現状・課題>

資源の大量消費が気候変動や生物多様性の損失を地球規模で引き起こしている。脱炭素社会を実現するために、使い捨て型の大量消費社会から持続可能な資源利用への大胆な移行を先進国が主導していく必要がある。

プラスチックは優れた素材であり、食品の保存等に欠かせないものであるが、その一方で、海洋ごみになった場合、海洋生態系に大きな影響を与えるリスクが増大しており、国際的にも早急かつ実効性のある対策が求められている。

使い捨てプラスチック容器包装・製品等の大幅な削減と使用済み容器包装・製品の水平リサイクルを実現する必要がある。

令和4年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）では、（1）プラスチック使用製品の環境配慮設計及び使用の合理化の促進、（2）区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化、（3）製造事業者等による自主回収の促進、（4）排出事業者による排出の抑制及び再資源化の促進といった措置が盛り込まれたが、プラスチック資源循環を促進するため、各主体が実効性のある取組を行うことができるように、国が積極的にイニシアティブを発揮することが重要である。

第5回国連環境総会では、2024年までに法的拘束力のあるプラスチック汚染対策に関する国際協定の制定を目指すことが合意された。プラスチックの汚染対策及び資源循環を今後一層促進するためには、プラスチック資源循環法ではカバーされていないリユースの促進策や、高度な水平リサイクル技術によって得られた再生樹脂が市場で優先的に選択される仕組み作りも喫緊の課題として検討する必要がある。また、プラスチック以外の資源も含めた資源利用の脱炭素化に向けた具体的なビジョンやルールを社会全体で議論するとともに、経済的手法も含めた施策を検討することが重要になっている。

これらに加え、プラスチック製品の製造・販売事業者による自主回収・リサイクルについても、その手続が煩雑である等の課題がある。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い、パーティションの廃棄が増えることを契機とし、自主回収やリサイクルをスムーズに行えるような仕組みの構築が必要である。

<具体的要求内容>

(1) 大幅なリデュース・リユースに向けた実効性ある制度の構築

指定容器包装利用事業者の判断の基準となるべき事項（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第7条の4）及び容器包装多量利用事業者の定期報告制度（同法第7条の6）の見直しを行い、プラスチック製の使い捨て容器包装・製品の大幅な削減やリユース容器への切替えなどを促進する実効性ある制度を構築すること。

また、プラスチック使用製品設計指針においてバイオマスプラスチックの利用を検討することが規定されているが、原料採取に係る持続可能性やリサイクル容易性等を十分に配慮すべきであることを周知すること。

さらに、使い捨てプラスチック容器のリユース容器への移行を促進するため、洗浄施設の整備等リユースに対する支援措置を講ずること。

(2) プラスチック使用製品廃棄物の再商品化等に係る区市町村の負担軽減等

プラスチック資源循環法第6条第1項に基づき区市町村がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を行う際には、要する経費に対し特別交付税措置を講ずることとしているが、結果として特別区は措置を受けられていない。区市町村に過度な負担が生じることなく安定的に取り組を実施できるよう、十分な負担軽減策を講ずること。また、必要に応じて制度の見直しを図り、区市町村の負担を軽減する施策を講ずること。

区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化や排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化（同法第7章）の拡大に応じて、中間処理施設やリサイクル又はケミカルリサイクル施設の施設容量の増が必要となることから、区市町村・事業者による施設の新設・増設等を支援すること。

(3) リユース容器や再生樹脂の利用拡大に向けた経済的手法の検討

リユース容器や再生樹脂の利用拡大を図るため、「リユース容器と使い捨て製品」及び「再生樹脂とバージン樹脂」との価格差を埋めるための経済的手法の導入を検討すること。例えば、原料ナフサを対象とした炭素税の導入又は欧米諸国の一部が導入している使い捨てプラスチック製品への課税のように、バージン樹脂課税により使い捨てプラスチック製品やバージン樹脂利用の抑制を図るとともに、その財源をリユースシステムの普及や水平リサイクル技術の開発、社会実装への支援措置に充てること等が考えられる。

(4) 事業者による自主回収・リサイクルの拡大

パーティションなどのプラスチック製品について、製造・販売事業者による自主回収・リサイクルを推進するため、プラスチック資源循環法に基づく大臣認定制度を事業者へ周知し、活用を働き掛けるとともに、手続の簡素化等に積極的に取り組むこと。

1 5 国立公園の活用

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (1) 東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進め、世界の旅行者が長期滞在したいと望む地とすべく、アクセス改善を含む積極的な観光振興を図ること。
- (2) 国立公園事業等、本来国が実施すべき事業については、国が着実に実施するとともに、対象を拡大すること。やむを得ず都が行う場合には、それに見合う財源を措置すること。

<現状・課題>

都心部に近接する東京の国立公園は、国内外から年間約 1,700 万人の観光客が来訪しているが、その魅力や自然の豊かさについての認知度は高くなく、アクセスや利用のための施設も限られているなど、ポテンシャルが十分に引き出されているとは言えない。

一方、国は観光振興について、国立公園のナショナルパークとしてのブランド化を目指す「公園満喫プロジェクト」を推進しており、この中で阿寒摩周国立公園など、先行して対象となった全国 8 か所の国立公園において重点的な投資を行っているが、8 公園に準じる公園として追加で対象となった富士箱根伊豆国立公園も含め、東京の国立公園への対応はいまだ十分ではない。

国立公園事業については、平成 17 年度にそれまで都道府県に措置されてきた補助金制度が廃止され、国が直轄事業として執行することとなったが、その対象事業は限定的なものとなった。

さらに、国が行うとした事業の進捗も、極めて不十分であるため、現在、国立公園施設の老朽化が進行している。

一方、都が事業を実施するに当たっては、国立公園整備事業等を対象に平成 27 年度に自然環境整備交付金が、平成 29 年度に環境保全施設整備交付金がそれぞれ整備されたが、いずれも国の予算は十分なものとは言えず、必ずしも継続的な措置とは言えない状況である。

については、各地域の実情やニーズ、あるいは利用の状況等に応じて、国立公園を適正に活用していくために、次の取組を早急に進めることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進めるため、「国立公園満喫プロジェクト」等により計画的・集中的な投資を行うこと。

また、国立公園内のアクセスや回遊性を向上させる歩道整備、エコツアーリ

ズム推進のための人材育成等、地域の観光振興のために都や地元自治体が行うハード・ソフト対策について支援策を講じること。

その際、国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭に置き、保護と利用のバランスを十分に図ること。

(2) 国立公園の事業は、自然公園法上、国が執行することが原則であることから、これらについて、着実に行うとともに、事業の対象を拡大すること。

さらに、東京都域の利用施設整備に係る国立公園事業について、国による執行が一部に限られ不十分なこともあり、これまで東京都が担ってきた経緯がある。こうした現状に鑑み、やむを得ず都が行う場合には、必要な財源を措置するとともに、執行のための協議を一括で行うなど、迅速に事業が行えるよう制度の運用を図ること。

また、国立公園整備事業を対象にした地方自治体に対する自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、十分な予算措置を図り、継続的な支援を行うこと。

1 6 持続可能な航空燃料（S A F）の普及促進

（提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省）
（都所管局 産業労働局）

- （1）羽田空港をはじめとした国内の空港において、S A Fの利用が進むよう、供給事業者に対して、既存燃料とS A Fとの価格差に係る財政補填を行うこと。
- （2）国産S A Fの供給量拡大に向けて、国内でS A Fの製造を行う事業者に対して、より一層の支援を行うこと。
- （3）S A Fの利用によって発生する環境価値の取扱いに関するルールを明確にし、これを広く関係事業者等に周知すること。

<現状・課題>

世界の航空分野の二酸化炭素排出量は、世界全体の2%を占めており、国際民間航空機関（I C A O）が、航空会社に対し2024年以降、2019年比で二酸化炭素排出量を85%以下へ抑制することを義務化するなど、航空分野における脱炭素化に向けた取組は急務となっている。

S A Fは、既存の燃料と比較して二酸化炭素排出量の削減に大きく寄与することから、航空分野にとって非常に大きな役割を担っている。

しかしながら、現在、国内でのS A Fの商用生産は行われておらず、また、世界的にみてもS A Fの供給量は少なく、販売価格が高いことも課題となっている。

カーボンニュートラルを目指す各国の航空会社にとって、S A F給油の可否は就航地を選択する上で重要な要素であり、羽田空港において、良質かつ低価格のS A Fを安定的に供給できなければ、国際線ネットワークが著しく毀損し、東京の国際競争力向上に支障を来すおそれがある。

海外では、各国の空港において、既存の燃料とS A Fとの価格差に対して補助を実施するなど、S A Fの供給に向けた取組を強力的に推進している。

こうしたことから、国は、国産S A FをはじめとするS A Fの供給拡大に向けて、より一層の支援を行うことが必要である。

また、S A Fの普及促進に当たっては、S A Fの利用によって生じる環境価値が可視化されるとともに、利用者がこれを適切に享受することが重要である。特に、航空輸送においては、航空会社のみならず、航空輸送利用者である荷主や貨物代理店等を含めたサプライチェーン全体において、環境価値が正しく配分される必要がある。

国は、令和6年10月に「S A F利用可視化ガイドライン」の初版を作成したところであるが、S A Fの更なる普及促進に向けて、より一層の取組が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 羽田空港をはじめとした国内の空港において、S A Fの利用が進むよう、供給事業者に対して、既存燃料とS A Fとの価格差に係る財政補填を行うこと。
- (2) 国産S A Fの供給量拡大に向けて、国内でS A Fの製造を行う事業者に対して、技術開発や設備投資の取組などへの支援をより一層強化すること。
- (3) S A Fの普及を一層進めるために、S A Fの利用によって発生する環境価値の可視化や、関係事業者に対する適切な配分に関するルールを明確にし、これを広く周知すること。

6. 福祉・保健・医療

1 子供・子育て施策の推進

1 子供・子育て支援における施策の充実

(提案要求先 こども家庭庁・厚生労働省)
(都所管局 福祉局・子供政策連携室・産業労働局)

(1) 子供・子育て支援のための財源を十分に確保すること。

<現状・課題>

国は令和5年12月に「こども未来戦略」を取りまとめ、今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策として、75年ぶりの職員配置基準改善、保育士等の更なる処遇改善、児童虐待防止や社会的養護の充実など多様な支援ニーズへの対応等を進めることとしているが、その財源については、地域間の差が生じないように国の責任と財源において確実に措置を講じる必要がある。

公定価格の地域区分については、令和2年度に、国家公務員等の地域手当の設定がある区市町村で、より支給割合の高い自治体に囲まれている場合は、囲んでいる自治体のうち、支給割合が最も近い自治体の地域区分まで引き上げる見直しが行われた。また、令和6年度に、同一都道府県内で高い地域区分の地域に全て囲まれている場合は、同一都道府県内の囲まれている地域のうち最も近い区分まで引き上げる見直しが行われた。しかし、見直しによってもなお、同一の生活圈や経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている自治体もあり、そうした自治体からは、人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

また、基本分単価や地域区分、減価償却費加算、賃借料加算等の額、保育所等の施設整備費補助、利用者支援事業等の運営費などが、大都市の実情に応じた額になっていない。

<具体的要求内容>

保育所待機児童対策をはじめ、地域の子育て支援、児童虐待防止や社会的養護の充実など、子供・子育て支援施策の強化・推進を図るため、恒久的、安定的財源を十分に確保するとともに、公定価格の単価などについて大都市の実情に応じた財政支援を行うこと。

また、公定価格の地域区分については、各区市町村からの意見を聴いた上で地域の実情を踏まえた設定をすること。

(2) 多様な保育ニーズに対応するため、認証保育所が果たしている役割に鑑み、財政措置を講じるとともに、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うこと。

また、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

<現状・課題>

女性の社会進出等により、潜在需要を含め依然として高い保育ニーズに的確に対応し、子供・子育て支援施策を更に充実させるためには、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行う必要がある。

都の認証保育所制度は、0歳児又は1歳児保育や13時間開所を全ての施設で実施し、大都市特有の多様な保育ニーズに対応しているほか、保育所等に求められる地域の子育て支援にも貢献している。こうした重要な役割を果たしているにもかかわらず、都の認証保育所は国の財政支援の対象とされていない。

地域型保育事業では、設備・運営に関する基準の多くが、国の基準に従うものとされており、例えば、家庭的保育事業についても自園調理を原則とするなど、事業形態等に即さない基準が設けられている。

<具体的要求内容>

多様化する保育ニーズに対応し、全ての子供と子育て家庭が保育の必要度に応じてサービスを利用できるよう、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うとともに、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

(1) 区市町村や保育サービスを提供する事業者が、保育所整備に積極的に取り組むことができるよう、保育所や認定こども園の認可基準について地方自治体の裁量を拡大し、施設の設備・運営基準を弾力的に定められる制度とすること。

また、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育など地域型保育事業についても同様に、地方自治体の裁量を拡大すること。

(2) 大都市のニーズに柔軟に対応し、かつ保育所に準ずる独自の基準を定めている都の認証保育所が果たしている役割に鑑み、十分な財政措置を講じること。

(3) 保育所等への用地供給を促進するため、保育所等の敷地として貸与されている土地の相続税及び贈与税を非課税とすること。

(3) 働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児休業制度について、期間延長の条件撤廃や給付金の給付率引上げ、事業主による制度実施の徹底など制度改革を行うこと。

<現状・課題>

都は、愛称「育業」の活用などにより、育児は「休み」ではなく「大切な仕事」と考える社会全体のマインドチェンジを進め、望む人誰もが「育業」できる気運の醸成に取り組んでいるところであるが、同時に、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、更なる育児休業制度の充実を図ることが重要である。

育児・介護休業法等の改正により、平成29年10月から、原則1歳までの育児休業期間について、6か月の延長が2回まで（2歳まで）可能となり、それに合わせ育児休業給付金の支給期間も延長された。

しかし、延長が認められるのは、保育所等の利用を希望しているが入所できない等の事情がある場合に限られており、その結果、例えば、保育所入所保留通知書を求めて入所申込をするケースなども見受けられる。

育児休業給付金の給付率は育児休業開始から6か月間は67パーセント、その後は50パーセントとされており、家計収入が減となるといった理由から、育児休業を切り上げざるを得ない場合がある。

事業主は従業員が育児休業の取得を申し出た場合、原則、認めなければならないが、事業主が不当な取扱いをした場合の罰則等は設けられていない。

<具体的要求内容>

育児休業を希望する子育て家庭が安心して制度を利用できるよう、以下の点について関係法令の改正等、必要な措置を講じること。

- (1) 保育所等に入所できない場合等、育児休業期間延長の条件を撤廃すること。
- (2) 育児休業給付金について、現行の給付率を更に引き上げること。
- (3) 希望する従業員に育児休業を取得させない等の事業主に対しては企業名の公表や罰則を設ける等、制度実施を徹底するための方策を講じること。

(4) 0歳から2歳児の住民税課税世帯の保育料無償化を早期に実現すること。

<現状・課題>

国は、平成29年12月に取りまとめた「新しい経済政策パッケージ」において、0歳から2歳児については、まずは待機児童の解消を優先とし、当面は、住民税非課税世帯を対象として無償化を進め、更なる支援については、安定財源の確保と併せて検討するとしている。

しかし、待機児童が「ほぼ解消」している中、全ての家庭の保育料無償化やそ

の財源の確保に向けた具体的な検討に着手する時期が到来している。

国では、3歳から5歳児の全ての世帯及び0歳から2歳児の住民税非課税世帯を対象として、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を開始しているが0歳から2歳児の住民税課税世帯については、全ての世帯ではなく、多子世帯を対象とした保育料負担軽減であり、その内容も年収360万円未満の世帯や第1子が保育所等を利用している世帯を対象としたもので、収入制限や年齢制限を設けている。

また、負担軽減の対象となる児童が利用する施設は、認可保育所や家庭的保育事業等とされており、一定の基準を満たす認可外保育施設等は対象となっていない。

こうした中、都は、多子世帯の負担軽減について、世帯に係る要件を緩和するとともに、認証保育所や一定の基準を満たす認可外保育施設等の利用について、国制度の対象とならない世帯も含めた全ての多子世帯の保育料の負担を軽減しており、令和5年度からは第二子の保育料を無償化している。

<具体的要求内容>

- (1) 望む人が安心して子供を産み育てることができるよう、対象世帯を限定することなく、0歳から2歳児の住民税課税世帯の保育料無償化を早期に実現すること。
- (2) 国の制度化が実現するまでの間、独自に保育料の減免や無償化を実施する自治体への財政支援を行うこと。

(5) 自治体が、地域の実情に応じて実施する子供に対する経済的支援について、税制上の必要な措置を講じること。

<現状・課題>

令和6年2月の人口動態統計速報において、我が国の出生数は8年連続で過去最少を更新する年間約76万人となっており、もはや少子化は一刻の猶予もない状況となっている。

こうした状況を踏まえ、都は、0歳から18歳までの子供を対象に、1人当たり月額5千円、年額6万円を給付する取組を実施しているが、自治体が独自に行う経済的給付は、現在の所得税法では課税対象となる。一方、国の制度である児童手当は、課税対象外となっている。

<具体的要求内容>

自治体が、地域の実情に応じて実施する子供に対する経済的支援について、税制上の必要な措置を講じること。

2 多様な保育ニーズに対応するための支援の充実

(提案要求先 こども家庭庁・財務省)

(都所管局 福祉局)

(1) 保育所等の整備促進に係る支援を充実すること。

<現状・課題>

都においては、待機児童の解消に向け、引き続き、保育の受け皿確保を進めていく必要がある。保育サービスの整備について、国は交付金や補助金で一定の支援を行っているものの、近年、建築資材や労務単価、建物の賃借料が高騰し、実勢と補助基準額とが大きくかい離している。平成 29 年度からは、都市部における保育所への賃借料支援が盛り込まれているが、都内の実勢に対応した補助水準となっておらず、平成 30 年度からは、特別区及び財政力指数が 1.0 を超える市町村については、交付額が従前の 10 分の 9 に縮小されている。また、国は定期借地権設定のための一時金加算の創設など、土地借料への支援の充実を図っているが、普通借地権の場合の開設後の土地借料に対する補助がないなど、補助水準が十分でない。

<具体的要求内容>

保育サービスの確保に取り組む区市町村が、保育所等の整備を着実に進められるよう、保育所等の整備に関する交付金等の補助額、補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

また、建物賃借料に対する補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、開設後の土地借料に対する財政支援を行うこと。

(2) 安定的に保育人材が確保できるよう、保育士宿舎借り上げ支援事業等について制度運用の改善を図ること。

<現状・課題>

保育所待機児童の解消に伴う近年の保育所整備等の増加により、都内における保育人材の需要が大きく伸びている。令和 3 年度から令和 6 年度末までに全国で約 14 万人分の保育の受け皿を整備するためには、サービスの担い手となる保育人材の確保及び定着が重要である。

保育士宿舎借り上げ支援事業は、平成 29 年度から、採用後 10 年目までの保育士へ対象が拡大されたが、令和 6 年度は、採用後 6 年目までに縮小される見込みである。また、保育士以外の職員は補助対象となっていない。

また、平成 30 年度からは、待機児童数が 50 人未満かつ有効求人倍率が全国平均を超えていない区市町村、令和 2 年度からは、直近 2 か年の待機児童数が連続して 50 人未満かつ直近 2 か年の有効求人倍率が連続して全国平均以下の区市町村、令和 3 年度からは、直近 2 か年の有効求人倍率が連続して 2 未満の区市町村

について、対象が採用後5年目までとされたほか、平成30年度から、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村については、交付額が従前の4分の3に縮小されている。

さらに、令和2年度からは、補助基準額について、周辺の自治体と比較して低い設定とされている自治体もあり、そうした自治体からは、離職者の増加や周辺自治体への人材流出により保育士確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

<具体的要求内容>

保育士宿舍借り上げ支援事業について、待機児童数や有効求人倍率にかかわらず補助対象となる採用後の年数を同一とすること。また、採用年数の縮小を見直すことや保育士以外の職員も補助対象とするよう制度の充実を図ること。

さらに、交付額が4分の3に縮小された区市町村について従前の算出方法に見直すこと。

加えて、区市町村別に補助基準額を設定していることにより、周辺自治体と比較して低い額となる自治体の保育士確保が困難とならないよう配慮すること。

3 企業が取り組む次世代育成支援の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」の施行や労働者に対する個別の意向確認の義務化など、法改正内容の周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。
- (2) 中小企業の従業員等が、育児・介護休業法に基づく育児休業期間の延長を活用できるよう、企業の自主的な取組を推進するとともに、所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備する等両立支援制度の導入と定着に向けた措置を行うこと。
- (3) いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図るとともに、適切に指導監督を行うこと。

<現状・課題>

急速な少子化の進行は、我が国の社会経済活動においても深刻な影響を与えるものであることから、企業における労働環境の整備や子育てと仕事を両立するための方策を推進していく必要がある。

令和5年度雇用均等基本調査によると、従業員の育児休業取得率は、女性が84.1%である一方、男性は30.1%となっており、男性の育児休業の取得は十分に進んでいない。

男性の育児休業の促進に向けては、「産後パパ育休」の施行や労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務化などが盛り込まれた改正育児・介護休業法が令和4年4月から順次施行されたことを踏まえ、社会的機運の醸成や企業に対する支援の充実を図り、職場の意識改革など、企業における取組を進めていく必要がある。

また、平成29年10月から、原則1歳までである育児休業を6か月延長しても保育所に入れない場合等に限り、更に6か月（2歳まで）の再延長が可能となった。さらに、事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度（育児目的休暇等）の措置を設けることが努力義務となったが、これらが職場で活用されるには、事業主への周知啓発を強化する必要がある。

加えて、保育との受入れ時間の差などがある小学校就学後も所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を利用できるよう、子育てと仕事の両立に向けた法整備等を行う必要がある。

なお、育児・介護休業法では、安心して育児と仕事の両立が図れるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置が義務化され、令和2年6月からは事業主及び労働者の責務等、防止策が強化されている。こうした内容についても周知徹底を図るとともに、措置を行わない事業者に対しては適切に指導監督を行う必要がある。

< 具体的な要求内容 >

- (1) 男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」の施行や配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務化など、法改正内容に関する周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。
- (2) 中小企業の従業員等が、育児・介護休業法に基づく育児休業期間の延長を活用できるよう、企業の自主的な取組を推進するとともに、助成金の拡充や普及啓発の強化に加え、所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備するなど両立支援制度の導入と定着に向けた措置を行うこと。
- (3) 安心して育児と仕事の両立ができるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図ること。また、企業が対応すべき措置義務が適切に行われるよう、指導監督を行うこと。

参 考

【改正育児・介護休業法の概要】（育児関連部分）

（施行日 下記1・2：令和4年4月1日 3・4：令和4年10月1日 5：令和5年4月1日）

- 1 個別の周知・意向確認の措置の義務付け
妊娠・出産の申出をした労働者に対し事業主から個別の制度周知・休業取得の意向確認を義務付け
- 2 有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和
有期雇用労働者の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」を廃止
- 3 出生時育児休業の新設（「産後パパ育休」）
- 4 育児休業の分割取得
育児休業（3の休業を除く。）について分割して2回まで取得可能とする。
- 5 育児休業の取得状況の公表の義務付け
常時雇用労働者数1,000人超の事業主に対し、育児休業取得状況の公表を義務付け

【改正育児・介護休業法の概要】

(施行日 令和7年4月1日以降)

- 1 所定外労働時間を免除する対象を子の小学校前まで広げる。
- 2 企業は、子の3歳から小学校就学前までは、①短時間勤務制度、②就業時間の変更、③テレワーク、④時間単位で取得できる休暇の付与など、複数の制度の中から二つ以上を設置することを義務付ける。
- 3 子の看護休暇については、小学3年生まで対象を広げる。
- 4 男性の育児休業において、300人を超える企業まで取得状況の公表義務を広げるとともに、新たに100人を超える全ての企業に目標設定を義務付ける。

【育児・介護休業法の概要】(育児関連部分)

- 1 いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置義務の新設
 - (1) 事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止
 - (2) 上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ(いわゆるマタハラ・パタハラなど)を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け
 - (3) 派遣労働者の派遣先にも以下を適用
 - ・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
 - ・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け
- 2 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止策強化
事業主及び労働者の責務、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- 3 子の看護休暇について時間単位での取得が可能
- 4 育児のための所定労働時間の短縮措置
子の年齢が3歳までは措置義務、3歳から小学校就学までは努力義務

2 学校外における多様な学び・居場所への支援

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省)
(都所管局 子供政策連携室・生活文化スポーツ局・教育庁)

- (1) 不登校等の子供に対する学校での取組を国として強力に支援していくことはもとより、学校外での多様な学びの機会を確保する観点から、フリースクール等の学校外における学び・居場所の在り方等について、法的な位置付けを明確にするとともに、国として必要な支援策を構築すること。
- (2) 地方自治体が地域の実情を踏まえて、独自に実施している学校外における学び・居場所に対する支援に対して、財政措置等を講じること。

<現状・課題>

文部科学省が実施した、令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小・中・高等学校の不登校児童・生徒数は415,252人となり、前年度比で約6万人増加している（うち都内の不登校児童・生徒数は41,414人、前年度比で約7千人の増加）。

こうした厳しい状況に対して、不登校等、学校生活になじめず生きづらさを抱える子供が、自らの進路を主体的に捉え、社会的自立に向け、個々の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、学校及び学校外の双方から多様な選択肢を確保していく必要がある。

国は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年法律第105号）において、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることを基本理念の一つに掲げるとともに、不登校児童生徒等に対する学校及び学校以外の場における教育機会の確保等について規定している。

また、「こども大綱」（令和5年12月策定）では、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全ての子供が教育を受ける機会を確保できるよう、学校内の取組に加え、NPOやフリースクール等との連携など、不登校の子供への支援体制を整備し、アウトリーチを強化するとしている。

不登校等の子供に対する教育機会等の確保は、全国共通の課題であり、国として、フリースクール等の学校外の学び・居場所の創出に向けた実効性のある取組を推進していくことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 不登校等の子供に対する学校での取組を国として強力に支援していくことはもとより、学校外での多様な学びの機会を確保する観点から、フリースクール等の学校外における学び・居場所の在り方等について、法的な位置付けを明確にするとともに、国として必要な支援策を構築すること。
- (2) 地方自治体が地域の実情を踏まえて、独自に実施している学校外における学び・居場所に対する支援に対して、財政措置等を講じること。

3 児童相談体制の一貫した充実強化

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 福祉局)

- (1) 児童相談所の体制強化を図ること。
- (2) 児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。
- (3) 虐待の未然防止に向け、区市町村の相談支援機能を強化すること。

<現状・課題>

児童相談所は、子供を守る中核機関として、安全確認、安全確保を第一に迅速、的確な対応が求められているが、家庭や地域における養育機能が低下している中で、児童虐待や非行など、子供や家庭に関する深刻な相談が増加し、その内容も複雑、困難化している。

また、それに伴い、一時保護件数も増加している。

様々な課題を抱える子供と家庭に的確に対応するためには、児童相談の一義的な窓口である区市町村も含め、児童相談体制の更なる強化が不可欠である。

令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「児福法等改正法」という。）では、一時保護所の設備及び運営の基準の設定や、一時保護開始時の司法審査の導入や児童相談所の調査権等が盛り込まれた。

一時保護施設では、年齢も主訴も異なる児童が一緒に生活しており、多くの児童は、虐待による愛着障害や発達障害など様々な課題を抱えている。

また、児童養護施設とは異なり、緊急保護や夜間における身柄付き通告による保護もあるほか、日中も常時児童が生活しており、日々の入退所により常に児童の入れ替わりがあるため、職員の負担感も大きい。

さらに、都市部においては、人口規模に応じて一時保護を必要とする児童が多数いるほか、困難を抱え一時保護を要する児童が全国から集まる状況であり、こうした多くの児童を受け入れ、子供の権利擁護や一人一人の子供の状況に応じた適切な個別ケアを一層確保することが求められる。

心身疾患や障害がある児童等も増えており、医療的な援助が必要な保護児童に対しては、医療機関等への一時保護委託を行い、よりきめ細かなケアを提供する必要があるが、委託費の単価は十分ではない。

司法審査については、一時保護開始時から7日以内に一時保護状を請求するとされているが、保護者の同意を得るためのケースワークの期間を考慮するなど現場の状況に応じた柔軟な対応をするほか、提出資料については様式等を簡便にするなど、現場に過度な負担が掛からないようにする必要がある。

児童相談所の調査権については、対象機関が限定されており、また、応諾義務がないため、必要な情報を入手することが難しい場合がある。

保護者の働き方が多様化する中、児童相談所の相談援助活動においては、勤務時間外における家庭訪問や保護者面接等が増えているほか、夜間における身柄付き通告による一時保護も増えている。限られた人員体制の中で、児童相談所がより迅速かつ的確に重篤な虐待対応を行うとともに、専門的知見を生かした相談援助活動に注力できるよう、民間機関の活用も必要である。

相談援助業務を担う児童福祉司等は、家族関係も踏まえた虐待に係るリスクなどを的確に評価する高いアセスメント力が求められており、さらに、必要な場合には、ちゅうちょなく一時保護等の法的対応を講ずるなど高度な専門性を発揮していかなければならない。

そのためには、質の高い人材を計画的に確保し、育成していくことが喫緊の課題である。

国が平成30年12月に取りまとめた「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、児童福祉司については人口3万人に対して1人、児童心理司についてはその半数を配置することとしており、今後、更なる人材確保・育成策及びそのための財源が必要となる。

また、令和5年4月1日に施行された政令基準見直しにより、各自治体が児童相談所の管轄人口の見直し及び新設を進めている。これに伴い、児童相談所長の確保が喫緊の課題となっているが、法令で定められた児童相談所長の資格要件は、医師、社会福祉士、精神保健福祉士やその資格を有する者などに限定されており、児童相談分野で職務経験を積み重ねてきた有為な人材を活用できない状況である。

都では、区市町村に子供家庭支援センターを設置し、児童相談所と連携・協働・分担しながら地域の子供と家庭に関するあらゆる相談に対して総合的な支援を行っている。

子供家庭支援センターにおいては、要保護児童対策地域協議会における登録ケースや児童相談所からの事案送致件数の増加に伴い、業務負担が増大しているため、相談体制の充実強化や相談員の専門性の向上が急務である。子ども家庭総合支援拠点の運営費については、常勤職員は地方交付税措置、非常勤職員はDV補助金により財政措置されているが、地方交付税措置の常勤職員の配置基準は、こうした都内の子供家庭支援センターの運営実態を反映したものになっておらず、不十分である。

児福法等改正法では、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充が示された。新たに明記されたこども家庭センターは、現行の子育て世代包括支援センター（母子保健部門）と子ども家庭総合支援拠点（児童相談部門）の一体的運営を行うとしており、令和8年度までに創設することが求められている。ガイドラインでは統括支援員の配置やサポートプランの策定について定められているが、都においては、令和3年度から、地域の身近な区市町村において、児童相談部門と母子保健部門が一体となり、妊娠期からきめ細かなニーズを把握し早期に支援につなげ、虐待を未然に防止する予防的支援の取組を開始した。両部門の連携を担う職員の配置や合同会議の実施、支援プランの作成に加えて、ニーズを的確に把握する独自のアセスメント指標を開発し、専任ケースワーカーが妊娠期から継続的な家庭訪問等を行うことで、一定の効果を上げている。

こども家庭センターにおいても、虐待の未然防止に向け、こうした実効性を担

保する仕組みと、業務内容に応じた財源措置が必要である。

また、家庭支援事業の「措置」については、意思決定の経路や住民に対する丁寧な説明など業務量が増大するため、区市町村の体制強化が必要である。措置によるショートステイ（子育て短期支援事業）については、児童相談所による一時保護との違い（役割分担）を明確にする必要もある。

<具体的要求内容>

(1) 児童相談所の体制強化を図ること。

- ① 児童相談所における体制整備について、必要な財政措置を講じること。
また、児童相談所が重篤な虐待対応や専門性が求められる相談援助活動に注力できるよう、民間機関を活用できる範囲を具体的に示すなど、児童相談所の業務の効率化に向けた支援の充実を図ること。
- ② 障害児、医療的ケアを必要とする児童等、児童相談所の一時保護所では対応が難しい生命の安全確保や介護に十分な配慮を要する児童の支援について一時保護委託費の単価の引上げなど充実を図ること。
- ③ 一時保護開始時の司法審査の導入に当たっては、試行運用等を通じて自治体の意見を十分に聞き、児童相談所に過度の業務負担が生じないような措置を講じること。

また、児童相談所の調査権については、刑事訴訟法第197条や弁護士法第23条と同様に「公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」のように対象機関を限定しないこと。さらに、児童相談所の調査権に対する応答義務を明記すること。

(2) 児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。

- ① 児童福祉司、児童心理司の実践力向上に資するよう、アセスメントの手法に係る研修カリキュラムや演習型研修の手法を構築するとともに、児童福祉司・児童心理司の対応ケースについて分析し、得られたノウハウを提供するなど、職員の専門性向上のための方策を講じること。
- ② 一時保護施設では、虐待により傷つき、対応が困難な児童も入退所するなど、支援を担う職員には高い専門性が求められることから、専門研修カリキュラムの提示など職員のスキルアップの方策を講じること。
- ③ 児童分野の職務経験を持つなど専門性を有し、かつマネジメント力を有した人材を知事の裁量により児童相談所長に任用できるよう、その資格要件を拡大すること。
- ④ 各地方自治体が児童福祉司等の質の高い人材を安定的に確保できるよう、学生等の若年層に対して、児童相談所の業務内容や魅力を分かりやすく発信するなど、国レベルで訴求効果の高い普及啓発を継続的に行うこと。

(3) 虐待の未然防止に向け、区市町村の相談支援機能を強化すること。

こども家庭センターや区市町村における措置制度の運用に当たっては、実効性を担保できるよう、地方自治体の意見を十分に踏まえること。特に、こども家庭センターの運用においては、母子保健部門と児童相談部門の効果的な連携策を具体的に示すとともに、業務負担に見合う人材の配置が可能となるよう十分な財政措置を講じること。

参 考

【児童相談所長の資格要件（児童福祉法第12条の3第2項）】

所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- 三 社会福祉士
- 四 精神保健福祉士
- 五 公認心理士
- 六 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「児童福祉司」という。)として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者
- 七 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの

4 母子保健施策の充実

1 先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡大

(提案要求先 こども家庭庁)

(都所管局 福祉局)

早期発見・早期治療により、治療効果が高いとされる疾患について、全ての新生児が検査を受けられるよう、早急に先天性代謝異常等検査の対象に追加するとともに、安定的かつ十分な財政措置を講じること。

<現状・課題>

先天性代謝異常等検査は、疾病を早期に発見し、早期に治療を行うことで障害を予防することを目的に、全都道府県が新生児に対し、20疾患の検査を公費負担で実施している。

一方で、最近新しい治療法が開発されている疾患があり、大学や検査機関等で保護者負担により実施する事例のほか、独自に公費負担を開始する都道府県も見られるなど、全国的に20疾患以外のスクリーニング検査が進展している。

都では、本年4月から重症複合免疫不全症（SCID）、脊髄性筋萎縮症（SMA）、B細胞欠損症（BCD）の3疾患について、独自に公費負担を開始し、ライソゾーム病のうち検査対象に追加すべき疾患についても、専門医の意見等を聴きながら検討を進めている。

国も、令和5年度から「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」（以下「実証事業」という。）を始めたところだが、対象疾患は、重症複合免疫不全症と脊髄性筋萎縮症の2疾患のみである。

また、実証事業の全国展開は、対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータや情報を収集し、その結果を踏まえて目指すこととしており、国が実証事業を踏まえて、全国展開を行うまでには相当の時間を要することが見込まれる。

さらに、実証事業の補助率は1/2となっており、自治体負担が発生している。

<具体的要求内容>

- (1) 実証事業の対象疾患である重症複合免疫不全症及び脊髄性筋萎縮症の検査について、先天性代謝異常等検査の対象疾患に追加し、早急に全国展開すること。
- (2) B細胞欠損症やライソゾーム病の一部疾患など、その他の早期発見・早期治療による治療効果が高いとされる疾患についても、先天性代謝異常等検査の対象疾患への追加を検討すること。
- (3) 上記(1)及び(2)の措置等に当たっては、自治体負担が生じることのないよう、安定的かつ十分な財政措置を講じること

2 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 福祉局)

出産・子育て応援交付金の制度化に当たり、都道府県及び区市町村の意見を聴きながら、都道府県と区市町村とが連携してクーポンの利用を可能にするなど、現金以外の支給とする場合の対象範囲や運用方法について法令等の整備を行うこと。

また、区市町村における支給認定等の事務が円滑に行われるよう全国共通の仕組みを構築するとともに、十分な財政措置を行うこと。

<現状・課題>

国が令和4年度第二次補正予算で事業化した「出産・子育て応援交付金」については、令和7年4月1日から、子ども・子育て支援法に経済的支援の「妊婦のための支援給付」を、児童福祉法に伴走型相談支援の「妊婦等包括相談支援事業」をそれぞれ創設し、両者を効果的に組み合わせる実施することが子ども・子育て支援法に規定された。

都は独自に、子供が産まれた家庭に対してクーポンを配付して10万円分の育児用品等を提供する事業を令和3年度から開始したが、本交付金における経済的支援の支給方法が「妊婦健康診査等の交通費、育児関連用品等の購入・レンタル費用又は家事・子育て支援サービス等の利用料に係る費用助成又はクーポン」を原則としていたため、令和5年度から区市町村と連携して本交付金を取り込み一体的に事業を実施している。しかし、今回の法改正に伴い、「現金その他確実な支払の方法で内閣府令で定めるもの」へと支給方法が変更され、今後改正予定の内閣府令でも地域通貨など現金と同等の価値を有するものや、都内全域で既に定着しているクーポン等による支給について想定がされていない。

また、本事業の実施主体である区市町村では、既に経済的支援の支給認定や給付に係る事務負担が非常に大きいという声が多く、今回の法改正により、支給方法が妊婦の希望で変わることによる対象者の管理事務の負担も増大することが想定される。

さらに、法改正後の費用負担は、経済的支援については国が全額負担の一方、伴走型相談支援や事務費は令和7年度予算編成の過程で検討とされている。

<具体的要求内容>

- (1) 出産・子育て応援交付金の制度化に当たり、実施主体である都道府県及び区市町村の意見を聴きながら、都道府県と区市町村とが連携してクーポンの利用を可能にするなど、現金以外の支給とする場合の対象範囲や運用方法について法令等の整備を行うこと。
- (2) 区市町村における支給認定等の事務が円滑に行われるよう、転出入の状況

や二重支給を防止するための全国共通のシステム基盤を構築するとともに、本事業の person 費や事務費について十分な財政支援を実施すること。

3 母子保健DXの推進

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 福祉局)

母子保健DXの推進に向けては、住民や医療機関、区市町村の実情に即した制度設計とするとともに、国としてデジタル化のメリットを具体的に提示し理解と協力を得るよう積極的に働き掛けること。

また、医療機関や区市町村がPMHとの連携等に係るシステム導入やアプリ開発を早急かつ円滑に進められるよう、必要な準備期間を確保するとともに、財政支援・技術的支援を実施すること。さらに、PMHの接続促進に向け、医療費助成や予防接種等、関連分野のDXの取組とも連携し、一体的に取組を進めること。

<現状・課題>

区市町村が母子保健法第12条又は第13条に基づき実施する妊婦や乳幼児の健康診査においては、妊婦や保護者が紙の問診票や受診票に手書きで記入して区市町村や医療機関等の健診実施場所に持参・提示しており、健診結果は紙の母子健康手帳に記録される。また、健診結果や請求等の情報連携も紙で行われているため、区市町村では情報の把握にタイムラグが生じているほか、健康管理システム等への入力等の事務負担も発生している。

こうした現状に対して、こども家庭庁では現在、デジタル庁が開発した住民・医療機関・区市町村の間の情報連携基盤であるPMHを活用して母子保健情報のデジタル化を進める実証事業を実施している。また、令和7年度に電子版母子健康手帳のガイドライン等を発出し、令和8年度以降にはPMHと電子版母子健康手帳を通じた母子保健DXの全国展開を行う目標を掲げている。

一方、母子保健DXを実効性ある取組とするには、住民や医療機関、区市町村の実情に即した現実的な制度設計とすることが必要である。

また、国としてデジタル化のメリットを各主体へ具体的に示し、理解と協力を得ることが不可欠である。特に、医療機関に対しては、PMHと電子カルテシステムの連携等により、医療機関側の健診結果の入力や管理等の手間や負担が増えない方策を提示することで、DXの効果を具体的に示すことが求められる。

さらに、PMHとの連携や電子版母子健康手帳の導入に当たっては、区市町村や医療機関等が余裕をもってシステムやアプリ等の開発や改修を行えるよう、電子版母子健康手帳ガイドラインを可能な限り早期に示すとともに、国として周知も含めた十分な期間を確保し、必要な財源の措置や技術的支援を実施する必要がある。

加えて、母子保健DXを単独で進めるのではなく、デジタル庁や厚生労働省に

における医療費助成及び予防接種等のDXとも連携し、一体的に取り組を進めることが必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 住民や医療機関、区市町村の各主体から、母子保健情報のデジタル化に係るニーズや課題、意見要望等を丁寧に吸い上げ、現場の実情に即した制度設計を行うこと。
- (2) 国としてデジタル化のメリットを具体的に提示し、各主体の理解と協力を得るよう積極的に働き掛けること。特に、医療機関に対しては電子カルテシステムとの連携等、医療機関側の負担が増えない方策を具体策に提示すること。
- (3) 電子版母子健康手帳ガイドラインを可能な限り早期に示すこと。また、医療機関や区市町村が余裕をもってPMHとの連携等に係るシステム導入やアプリ開発を早急かつ円滑に行えるよう、国として必要な準備期間を確保するとともに、十分な財源の措置や技術的支援を実施すること。
- (4) 医療機関及び区市町村等のPMHの接続促進に向けて、医療費助成や予防接種等、関連分野のDXとも十分に連携し、一体的に取り組を進めること。

5 高齢者施策の推進

1 大都市にふさわしい介護報酬及び施設基準の見直し

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉局)

- (1) 介護報酬改定に向けて実施する介護事業経営実態調査等について更なる精緻化を進め、事業所の規模や併設事業所の状況、人件費割合や物件費・土地建物の取得費等の実態の把握・分析を適切に行った上で、東京の実態に合わせ、介護報酬へ適切に反映すること。
- (2) 現下の物価高騰や賃金上昇の影響も踏まえ、介護事業所・施設が安定的・継続的に事業運営できるよう、介護報酬に適切に反映できる仕組みとすること。

<現状・課題>

介護報酬は、介護サービスに要する平均的な費用の額を勘案しており、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別(サービス別)に1単位当たりの単価を定めている。

地域区分については、統一かつ客観的に設定する観点から、原則として、民間事業者の賃金水準等を反映させたものである公務員(国家・地方)の地域手当に準拠して設定しているが、公平性・客観性を担保する観点から、隣接地域の状況によって、級地の変更を認める特例や経過措置が講じられている。

しかし、これらによってもなお同一の生活圈及び経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている保険者もあり、そうした保険者からは、今後のサービス事業の経営や人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

また、地域区分の各サービスの人件費割合については、人員基準で規定している介護、看護等の職種のみを勘案するという考え方を国は示している。この人件費割合は、介護報酬改定に向けて国が実施する介護事業経営実態調査の結果等を踏まえて、見直しが行われているが不十分であり、現行の介護報酬上の人件費割合と、介護事業経営実態調査における収入に対する給与費の割合にはかい離が生じている。

介護事業所・施設においては、人員基準で規定していない事務員等の人件費も含めて介護報酬で賄うことが求められていることから、実態に即した人件費割合を設定するとともに、その設定の根拠等についても明らかにすべきである。

なお、国は、減価償却費・物件費には有意な地域差が見られないこと及び土地代等が反映する居住費は原則として給付対象外となっていることから、人件費以

外の費用については地域差を勘案する必要がないとの考え方を示している。

しかし、建築価格や物価等の各種調査によると、減価償却費・物件費には明らかな地域差が生じている。

また、施設サービスの居住費は原則利用者負担とされているものの、居宅サービスにおいても一定の面積確保が設備基準で規定され、その費用は介護報酬で賄うことが求められている。こうしたことから、人件費のみならず物件費や土地・建物の調達費用についても、地域差を勘案すべきである。

現下の物価高騰については、令和6年4月の介護報酬改定において、基準費用額（居住費）が60円/日引き上げられたが十分ではなく、また食費や燃料費等の高騰は反映されておらず、介護事業所・施設は厳しい経営環境に置かれている。

また、令和4年の国の雇用動向調査では介護業界で初めて離職者が入職者を上回る離職超過となったほか、令和5年度の賃上げ率でも介護事業所は平均1.42%と、全産業の平均3%台を大きく下回るなど、介護業界から賃上げが進む他産業への人材流出が深刻な問題となっており、制度的な対応が必要である。

さらに、令和6年4月の報酬改定では、訪問介護の収支差率が7.8%と全サービスの平均を上回ったことを根拠に基本報酬が下げられたが、事業所の規模や、同一建物とそれ以外でのサービス提供による収支差率の違いのほか、人員確保が厳しいことにより人件費の支出が減った結果ではないかといった議論がある。現在国において、「地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業」を実施しているが、より精緻な分析が必要である。

< 具体的要求内容 >

(1) 介護報酬改定が、客観的で信頼性の高いデータに基づき行われるよう、介護事業経営実態調査等について、各サービスの事業所の規模や併設事業所の状況、物件費や土地建物の取得費等を含めた事業者の経営状況の把握・分析を行うなどの精緻化を進め、介護現場の実態を適切に把握すること。

特に、訪問介護については、基本報酬の減の影響等について、精緻に分析した上で、必要な対応を行うこと。

また、把握したデータについて、地方自治体や社会保障審議会介護給付費分科会等での検討に資するよう、地方自治体にも提供するとともに、その集計・分析の根拠等も併せて公表すること。

(2) 地域区分の級地の設定については、各区市町村からの意見を聴いた上で地域の実情を踏まえた設定をすることや、隣接する保険者間の地域的な一体性を確保するための調整を可能とするなど、広域的な調整等を行う仕組みについて、検討を行うこと。

(3) 介護報酬における各サービスの人件費割合については、介護事業の運営実態を踏まえて適切に見直すこと。

(4) 物件費、特に土地・建物の取得費や賃借料等の地域差について、東京の実態に合わせ、適切に介護報酬に反映すること。

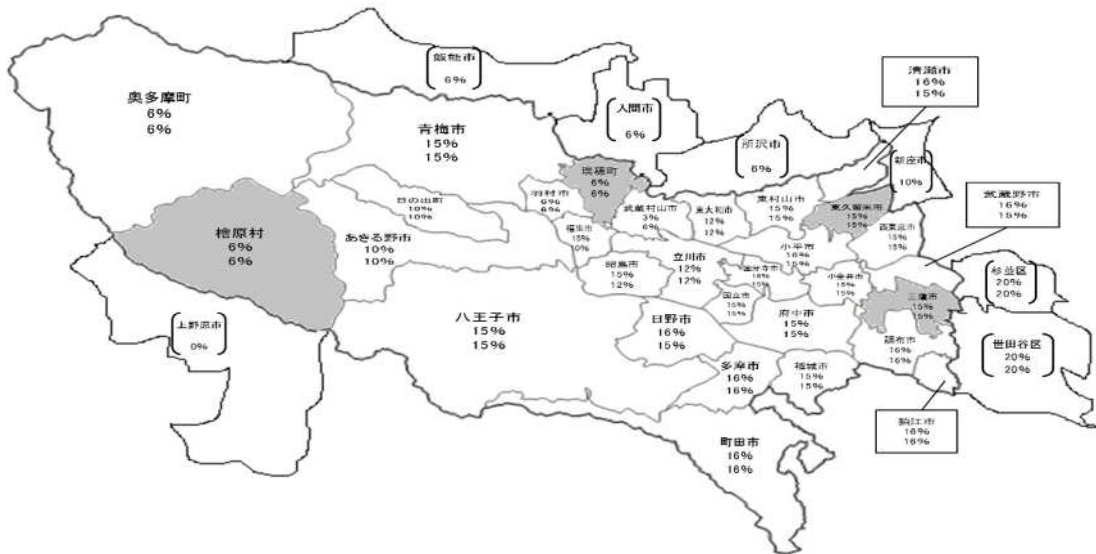
(5) 現下の物価高騰や賃金上昇の影響も踏まえ、介護事業所・施設が安定的・継続的に事業運営できるよう、介護報酬に適切に反映できる仕組みとすること。

参 考

○令和6年度改定における介護報酬の地域区分と上乗せ割合

地域区分	上乗せ割合	区市町村への適用
1 級地	20%	特別区
2 級地	16%	調布市、町田市、狛江市、多摩市
3 級地	15%	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、 小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、 国立市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市
4 級地	12%	立川市、昭島市、東大和市
5 級地	10%	福生市、あきる野市、日の出町
6 級地	6%	武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町、檜原村
7 級地	3%	なし
その他	0%	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、 八丈町、青ヶ島村、小笠原村

○令和6年度改定における介護報酬の地域区分の適用状況（東京都多摩地域）



※各市町村の地域区分に基づく上乗せ割合を記載（上段が最終的な設定値、下段が令和6年度改定で適用された割合。都外の市は下段のみ記載）。令和6年度改定では、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から設定された経過措置を令和8年度末まで引き続き適用。

※当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分の範囲内で選択する完全囲まれルールでは、他の都道府県内の地域を隣接地域から除くことができることが認められている。網掛け部分は「完全囲まれルール」が適用された地域（平成30年度改正が三鷹市、令和3年度改正が東久留米市、瑞穂町、檜原村）

○各サービスの人件費割合の状況

サービス種類	介護報酬上の人件費割合 (A)	収入に対する給与費の割合※ (B)	差 (B-A)
訪問介護	70%	72.0%	2.0
訪問入浴介護		65.4%	-4.6
訪問看護		74.4%	4.4
居宅介護支援		76.7%	6.7
夜間対応型訪問介護		62.6%	-7.4
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護		73.2%	3.2
訪問リハビリステーション	55%	72.9%	17.9
通所リハビリステーション		64.1%	9.1
短期入所生活介護		62.1%	7.1
認知症対応型通所介護		67.8%	12.8
小規模多機能型居宅介護		67.5%	12.5
看護小規模多機能型居宅介護		67.7%	12.7
通所介護	45%	63.6%	18.6
地域密着型通所介護		63.8%	18.8
特定施設入居者生活介護		43.2%	-1.8
地域密着型特定施設入居者生活介護		58.0%	13.0
認知症対応型共同生活介護		63.7%	18.7
地域密着型介護老人福祉施設		65.8%	20.8
介護老人福祉施設		64.5%	19.5
介護老人保健施設		63.5%	18.5
介護医療院		61.3%	16.3

※厚生労働省「令和5年度介護事業経営実態調査」

○介護従事者の月収（通常月の税込み月収）の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県	全国平均
所定内賃金 (月給)	244,023 円	224,158 円	229,249 円	200,806 円	195,134 円	215,669 円

資料：公益財団法人介護労働安定センター「令和5年度介護労働実態調査」

○特別養護老人ホーム建設費の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県	全国平均
平米単価	386 千円	296 千円	340 千円	(データなし)	(データなし)	326 千円

資料：独立行政法人福祉医療機構「令和4年度福祉・医療施設の建設費について」

○消費者物価の地域差

	東京都区部	名古屋市	大阪市	福岡市	青森市	全国平均
指数	105.4	99.2	100.0	97.7	98.3	100.0

資料：総務省統計局「令和5年小売物価統計調査（構造編）」

○地価の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県
住宅地平均価格 (/㎡)	430,600 円	116,600 円	159,900 円	71,200 円	16,200 円

資料：国土交通省「令和6年都道府県地価調査」

○同一地域区分内の地価・家賃の比較

	東京都府中市	愛知県名古屋市	兵庫県西宮市
地域区分	3級地	3級地	3級地
住宅地平均地価（/㎡）	321,500円	212,900円	271,900円
家賃（民営借家）（/坪）	7,461円	4,705円	5,632円

資料：国土交通省「令和6年地価公示」

総務省統計局「小売物価統計調査（動向編）令和5年平均」

(3) 介護事業者が介護人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができる介護報酬とすること。

<現状・課題>

人材不足が深刻な介護現場において、質の高い人材の確保・育成・定着に向けては、介護職員等の処遇改善とともに、資格・技能等に対する評価や、職責に応じたキャリアパスや昇給の仕組み等の構築が必要である。

一方、経済活動の活発化により、様々な業種で、最低賃金の上昇と相まって賃上げの動きが加速しており、公定価格で運営する介護現場においては、こうした賃上げの波に乗れず、介護人材が他の業種に流出するおそれが現実的なものになってきている。

国は、平成24年度に介護職員の処遇改善を目的とした介護職員処遇改善加算を創設し、令和元年10月には経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を目的とした「介護職員等特定処遇改善加算」が、令和4年10月には基本給等の引上げによる処遇改善目的とした「介護職員等ベースアップ等支援加算」が設けられた。

さらに、令和6年2月からは、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度（月額6,000円）引き上げるための措置として、介護職員処遇改善支援補助金の制度が実施されるとともに、令和6年度の介護報酬改定においては、これらの各加算の要件及び加算率を組み合わせた4段階の介護職員等処遇改善加算に一本化され、加算の取得にかかる事業者の事務負担は軽減されることとなった。

しかしながら、新たに創設された介護職員等処遇改善加算に直ちに移行できない事業者が、現行の加算率を維持できる激変緩和措置は令和7年3月までとされているが、新加算を取得するために必ず必要となる月額賃金の改善や、職位・職責等に応じた任用要件・賃金体系の整備等に当たっては、各事業所において十分な検討期間が必要である上、賃金規程の改訂等の煩雑な事務作業が生じる。

また、これらの処遇改善加算は飽くまでも経過的な取扱いであって、恒久的なものでないことから、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築することが難しい。

<具体的要求内容>

- (1) 介護職員等処遇改善加算の創設に当たり設けられた激変緩和措置については、新加算への移行状況を踏まえて終了時期を再検討するなど、事業者の安定的なサービス提供に影響のないよう適切に実施すること。
- (2) 介護職員の処遇改善については、介護事業者が長期的な視点で介護人材の確保・定着を図れるよう、介護報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとする。

(4) 介護支援専門員の安定的な確保を図るため、処遇を改善するとともに、給付実績に結びつかないマネジメント等の評価のための方策を講じるほか、介護支援専門員研修を見直すこと。

<現状・課題>

国はこれまで、資格更新制の導入や研修の強化、主任介護支援専門員制度の創設、試験の受験要件の見直しなどにより、介護支援専門員の資質や専門性の向上を図ってきた。その一方で、介護職員に対する処遇改善加算について介護支援専門員を対象としてこなかったため、その専門性に見合った給与となっておらず、介護職員との給与差が縮小している。

また、特定事業所加算の要件として、必要に応じてインフォーマルサービス等が包括的に提供される居宅サービス計画を作成していることが含まれる一方で、介護支援専門員が退院時の支援に関わっても、退院できずに結果として介護サービスの利用に結び付かなかった場合や、インフォーマルサービス単独で介護サービスの利用に結び付かない場合など、給付実績に結び付かないケアマネジメントについては、令和6年度の介護報酬改定においても介護報酬の評価の対象とされていない。

さらに、介護支援専門員の資格取得や更新のために必要な研修については、介護保険法において、「都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない」とされており、その科目、時間数、実施方法（講義又は演習）等は、国が定める基準にて全国一律で定められている。都はこれまで、研修の全面オンライン化や動画配信形式の活用などにより、受講者負担の軽減に配慮しているが、時間数は短縮できないため、今なお受講負担が大きい一方、国が定める研修カリキュラムにおいて、研修や科目間で内容の重複が散見され、資格更新時の研修受講者や都が設置する研修向上委員会からは、同じ内容の繰り返しについて見直しが必要との声が上がっている。

その上、令和6年度の介護報酬改定において、特定事業所加算の評価が充実されたことに伴い、ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していることが要件に追加されたことは、多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促す効果が期待できる一方、研修受講に係る負担が更に増大することが見込まれる。

このように、介護支援専門員は処遇改善が進んでいない中で業務や研修受講の負担が大きくなっており、都内の保険者や事業所からは、こうした状況から介護支援専門員の魅力が相対的に減少していることに加え、職員の高齢化による離職などの要因により、介護支援専門員が不足しているとの声が上がっている。

事実、近年の介護支援専門員証の交付者数は過去 10 年間の平均以下にとどまっており、都内で実務に従事する介護支援専門員数は、令和元年度をピークに横ばいで推移している。今後、介護サービス需要の拡大が見込まれる中、将来的に介護支援専門員の不足が懸念される。

また、居宅介護支援事業所 1 事業所当たりの利用者数は増加傾向にあり、都が実施した調査において、「人材不足であり新規利用をセーブしている」居宅介護支援事業所の割合が 41.9%となっている。

このように、介護支援専門員の不足による介護サービスへの影響が既に生じていることから、介護支援専門員の確保は、直ちに対策を取るべき喫緊の課題である。

<具体的要求内容>

- (1) 介護支援専門員の安定的な確保に向けて、その業務の専門性に見合った給与となるよう、処遇の改善を図ること。
- (2) 退院を予定している利用者に対して実施する退院後支援など、給付実績に結び付かない医療・介護・生活にまたがる諸課題を解決するためのマネジメント等を介護報酬の対象とするなど、適切に評価するための方策を講じること。
- (3) 介護支援専門員研修について、質の担保と負担軽減が両立した研修制度となるよう見直しを図ること。

参 考

【都内の介護支援専門員と介護職員の平均給与比較】

	介護支援専門員平均	介護職員平均	差額
平成 24 年度	282,242 円	225,125 円	57,117 円
平成 25 年度	291,063 円	231,736 円	59,327 円
平成 26 年度	281,740 円	229,099 円	52,641 円
平成 27 年度	278,887 円	235,987 円	42,900 円
平成 28 年度	279,155 円	240,963 円	38,192 円
平成 29 年度	272,740 円	239,782 円	32,958 円
平成 30 年度	290,957 円	247,724 円	43,233 円
令和元年度	290,840 円	253,170 円	37,670 円
令和 2 年度	298,220 円	261,020 円	37,200 円
令和 3 年度	291,376 円	258,418 円	32,958 円
令和 4 年度	291,485 円	267,090 円	24,395 円

(注) 月額の前定内賃金(賞与を含まない)。

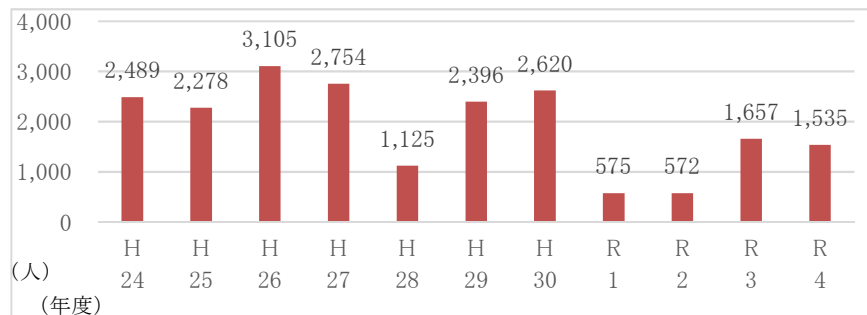
資料: 介護労働実態調査(公益財団法人介護労働安定センター)

【都内で勤務する介護支援専門員数】

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
延人数	14,641 人	15,318 人	14,747 人	14,435 人	14,797 人

資料: 介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)

【介護支援専門員証交付者数の推移】

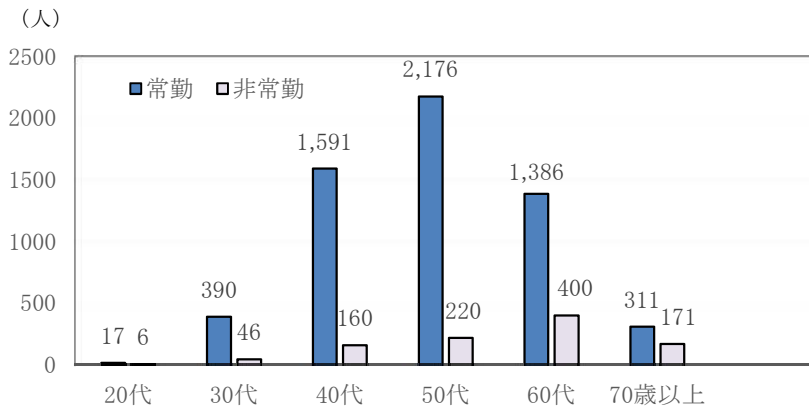


【居宅介護事業所 1 事業所当たり利用者数(全国)】

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1 事業所当たり利用者数	85.7 人	88.3 人	93.2 人

資料: 居宅介護支援および介護予防支援における令和 3 年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

【都内で勤務する介護支援専門員の年齢構成】



資料：令和4年度在宅サービス事業者等運営状況調査（東京都福祉保健局高齢社会対策部）

【人材不足の状況とサービス提供への影響】



資料：令和4年度在宅サービス事業者等運営状況調査（東京都福祉保健局高齢社会対策部）

（5）良質な介護サービスの提供等に資する介護報酬とすること。

<現状・課題>

現行の介護報酬においては、例えば看護職員の常勤配置が必要な施設で一時的に常勤職員が欠けることになった場合、常勤換算での必要数を満たしていても、翌月の報酬が一律に3割減算されるなど、施設の安定的な運営に著しい影響を及ぼすものとなっている。

訪問介護の質の高いサービスを提供する事業所を評価する「特定事業所加算」について、区分支給限度基準額を超過する利用者が出るとの理由から、積極的に加算を取得できない実態がある。訪問介護以外のサービスにおける類似の加算である「サービス提供体制強化加算」については、区分支給限度基準額の対象外となっている。なお、「特定事業所加算」のⅠ若しくはⅡの取得は、「介護職員等処遇改善加算」の最上位区分の取得要件にもなっている。

また、福祉用具貸与の報酬について、離島等に所在する事業所は、運搬に要する経費として、貸与費の100分の100を上限に、特別地域加算を算定できる。しかし、本土から離島への運搬費が高騰している現状では、加算の上限を大幅に超えるケースが生じており、事業所の負担となっている。加えて、貸与期間が半月に満たない場合、貸与費本体が最大で半月分しか算定できないため、これに連動

して特別地域加算も減額される仕組みとなっている。これら運搬に要する経費は、現状に適した額を加算として算定することが必要である。

このような状況は、平成 30 年 10 月からの貸与価格の上限設定により価格設定に対する事業所の裁量の余地が狭まっていることと併せ、離島においては、事業所の健全な運営に著しい影響を及ぼすものとなっており、利用者への安定的なサービス提供に支障が生じないよう見直しをする必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 職員配置が基準を下回った場合の介護報酬減算については、一律に 3 割減算とすることなく、常勤換算や期間の長短などを考慮した段階的な設定とし、施設の安定的な運営に配慮した制度とすること。
- (2) 訪問介護の特定事業所加算については、事業所の体制整備や加算の取得を促進するため、区分支給限度額には含まない仕組みとすること。
- (3) 福祉用具貸与における特別地域加算について、上限の拡大や、貸与開始月の福祉用具貸与費が半月分の場合でも、1 月分の貸与費を特別地域加算の基準とするなどの見直しを図ること。

(6) 介護保険施設の居住費・食費の基準費用額について、東京の地価等を反映したものとするとともに、現下の物価高騰の影響についても、適切に反映できる仕組みとすること。

<現状・課題>

介護保険施設の居住費・食費の基準費用額の設定は全国一律となっており、地価や物件費・人件費の高い大都市東京の実態に即していないため、特定入所者介護サービス費の支給対象者（補足給付対象者）については、基準費用額を超える費用が施設の負担となっている。

加えて、食材料費や光熱費の値上げなど、物価高騰により施設運営は更なる影響を受けている。令和 6 年介護報酬改定では、令和 6 年 8 月から、光熱費高騰分として、居住費の基準費用額が 1 日当たり 60 円引き上げることとされたものの、補足給付対象者の居住費・食費にかかる物価高騰分を十分に反映したものとなっておらず、物価高騰に対する制度的な対応が必要である。

<具体的要求内容>

介護保険施設の健全な運営を確保するため、介護保険施設の居住費・食費について、低所得者の負担増とならないよう配慮した上で、基準費用額を東京の地価等を反映したものとするとともに、現下の物価高騰の影響についても、適切に反映できる仕組みとすること。

2 認知症施策の総合的な推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉局)

認知症施策を総合的に推進するため、十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

令和元年6月、認知症施策推進大綱が取りまとめられ、令和6年1月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行された。

都における認知症高齢者は、令和4年度には49万人であったが、令和22年には約57万人になると見込まれている。こうした中、認知症になっても尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、区市町村をはじめとする関係機関と連携し、認知症施策を総合的に推進することが重要であり、特に、科学的介護の推進、認知症の人と家族を支える医療・介護職等の人材育成、地域の実情に応じた支援体制の構築が急務である。

都はこれまで、行動・心理症状（BPSD）等に対する効果が確認された支援手法の制度化を求めるとともに、「日本版BPSDケアプログラム」の全国展開のため、国に全面的に協力してきたが、令和6年度に新設された「認知症チームケア推進加算」について、国は日本版BPSDケアプログラムを全国における加算の要件として位置付けていない。令和7年度からの加算化を目指し、ケアプログラムを全国で実施できる体制の在り方等について検討するとしているが、いまだその道筋を明確にしていない。

また、都道府県や区市町村が効果的かつ効率的に事業を実施できる仕組みとする必要があるが、認知症施策推進大綱では、具体的な内容が明示されていないものがあるほか、都道府県や区市町村が実施すべき取組について一律にKPIを定めるなど、必ずしも地域の実情を十分に踏まえていない。

令和5年12月に新たな認知症抗体医薬が販売開始されたことを受け、地域における医療提供体制の整備を図るため、都道府県が区市町村に対し、地域包括支援センターと認知症サポート医との連携を推進するための財政的な支援を行う場合、国からの都道府県に対する財源措置は講じられていない。

認知症疾患医療センターについては、専門医療の提供、地域連携の推進、人材育成など多くの機能を担っているため、関係機関が多く存在していることに加え、人件費や物件費等が高いといった都市部の特性に合わせた配慮が必要であるが、国庫補助額が不十分な現状にある。また、令和6年度から国庫補助に新たな認知症抗体医薬の投与を行うセンターに対する加算が新設されたが、投与を行わないセンターでも同様に相談対応等が求められるため、全センターへの財源措置が必要である。

あわせて、今後ますます増加する認知症の鑑別診断等を円滑に行っていくため

には、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も認知症の鑑別診断等に積極的に取り組んでいくことが必要であるが、認知症専門診断管理料の対象となっていない。

< 具体的要求内容 >

- (1) 老人保健健康増進等事業において効果が確認されている「日本版BPSDケアプログラム」を「認知症チームケア推進加算」の対象に位置付けること。
また、その効果に見合う加算とすること。
- (2) 認知症施策の具体的な事業内容や目標値を定める場合には、都道府県及び区市町村の意見を幅広く聴取し、地域の実情に応じた事業を円滑に実施できる仕組みとすること。
- (3) 都道府県が認知症抗体医薬への対応等に必要な医療提供体制を整備するため、認知症サポート医と地域包括支援センターとの連携を推進するための財政的な支援を行う場合等についても、財源を措置すること。
- (4) 認知症疾患医療センター運営事業に対する補助金について、事業内容や地域特性に見合った十分なものとすること。
- (5) 認知症専門診断管理料は、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も対象とするとともに、業務の実態に即した報酬水準とすること。

6 障害者の地域生活の実現のための報酬の改善

(提案要求先 厚生労働省・こども家庭庁)
(都所管局 福祉局)

現下の物価高騰や賃金上昇の影響も踏まえ、障害福祉サービス事業者が人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができるよう、報酬に適切に反映できる仕組みとすること。

また、大都市と地方における地価等の地域差を考慮した報酬の見直しを行うこと。

<現状・課題>

令和6年4月の報酬改定では、障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実、医療と福祉の連携の推進や多様なニーズに応じた就労の促進などの課題に対応するものとして、全体の改定率は1.12パーセントの増となった(処遇改善加算の一本化の効果等を除く。)

令和6年4月改定により、基本報酬や各種加算の見直し、障害福祉人材の処遇改善について一定の改善が図られたが、現下の物価高騰については十分反映されておらず、他産業において大幅な賃金引上げが行われ、人材の獲得競争が激化する状況において、十分な水準とは言えない。また、障害福祉人材の収入を2%程度引き上げるための福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の制度が令和6年2月から5月まで実施され、令和6年6月からは処遇改善に係る加算の一本化と加算率の引上げが行われた。

しかしながら、処遇改善加算は飽くまでも経過的な取扱いであって、恒久的なものでないことから、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築することが難しい。

また、新たに創設された処遇改善加算に直ちに移行できない事業者が、現行の加算率を維持できる激変緩和措置は令和7年3月までとされているが、新加算を取得するために必ず必要となる月額賃金の改善や、職位・職責等に応じた任用要件・賃金体系の整備等に当たっては、各事業所において十分な検討期間が必要である上、賃金規定の改訂等の煩雑な事務作業が生じる。

障害福祉サービス及び障害児サービスについて、地域差を勘案する費用は、人件費のみが評価されており、東京における物件費等(特に土地建物取得費、賃借料)が高額であることが地域区分において考慮されていない。同一の地域区分が適用されている区市町村であっても、土地や家賃等の水準には大きな相違が見られる場合があることから、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分を機械的に割り当てることは、合理性を欠いている。

計画相談支援・障害児相談支援については、令和6年度の報酬改定において、質の高い相談支援を提供するため、一定の人員体制や質を確保する事業所の報酬

単価の引上げや、医療機関等と連携し情報共有を行う加算の拡充が行われたが、いずれもサービスの利用が前提となっており、サービスの利用につながらない場合は、報酬が支払われない仕組みとなっているため、事業者の対応が十分評価されていない。

相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格更新に当たっては、5年度ごとに1回現任研修・更新研修を受講する必要がある、やむを得ない事情等は考慮されず、人員の体制確保に支障を来すことがある。

地域移行支援については、令和6年度の報酬改定において、基本報酬が一部見直されたが、単価の微増にとどまっている。また、事前に関係機関との調整を行ってもサービスの利用につながらない場合は、報酬が支払われない仕組みとなっている。

訪問系サービスについては、政令で国庫負担の上限が定められているため、令和5年度において、都内の区市町村では、約115億円の超過額が生じており、都内区市町村がいわば国の肩代わりを行った額は、約52億円となっている。令和6年度の報酬改定で、国庫負担基準の見直し等が行われたが、依然として区市町村の超過負担が解消されないことは明らかであり、サービスの利用制限も生じかねない。

また、「重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業」の実施に伴う国庫負担基準総額は区市町村の年間支給決定者合計数及び重度障害者の割合に応じて、かさ上げ率が設定されているが、年間の合計数が一定数を超える自治体のかさ上げ率は、重度障害者の割合とは関係なく一律5%に設定されていることに加え、特別区は適用対象外となっている。

障害者の高齢化や障害の重度化に対応し、障害者の地域生活への移行を進めるとともに、障害者が地域で安心して暮らすためには、共同生活援助（グループホーム）や短期入所等での重度障害者の受入体制の整備が課題となっているが、医療的ケアが必要な障害者、強度行動障害を有する者、高齢重度障害者等の特別な支援が必要な障害者への支援に対する加算の充実や、報酬の見直しについて、支援の実態に即した評価となっていない。

特に、グループホームについては、令和6年度の報酬改定により、強度行動障害を有する障害者の受入体制の充実を図るため、重度障害者支援加算の拡充、集中的支援加算の創設が行われたほか、障害支援区分ごとの基本報酬の見直し及び人員配置体制加算の創設、支援を行った初日より算定可能とする日中支援加算の拡充など一定の改善が図られたが、特別な支援を必要とする重度の障害者に対して、より質の高いサービスを行うためには、更なる職員配置の充実が必要である。

また、強度行動障害を有する障害者への支援については、加算の拡充や創設が行われたが、具体的な支援内容や事務処理手順等が示されていない。

障害者支援施設では、入所者の重度化・高齢化が進んでおり、介護量の増加や通院の付添いに対応する手厚い職員体制、医療的ケアや看取りケアに対応する医療体制の確保が必要となっている。令和6年度の報酬改定において人員配置体制加算の拡充や常勤看護職員等配置加算等の充実が図られたが、増大する支援に見合う職員の配置や医療体制を確保するための医師の配置等への報酬上の評価は不十分である。また、訪問看護等の地域の医療資源が活用できる体制にもなって

いない。

また、第3期障害児福祉計画の国指針において、主たる利用者を重症心身障害児(者)とする児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供体制の整備が定められたが、報酬が十分でないなどの理由から、地域における提供体制が不足している状況である。保育所等訪問支援については、令和6年度の報酬改定において、一定の改善が図られたが、業務の実態に即した評価となっているか引き続き検証が必要であるとともに、事業の利用が進むよう支援の専門性の向上や事業の認知が課題となっている。

国は、令和3年10月、障害児通所支援の在り方検討報告書において、次期報酬改定に向け、人員基準や報酬の在り方の検討を進めてきた。こうした検討を踏まえ令和6年度の報酬改定において、質の高い発達支援の提供の推進を図るための見直しが行われた。都は、国の基準に加え経験豊富な職員の配置など、質の向上に取り組む事業所を支援する都型放課後等デイサービス事業を令和4年度から開始した。

重症心身障害児や医療的ケア児を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、専門的知識や経験とともに高い支援技術が求められることから、受け入れられる事業所が増加していない。また、医療的ケアが必要な重度障害児・者を受け入れる事業所においては、専門的知識・経験や技術を持つ看護職員の確保が難しいことに加え、必要な看護職員の加配を行っている場合でも、当日の体調により利用者が急に欠席することもあり、安定的な運営がしづらい状況にある。

重度心身障害児(者)や医療的ケア児(者)については、在宅生活を支える訪問看護や短期入所について引き続き整備の促進が必要である。

医療的ケア児については、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、都では令和4年度に医療的ケア児支援センターを設置し、区市町村や民間の医療的ケア児等コーディネーターと連携しながら支援を進めている。

しかし、医療的ケア児が地域で暮らすための社会資源や、人材の確保・育成はいまだ不十分な状況であり、今後、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターがその役割や機能を十分に発揮するためには、社会資源の充実や人材確保・育成のための十分な財源措置が必要である。

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児のサービス等利用計画の作成のみならず、地域での生活のキーパーソンとして、支援に関わる保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関との連携や地域に必要なサービスの調整を求められているが、これらは報酬で評価されておらず、医療的ケア児等コーディネーターの資格を有している者が十分に活躍できていない。

このため、都は、医療的ケア児コーディネーター等を中心とした地域の体制整備を促進するため、民間事業所に配置されている医療的ケア児コーディネーター等の活動に対して、財政的な支援を行う区市町村補助事業を実施している。

地域移行支援における体験宿泊においては6か月で最大15日間の給付となっているが、本人の状態に合わせた退院意欲の喚起、退院意向を固める支援、生活スキルの評価をするには15日間では足りない。また、地域定着支援においては

緊急時に訪問又は一時的な滞在による支援をした場合に算定できる緊急時支援費（I）が設定されているが、地域には緊急で利用できる居室は少なく、712 単位では居室の確保や入退所時の関係機関の調整にかかる労力に見合わない。令和 3 年度の報酬改定により新設されたピアサポート体制加算においては、地域や医療機関等でのピアサポーター育成や長期入院患者への動機づけ支援など行政の施策や医療機関での業務に協力している事業所もあるが、算定要件が配置基準のみであり活動内容は評価されていない。

慢性腎不全により維持透析が必要な精神障害者について、精神症状が激しい等の理由により一般の透析クリニック等での対応が難しい場合、精神科病院に入院して透析を受けなければならないが、精神障害者の維持透析に対応できる医療機関は非常に限られている。

都では令和 6 年度から、入院中の患者に対して、他の医療機関を受診させて透析を実施する精神科病院を支援する取組を実施しているが、地域で医療機関等が連携して身体合併症に係る医療提供体制を構築する取組に対して、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業では、連携会議の開催や普及啓発に係る経費は補助対象となっているが、医療機関の取組にかかる補助は対象となっていないなど十分な財源措置が講じられていない。

また、精神疾患患者における身体合併症医療については、精神科身体合併症加算により診療報酬上の評価がされているが、慢性腎不全の維持透析患者については対象となっていない等対象となる疾患が限定されている。

生活介護について、事業所の多くは、送迎サービスを必要とする利用者を受け入れており、強度行動障害や医療的ケアが必要な利用者を送迎する際は、生活支援員や看護師を同乗させることもある。また、送迎サービス提供時も生活介護事業所は、利用者を自宅から事業所まで安全に送り届ける必要があり、利用者の送迎時間も障害福祉サービスの提供がなされている。令和 6 年度の報酬改定において、生活介護の基本報酬の見直しが行われ、サービス提供時間別の単価が新たに設定されたが、サービス提供時間に送迎時間は、原則として含まれない。

就労継続支援 B 型の報酬単価等について、平成 30 年度報酬改定から、基本報酬の報酬区分では、事業所の工賃向上に向けた取組が適切に評価されるよう「平均工賃月額」に応じた報酬となり、令和 3 年度報酬改定から、「利用者の就労や生産活動等」への参加をもって一律に評価する報酬体系が追加された。しかし、就労系サービスでは、社会経済状況や物価高騰等により、生産活動が不安定な状態となる。現在、都内における報酬区分の分布は、「1.5 万円未満」の報酬区分の事業所が、全体の約 57% を占めるなど、障害者の生産活動の安定的な確保や安定的な事業所運営も非常に厳しい状態である。

また、就労継続支援 B 型事業所は就労・訓練の場であるが、利用者の高齢や障害が重度化した結果、本来の目的である就労・訓練が難しい障害者も引き続きサービスを利用している状況にある。都実態調査でも、事業所が抱える課題として「利用者の高齢化・重度化」「利用者の出席率・参加率向上」が主な課題として挙げられているが、現在の報酬体系では、実績に結び付かないばかりか、手厚い支援が必要な障害者を受け入れている事業所の支援を評価することが難しい状況である。

<具体的要求内容>

- (1) 現下の物価高騰や賃金上昇の影響も踏まえ、障害福祉サービス事業所等が安定的・継続的に事業運営できるよう、報酬に適切に反映できる仕組みとすること。

福祉・介護職員の処遇改善については、障害福祉サービス事業者が長期的な視点で人材の確保・定着を図れるよう、報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとする。また、福祉・介護職員等処遇改善加算の創設に当たり設けられた激変緩和措置については、新加算への移行状況を踏まえて終了時期を再検討するなど、事業者の安定的なサービス提供に影響のないよう適切に実施すること。

地域区分について、大都市の実情に応じた上乘せ割合となるよう改善を図るとともに、地域の実態を正確に反映できる仕組みとすること。

- (2) 計画相談支援・障害児相談支援については、相談支援に従事する人材が定着し、更に質の高い相談支援を提供できるよう、基本相談や困難事例の対応などを適切に評価するとともに、サービス利用につながらなかった場合であっても、支給決定前後の訪問や関係者との調整などの準備に係る時間・労力に対し報酬が支払われる仕組みとなるよう、報酬体系の見直しと報酬単価の更なる引上げを行うこと。
- (3) 区市町村が実施する相談支援事業や、都道府県が実施する研修について、十分な財源措置を講じるとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の資格要件については、やむを得ない事情で修了できなかった場合、資格を失効せずに翌年度の更新のための研修を受講できるようにするなど、実情に応じた制度の見直しを行うこと。
- (4) 地域移行支援については、地域移行に向けて事業者が積極的に取り組めるよう、基本相談や困難事例への対応などを適切に評価するとともに、サービス利用につながらなかった場合であっても、支給決定前後の訪問や関係者との調整などの準備に係る時間・労力に対し報酬が支払われる仕組みとなるよう、報酬体系の見直しと報酬単価の更なる引上げを行うこと。
- (5) 訪問系サービスについては、重度障害者の地域での自立生活を保障するために長時間サービスを提供している地方自治体が超過負担を強いられることのないよう、区市町村の支給決定を尊重し、区市町村が支弁した費用額の2分の1を国が負担すること。
- また、「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」の実施に当たっては、国庫負担基準総額のかさ上げ率について、更なる引上げを行うこと。さらに、従前どおり特別区を対象とするとともに、人口や財政力に応じた削減を行わないこと。
- (6) 重度訪問介護の報酬単価については、ヘルパーを確保し、安定的な事業運営ができるよう、事業の実態に即して改善すること。
- (7) 各サービスにおける医療的ケアを必要とする障害児(者)や強度行動障害等を有する障害者等への対応に関する適切な評価と受入れを進めるための報酬の見直しを行うこと。
- (8) グループホームにおいて、障害者の高齢化や障害の重度化が進む実情を踏

まえ、事業者が、利用者の状況や意向に沿った適切なサービスの提供を行うことができるよう、入院時加算や日中支援加算などを更に充実させること。また、夜間支援等体制加算については、令和3年度の報酬改定にて見直しが行われたが、夜間に十分な安全支援体制の確保を行うことができるよう、加算の充実を図ること。

- (9) グループホーム（介護サービス包括型等）において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例については、令和9年3月までの経過措置が講じられているが、時限的な取扱いでなく恒久的な制度とすること。
- (10) 令和6年度に報酬改定された強度行動障害を有する者に対する対応に係る内容について、サービス提供事業者に対する周知のための期間の確保や事業運営が適切に行えるよう、早期にその具体的内容を地方自治体や事業者等に提示すること。
- (11) 障害者支援施設等において、利用者の重度化・高齢化に対応した手厚いケアが提供できるよう、生活介護における人員配置体制加算Ⅰを上回る職員配置をした場合の報酬上の評価を行うこと。
また、医療的ケアや看取りケアに対応できるよう医療体制の確保に配慮した報酬とするとともに、必要に応じて訪問看護の導入等の外部資源の活用により体制の充実を図れるようにすること。
- (12) 主たる利用者を重症心身障害児とする児童発達支援及び放課後等デイサービス並びに主たる利用者を重症心身障害児以外とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、令和6年度の報酬改定により国においては報酬上の一定の評価がなされたところであるが、看護職員加配加算や欠席時対応加算などについては十分な措置がされていないため、利用者の障害特性に配慮し、業務の実態に即した適切な報酬上の評価を行うこと。
- (13) 質の高い発達支援の提供を推進することとして改定した放課後等デイサービスにおける報酬について、引き続き検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。また、都型放課後等デイサービス事業の対象事業所のようにサービスの質の向上に取り組む事業所を、報酬上適切に評価すること。
- (14) 多くの重症心身障害児（者）や医療的ケア児（者）が在宅で生活している実態を踏まえ、可能な限り家族と在宅で生活を継続できるよう、訪問看護、短期入所等の人材育成や事業所開設支援策の充実を図ること。
- (15) 医療的ケア児コーディネーター等養成研修を修了した者が、医療的ケア児等の心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、教育等の各関連分野の支援を総合的に調整する役割が担えるよう、業務の実態に即した適切な報酬上の評価を行うこと。
- (16) 保育所等訪問支援については、保育所等の一般的な子育て支援施策における障害児の受入れが進むよう、事業について広く周知を図るとともに、支援の専門性について明確な基準を示すこと。また、改定後の報酬について、引き続き検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。
- (17) 精神障害者の地域移行支援・地域定着支援に係る報酬単価の更なる充実を図ること。特に、地域移行支援における体験宿泊や、地域定着支援における緊急時の滞在型支援について、実態に即した居室確保の助成を行うとともに、

体験宿泊加算の利用可能な日数について、弾力的な運用を認めること。

また、ピアサポートの加算については、評価・検証を行い、医療機関や行政との連携したピア活動を評価した加算を新設するなど更なる充実を図ること。

- (18) 維持透析が必要な精神障害者に対する医療提供体制の確保等、医療機関の連携等により身体合併症の精神疾患患者に対して医療を提供する、地域の取組が促進されるよう、国庫補助の拡充等必要な財源措置を講じること。

精神疾患患者における身体合併症医療に係る診療報酬について、慢性腎不全の維持透析患者を対象疾患として追加する等、精神疾患患者に対する身体合併症治療が進むよう対象疾患を拡大すること。

- (19) 生活介護事業所における実態を踏まえ、事業所が利用者を送迎している場合、生活介護の基本報酬についてはサービス提供時間に送迎時間を含めること。

- (20) 就労継続支援B型の基本報酬については、事業所の安定的な運営が可能な単価とすること。また、B型事業所における利用者の現状を把握した上で、高齢化や重度化などにより支援が困難な障害者に対する支援を適切に評価できる仕組みとすること。

7 大都市にふさわしい診療報酬の見直し

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) 大都市の地域特性に配慮して、診療報酬制度の改善を図ること。
- (2) 人件費の上昇や物価高騰の影響を踏まえ、診療報酬を適切に見直すこと。また看護職員処遇改善評価料について、対象となる医療機関を拡大し、医療機関の実情に応じて、処遇改善が適切に行われるよう、必要な措置を確実に行うこと。

<現状・課題>

都は地方と比較して用地費や人件費等のコストが高く（地価は全国平均の 4.8 倍等）、診療報酬制度や医療機関の施設整備補助制度について、大都市の地域特性に合わせた配慮が必要である。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が顕著に見られた都においては、通常の診療にも影響が及び、病院経営は厳しさを増している。

診療報酬については、入院基本料等において地域加算が行われているが、都における医療機関の経営の厳しさは増しており、より一層の充実が必要である。

さらに、人件費の上昇や食材料費の高騰が続く中、公定価格である診療報酬を主な収入源とする医療機関では、物価高騰の影響を価格転嫁することができず、値上がり分は医療機関の持ち出しとなるため、診療活動や入院患者への食事提供など医療提供体制への影響が懸念される。

令和 5 年 12 月に社会保障審議会医療保険部会及び医療部会が策定した「令和 6 年度診療報酬改定の基本方針」において、医療分野では賃上げが他の産業に追いついておらず、有効求人倍率は全職種平均の 2～3 倍程度の水準で高止まりしているとの指摘がなされた。令和 6 年度診療報酬改定では、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種について「ベースアップ評価料」が新設され、医療従事者の賃金引上げや入院時の食費基準額の引上げなど全体で 0.88%アップされているが、いまだ十分とは言えず、また食費基準額の引上げ分は患者負担分となっている。

看護職員の処遇改善については、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、令和 4 年 10 月から、収入を 3%程度（月額平均 12,000 円相当）引き上げるための措置として、診療報酬において「看護職員処遇改善評価料」が導入されたが、この地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関は、一定の救急医療を担う医療機関（救急医療管理加算を算定する救急搬送件数 200 台／年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関）に限られており、また、看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善を行う

場合も、この「看護職員処遇改善評価料」の収入を充てることができるとしているものの、評価料の区分決定にあたっての賃上げ必要額の算定対象にはこれらの職種は含まれていない。

<具体的要求内容>

- (1) 患者サービスを向上させるとともに、医療機関の経営を安定化させるため、入院基本料に対する地域加算等の診療報酬について、人件費、土地取得費、物件費等、大都市特性を十分に考慮し、必要な改善を行うこと。
- (2) 人件費の上昇や物価の高騰による影響を踏まえ、医療機関等の安定的・継続的な事業運営を実現するとともに、看護職員をはじめとする医療従事者の人材確保や賃上げを一層推進するため、医療機関の入院時食事療養費をはじめ診療報酬改定の内容の評価・検証を行い適切に見直すこと。また看護職員処遇改善評価料について、対象となる医療機関を拡大するとともに、医療機関の実情に応じて看護補助者、理学療法士、作業療法士等のコメディカル職員を処遇改善の対象とした場合にも当該評価料が適切に算定されるようにすること。

8 新興・再興感染症対策の充実

(提案要求先 内閣官房・内閣府・法務省・厚生労働省)
(都所管局 保健医療局)

- (1) 海外の発生状況等の情報収集体制、水際対策の強化を図ること。また、国において専門性の高い調査研究を行うとともに、地方自治体等と連携して一体的に対策を推進すること。
- (2) 迅速・効率的な情報把握のため、感染症サーベイランスシステムと医療・介護分野のシステムの連動性を向上させるとともに、電子カルテシステムの導入を支援すること。
- (3) 新興感染症発生時の検査体制を強化するため、地方衛生研究所等関係機関の設備整備や精度管理に係る財政的・技術的支援の拡充を図るとともに補助金により整備した検体検査機器について、コロナ以外の感染症にも有効利用できるようにすること。
- (4) 協定締結医療機関について、施設・設備整備等に必要な財政支援を行うとともに、自治体等の意見を聴取しながら、実効性のある仕組みとすること。
- (5) 新興感染症等の発生に備え、医薬品やワクチンに関する研究開発を進めるとともに、安定的な供給を行うこと。
- (6) 新興感染症等の発生に備え、医療現場において感染症に対応できる人材の活用及び確保・育成を進めること。
- (7) 保健所の人材確保や応援体制の構築、業務負担軽減に向けたデジタル化等を進め、まん延防止のための多岐にわたる取組を行う保健所の機能強化に取り組むこと。
- (8) 蚊媒介感染症や、遺体取扱いなど感染症対策に係る諸課題への対応を進めること。
- (9) 感染症のまん延リスクの高い大都市における対策強化のための技術的・財政的支援の拡充を行うこと。

(10) 新型コロナウイルス感染症との闘いで得た知見等を、レガシーとして保健医療政策全般に反映させていくこと。

<現状・課題>

明治30年(1897年)に伝染病予防法が制定されて以降、医学の進歩、衛生状況の改善、国際交流の活発化、新興感染症の出現など、我が国の感染症を取り巻く環境は大きく変化してきた。

こうした変化に対応するため、平成10年10月2日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)が制定(平成11年4月1日から施行)され、感染症に迅速かつ的確に対応し、患者の人権に配慮した感染症対策が行われている。

一方で、令和元年(2019年)12月に発生した新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)は瞬く間に日本を含む世界中に広がり、我が国における感染症対策の課題を浮き彫りにした。

新型コロナについては、令和5年5月8日から法律上の位置付けが5類感染症に移行し、限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととされ、令和6年3月末をもって、通常の医療提供体制への移行期間を終了とし、4月以降、通常の医療提供体制とされた。

また、令和4年12月に感染症法の一部が改正され、平時に新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る医療措置協定を締結する仕組みが創設された。新興感染症発生時に協定締結した医療措置を講じるには、平時からの感染症対応の施設・設備整備や个人防护具の備蓄等の環境整備のほか、医療人材の育成、質の向上等を図ることが重要である。施設・設備整備や研修実施等に係る経費は令和6年度については国は財政支援をしているが、医療現場から更なる拡充を求める声がある。

さらに新型コロナ対応のために国の補助金で導入した検査機器が、目的外利用となるため、新型コロナ以外の検査に用いることができない等用途を限定した、実態にそぐわないルールになっており、有事に備えた対応として柔軟に活用できる仕組みになっていない。

日本の経済活動の中心であり、国際空港や港を抱える東京において、都民・国民の命と健康を最優先に、かつての日常を取り戻すだけでなく、新型コロナとも共存した活気あふれる日本、すなわち、「サステナブル・リカバリー」を実現するとともに、新型コロナ対応での経験を踏まえて、地域包括ケアシステムの深化を図るなど保健医療施策の充実を進めながら、今後の未知なる感染症流行時においても、社会を止めない、感染症に強い東京を実現するためには、国と都が緊密に連携して取り組んでいくことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 感染症の発生の早期探知や国内侵入防止のため、海外における発生状況の情報収集体制を強化するとともに、検疫体制の充実、病原体等の検査体制及び地方自治体との連携体制の充実強化を図ること。

(2) 新興・再興感染症にかかる専門性の高い調査研究を行うとともに、地方自治体への的確な情報提供や支援を行い、一体的に対策を推進すること。新たな感染症の発生時には、感染症の特性を迅速に分析し、その特性を踏まえ、発生予防、まん延の防止、医療の提供その他の対策の総合的な推進を図るための指針を示し、地方自治体や関係機関と連携して対策を推進するとともに、十分な財源を確保し地方自治体等の取組を支援すること。

(3) 感染症発生時における医療機関からの迅速かつ効率的な情報把握のため、電子カルテ情報の標準化を進めるとともに、感染症サーベイランスシステムのみならず、広く保健・医療・介護分野等の他のシステムとの連動性を向上させること。また、電磁的方法による届出・報告の普及・促進を図るため医療機関における電子カルテシステムの導入を支援すること。

さらに、感染が拡大した際に、都道府県からの協力要請に応じて、保健所設置区市以外の市町村が速やかに必要な取組ができるよう、感染症サーベイランスシステム等を活用し、当該市町村が患者情報を迅速に入手できる仕組みをあらかじめ構築すること。

(4) 地方自治体による感染者情報の公表に関して、地域によって基本的な内容に差異が生じることがないように、国民の安全・安心の確保とプライバシーの保護、感染症を理由とした差別や風評被害の防止等を十分に考慮して、統一的な公表基準を示し、広く周知すること。

(5) 新たな検査手法の開発等を継続的に行うとともに、地方衛生研究所や民間検査機関等の検査処理能力の向上のための支援の拡充を図ること。また、予防計画を踏まえて診療所を含めた医療機関における検査体制の整備を進めるため、検体検査機器設備整備や精度管理に係る財政的・技術的支援を継続すること。

さらに、新型コロナ以外の新興感染症発生時にも迅速に対応できるように、新型コロナ補助金で整備した検体検査機器について、検査の機能や精度を維持するためにも、平時から他の感染症の検査への利用も認めること。

(6) 感染症法に基づく協定締結医療機関に対する施設・設備整備や研修実施等に係る平時からの感染対策に要する財政支援については、自治体や医療機関等関係機関の意見を聴取しながら必要な見直しや拡充を行い、地域の実情に応じた実効性のある仕組みとすること。

(7) 感染症にり患し入院を要する患者等の移送については、迅速かつ安全に効率・効果的な運用が行えるよう、衛生主管部局と消防機関等との連携等についてルール化を行うこと。

また、広域的な患者受入れ・搬送等が円滑に進められるよう、要請基準や適用例の整理も含め実施体制の整備を進めるとともに、そのための搬送体制の整備も含めた必要な財源を措置すること。

(8) 新興感染症等の発生に備え、医薬品やワクチンに関する研究開発を進めるとともに、備蓄も含めた安定的な供給体制の構築を行うこと。

ア 安全性、有効性の高い治療薬やワクチンの開発が迅速に行われるよう、医薬品やワクチンに関する研究開発に恒常的に取り組む体制とともに、治験や承認を速やかに行える仕組みの構築を進めること。同時に、国家の安

全保障の観点からも、国産製品の速やかな開発・実用化を全面的に支援すること。

イ 医薬品及び医療資機材の確保を図り、有事の際に安定的供給や円滑な流通が迅速に行えるよう、国としてサプライチェーンを構築するなど備えを講じておくとともに、治療薬、検査キット、人工呼吸器、酸素濃縮装置、パルスオキシメーター等、感染症医療に必要となる医薬品や医療機器などについて、国として備蓄を進めること。備蓄に当たっては、国の主導によりメーカーや卸売業と生産・流通のバランスを図りながら行うこと。

ウ 抗インフルエンザウイルス薬をはじめとする感染症治療薬について、引き続き安定的供給に努めること。また、医薬品等の備蓄については、効率的な備蓄のための検討を行うとともに、廃棄処分に係る経費も含め備蓄に係る必要な財源措置を行うこと。

エ 新興感染症の発生時において、かかりつけ医が治療薬をより積極的に投与できるよう、諸外国における状況等を踏まえながら、患者の年齢、既往歴、他の薬の断薬の有無など、国内外における臨床現場での処方情報を開示して、治療薬の活用を促進するための方策を国として早急に示すこと。

オ 新型コロナウイルスワクチンについては、令和6年10月から65歳以上の高齢者等を対象に定期接種化されたが、国はワクチンの安定供給や流通、医療機関等における調達に懸念があることなどを理由に、接種費用の一部を財政支援している。自己負担額が接種控えにつながることを防ぐよう、令和7年度以降も国として適切な財源措置を行うこと。

(9) 新興感染症等の発生に備え、感染症に対応できる人材の活用及び確保・育成を進めること。

ア 広く医療機関において、適切な感染制御の下に診療が行えるよう、感染症専門医や感染管理看護師等の育成・配置を促進するとともに、新たな感染症の発生初期段階から対応できる人材や、疫学研究に関する人材など、感染症対策の専門人材の確保・育成を推進すること。また、現場の実情に即した短期的な研修プログラムの作成・提供や、自治体が医療機関の人材育成等に対する支援を行う際の財源措置を行うこと。

イ 新型コロナの感染拡大により院内感染の対応や看護職員の欠勤等により全国で医療機関でのマンパワー不足が生じた。このため、多くの潜在看護師等が感染症医療に携わり、経験や知見を獲得した。今後、新たな感染症の拡大により、医療現場でのマンパワー不足が生じた際に、こうした人材を様々な場で活用できるよう、国において仕組みを構築すること。

(10) 感染症発生時において積極的疫学調査や感染拡大防止の指導、入院勧告の実施など、まん延防止のための多岐にわたる取組を行うこととなる保健所の機能強化に取り組むこと。

ア 公衆衛生医師や保健師など感染症対策に携わる人材育成の拡充や人材確保に取り組む自治体への支援、都道府県域を越えた広域的な応援職員派遣の体制整備を更に進めるなど、保健所が感染拡大時にも対応できる体制の構築を図ること。

イ 保健所がデジタル技術を活用し、効率的に情報収集や整理などを行い、

業務負担が軽減されるよう、DXの推進に向けて、必要な財政支援を行うこと。

- (11) デング熱等をはじめとする蚊媒介感染症対策について、特定感染症予防指針を踏まえ、迅速検査法の開発促進や検査の保険適用の拡大などにより検査体制を拡充するとともに、国内外の治療・研究等に携わる専門機関と協力して最新の知見を集積し、関係機関や国民に広く情報提供を行うこと。
- (12) 新興感染症等の発生に備え、遺体の搬送、火葬等について、手順、方法等を具体的な基準として定めて示すとともに、自治体において体制整備等が必要な場合には、適切な支援を図ること。
- (13) 国際化の進展や人口密集など、感染症のまん延リスクの高い大都市の特徴を踏まえ、旅行者等の入国者に対する多言語による情報提供、一類感染症等発生時対応の際に医療従事者が着用する防護着等の医療資機材確保など、独自の感染症対応対策の強化に取り組む地方自治体に対し財政的支援を拡充すること。
- (14) 約3年にわたる新型コロナとの闘いで得た知見や仕組みを、レガシーとして今後の感染症対策に活かしていくことはもとより、コロナ禍で浮き彫りとなった以下の課題を保健医療政策全般に反映させていくこと。
 - ア 新型コロナのり患後症状（いわゆる後遺症）により日常生活に影響が出ている国民もいることから、引き続きデータ収集、分析・検証を行い、専門家の知見を生かしながら後遺症のメカニズムや症状、患者数等の実態解明、診断基準の明確化や治療薬の開発を早急に進めること。
 - イ 感染症への取組は国全体での対応が必要となることから、新たな感染症危機に備えるための予防計画に基づく取組や、その中でも特に、数値目標を設定する事項にかかる取組に必要な経費については、自治体や医療機関等の負担とならないよう、必要な財源措置を行うこと。
 - ウ 新型コロナ医療費の公費負担について、国の財政措置は令和6年度までとなっている。一方で診療報酬請求の期限は5年間であるため医療機関から都道府県への請求が発生する事態も考えられる。このため、医療機関に対して、新型コロナ医療費を早急に請求するよう周知するとともに、令和7年度以降も都道府県の財政負担とならないよう国において財源措置を行うこと。

7. 生活・産業

1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現

1 サステナブルファイナンスの先進都市の実現

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室)

サステナブルファイナンスの先進都市の実現に向け、脱炭素化の実現に向けたトランジションファイナンスの推進やサステナビリティ実現に向けた規制改革等の推進について、アジアをけん引する姿勢で取り組むとともに、資産運用プレイヤーの集積や成長を支える取組など、国内外から投資を呼び込むための環境づくりを加速させること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和5年12月23日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。加えて、令和6年6月4日には、意欲ある自治体と協働の上、国内外の金融・資産運用業者の集積、金融・資産運用業者等による地域の成長産業の育成支援、成長産業自体の振興・育成といった観点から取組を進めていくため「金融・資産運用特区実現パッケージ」を取りまとめ、東京都も対象地域とされたところである。

「資産運用立国」の実現に向けては、国内の機関投資家の資金や家計金融資産を成長分野への投資にシフトするとともに、国外からもより多くの資金を呼び込んでいく必要がある。そのため、国際的に競争力のある税制の構築、資産運用業への参入障壁や我が国独自のビジネス慣行の見直し等に取り組み、成長分野へのリスクマネーの供給を通じたイノベーション創出と、それに伴う果実の還元という好循環を生み出していくべきである。

東京都が目指す、サステナブルファイナンスの推進とスタートアップ振興を軸とした、「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」の実現に向けては、国と緊密に連携して取組を進めていくことが不可欠である。

また、今年7月には、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づき設立された「脱炭素成長型経済構造移行推進機構（通称：GX 推進機

構)」が業務を開始した。世界規模でGX実現に向けた取組が加速している中、脱炭素の取組を通じて経済成長を実現していく姿勢は非常に重要であり、これらが中堅・中小企業も含めた動きとなるよう、都とも連携し、取組の効果を高めていく必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 国内資産運用業の活性化

- ア 金融商品取引業のライセンス登録が迅速に進むよう、審査体制を充実させること。
- イ 金融事業者のエコシステムを形成するため、信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲を拡大すること。具体的には、中小企業信用保険法施行令等を、制度対象の業種を列挙する方式から、除外される業種を列挙するネガティブリスト方式に変更すること。
- ウ 過去の運用実績を重視した、国の「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」を改定し、新興資産運用業者に門戸を開くこと。
- エ 機関投資家から新興資産運用業者（EM）への運用資金の拠出を促進するため、拠出額の一定割合を税額控除する等、税制上の優遇措置を講じること。
- オ EMが自らの成長に必要な運用資金（シードマネー）を獲得できるようにするため、年金積立金管理運用独立行政法人をはじめとする公的年金等の管理運用主体がEMに対して一定の割合を資金拠出するよう、必要な措置を講じること。

(2) 社会課題の解決に向けた投資を加速

- ア 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資先とする投資法人に認められている時限の税制優遇措置を恒久化するとともに、優遇対象となる投資先を、系統用蓄電池等の再生可能エネルギーの導入拡大に資する設備に拡大すること。また、GX推進機構が行う、債務保証等の金融支援等の取組においては、中堅・中小企業の取組加速の視点も持ち、都と連携して取り組むこと。
- イ 持続可能な成長に必要な資金調達の円滑化に向け、昨年策定された企業のサステナビリティ情報の開示に関する国際的な基準に沿った日本版基準の早期最終化を後押しするとともに、情報開示に取り組む企業への支援を行うこと。
- ウ アジア諸国を含めたGX推進に向け、トランジションファイナンスの国際的な普及・理解醸成に取り組むこと。
- エ インパクト投融資の推進について、国際的な動向に目を配るとともに、今春創設された「インパクトコンソーシアム」において、インパクト創出に取り組むスタートアップ等の課題やニーズを積極的に聴取し、効果的な資金供給につながる仕組みづくりを推進すること。
- オ カーボン・クレジット市場の健全な発展に向け、多くの種類のクレジットが存在している状況を踏まえた情報開示のルール策定など、投資家保護や取引拡大に資する取組を進めること。

(3) 海外の資産運用業者を通じた投資を促進

- ア 国内外からの資産運用業者をはじめとする多様な金融プレイヤーの参入を促進するため、法人税や所得税等の軽減を一層推進すること。
- イ 海外からの投資を促進する観点から、国内ファンドの外国組合員に対するP E（恒久的施設）課税制度の免除要件緩和や、都内で創設されたファンド（投資法人、契約型投資信託、投資事業有限責任組合等）に海外の機関投資家が投資した場合の海外への配当等に対しては租税条約に係る免税申請の有無にかかわらず源泉徴収を行わないこととするなど、適切な措置を講じること。

(4) 家計金融資産による投資を拡大

- ア 国が設立した「金融経済教育推進機構」において、講師派遣の担い手をより多く確保する観点から、中立的な内容を担保することを要件に、個別の金融機関の参画も許容すること。また、同機構において、退職金等のまとまった資金を受け取る機会の前に、資産運用に関する講座を提供すること。
- イ 2024年から導入されたN I S Aの新制度について活用が進むよう、安定的な資産形成の重要性や新たな制度の理解促進に取り組むこと。
- ウ 被相続人のN I S A口座内の資産について、相続人のN I S A口座へ年間投資上限額の別枠（但し、非課税保有限度額の範囲内）で直接移管することを可能とすることで、長期投資による安定的な資産形成を推進する制度とすること。
- エ 国内個人金融資産が、高い環境技術や潜在力を有する国内企業の成長資金として活用されるよう、「つみたて投資枠」の対象として指定されたインデックスにE S G指数を追加するなど、個人投資家のS D G s投資を後押しする税制に関する措置を講ずること。
- オ i D e C oの拠出限度額の拡大等制度の改革を実現すること。
- カ 退職時に現金でしか受領できない確定拠出年金の一時金について、有価証券のままでの受領を可能とすることで、投資を継続できる制度とすること。

2 グローバルに活躍するスタートアップが生まれる都市の推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・総務省・法務省・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

スタートアップへの資金拠出促進に向け、VC等の投資環境を巡る税制・規制改革を進めるとともに、ブロックチェーン技術の活用などWeb3をリードする視点をもって取組を強化すること。また、海外からの支援の呼び込みに向け、投資やビジネス、生活環境等に関する規制の緩和に向けた議論を加速させ、早期に受入環境を実現させること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和5年12月23日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。令和6年6月4日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

また、スタートアップ支援に関しては、国が「スタートアップ育成5か年計画」を、都はスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」を打ち出し、共に取組を進めているところである。

国が掲げる「資産運用立国」を実現し、国が持続的に成長していくためには、世界の課題の解決に取り組むスタートアップ等の育成を強力に進めていく必要がある。必要な成長資金を呼び込み、成長を支える環境づくりを進める等、国と一体となった取組の推進が重要である。投資環境をめぐる規制等の改革のほか、投資家とスタートアップ等の成長企業のつなぎ手となる資産運用業の新規参入や成長を促進するとともに、仲介の場としての資本市場の機能の一層の強化に取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

(1) スタートアップへの投資を拡大

- ア 世界に冠たるユニコーン企業を輩出するため、産業革新投資機構など政府系ファンドを通じて、レイター期のスタートアップに対する成長資金の供給を一層強化すること。
- イ 投資信託等について、上場ベンチャーファンドに投資した個人に対する税制上の優遇措置の新設や、排出権等、組入可能な投資対象の拡大等を通じて、

個人がスタートアップ等に投資しやすい環境を整備すること。

(2) Web3をリードする環境整備

ア Web3の社会を見据え、ブロックチェーン等を活用したイノベーションや、関連企業・人材の集積を促進するため、暗号資産の発行や流通に係る明確で安心・安全なルールの整備に取り組むこと。とりわけ、セキュリティトークンの発行・流通について、事業者による円滑な資金調達を実現するため、投資家保護に配慮しつつ、必要な環境整備を進めること。

イ ブロックチェーン技術を活用した新たな資産への投資環境を整備するため、地方自治体によるデジタル証券の発行が可能となるよう、法整備を行うこと。

(3) 海外から支援を呼び込むための環境整備

ア 海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、都と連携した誘致活動の展開や海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みづくりなど、海外からの国内スタートアップへの投資規模拡充に向けた取組を強化すること。

イ スタートアップを取り巻く新しいビジネス環境の構築の障壁となっている規制や制度について、スタートアップやエコシステムプレイヤーへの積極的な聴取等により、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化につながる取組を進めること。

ウ 海外投資家向けのビザ活用が進むよう、家族などの帯同者等に関する規制の緩和実現に向けた検討を加速すること。

3 英語でビジネスができるグローバルスタンダードな都市の実現

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・法務省・文部科学省・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・財務局・教育庁)

グローバルスタンダードなビジネス環境や外国人の在留・生活環境の整備を進めるとともに、エコシステムを支える人材の育成に関する取組を強化し、多様な人材が活躍できる魅力的なフィールドを実現すること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和5年12月23日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。令和6年6月4日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

東京都が目指す国際金融都市を実現し、グローバルに資金・人材・技術・情報と呼び込むゲートウェイとして日本・アジア全体の成長に貢献していくためには、ビジネスや生活を支える高度なエコシステムを形成する必要があり、在留資格等制度面での環境整備に加え、英語での行政手続完結や英文IR情報開示等、海外からの国内市場へのアクセスを容易にするための支援策の拡充など、グローバルスタンダードな環境整備の推進が重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 英語対応等によるビジネス環境のグローバル化を推進
- ア プライム市場における英文IR情報の開示の義務について、対象を順次、有価証券報告書などに拡大すること。その際、英語による開示内容やタイミングが、日本語の開示と同等になるよう、適切な措置を講じること。また、義務化の対象を、順次スタンダード・グロース市場にも拡大していくこと。
- イ 国内企業の英文IR情報開示を加速度的に広げていくため、金融庁等が開発したAI翻訳システムの周知・活用を推進するとともに、対訳資料収集によりシステムの高度化を図ること。
- ウ 都とFinCity.Tokyoが進める英文IR情報開示支援事業(Disclosure G)の取組を全国で展開すること。
- エ 海外企業による国内証券取引所への上場を推進するため、英文での上場推進や、上場申請に係る必要書類の作成支援等のきめ細かなサポートを実施すること。
- オ 金融関連法令の英語翻訳・公表の推進や、拠点開設サポートオフィスにおけ

る英語での登録手続等の対象となる業の拡大等、金融行政の一層の英語化を図ること。

- カ 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる金融系外国企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「拠点開設サポートオフィス」に引き続き取り組むこと。
- キ 東京開業ワンストップセンターにおける定款認証、法人設立登記等の手続について、英語による記載・申請を可能とすること。
- ク 金融系外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援を行うこと。
- ケ 国際仲裁の活性化が日本企業の海外進出や海外からの対日投資呼び込みに資するという取組意義等を十分に意識し、日本・東京を仲裁地・審問場所とするなど国際仲裁を利用しやすい環境の整備を進めること。国際仲裁に精通するグローバルコミュニティで活躍できる実務家の育成や仲裁専用施設の整備に取り組むとともに、国際的な評価を高めるための取組の加速化を図ること。
- コ ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。
- サ 貿易分野のデジタル化に向けて、国際標準に基づくデータ連携を促進する仕組みなど、環境整備を着実に進めること。

(2) 在留・生活環境のグローバル化を推進

- ア インターナショナルスクールの充実等、都と連携して魅力的な生活環境の整備を推進すること。
- イ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
- ウ 東京が海外の高度人材から選ばれる都市となるため、国家戦略特区で提案した「東京グローバルイノベーションビザ」について、外国創業活動促進事業における在留資格緩和を早期に実現すること。また、高度専門職人材の配偶者が日本に居住しながら海外企業等とのリモートワークでの就労を可能とする在留資格緩和を早期に実現すること。
- エ 海外のパートナーシップ制度に基づく登録を行った同性パートナーが入国・在留できるよう、新たな在留資格を創設すること。
- オ 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
- カ 家事支援外国人受入事業について、サービス提供地域を拡大するなどの制度拡充を実現すること。
- キ クールジャパンの魅力発信等に資する外国人材を誘致するため、特区により、外国人美容師の就労を可能とする在留資格緩和を実現すること。また、外国人料理人の就労を促進する在留資格緩和を実現すること。

(3) エコシステムを支える人材を育成

- ア サステナブルファイナンスをはじめとする金融プロフェッショナル人材の育成やデータ整備等の取組を進めること。

イ サステナブルファイナンス等の視点も持った高度金融専門人材や高度金融専門人材を支えるデータサイエンティスト、金融関連の法務・コンプライアンス人材の育成について、取組を強化すること。

ウ 世界で学び、活躍する人材を育成し、また、国際都市として多くの留学生を引きつけるために、秋季入学を含めた柔軟で多様な学びの在り方について、幅広い観点から議論を積み重ねるなど、国の責任において検討を進めること。

2 スタートアップ支援の推進

1 スタートアップ支援の連携と施策の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

起業数及びユニコーン数を拡大し、世界市場で打ち勝つスタートアップを育てていくため、都が進める「Tokyo Innovation Base (T I B)」に参画し、都及びT I Bに参画する関係者との密接な連携により、国内のイノベーション創出に向け、日本の一つの大きなエコシステムを育てる取組を強化すること。

<現状・課題>

世界の変革と成長をけん引するスタートアップを数多く輩出し、イノベーションによって社会課題を解決するため、国を挙げてスタートアップのエコシステム創出に取り組むことが重要である。

世界で打ち勝つスタートアップの育成を強力に進めていくためには、国と都との連携により、オールジャパンで取組を推進し、イノベーションを起こす場づくりを共に進めるとともに、資金や人材、ノウハウなどの経営資源が不足しているスタートアップに対し、官民一体で多様な側面から支援する体制を構築していく必要がある。国は、「スタートアップ育成5か年計画」において、官民による我が国のスタートアップ育成策の全体像やグローバルスタートアップキャンパス構想を掲げており、昨年6月に打ち出したいわゆる「骨太の方針2023」においても、スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進など具体的な施策展開の方針を明らかにしており、様々なスタートアップ拠点の設置や計画が進行している。

また、都がスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」において構想を掲げた「Tokyo Innovation Base (T I B)」は、今年5月のグランドオープン以降、スタートアップやその支援者が集まり交流する一大拠点となっている。これらの拠点をより効果的な場としていくために、都内各地の拠点との連携や多様な支援プログラムの提供など、国内エコシステムの一つの大きなネットワークを創り上げ、スタートアップ創出に社会全体で取り組むことが必要である。

<具体的要求内容>

世界を見据えたスタートアップの振興に向け、「スタートアップ育成5か年計画」に基づく施策展開を加速するとともに、国での施策の検討状況について、適宜、情報提供するなど、都と密接に連携し、資金、人材、販路などの多様な側面からの支援が抜本的に強化されるよう、共に取り組むこと。

T I Bにおけるスタートアップとスタートアップ支援に関わるあらゆるプレイ

ヤーとをつなぐ取組に参画し、支援プログラムや資金供給、メンタリング等、充実したスタートアップ創出支援が展開されるよう、国のプログラムのT I Bでの実施や国関連施設との連携の取組を進めること。

2 世界からスタートアップ支援者を呼び込むための取組の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

起業時から世界を見据え、世界市場に進出するスタートアップを輩出するために、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、国内スタートアップに関するデータベースの整備など、戦略的な情報発信を都と連携して一体的に進めること。

<現状・課題>

スタートアップが世界で活躍するためには、優れた技術を持つスタートアップが海外からも的確に認知・把握されるよう、情報を戦略的に発信することが重要である。

一方で、日本のスタートアップへの投資規模は、海外と比べて圧倒的に小さく、グローバル展開へと挑戦・飛躍するためのリスクマネーの供給が不足している。

国では、「スタートアップ育成5か年計画」において第二の柱として、「スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化」を掲げており、スタートアップへの出資の促進を進め、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備に取り組むこととしている。

都でも、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」において、国内のみならず海外プレイヤーと連携し、グローバル市場を見据えた資金調達環境を整える仕掛けとして、海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みの構築を掲げており、グローバルイベントの開催や海外のグローバルイベントの活用、国内スタートアップに関する情報を英語表記で一元的に扱うデータベースの整備など、国と連携したオールジャパンでの発信を掲げ、様々な取組を進めている。

<具体的要求内容>

海外の投資家や海外ベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、プロモーション活動やイベントの実施など、都と連携して海外ベンチャーキャピタル等の誘致活動に取り組むこと。

都で開催している「SusHi Tech Tokyo」など、国内外で開催するスタートアップ関連イベント等を通じた世界に向けた情報発信について都と一体となって取り組むこと。

海外に向けてスタートアップ関連情報を一元化して発信できるよう、グローバルとつながるプラットフォームの構築を都と一体となって進めること。

3 公共調達の推進

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁・総務省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局
・デジタルサービス局)

スタートアップの成長促進には公共調達の果たす役割が大きいことから、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

国が進めているデジタルマーケットプレイスの取組については、都や区市町村、東京都政策連携団体等が活用しやすいシステムを整備するとともに、スタートアップの参入促進を図ること。

<現状・課題>

国の「スタートアップ育成5か年計画」では、スタートアップの事業展開・出口戦略の多様化の観点から、公共調達の拡大等の推進に取り組むことが掲げられている。

一方で、公共調達の事務については、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）のとおり、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとされている。

こうした中、令和6年度の本格稼働を目指しているデジタルマーケットプレイスは、スタートアップからの公共調達拡大等に有効な施策であると考えられることから、サイトの機能を充実させるとともに、更に多くのスタートアップの登録を促進していく必要がある。

<具体的要求内容>

地方自治体がスタートアップからの調達に一層取り組むために、制度の整備等の取組を強化すること。

都は、政策目的随意契約に係る認定情報を自治体間で相互に活用できる仕組みの構築を進めているため、こうした取組を全国の自治体に周知し、参加を呼び掛けるなど、国においても都と連携して官民協働を促進するための取組を行うこと。

また、都や区市町村、東京都政策連携団体等がデジタルマーケットプレイスを活用した契約ができるように、サイトの検索機能や価格・仕様の比較機能などの充実を図るとともに、周知・広報を強化しスタートアップの登録を促進すること。

4 スタートアップ支援につながる規制・制度の見直し

(提案要求先 内閣官房)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

スタートアップが直面する課題を積極的に聴取し、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進するとともに、海外高度人材の呼び込みに寄与する在留資格の認定要件等や創業支援制度の規制緩和を行うこと。

<現状・課題>

スタートアップが生み出す新しいビジネスにとって障壁となる既存規制・制度の改革が不可欠である。

国では、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築する「規制改革関係府省庁連絡会議」が設置されたほか、令和5年度「規制改革実施計画」でスタートアップを促進する規制・制度見直しについて、令和6年5月31日「規制改革推進に関する答申」でスタートアップの成長基盤の整備について言及された。

さらに、令和6年6月4日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

都は、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、国と共に、スタートアップのニーズに寄り添った伴走型の規制緩和やルールメイク・事業支援などの取組を進めているところである。

<具体的要求内容>

スタートアップが直面している規制について、これまで以上に積極的に聴取すること。また、東京都や他自治体等が把握した規制や明確化されていないルール・慣行等についても、随時把握できるような体制とし、積極的に規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進すること。高度外国人材やその配偶者が日本で活躍できるための在留資格の認定要件等に係る規制緩和措置、外国人創業活動促進事業の条件緩和について、検討を進めること。

5 公立大学法人の大学発スタートアップ支援の推進

(提案要求先 内閣官房)

(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・総務局)

公立大学法人においても、大学発スタートアップに出資できる仕組みを早期に実現すること。

<現状・課題>

国立大学法人は、産業競争力強化法と国立大学法人法の改正により、令和4年4月から、民間ファンドに出資することができるようになり、大学発スタートアップに投資できるようになった。

一方で、公立大学法人においては、地方独立行政法人法によりベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等への出資ができない状況であったが、令和6年6月4日に公表された金融庁の金融・資産運用特区実現パッケージにおいて「公立大学法人においても、ベンチャーキャピタルやファンド等に対して、国立大学法人と同水準の範囲において出資を可能とする環境の整備に関し、国立大学法人の実績や公立大学法人のニーズ等を踏まえ、全国での適用措置等について検討し、2024年中に結論を得る。」との方向性が示された。

<具体的要求内容>

今後、国が大学の出資機能の拡大を検討するに当たり、国内にある全ての大学が、自らの研究シーズや学生の力を生かして、スタートアップのイノベーションを起こせるよう、公立大学法人による投資が可能な枠組みを作ること。

当該枠組みにおいては、大学が自らの学生や研究者の起業するための資金投下を後押しし、大学の意思において出資ができる仕組みを検討し、早期に実現すること。

参 考

■国立大学法人と公立大学法人の出資の範囲（文科省「国立大学法人等からの出資範囲について」を参考に整理）

○参考条文

■地方独立行政法人法

（他業の禁止）

第七十条 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

■国立大学法人と公立大学法人の出資の範囲（文科省「国立大学法人等からの出資範囲について」を参考に整理）

	成果活用促進事業者	技術移転機関 (承認 TLO)	特定研究成果活用 支援事業者	研究成果活用事業者	指定国立大学 研究成果活用事業者	教育研究施設管理等 事業者
	大学の技術に関する研究の成果を実用化するために必要な研究を行う又は、必要な研究等を企画・あっせんする事業者	大学における技術に関する研究成果の特許権の実施許諾等により民間事業者に移転する事業者	大学発ベンチャーに投資・支援等を行う認定 VC・ファンド	大学の研究成果を活用したコンサルティング、研修・講習等を実施する事業者	大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー	大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進する事業を行う事業者
国立大学法人	出資可	出資可	出資可	出資可	出資可	出資可
公立大学法人	出資可	出資可	出資不可	出資不可	出資不可	出資不可

（業務の範囲）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

二 大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。

■地方独立行政法人法施行令

（公立大学法人による出資の対象となる者が実施する事業の範囲）

第四条 法第二十一条第二号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業

二 次に掲げる活動により大学又は大学及び高等専門学校（イ及びロにおいて「大学等」という。）における技術に関する研究の成果の実用化を促進する事業

イ 当該大学等が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究等（当該大学等における研究又は当該大学等における技術に関する研究の成果の普及若しくは実用化をいう。）についての企画及びあっせん

ロ 当該大学等における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究の成果を実用化するために必要な研究開発

※ 平成 29 年 4 月地方独立行政法人法第 21 条が改正され、公立大学法人における出資対象が拡大

「大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。」

⇒ 技術移転機関（TLO）及び成果活用促進事業者への出資が可能に

6 アンブレプレナーシップ教育の推進

(提案要求先 内閣府・文部科学省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・総務局・産業労働局)

失敗を恐れず挑戦することを後押しするような教育体系を構築し、初等・中等教育段階も含めたアンブレプレナーシップ教育を実施すること。

<現状・課題>

これまで国では、次世代アンブレプレナー育成事業 (EDGE-NEXT) として、大学等に対してのプログラムを実施してきた。また中小企業庁においても、高校生に向けた「起業家教育事業」として起業家教育プログラムや出前授業を実施している。

また、国が発表した「スタートアップ育成5か年計画」では、アンブレプレナーシップ教育の強化や大学・小中高生へのスタートアップ創出に向けた支援等が示されている。

都では、「Global Innovation with STARTUPS」でアンブレプレナーシップ (起業家性) の育成を取組の柱に据えている。小中学校、高校における継続的なアンブレプレナーシップ教育実施を進めており、「小中学校向け起業家教育推進事業」として、授業等で起業家教育を行う場合に、必要な内容の検討から実施までの支援を行うとともに、講演可能な起業家や経営者などを派遣している。

しかし、令和4年の Global Entrepreneurship Monitor の調査では、起業家という職業を評価する国民の割合は 23.7%と 43 か国中最下位と低く、挑戦者を応援する土壌が構築できていない。また、令和6年の日本財団の18歳意識調査では、「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」と答えた割合は 45.8%と 6 か国中最下位であった。日本では世界に比べて、社会を変えようという意欲や希望を持っている若者が少ない現状がある。

我が国が現在直面している様々な課題を克服し、社会変革を成し遂げるためには、スタートアップだけでなく様々な分野において変革を生み出す幅広い意味でのアンブレプレナーシップが求められており、こうしたマインドを幼少期から育むことが必要である。

また、従来までのいわゆる大企業への就職にとらわれず、起業へのチャレンジや新たな職への挑戦が当たり前の社会に向けた雇用市場の活性化が望まれる。

<具体的要求内容>

若者が失敗を恐れず、社会課題の解決をはじめ様々な新しいことに挑戦することを奨励するような教育体系を構築し、これまでは主に高校生、大学生向けが中心となっていたアンブレプレナーシップ教育について、初等・中等教育段階から実施すること。

また、起業家と触れ合う機会の提供や、PBL型の教育の展開など、実践的なアンブレプレナーシップ教育を実施すること。

3 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、高周波数帯の基地局整備を推進するとともに、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせるため、通信困難地域へ1社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。また、太陽光パネルや衛星回線等を活用した基地局整備を補助対象として明記すること。さらに、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。
- (3) 首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、非常用電源の72時間化など、区市町村本庁舎や災害拠点病院等における携帯電話基地局の強靱化^{じん}を国が責任を持って早期に進めること。

<現状・課題>

(1) 周波数帯別5G整備状況の開示

5Gによる高速モバイルインターネット網の整備は、国民のQOLを向上させるために必要不可欠である。

国においても、少子高齢化・過疎化といった課題に対し、デジタル実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル基盤の整備を促進している。

都ではデジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の実現を目指し、令和5年8月に「つながる東京」展開方針を策定した。

大容量かつ高速通信を必要とする5Gサービス市場は、今後大きく拡大することが見込まれ、「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」といった5Gの特長を十分に発揮するには、sub 6帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備は、「スマート東京」実現の上で不可欠である。

そのため、都では、基地局数、基盤展開率、人口カバー率の都道府県別整備状況の開示を求めてきたが、「5Gの整備状況（令和5年度末）」（令和6年8月30日）では、都道府県別の人口カバー率のみが公表され、東京都は99.8%であったものの、sub 6、ミリ波といった周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況が開示されていない。

（2）補助制度の拡充

国が目指すデジタル社会の発展において、高速モバイルインターネット網は基幹的インフラであると同時に、その利用はユニバーサルサービスとされるべきである。しかし、島しょ地域や山間部などでは、地理的条件により電力や光回線の確保が難しいことや維持管理費等の負担の課題があり、無線通信事業者の自発的な基地局整備につながりにくい。その中で、新たな補助制度では、整備済みエリアへ複数社が整備する場合への補助対象拡充が図られた一方、通信困難地域へ1社が新規整備する場合の補助については、補助率が1/2から1/3に引き下げられている。また、現在の基地局整備における国の整備補助については、太陽光パネルや衛星回線等を活用した基地局整備が対象として明記されていない。

（3）携帯電話基地局の強^{じん}靱化

令和6年能登半島地震では、伝送路の切断や停電等により基地局の停波が起きた。有事の際には、避難や救急・救命活動において通信が重要な役割を果たすため、首都直下地震や台風などの自然災害に備え、基地局の強^{じん}靱化を推進し通信を確保していくことが重要である。具体的には、国民の命を守るという観点から、発災後72時間の停電対策や衛星通信を活用した多重化など、災害時の拠点となる施設等の周辺における基地局の強^{じん}靱化を国が責任を持って早期に進めるべきである。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

<具体的要求内容>

- （1）5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、sub 6帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備目標を定め、早期かつ着実に達成すること。また、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況を示すこと。
- （2）島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせ、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、通信困難地域へ1社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。また、太陽光パネルや衛星通信を

活用した基地局整備を補助対象として明記すること。さらに、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。

- (3) 首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、非常用電源の72時間化など、区市町村本庁舎や災害拠点病院等における携帯電話基地局の強靱化を国が責任を持って早期に進めること。

参 考

(1) から (3) まで国施策の根拠法令・計画

- ・ 総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」（令和5年4月25日発表）
- ・ 総務省「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」（平成17年11月25日総基移第380号 最終改正：令和6年3月29日総基移第123号）
- ・ 総務省「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（告示）（昭和62年2月14日郵政省告示第73号）
- ・ 総務省「5G普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ報告書」（令和6年7月17日）

4 次世代モビリティの社会実装の推進

1 自動運転の社会実装に向けた取組の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省)
(都所管局 政策企画局・デジタルサービス局・都市整備局)

L 4 自動運転車両の着実な社会実装に向け、安全性確保に関わるより一層の事業者向け技術支援を進めるほか、初期投資への支援、国民の社会受容性を高める分かりやすい情報発信等を拡充すること。

<現状・課題>

事業者が進める自動運転に関わる技術開発は、車両走行に関わる事象に対して十分な対応ができるよう進められているが、自動運転車両が自ら完全な判断を行い、車両を制御するには至っていないのが現状である。

特に安全な走行について、地理的な条件や交通状況変化など、いわゆる自動運転制御に関わる地域的な対応については、主に事業者に委ねられており、十分なデータの取得に多大な時間と労力を要している。

国は、こうした地域の特性に合わせた自動運転技術の開発に対し、加速度的に進歩する生成AIの活用を促すための支援や、オープンイノベーションの枠組みづくりを行うなど、効率的に安全性確保が計られるよう施策を推進すべきである。

また、最先端の技術を搭載する自動運転車両そのものが高価になる可能性があることに加え、高出力充電設備といったインフラ整備など、初期投資額が非常に大きい一方、バスやタクシー等を想定した場合、サービス対価が少額であり、初期投資の回収に相当の期間を要する。

他方で、日本においては短期的な収支見通しに基づいて投資判断がなされることが通例であり、自動運転のようなイノベティブな取組に対して、資金が投入される素地が十分に整っていない状況にある。

そのため、事業化に当たって、国からの補助や市場からの資金調達が容易になるよう支援を行うことが重要である。

加えて、自動運転車両の社会実装を速やかに進めていく上では、国民や地域の社会受容性を高め、実装の担い手となっていただくことが重要である。

このため国は、自動運転の社会実装によって国民や地域が享受できるメリットを分かりやすく情報発信する機会を拡大するほか、「見る、体験する、意見交換する、自ら発信する」など実感できる場づくりを積極的に進めていくべきである。

さらに、自動運転の社会実装を円滑に進めていく上では、空港、駅前広場など、自動運転サービスのニーズが高いことが見込まれる公共施設等において、デマンド型の自動運転車両の乗降場所の確保が必要である。

そのため、既存の街のインフラにおける自動運転車両の乗降場所の在り方など、国が率先してより具体的にガイドライン等を示すことが求められる。

<具体的要求内容>

早期に自動運転車両の安全性を確保するため、技術開発を行う際に、生成AIの活用を促すための支援や、オープンイノベーションの枠組みづくりなど、環境整備に努めること。

また、自動運転の事業化に当たって、国からの補助や市場からの資金調達が容易になるよう初期投資への支援を行うこと。

加えて、国民の社会受容性を高めるため、自動運転に関わる情報を発信するほか、国民などが実感できる場づくりを行うこと。

さらに、既存の街のインフラにおける自動運転車両の乗降場所の在り方など、国が率先してより具体的にガイドライン等を示すこと。

2 「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省)
(都所管局 政策企画局・デジタルサービス局・都市整備局)

「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、機体認証や管制、バーティポート整備条件など機体の特性を踏まえた諸制度の構築を進めるとともに、社会受容性の向上に向けた取組や市街地での社会実装に向けた都のプロジェクト等への支援を推進すること。

<現状・課題>

国においては、空の移動革命に向けた官民協議会を設置し、令和4年3月に「空飛ぶクルマ」に関する基準の方向性が示され、令和5年12月に「バーティポート」整備指針が制定されるなど、制度の検討が進んでいる。

都においても、官民協議会の下に設置された離着陸場WGへの参画を図るとともに、新たに策定したロードマップの下、2030年代の市街地への実装に向け、機体認証や空域・運航基準など国の動向も踏まえ、SusHi Tech Tokyo2024で都内初となるデモフライトを実施するなど、社会受容性の向上、技術実装支援、離着陸場整備支援等を推進している。また、都内における離着陸場整備や空飛ぶクルマの活用事例創出に向け、機体メーカーや運航事業者等の民間事業者を含めた「空の移動革命実現に向けた東京都官民協議会」を設立し、空飛ぶクルマの社会実装の実現の加速化を図っている。

「空飛ぶクルマ」が交通や観光、防災などあらゆる場面で活用され、地域の社会課題の解決を図るためには、安全性の確保はもとより、機体認証や管制、バーティポート整備条件など、その機体特性に合わせた制度設計が不可欠であり、特にバーティポートの整備が重要となる。現時点では、バーティポートはヘリポートに準ずるものとして整理がされているが、ヘリコプターに比べ騒音が小さく、また、「垂直離着陸」の飛行形態を持つ「空飛ぶクルマ」をヘリコプターと同列に扱うことは、都心部への導入の障壁となるおそれがある。また、都心部におけるビル屋上の活用などに対し、建築関連の法制度への対応が必要となる可能性も

考えられる。

加えて、未だ空飛ぶクルマに関しての認知度が低く、一層の社会受容性の向上に向けた取組が求められる。

<具体的要求内容>

「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、国において機体認証や管制等の諸制度を構築し、機体や運航、落下物対策など安全性を確保すること。特に、バーティポートの整備基準策定に当たっては、「空飛ぶクルマ」の特性を的確に捉えつつ、市街地での飛行を見据え、進入表面の確保や、環境アセスメントなど各種法制度の柔軟な取扱いについて、適切な方向性を示すこと。なお、バーティポートの整備基準策定までの間においても、現行のバーティポートの整備指針について適宜見直しを図ること。

また、社会受容性向上に向け、地方自治体が行う取組を支援するとともに、市街地での社会実装に向けた都のプロジェクト等について、必要な協力を行うこと。

5 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実

(提案要求先 農林水産省・林野庁・水産庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実を図ること。
- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援を図ること。

<現状・課題>

我が国の経済は緩やかに回復しているものの、国際的な原材料価格の高止まりや円安等の影響により、農業者や漁業者の経営は厳しい状況にある。

このため都では、配合飼料価格安定制度及び漁業経営セーフティーネット構築事業において畜産業者や漁業者が負担する積立金に対して助成を行うほか、無料の土壌診断を実施し肥料コストの低減を進めるなど、農業者・漁業者への支援に取り組んでいる。

また、「ウッドショック」の影響に伴い、輸入材の供給が不安定となったことを契機に、多摩産材をはじめ国産木材の利用拡大に向けた施策を展開している。

国は、令和4年4月の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」、同年10月の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に続き、令和5年11月に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を策定し、物価高により厳しい状況にある事業者への支援や、堆肥等を肥料利用する取組への支援、飼料作物等の国産の利用拡大、国産木材の供給力強化等に取り組んでいる。

しかし、国際情勢等により、景気の先行きに不透明感がある中、原油や原材料価格の高止まりに対し、農林漁業者の経営の安定化が図られるよう、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実

配合飼料価格安定制度への基金の積み増しや肥料コスト低減体系への転換を進めるなど肥飼料等の資材価格高騰対策を一層推進するとともに、肥料原料の安定的な調達や電気料金高騰への対策、収入保険等の公的保険制度の一層の充実を図ること。

また、漁業経営セーフティーネット構築事業の基金積み増しなど、漁業用燃油等のコスト低減に向けた一層の取組の推進を図ること。

- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援

国産木材の安定供給・安定需要の体制を構築し、国産木材の利用拡大・国産材製品への転換に一層取り組むこと。

6 MICE推進施策の強化

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) MICE誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化するとともに、MICE開催地としての魅力を積極的に海外に発信すること。
- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 国際競争力向上などの観点からIT関連業界等との連携や人材育成の取組を強化するとともに、大学等での国際会議等の誘致活動を適正に評価する仕組みの導入を働き掛けること。
- (4) ユニークベニユーの活用促進によるMICE誘致の国際競争力や都市ブランド力の向上を図ること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症の影響により、東京でのMICE開催の件数は大きく減少し、MICEに関連する事業者はもとより都内の経済にも影響を及ぼした。

また、コロナ禍におけるハイブリッド開催の増加や気候危機等を背景とした国際的な脱炭素社会の実現に向けた意識の高まりなど、MICEを取り巻く状況は大きく変化し、都では、効果的なMICE誘致を展開するため、「東京都MICE誘致戦略2023」を令和5年1月に策定した。

一方、シンガポールやソウルなどの競合都市においても、コロナ禍での需要の変化を捉え、デジタル技術の活用や誘致に向けた情報発信など積極的な取組を行っており、これまで以上に都市間での誘致競争は激化している。

今後はこうした状況を踏まえ、国内でのMICE開催件数を着実に回復させ、経済や産業の活性化を後押ししていくことが必要である。このため、国を中心とした開催都市などとの連携を更に深め、海外都市の動向などを把握し、MICE開催における需要への的確な対応などにより国際競争力を一層強化することが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) MICEに関連する国際団体等との継続的なコミュニケーションが図られるよう国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、参加者の

動向や主催者のニーズなど有益な情報の収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化するとともに、海外の主催者等に対し、魅力的な都市を有するMICE開催国としての日本の優位性を積極的に発信すること。

(2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費等に対する助成など、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。

(3) 急速なデジタル活用の進展や中長期的な国際競争力の維持・向上の観点から、MICE業界においても新たなテクノロジーなどの導入を推進するため、IT関連業界等との連携を促進するとともに、大学生など次代を担う人材を着実に育成するための取組を強化すること。

また、MICE誘致を推進するための基盤強化に向け、大学の教員等が行う国際会議等の誘致活動に対する適正な評価を行う仕組みの導入を関係府省庁へ働き掛けること。

(4) ユニークベニユーは、開催都市の魅力を効果的にPRできる点において重要であるため、国内各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう、関係府省庁への働き掛けを行うなど、MICE誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

7 観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光関連事業者の収益力向上や人手不足解消に向けた取組への支援を一層推進すること。
- (2) 観光目的で来訪する旅行者に対して、更なる査証発給要件の緩和措置を適切に行うこと。
- (3) インバウンド需要の一層の拡大に向け、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

<現状・課題>

水際対策の緩和以降、訪日外国人旅行者数は着実に回復している。

回復した観光需要を積極的に取り込んでいくためには、免税販売手続における利便性の更なる向上、多様な文化・習慣に配慮した受入環境整備等を着実に進めるとともに、観光関連事業者の収益力向上や人手不足の解消に向けた取組等を強力に後押しする必要がある。

加えて、東京 2025 世界陸上競技選手権大会や第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025、2025 年日本国際博覧会等の大規模イベントを活用したプロモーションの展開や、現行の外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和措置を拡大していくことも有効である。

また、東京 2020 大会を契機に気運が高まった共生社会の実現に向けて、誰もが旅を楽しめるための環境づくりも欠かせない。

こうした取組により、観光産業の持続的な成長につなげていくことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光関連事業者への支援を一層推進すること。
 - ① 外国人旅行者への免税販売に関して、引き続き、事業者等への普及啓発や免税販売手続の効率化などを通じて、免税店舗の更なる拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
 - ② 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者のニーズにきめ細かく対応するため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図

るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援の充実を図ること。

③ 障害者や高齢者等も快適に楽しめるアクセシブル・ツーリズムの一層の普及に向けた取組を実施すること。

④ 商品・サービスの高付加価値化等による観光関連事業者の収益力・生産性の向上の取組を引き続き支援するとともに、DXの推進等を通じた人手不足の解消を後押しすること。

(2) 観光目的で来日する旅行者に対して、短期滞在査証の免除措置や、数次有効の短期滞在査証の発行を行う対象国の拡大など、更なる査証発給要件の緩和措置を適切に行うこと。

(3) 各国では海外旅行に関心が高い層に対する観光プロモーションが積極的に展開されている状況を踏まえ、インバウンド需要の一層の拡大に向けて、東京 2025 世界陸上競技選手権大会や第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025、2025 年日本国際博覧会等の大規模イベントも活用し、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

8 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進

(提案要求先 財務省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

キャッシュレス化の中小・小規模事業者への更なる普及促進に向けた環境整備を図ること。

<現状・課題>

事業者は、原材料高や原油高による経営状況の悪化や、コロナ禍からの急速な需要の回復による人手不足など、様々な問題に直面している。

キャッシュレス化の推進は、レジや現金管理・集計業務の短縮などの業務効率化、購買データの利活用による売上増加など、人手不足への対応や生産性の向上が期待される。

国は、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、令和2年6月30日まで、中小・小規模事業者による「キャッシュレス・消費者還元事業」を実施したところである。

こうした取組を通じて、キャッシュレス決済の普及は進展しつつあるが、キャッシュレス決済の手数料負担が重いこと等が更なる普及の課題となっている。

国が目標としている、「キャッシュレス決済比率を2025年6月までに4割超にする」ことを達成するためには、こうした中小・小規模事業者の現状を踏まえ、キャッシュレス化の更なる普及促進に向けた環境整備が必要である。

<具体的要求内容>

中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進するため、キャッシュレス決済の手数料負担低減などの環境整備を図ること。

9 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置に取り組むこと。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、現行の農地制度や税制度の下で、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業や農地の存続、良好な景観、環境の保全に深刻な影響を及ぼしている。

国は、平成 27 年 4 月に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成 28 年 5 月に都市農業の振興に関する施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」を閣議決定した。その後、国は生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和を実施したほか、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきたが、今後、残された課題に対応する制度等の改善が必要であるため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

- ① 相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限の下、農業経営上不可欠な集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、直売所等や、市民農園に附属する休憩所やトイレなどの農業用施設用地、屋敷林等についても農地扱いとして対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。
- ② 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- ③ 緑地確保の観点から、農地の所有者が死亡した際に課税される相続税について、物納が可能となるよう新たな制度を創設すること。その際、農地の評価額は宅地並みとするとともに、国有化された土地を自治体に貸与し、市民農園や NPO 法人等への活用を促すことなどにより、都市の緑地を保全する方策を積極的に講じること。

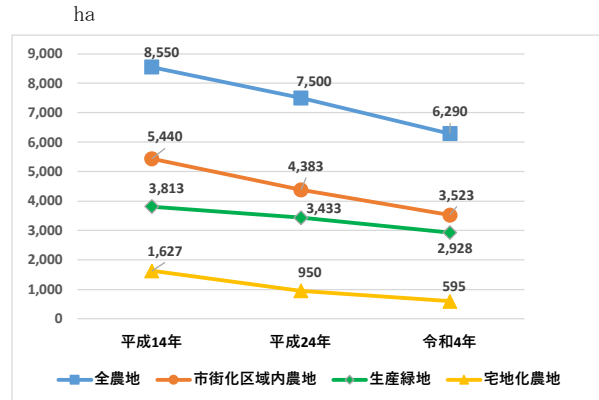
都市農業・農地の現状と国への提案

- 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を併せ持つ都市の貴重な財産

現 状

- 東京都の農地の6割が、市街化区域内に存在、そのうち8割が生産緑地
- 10年間で約860haの市街化区域内農地が減少
- 農地減少の主な要因は相続
 - ・ 地価が高いため、高額な相続税の負担

【都内の農地面積の推移】



出典：耕地及び作付面積統計、東京の土地 2022

現行の都市農業・農地に係る制度と課題

■ 制度

生産緑地制度

- 市街化区域内で農地を保全する制度
 - ・ 固定資産税は農地課税
 - ・ 相続税は宅地課税だが、納税猶予制度が適用可

相続税納税猶予制度

- 後継者に農地を引き継ぐための税制の特例
 - ・ 終生営農が条件
 - ・ 市街化区域内では生産緑地のみが対象(田園住居地域を除く)

■ 課題

- ・ 農業に必要な農機具倉庫や畜舎、屋敷林等は、相続税が宅地課税されている
- ・ 自治体の財政がぜい弱なため、買取り申出に対応できない

国への提案要求

- 都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、制度改善や税制措置に取り組むこと。
 - ・ 農業用施設用地や屋敷林等について、相続税納税猶予制度の適用拡大
 - ・ 生産緑地の買取りのために財政的な支援を拡充
 - ・ 相続税で物納された土地の農的利用を継続させる新たな制度を創設

10 ライフ・ワーク・バランスの推進

1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につながる商慣行の是正に取り組むこと。また、中小企業が取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえること。
- (4) 中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

<現状・課題>

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、平成31年4月から順次施行され、令和2年4月からは中小企業に残業時間の上限規制が適用され、令和5年4月には中小企業における割増賃金率の猶予が廃止されている。また、令和6年4月から、これまで業務の特性や取引慣行の課題があることから猶予されていた建設事業や自動車運転の業務等に対しても、時間外労働の上限規制が適用されている。こうした中、経営基盤がぜい弱である中小

企業が、法を踏まえ適切に労働時間の短縮などを進めていくには、個々の実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、業務効率化などの生産性向上に向けた支援も必要である。

令和2年12月に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や多様で柔軟な働き方を実現するため、週60時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、令和7年に達成すべき数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス（都ではライフ・ワーク・バランスとして推進））に向けて、新たな目標を設定し、更なる取組を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につながる商慣行の是正も必要である。

さらに、令和4年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）」において、働き方改革を進め、働く人のエンゲージメントと生産性を高めていくことを目的として、働く人の個々のニーズに基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組むことが盛り込まれた。人口減少に伴う労働力不足に直面する中、一人一人が持つ潜在能力を十分に発揮するためには、働く人のエンゲージメントを高める取組を推進する必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、特に令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された建設事業や自動車運転の業務等に対して、改正法の周知啓発を行うとともに、引き続き、働き方改革支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2) 全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施策を推進すること。
- (3) 中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働につながる短納期の発注の抑制など、長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組（しわ寄せ防止の取組）を行うこと。また、中小企業が働き方改革の取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。
- (4) 中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

参 考

(1) 働き方改革関連法の概要（労働時間法制の見直し）

主な改正項目		施行日	
		大企業	中小企業
労働基準法	残業時間の上限規制	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	年次有給休暇の付与義務		
	月60時間の残業の割増賃金率引上げ	※施行済	令和5年4月1日
	フレックスタイム制の拡充	平成31年4月1日	
高度プロフェッショナル制度の新設			
労働時間等設定改善法	勤務間インターバル（努力義務）		
労働安全衛生法	労働時間の客観的な把握	平成31年4月1日	
	産業医・産業保健機能の強化		

(2) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）数値目標（抜粋）

（内閣府男女共同参画局）

数値目標設定指標	現状（直近の値）	令和7年
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	6.4%	5%
年次有給休暇取得率	56.3%	70%
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	64.0%	全ての企業で実施
男性の育児休業取得率	7.48%	30%
25歳から44歳までの女性の就業率	77.7%	82%
第1子出産前後の女性の継続就業率	53.1%	70%

(3) しわ寄せ防止対策の推進

- ・しわ寄せ防止キャンペーン月間（11月）の実施

2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局)

デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを社会に根付かせるためのルールの普及啓発を進めるとともに、テレワークの導入が難しい業種や非正規雇用への導入支援のほか、民間企業・自治体等が行うサテライトオフィス整備に対する支援を行うこと。

<現状・課題>

テレワークは、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、労働者のライフ・ワーク・バランスの向上による働き方改革の促進のほか、企業にとっても、生産性の向上や多様な人材の確保、災害時の事業継続対策などに有効である。

都では、これまで東京 2020 大会における「交通需要マネジメント（TDM）、テレワーク、時差Biz」を一体的に推進する「スムーズBiz」の推進や、感染症の拡大防止に向けた緊急対策などに取り組んできた。その結果、都内企業（従業員 30 人以上）のテレワーク導入率は約 6 割に達するなど、テレワークは急速に拡大している。一方で、運用上の課題（コミュニケーション不足等）に対応できず、定着が難しい企業の存在も浮き彫りになってきている。また、令和 6 年 5 月に公布された育児・介護休業法の改正法では、3 歳になるまでの子を養育する労働者や家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容にテレワークが追加されている。今後は、コロナ禍の緊急対策としてのテレワークから、働き方の多様化等に対応し、企業戦略として「我が社のテレワーク」を促進させるため、テレワークの更なる導入の促進と定着に向けた取組を強化していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークを企業に根付かせるためのルールの普及啓発を官民一体で進めること。
- (2) 中小企業をはじめ、企業のテレワーク機器・ソフトウェア等の導入や定着を促進するための支援策を拡充すること。
- (3) 育児・介護休業法に、3 歳になるまでの子を養育する労働者や家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）にテレワークが追加されたことについて、企業への周知を徹底するとともに、テレワークを活用した柔軟な働き方等を促す施策を実施すること。
- (4) 自宅だけでなく身近な地域におけるテレワークの実施環境の整備を促進するため、民間企業や自治体等によるサテライトオフィス設置に対する支援

を行うこと。

- (5) テレワーク勤務の運用においては、非正規雇用の従業員も正規雇用の従業員と同様に活用できるよう、企業に対し指導を行うとともに、非正規雇用へのテレワークの導入が進むよう支援策を拡充すること。
- (6) 労働時間の管理やコミュニケーションの確保、通信環境の整備など、テレワークの導入・運用上の課題を抱える企業に対して、テレワークガイドラインの普及啓発を図るとともに、課題解決に向けたサポートを行うこと。また、テレワークの導入が難しい業種において導入が進むよう、テレワークに必要な業務改革などについて支援を行うこと。

参 考


【テレワークの導入促進と定着に向けた都の取組】

○「テレワーク東京ルール」の策定

【テレワーク東京ルール】

<テレワーク戦略ビジョン>

テレワークで実現するワーク・ビジネススタイルの変革

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・働き方改革・ビジネス革新・人材活用・危機管理・地域振興 |  | <ul style="list-style-type: none">ライフ・ワーク・バランスの実現生産性の向上（ビジネスにおけるDX）多様な人材の活躍（ダイバーシティの実現）災害・感染症拡大時など非常時の事業継続勤務地・働く場所の分散による地域活性化 |
|--|---|---|

<テレワーク実践ルール（我が社のテレワークルール）>

テレワーク戦略ビジョンを踏まえ、各企業が実情に応じ具体的な取組ルールを設定

【ルールの設定例】

- 働き方改革 : テレワークデー・テレワークウィークの設定、育児・介護中はテレワーク勤務を活用
- ビジネス革新 : 会議や商談・営業は、オンラインで実施（テレビ・ウェブ会議システムの活用）
- 人材活用 : テレワークの活用で障害者等の雇用促進、研修は在宅でeラーニングで実施
- 危機管理 : 警報（台風・大雪等）時や、感染症の拡大時は原則テレワーク勤務
- 地域振興 : 観光地のサテライトオフィス勤務の実施

- 育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進事業（令和6年度～）
育児・介護と仕事の両立支援を契機としたテレワークの導入を促進するため、テレワーク環境の構築や就業規則の見直し等に係る経費助成等を実施

○テレワーク定着強化事業（令和6年度～）

従業員ニーズや運用上の課題を踏まえ、新たなテレワークルールづくり（我が社のベストバランス）に取り組む企業へ奨励金（最大40万円）を支給

1 1 障害者の就業支援策の一層の充実

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者手帳を所持しない難病患者等について、雇用率制度における対象障害者の範囲に含めること。さらに、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 民間企業の法定雇用率 2.7 パーセントへの段階的な引上げや週 20 時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、企業に対する法制度の周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、助成金制度等の周知や施策の充実を図ること。
- (4) 障害者委託訓練については、多様なニーズに対応できるよう委託料の単価を引き上げること。

<現状・課題>

都における令和 5 年 6 月 1 日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、2.21 パーセントと過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率 2.3 パーセントを下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

障害者の雇用においては、雇用されても早期に離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

また、国において重度身体障害者に対する支援として障害者雇用納付金制度に基づく助成金等の拡充が図られているところであるが、こうした制度の着実な実施を図るとともに、利用促進に向けた周知や施策の更なる充実が必要である。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、民間企業の法定雇用率が令和6年度から2.5パーセント、令和8年度から2.7パーセントと段階的に引き上げられることに伴い、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が更に拡大することを踏まえて、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

さらに、令和6年4月から週10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者や精神障害者の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、週20時間未満の障害者の雇用に対する支援策が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。
また、障害者手帳を所持しない難病患者や発達障害者等について、雇用率制度における対象障害者の範囲に含めること。さらに、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。あわせて、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などを行うこと。
- (2) 民間企業の法定雇用率が2.7パーセントへ段階的に引き上げられることや週20時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、法制度の周知徹底を図るとともに、精神障害者をはじめ障害者の雇用についての中小企業に対する普及啓発や重度障害者等の受入ノウハウ・好事例の普及啓発を進めること。また、障害者の雇用を更に拡大するためのテレワークの導入支援など、事業主に対する支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、障害者雇用納付金制度に基づく拡充された助成金制度等の周知を行うとともに、更なる施策の充実を図ること。
- (4) 「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業」については、応募者が少人数の場合でも多様な訓練が実施できるよう、委託料の単価を引き上げる

参 考

【民間企業の雇用者数（東京）】

各年 6 月 1 日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成 29 年 (対前年比)	127,568.5 (1.7%)	33,996.5 (7.2%)	19,400.0 (18.2%)
平成 30 年 (対前年比)	131,700.5 (3.2%)	37,022.5 (8.9%)	25,071.0 (29.2%)
令和元年 (対前年比)	135,139.5 (2.6%)	39,599.0 (7.0%)	29,276.0 (16.8%)
令和 2 年 (対前年比)	136,369.5 (0.9%)	41,628.5 (5.1%)	33,494.0 (14.4%)
令和 3 年 (対前年比)	137,835.0 (1.1%)	44,114.5 (6.0%)	37,582.0 (12.2%)
令和 4 年 (対前年比)	138,907.0 (0.8%)	46,513.0 (5.4%)	43,055.5 (14.6%)
令和 5 年 (対前年比)	140,206.0 (0.9%)	48,549.0 (4.4%)	50,577.0 (17.5%)

※雇用者数（人）はカウント数

【障害者委託訓練】

○委託料の単価（集合訓練の場合）

訓練生 1 人当たり、上限月額 6 万円（1 か月当たり標準 100 時間）

○実施コース数及び中止コース数

	実施コース数	中止コース数（※）
令和 3 年度	227	36
令和 4 年度	272	47
令和 5 年度	290	28

※応募者がいるにもかかわらず、採算が取れないという理由で中止となったコース。

1 2 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実

1 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を図ること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、出産・育児等のライフステージの変化により、女性の正規雇用比率は30代以降下がっていく傾向にあり、また、女性の管理職割合は諸外国と比較し低い水準となっていることなどから、女性活躍を推進する施策の充実が必要である。

平成28年4月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年5月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立し、令和4年4月に施行された。

また、令和4年7月には、301人以上の企業に対し同法に基づく男女の賃金の差異に係る情報の公表が義務化された。さらに令和5年6月に決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」には常時雇用労働者101人以上300人以下の企業への公表義務の対象拡大の検討を行うことが明記され、引き続き検討が進められている。

<具体的要求内容>

(1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化すること。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

(2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク等支援拠点の更なる増加や事業の充実など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策について、一層の強化を図ること。

(3) 男女の賃金に差異があることから、その解消に向けた施策を講じること。

2 いわゆる「年収の壁」等への対応

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 短時間労働者の追加就労の障壁となる、配偶者手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働き掛けるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
- (2) 就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正動向等の正確な理解を促進すること。
- (3) いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者の被用者保険の適用要件の見直しに係る検討を着実に進めること。
- (4) くらし方や働き方の変化を踏まえ、働き方に中立な社会保障制度の実現に向けて検討を進めること。

<現状・課題>

我が国では、労働者の配偶者で扶養され社会保険料の負担がない層のうち約4割が就労している。その中には、一定以上の収入（106万円又は130万円）となった場合の、社会保険料負担の発生や、収入要件のある企業の配偶者手当がもらえなくなることによる手取り収入の減少を理由として、就業調整をしている者が一定程度存在する。都は、このような手当の見直しを行った企業に対して、新たに奨励金を支給することとしている。

「全世代型社会保障の構築に向けた取組について（令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定）」では、働き方に中立的な社会保障制度等の構築に向けて、短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃や、週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大等を取り組むべき課題としており、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）（令和6年6月11日決定）」では、「いわゆる「年収の壁（106万円・130万円）」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げ等に取り組むことと併せて、当面の対応策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行し、さらに、次期年金制度改正において制度の見直しに取り組む。」とされている。

令和5年10月から実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」では、国における当面の対応として、（1）106万円の壁への対応（①キャリアアップ助成金のコースの新設 ②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）、（2）130万円の壁への対応（③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）、（3）配偶

者手当への対応（④企業の配偶者手当の見直し促進）を進め、年収の壁を意識せずに働くことのできる環境づくりを後押しするとともに、さらに、制度の見直しに取り組むことや、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等に対する助成金（業務改善助成金）の活用を促進している。

当面の対応とともに、就業調整を行っている短時間労働者の女性がいることを踏まえれば、いわゆる「年収の壁」に代表されるような、女性の就労の壁となっている制度・慣行についても、見直しを進めていくことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 短時間労働者の追加就労の障壁となる、配偶者手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働き掛けるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
- (2) 就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正の動向や、就業時間数と収入の関係について、将来を見据えた安定収入や社会保障の重要性、被用者保険加入のメリットなども含め、普及啓発により正確な理解を促進すること。
- (3) いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者の被用者保険の適用要件の見直しに係る検討を国民年金制度との整合性等を踏まえつつ着実に進めること。なお、検討に当たっては、中小・零細企業の事業主負担に留意しつつ、当面の対応の効果を検証した上で進めること。
- (4) 暮らし方や働き方の変化を踏まえ、働き方に中立な社会保障制度の実現に向けて検討を進めること。

1 3 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進

(提案要求先 農林水産省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者には「ビジネスチャンス・ナビ」の利用を促すこと。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機とした中小企業の中長期的なビジネスチャンスの拡大を図るため、都は東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会及び東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施しており、その取組の一貫として都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を平成 28 年 4 月から運営してきた。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んできており、また、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結びつけることにより、受発注取引の広域化を推進してきた。

本サイトを含むプロジェクトについては、組織委員会の「東京 2020 アクション&レガシープラン 2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京 2020 大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられた。

このような中小企業の発展につながる取組については、令和 4 年度以降も「中小企業受注拡大プロジェクト」として継続し、東京 2020 大会の重要なレガシーの一つとして定着させ、更なる発展を目指している。具体的には、ユーザーの利便性向上を目指しサイト機能の見直しを行うほか、民間企業同士の受発注取引の更なる活性化に向けたマッチング支援機能の強化を図るなど、プロジェクト内の取組についてより一層の活用促進に努め、中小企業の発展を後押しする。

こうした取組により、令和 6 年 8 月末日時点で、本サイトにおける登録企業数は累計 48,638 件となり、都の政策連携団体等も 38 団体が本サイトを電子入札システムとして活用している。

ビジネスチャンス・ナビの利便性向上やマッチング機能の強化を図る取組と、東京と地方の中小企業を結びつけ、受発注取引の広域化を図る取組をリンクさせることで、本プロジェクトの効果を日本全国に波及させることも引き続き目指す

ところであり、日本全体の経済の活性化を図るためには、本サイトへの登録と案件掲載を促していくことが重要である。

< 具体的要求内容 >

「ビジネスチャンス・ナビ」について、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参 考

<中小企業受注拡大プロジェクトの概要>

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援などの取組を大会のレガシーとして定着させ、中小企業の更なる飛躍につなげるため、以下の取組を展開

1 <ビジネスチャンス・ナビ>

官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のPR情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

2 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

【ビジネスチャンス・ナビの概要】



<令和3年度までの組織委員会や国における位置づけ>

○東京 2020 アクション&レガシープラン 2019 アクション一覧（抜粋）

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告（令和3年6月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成 28 年 4 月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ 2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

1 4 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁・環境省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。
- (2) 中小企業における脱炭素化の取組を加速させるため、国が開設したカーボン・クレジット市場において、中小企業も含め取引に参加しやすい仕組みとするとともに、良質で信頼性の高い海外クレジットも対象に加えることで、取引が活性化されるよう、検討を進めること。

<現状・課題>

エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰、円安進行などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

こうした中、世界では再生可能エネルギーの利用拡大が進むなど、脱炭素化に向けた動きが加速するとともに、新たな脱炭素技術の開発も活発化している。

脱炭素化に向けた世界の潮流に乗り、中小企業が持続的な成長・発展を遂げていくためには、今後拡大が見込まれる脱炭素市場への参入を図るとともに、省エネ設備の導入等の取組を進めていくことが重要である。

国では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）において「製品・サービス高付加価値化枠」を新設し、GXの分野を「成長分野進出類型」と分類し、革新的な製品・サービス開発の取組に必要な設備・システム投資等への支援を実施しているところである。

カーボンニュートラルの実現に向けては、企業活動においても、製造工程等から自社製品の輸送等のサプライチェーン（Scope 3）までを含めた温室効果ガスの削減が重要であり、取引先からカーボンニュートラルへの協力を要請される中小企業も増加している。そのため、国は中小企業が脱炭素化に向けた設備投資や技術開発、排出量算定等に取り組むことができるように後押しする必要がある。

また、脱炭素社会の実現に向けて、国が果たすべき役割は決定的に重要である。東京をはじめとする各地域の主体的かつ率先的取組を支援する施策の構築や2050年に向けた更なる技術開発などに取り組むとともに、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すことで脱炭素社会への転換を先導し、世界全体の排出削減に最大限貢献していくことが必要である。

令和5年2月には「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定され、エネルギー

安定供給の確保に向けた取組のほか、GXの実現に向け、「GX経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支援、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現を目指すこととなった。企業が自主的に設定した目標に基づき削減量を評価する仕組みである排出量取引（GX-E T S）が令和5年度より試行的に開始し、令和8年度より本格的に稼働する。あわせて、カーボン・クレジット市場を開設し、GX-E T Sの目標達成に活用可能なJ-クレジットの市場取引を開始したが、その活性化が課題となっている。

< 具体的要求内容 >

- (1) 中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発、円滑な排出量算定等の更なる支援強化を図ること。
- (2) 国が開設したカーボン・クレジット市場は、GXリーグにおける排出量取引制度（GX-E T S）の参加企業以外でも取引が可能であることから、中小企業も含め取引に参加しやすい仕組みとするとともに、良質で信頼性の高い海外クレジットも対象に加えることで取引が活性化されるよう、検討を進めること。

1 5 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援 の更なる充実

(提案要求先 公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

物価高騰等の影響を受ける中小企業について、経済が本格的な回復に至るまでの間、その支援策の更なる充実を図ること。

<現状・課題>

エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰、円安進行などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このため、東京都では、原油価格高騰等で影響を受けている中小企業を対象とした販路拡大支援や設備投資支援を展開するとともに、上昇したコストを取引価格に反映するための適正な価格転嫁に向けた対策や、賃上げの原資確保につながる取組を後押しするなど、様々な支援策の充実を図っているところである。

他方、国においても、令和2年5月に「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを創設したり、令和5年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を定めたりするなど、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の順守を促しているところである。また、令和6年3月には、コスト上昇分の価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえて事業者名を公表し、価格転嫁の円滑な推進を強力に推進している。さらに、令和5年度補正予算において、物価高対策や賃上げに向けた取組を促す設備投資への補助金を充実するなど、中小企業への支援を拡充している。

こうした中で、企業物価指数の伸びは落ち着いてきたものの、日本商工会議所・東京商工会議所が令和6年2月に公表した資料では、65.6%もの中小企業が人手不足を感じる一方で、前向きな賃上げを行う余裕がある中小企業は24.4%にとどまるなど、中小企業は引き続き厳しい経営環境にある。

中小企業が、現在の物価高騰等の危機を乗り越え、事業を継続・発展させていくためには、様々な観点から既存の支援の継続・更なる充実が必要である。

<具体的要求内容>

経済が本格的な回復に至るまでの間、物価高騰等の影響を受ける中小企業に対して、既存の経済対策の継続・拡充など更なる支援の充実を図るとともに、適正な価格での取引推進に向けた仕組みについて、その実効性をより一層向上させること。

1 6 高齢者の就業を推進するための支援の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

高齢者が希望や能力、経験などに応じて働き続けられるように、高齢者に向けた就業支援を一層充実するとともに、企業における高齢者雇用への理解や高齢者を受け入れる職場環境の整備を促進すること。

<現状・課題>

東京都における令和4年度の65歳以上の求職者(都内ハローワーク)は65,338人で増加傾向だが、令和4年度における就職率は、若干上昇したものの19.5%(東京労働局)にとどまっている。

今後、高齢者の就業を推進し、高齢者が生涯現役で働き続けられるようにしていくには、高齢者が希望する仕事と求人とのミスマッチを解消するとともに、企業の高齢者の雇用に対する理解を促し、更に高齢者が活躍する場を創出することが必要である。

また、令和5年「高年齢者雇用状況報告書」(令和5年12月東京労働局)によると、都内の従業員21人以上の企業のうち、66歳以上になっても継続して働ける企業は34.2%である。

そして、令和3年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法では、65歳から70歳までの就業機会の確保措置について、企業に対して7項目(①定年延長、②定年廃止、③契約社員等での再雇用、④他企業への再就職支援、⑤フリーランスで働くための資金提供、⑥起業支援、⑦NPO活動等への資金提供)のいずれかの措置を講ずる努力義務が設けられた。本改正により企業はこれらの就業機会の確保措置について選択できる仕組みを整備することが求められている。

これらのことを踏まえ、今後、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮して活躍できるように、企業に対して高齢者雇用への理解促進と支援を充実させることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 都内ハローワークに設置されている「生涯現役支援窓口」等を活用して、高齢者に向けた情報提供や相談支援を充実するとともに、合同就職面接会や職場体験等を含めた企業とのマッチング機会の拡大・充実を図ること。
- (2) 65歳を超えて高齢者が活躍している企業の具体的な事例紹介を含めた企業向けの広報等を通じて企業の高齢者雇用への理解を促進するとともに、企業が高齢者を受け入れるための職場環境を整備するため、相談支援や情報提供などを充実させること。
- (3) 65歳以上の高齢者を採用した企業や、高齢者雇用の継続雇用に向けた制度構築に取り組む企業への支援を一層充実させること。

1 7 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への 資金繰り支援

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

エネルギー価格の高騰や人手不足への対応など社会経済情勢の変化により事業活動に影響を受ける中小企業者の資金繰り支援の制度を適切に運用するとともに、経営改善・事業再生などに係る支援について、更なる充実を図ること。

<現状・課題>

中小企業を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、物価高騰や人手不足などにより、引き続き厳しい状況にある。

多くの中小企業者が利用した実質無利子融資の借入れの据置期間終了などによって、厳しい資金繰りの中で返済に苦慮する事業者も見受けられる。

そのため都は、地域の金融機関に対し、返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請しているが、監督官庁である国からも各金融機関に対して適切に指導していく必要がある。

国は、金融機関が事業者の経営を伴走支援する統一保証制度やセーフティネット保証4号を、令和6年6月末で一部地域を除き終了した。令和6年7月より経営力強化保証制度が創設されたが、今後も中小企業の資金繰りを適切に支援していく必要がある。

加えて、国が公表した経済対策「再生支援の総合的対策」においては、保証付融資の増大や再生支援等のニーズの高まりを踏まえ、監督指針の改正や中小企業支援機関との連携など、経営改善・再生支援に重点を置いた支援を強化しているが、コロナ禍以降悪化した中小企業の経営を根本から改善する上で重要であり、一歩先を見据えた支援や更なる連携強化を進める必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 新型コロナ対応融資を利用した多くの事業者において返済が始まる中、ウクライナ情勢やエネルギー関連の要因、金融情勢等により更なる経営環境の悪化が見込まれることを踏まえ、国から金融機関に対し、事業者からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、指導を行うこと。
- (2) 政府系金融機関の実質無利子融資の取扱い終了後においても、中小企業の資金繰りのひっ迫など、事業者が直面する課題に対する支援の充実を図ること。
- (3) 様々な社会経済情勢の影響に苦しむ中小企業の経営状況を踏まえ、経営改善・再生支援に重点を置いた施策の充実を図ること。

- (4) セーフティネット保証の運用に当たっては、金融機関から中小企業への資金供給に支障が生じないように、感染症以外の資金繰り悪化要因も含めた指定や指定期間の延長等に適切に対応すること。
- (5) 信用保証協会や中小企業活性化協議会等の関係機関の連携強化に加え、監督指針改正による民間金融機関の人材活用・事業者のガバナンス向上に向けた支援など、個々の中小企業の状況や今後の事業展開を踏まえたきめ細かな支援を図るよう、関係機関へ要請を行うこと。

1 8 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因を解明すること。
- (2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援を強化すること。

<現状・課題>

平成16年に国内で79年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザは、これまで断続的に発生がみられたものの、令和2年以降、毎年発生し、令和4年シーズンにおいては、過去最大規模の発生となった。

この間、国は家畜伝染病予防法に定める飼養衛生管理基準の改正を幾度も行い、都道府県は本基準を遵守するよう家きん飼養者に対し指導を行ってきた。

しかし、依然として本病の発生リスクは継続しており、ここ近年では鶏舎内にウイルスを持ち込む野鳥の侵入防止に効果があるといわれるウインドレス鶏舎での発生が複数例確認されている。また、発症した鶏の位置も鶏舎入口から離れた場所で確認されている。

これ以上の発生を防ぐためには、発生事例に係る疫学調査の迅速な実施と、今まで検討されていない全ての要因について検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生要因を解明する必要がある。

また、家きん飼養者にとって、飼料費や空調に要する電気代等の経費が高止まりしている中で農場バイオセキュリティ（家畜への病原体の侵入や病気のまん延を防ぐための取組）の徹底を図ることは、経営的な負担が大きいことから、その支援を強化する必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因の解明

発生事例に係る疫学調査の迅速な実施と、養鶏施設の構造や野生動物におけるウイルスの保有・消失期間など、考えられる全ての要因について実証試験も含めた検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生の要因を解明すること。

(2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援の強化

国は、家きん飼養者が農場バイオセキュリティに取り組む場合、その経費の2分の1を助成しているが、対策の徹底に向け、その補助率を引き上げるとともに、速やかに活用できるよう改善を図ること。

8. スポーツ・教育

1 「東京 2025 世界陸上競技選手権大会」及び「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025」開催への全面的支援

(提案要求先 内閣官房・内閣府・宮内庁・警察庁・復興庁・総務省・法務省・出入国在留管理庁・外務省・財務省・文部科学省・スポーツ庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

「東京 2025 世界陸上競技選手権大会」(以下「世界陸上」という。)及び「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025」(以下「デフリンピック」という。)の開催に向け、国を挙げて全面的に支援すること。

<現状・課題>

都では、世界陸上及びデフリンピックそれぞれの招致主体である公益財団法人日本陸上競技連盟及び一般財団法人全日本ろうあ連盟からの要請を受け、国やスポーツ界と共に、2025 年大会の東京での開催を目指す両団体の取組を応援してきた。

2022 年に両大会の東京開催が決まり、2025 年には再び、大規模な国際スポーツ大会が日本で開催されることとなった。両大会の成功には、関係者の密接な連携はもとより、政府の全面的な協力が不可欠である。

両大会は、都民・国民、とりわけ次代を担う子供たちに、スポーツの価値、感動や勇気を届ける大きな機会となる。また、年齢や国籍、性別、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しむ機会を創出し、世界に向けて日本の魅力を力強く発信する絶好の機会ともなる。都は、こうした両大会開催の意義を踏まえ、両大会を通じて都が目指す姿を「ビジョン 2025 スポーツが広げる新しいフィールド」として取りまとめるとともに、「全ての人が輝くインクルーシブな街・東京」の実現に貢献するという目標に向けて、両大会を通じて取り組んでいく方向性や、主な内容などをまとめ、様々な取組を進めている。

国際スポーツ大会開催への支援は、スポーツ基本計画に定めるとおり、東京 2020 大会のレガシーの継承・発展に大きく資するものである。スポーツの一層の振興につなげるとともに、情報保障の充実も含め、真の共生社会実現を目指していくためにも、両大会に協力する旨の閣議了解も踏まえ、大会開催に向けて国が財政面を含めた全面的な支援を打ち出すべきである。

なお、大会に向けては、国の「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」や、都が策定した「国際スポーツ大

会への東京都の関与のガイドライン」を踏まえ、両大会が透明で公正な大会となり、都民・国民の信頼を得ることができるよう、取組を進めていくこととしている。

< 具体的要求内容 >

- (1) スポーツ振興くじ助成金や各種国庫補助負担金等の活用など、国による積極的な財政支援を行うこと。また、国所管施設における使用料の減免のほか、施設の弾力的運用を行うこと。
- (2) 選手及び大会関係者等の出入国の支援や、貨物の輸出入、動植物・食品検疫に係る手続をはじめ、空港に関する諸調整等、円滑な出入国に関して必要な措置を講ずること。
- (3) 大会開催時には選手・大会関係者のみならず、要人や観戦者として国内外から多くの人々が東京を訪れるため、セキュリティ確保に関して必要な支援を行うこと。
- (4) 海外要人の円滑な出入国や国内滞在における諸対応など、要人来賓に当たり生じる調整事項について協力を行うこと。
- (5) 環境に配慮した車両の導入や再生可能エネルギーの活用など、環境負荷低減に向けた日本の先進的な技術について、両大会への活用に関し支援を行うこと。
- (6) 日本及び東京の都市の魅力の発信や、東日本大震災からの日本の復興に係る情報発信等について、両大会を通じた連携を図ること。
- (7) 誰もがスポーツに親しむ社会の実現に向け、東京 2020 大会を契機に高まったスポーツ気運を、両大会を通じて更に広げていくため、競技団体の組織体制強化や体制構築、選手の発掘・育成・強化など、国が率先的に取り組むこと。
- (8) 国所管施設をはじめ、情報保障の推進を図ること。

2 高等学校等における授業料の無償化等

1 高等学校等就学支援金制度の見直しによる授業料無償化の実現

(提案要求先 文部科学省・こども家庭庁)
(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

保護者等の所得により学校選択が左右されないよう制度の見直しを行い、高等学校等の授業料の無償化を実現すること。

<現状・課題>

教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、家計の経済状況にかかわらず、子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実現すべきであるが、高等学校等就学支援金制度については、平成26年4月の制度導入以来、所得制限が設けられているため、支給の対象外となっている生徒がいる。

また、所得以外の要件では、就学支援金の支給期間は全日制課程で36月、定時制課程及び通信制課程で48月までとされている。学力と家計所得との関連は文部科学省による全国学力学習状況調査結果においても言及されているところであり、また、学力の低さは留年等の結果につながりやすい。このため、特に支援を必要としている低所得世帯における負担を確実に軽減するためには、留年等において上記の支給期間を超えた生徒についても、就学支援金の支給対象とすべきである。

なお、都においては、自分のペースに合わせてじっくり学びたい生徒、高校を中途退学した生徒など、全日制高校では自身の能力や適性を十分に生かしきれない生徒のための高校（チャレンジスクール等）を設置している。このような学校をはじめ、特に定時制課程及び通信制課程の学校では4年を超えて在籍する生徒が一定規模存在する。

また、定時制課程及び通信制課程（単位制による課程）において就学支援金の対象となるのは、卒業に必要な74単位まで、また、年間に30単位までとしており、その単位数を超えるものについては、支援金の対象とはならず、超過する単位に相当する授業料の納入が発生する。全日制課程や定時制の単位制によらない課程では授業料が定額のため74単位を超えて、また年間30単位を超えて履修しても、授業料は発生することはないが、単位制課程が自発的に履修する場合等には、超過する単位に相当する授業料を徴収することになり、不公平感がある。

<具体的要求内容>

- (1) 保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、所得制限を撤廃し、高等学校等の授業料の無償化を実現すること。
- (2) 高等学校等の授業料の無償化を実現する際、以下の事情に該当する授業料について、就学支援金の対象とすること。
 - ア 留年等の理由により、全日制課程で36月を、定時制課程及び通信制課程で48月を超えて在籍する者の授業料
 - イ 定時制課程及び通信制課程の単位制により授業料を規定している場合におい

て、履修単位数が 74 単位を、年間の履修単位数が 30 単位をそれぞれ超えた分の授業料

ウ 月の中で転学した場合の、転入した学校の 1 月分の授業料

(3) 就学支援金の実施に係る事務経費についても、都道府県の負担が発生することがないように全額国が負担すること。

2 私立高等学校等の授業料の無償化等

(提案要求先 文部科学省・こども家庭庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局・総務局・子供政策連携室)

(1) 私立高等学校等の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすることに加え、実施に係る事務経費も全額国が負担すること。

(2) 国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、地方自治体の子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。

また、保護者等の利便性向上、私立学校等や地方自治体の事務の効率化等の観点から、就学支援金制度をより柔軟な制度に改善すること。

(3) 現状の支援の中においては、高等学校等就学支援金制度に係る費用について、国の責任で全額を措置するとともに、高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」の機能を改修・改善すること。

<現状・課題>

教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、家計の経済状況にかかわらず、子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実現していかなければならない。全国共通の課題に対し、国家的な視点で制度設計を行い、推し進めていくことが求められる。

都は、子育て世帯の教育費負担軽減の取組を先行的に実施するため、私立高校及び東京都立産業技術高等専門学校の授業料について、令和6年度から、国の就学支援金と合わせて、独自の特別奨学金等により、保護者の所得にかかわらず都内私立高校平均授業料額まで支援することとした。(令和6年度予算額：国の就学支援金 約235億円、都の特別奨学金 約600億円)

現在は、国の制度と都の制度が併存することにより、保護者等や私立学校等は二つの制度に申請・審査が必要であり、都としても二つの制度を運用する必要があるなど、複雑な仕組みや事務負担が課題となっている。

就学支援金については、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」において、都道府県が就学支援金を受給権者に支給することとなっており、その就学支援金

の支給に要する費用については、国が都道府県に全額相当を交付するとしている。しかし、就学支援金の事務執行に要する費用については、予算の範囲内で交付するとしているにすぎず、毎年度、多額の超過負担が発生している。

また、都は、令和5年度から、国が開発した高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」を活用してオンライン申請を開始しているが、「e-Shien」では、繁忙期における不安定な稼働や昼間時メンテナンスによる利用機会の制限、不備申請につながる入力画面、入出力データの制約など機能が不十分であり、利用者の申請・審査や都道府県事務の効率化の障害となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、私立高等学校等の授業料の無償化を実現すること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすることに加え、実施に係る事務経費も全額国が負担すること。
- (2) 国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、子供を産み育てやすい社会の実現に向けた歩みを止めないため、地方自治体の子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。
また、国の制度と地方自治体の制度が併存することを踏まえ、保護者等の利便性向上、私立学校等や地方自治体の事務の効率化等の観点から、就学支援金制度をより柔軟な制度に改善すること。
- (3) 現状の支援の中においては、国は、就学支援金の支給制度を国策として実施することから、その事務の執行に要する費用についても、都道府県及び学校に対し全額を措置するとともに、都道府県からの意見を踏まえ、利用者にとって分かりやすく、事務の効率化に資するよう高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」の機能を改修・改善すること。

参 考

○ 都の現状

<私立高等学校等特別奨学金>

単位：百万円

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
補助総額	5,506	12,488	13,666	13,924	11,322	12,307	13,005	13,444

<就学支援金>

単位：千円

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
国からの高等学校等就学支援金事務費交付金	180,573	180,638	162,458	128,062	150,123	145,618	162,224	142,020
都の高等学校就学支援金事務に係る経費	458,640	444,786	470,317	559,043	525,594	520,090	566,535	697,863

3 高等教育に係る経済負担の軽減

(提案要求先 文部科学省・こども家庭庁)
(都所管局 子供政策連携室・総務局・生活文化スポーツ局)

高等教育費の家計負担の在り方を抜本的に見直すこと。

<現状・課題>

日本の少子化は想定を大きく上回るペースで進行している。令和5年の出生数は、8年連続の減少で72.7万人となり、統計史上最少を更新した。急激な人口減少は、社会の存立基盤を揺るがす重大な危機である。少子化の要因は多岐にわたっているが、国立社会保障・人口問題研究所が令和3年6月に実施した「第16回 出生動向基本調査」では、夫婦が理想の子供数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という回答が最多となっており、教育費の負担の大きさは主要因の一つとして挙げられている。

中でも高等教育費の家計負担については、昨年、経済協力機構（OECD）が公表した「図表でみる教育（Education at a Glance）OECDインディケータ」によると、日本の家計負担の割合は51%であり、OECD加盟国の平均である22%の2倍超となっており、諸外国と比較しても非常に高い水準にある。

一方、日本学生支援機構が実施した「令和4年度学生生活調査」によると、半数程度の学生が何らかの奨学金を受給しているが、貸与型が主流であり、返済期間が子育て期間と重なることで、子育て世代の負担となっていることも指摘されている。

国においては、令和2年4月から高等教育の修学支援新制度が実施され、一定の要件を満たす学生を対象に、授業料・入学金の免除又は減額と、返還を要しない給付型奨学金が拡充された。また、昨年12月に発表された「こども未来戦略」では、高等教育費の負担軽減のため、貸与型奨学金の負担軽減（多子世帯に特に配慮）を行い、授業料等減免及び給付型奨学金を拡大（理工農系学生、多子世帯等）し、さらに令和7年度から多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置を講ずるとした。また、授業料後払い制度については、令和6年度から修士段階の学生を対象に導入し、令和7年度には学部段階への本格導入に向けた更なる検討を進めるとしている。

都は、学生の学修機会の確保を目的として、国を上回る水準で授業料の減免等支援を行うとともに、都内の子育て世帯の教育費の負担軽減の観点から、東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校において、所得制限を撤廃し、住所等の要件を満たす世帯を対象に令和6年度から授業料の実質無償化を実施している。

高等教育費における家計負担の在り方については、国家的な視点で制度設計を行い、将来を見据えて継続的に見直しを行うべき課題であり、保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、国の責任と財源において支援を更に拡充していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 高等教育の修学支援新制度を拡充し、支援対象の拡大や給付額の引上げ等、更なる負担軽減により、授業料の無償化を実現すること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。また、地方自治体の財政負担を軽減するような制度設計とすること。
- (2) 貸与型奨学金について、制度の対象を拡大するとともに、返済中の若者・子育て世代についても減額返還制度を利用可能な年収対象を大幅に拡大する等、実情を踏まえた支援策を講じること。

4 学校給食費の無償化

(提案要求先 文部科学省・こども家庭庁)
(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

- (1) 学校給食費の無償化を早期に実現すること。
- (2) 国の方策が講じられるまでの間、地方自治体の取組に財政支援を講じること。

<現状・課題>

学校給食は、学校の設置者が実施主体となり（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 4 条、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）第 3 条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）第 3 条）、学校給食摂取基準等を踏まえた栄養のバランスの取れた食事を提供することとされている。学校給食の実施に必要な、施設設備費及び人件費等の管理的経費は学校設置者の負担とされ、食材費等の学校給食費は、保護者の負担とされている（学校給食法第 11 条及び同法施行令第 2 条、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第 5 条及び同法律施行令第 1 条、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第 5 条及び同法律施行令）。

国は、令和 5 年 12 月に策定した「こども未来戦略」において、学校給食費無償化の実現に向けて、全国ベースの実態調査を行いその結果を公表した上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとしている。これを踏まえ、国は別途調査を実施し、その結果を令和 6 年 6 月に公表している。また、国は、食料費高騰の影響を受ける保護者の負担軽減を図るため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金といった支援策を講じ、この活用を各自治体に促している。

都内区市町村は、各自治体の判断により、上記交付金や自己財源により、給食費の保護者負担軽減や無償化を実施している。また、区市町村からは、学校給食法を改正するとともに、財政措置を講じ、国の負担において学校給食の無償化を進めるよう国に働き掛けることなどの要望が寄せられている。

こうしたことを背景に、都においては、子育て世帯の保護者負担軽減を図るため、都立学校の保護者等が負担する学校給食費を都が負担するとともに、都内の区市町村が学校給食費の保護者負担軽減に取り組む場合、その費用の 2 分の 1 を支援する事業を、令和 6 年度から開始することとした。

教育は子供の健全な育ちを支える基盤であり、家庭の経済状況にかかわらず、子供たちが安心して学び・育つ環境を早期に実現していかなければならない。全国共通の課題に対し、国家的な視点で制度設計を行い、推し進めていくことが求められる。将来に希望を持てる持続可能な社会の実現に向け、従来の延長線ではない大胆な政策を早期に具体化されるよう求める。

<具体的要求内容>

- (1) 子供たちの健全な成長を支える学校給食費の無償化を国の責任と財源において早期に実現すること。
- (2) 国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、子供を産み育てやすい社会の実現に向けた歩みを止めないため、地方自治体の子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。

5 教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の拡充等

（提案要求先 文部科学省）
（都所管局 教育庁）

- （1）教育支援センターの機能強化に必要な人員配置、指導内容の充実及び環境整備のための財政的な支援を継続して行うこと。
- （2）学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置・運営に当たり、十分な指導を可能とする教員定数の充実及び必要な財政的支援を行うとともに、学校の施設内の教室に学びの多様化学校を設置する形態（校内分教室型）を認めること。
- （3）全ての中学校での不登校対応の充実に向けて、対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう教員定数の一層の拡充を図ること。
- （4）その他、不登校対応を推進するために必要な支援を継続的に行っていくこと。

<現状・課題>

昨年度文部科学省が実施した、令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下「問題行動等調査」という。）によると、小・中学校の不登校児童・生徒数は、全国公立学校では299,048人、都内公立小・中学校では26,912人であり、増加傾向にある。

不登校となった児童・生徒は、自信を失い、社会から孤立しがちになるとともに、生活の乱れを招いたり、学力の習得の機会を失い、将来の進路選択が困難になったりするなど、深刻な課題を抱える場合が多く、将来の社会的自立に向けた支援は喫緊の課題である。

現在、各自治体では、教育支援センターを設置し、不登校の児童・生徒の社会的自立に向け相談や学習指導等に対応している。これに加え、一部の自治体では、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間、学校を欠席している児童・生徒への教育の場として、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）を設置している。

国においては、「不登校児童生徒への支援の充実について（通知）」（令和5年11月17日）を各都道府県教育委員会教育長等に宛てて通知し、教育支援センターの充実及び不登校特例校の設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソ

ーシャルワーカーの配置充実等について示すなど、自治体の取組を支援している。

しかしながら、令和4年度問題行動等調査によると、全国に1,654施設ある教育支援センターで相談・指導等を受けた公立小・中学生の人数は25,054人で、不登校児童・生徒全体の約8.4パーセントに過ぎない。このうち都では、区市町により99施設が設置され、3,170人の小・中学生が教育支援センターで相談・指導等を受けたが、不登校児童・生徒全体の約11.8パーセントという状況である。また、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）については、令和6年4月現在、全国で35校しかなく、そのうち都内公立学校は6校という状況である。

このような状況に鑑み、各自治体では、地域の実情や特性等に応じ、様々な不登校対応を講じている。都においては、教育支援センターの充実を図るために補助事業を実施している。また、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）を早期に整備できるよう、将来的に学校への移行を見据えつつ、当分の間、分教室の形で不登校特例校を設置・運営する全国初のスキームを創設し、区市町村による設置促進を図っている。さらに、不登校生徒の多い中学校には対応の中心となる教員を加配し、校内の居場所づくり、学習支援や相談対応など、不登校生徒への個別支援の充実を図っている。

一方、不登校児童・生徒の支援を充実していくためには、自治体だけの取組では限界があり、国による支援が必要である。

国による支援の必要性については、平成29年2月に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号。以下「法」という。）において、国及び自治体は、教育支援センターや不登校特例校の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めることが示されている（第10条・第11条）。

さらに、法第7条に基づく基本指針（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月31日））において、不登校児童・生徒等に対する教育機会の確保等の施策については、国や自治体等の相互の密接な連携の下で行うことが重要であるとされている。

こうしたことから、国及び自治体の協力の下、不登校に関する様々な背景や状況に応じて、具体的かつ実効性のある取組を推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 教育支援センターの機能強化を図るための継続した人員配置、財政的支援
不登校となり、長期間ひきこもりの状態にある児童・生徒が、教育支援センターに通えるよう支援を行うとともに、教育支援センターに通っている児童・生徒の個々の状態に合わせ、適切な相談対応や学習支援等を十分に行うことのできる体制を構築するため、設置者に対し、人員の配置、指導内容の充実及び施設環境整備等を行うための財政的支援を継続して行うこと。
- (2) 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置・運営に対する教員定数の充実、財政支援

不登校となった児童・生徒が再チャレンジを図り、自ら選択した進路に向け、自分のペースで学ぶことができるような、新たな学びの場を広げるため、設置者である区市町村に対し、個々の児童・生徒の状況に応じた少人数指導

を可能とする教員定数の充実や、設置・運営に対する財政支援を行うこと。

また、学びの多様化学校の設置促進のため、経費・土地・施設の負担を減らすことができるよう、学校の施設内の教室に特例校を設置する形態（校内分教室型）を認めること。

(3) 全ての中学校での不登校対応の充実に向けた教員定数の拡充

不登校の生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい対応や学校が組織的な支援体制を構築するため、中学校に対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう、加配定数の拡充など教員定数の一層の充実を図ること。

(4) 不登校対応推進のための継続的支援

上記のほか、不登校対応全般において、施策を推進していくために必要な支援を継続的に行うこと。

6 学校における働き方改革の実現

(提案要求先 文部科学省・スポーツ庁・文化庁)
(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るため、業務負担の軽減等に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

<現状・課題>

都教育委員会は、教員の長時間勤務を改善し、教員一人一人の心身の健康保持と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図るため、平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、外部人材の活用やデジタル化等に取り組んできた。

こうした取組の結果、東京都公立学校の教員の時間外勤務の状況は改善傾向にあるが、依然として長時間勤務の教員が多い状況にある。

また、現在、全国的に教員の確保が課題となっており、都においても、令和5年に実施した教員採用選考の受験倍率は1.6倍、小学校全科については1.1倍となるなど、厳しい状況となっている。

また、教員の精神疾患による休職率や、新規採用教員の採用後1年以内の離職率も増加傾向にあり、教員の安定的確保の面でも、長時間勤務の解消は喫緊の課題と言える。

さらに、未来に向けて、教育DXやグローバル化といった新たな教育課題への対応や、いじめや不登校、その他の様々な困難を抱える児童・生徒に対するきめ細かな対応を行うことができるよう、授業準備や子供たちと向き合うための時間を十分に確保するため、働き方改革の推進が重要である。

こうした状況の中、都教育委員会は、令和5年度から令和8年度までの4年間に、集中的に取り組むべき具体的な対策を取りまとめた「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を令和6年3月に策定し、学校における働き方改革を更に加速させていくこととした。

学校における働き方改革を一層推進していくためには、国、教育委員会、学校が一体となり、具体的かつ実効性のある取組を講じていくことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 「教員の働き方改革」を一層推進するために、教員が担うべき業務の見直しや校務のDX化、学校マネジメントの強化や指導・運営体制の充実など、業務量の削減や実効性の高い施策の実施を通じて、勤務実態の早急な改善に繋げていくこと
- (2) 教職調整額の引上げなどの教師の処遇改善を含めた「教員の働き方改革」をはじめとする全国共通の本質的課題については、施策の実施に当たって、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対して

確実に財源を措置すること。

- (3) 教員の事務作業等に係る負担を軽減するため、業務を補助するスクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）の国庫補助を拡充するとともに配置人員の拡大や通勤手当相当の経費の拡充など、財政的支援を充実すること。
- (4) 小学校において、教育の質の向上及び教員の負担を軽減するため、副担任相当の業務を担う外部人材の配置に係る国庫補助の拡充など、財政的支援を充実すること。
- (5) 小学校において、教育内容を充実させるとともに教員の負担を軽減するため、専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として任用する経費について、財政的支援を行うこと。
- (6) 校務の中核的役割を担う教員の負担軽減のため、主幹教諭に加え、学年主任、研究主任、司書教諭や校内のデジタル化推進等を担う教諭についても授業時数の軽減が可能となるよう、財政的支援を行うこと。
- (7) 教員の中でもとりわけ多忙な副校長の事務作業等に係る負担を軽減するため、副校長の業務を補助する外部人材の配置に係る国庫補助の拡充など、財政的支援を充実すること。
- (8) 専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (9) 部活動の円滑な地域連携・地域移行を進めるため、スポーツ団体や指導者などの質や量の確保に向けた方策、部活動指導員や外部指導者等に係る財政支援など、国による更なる総合的な支援を行うこと。

7 学校施設の空調設備整備に対する支援

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

区市町村立学校の空調設備整備が推進されるよう、財源を早急に確保し、財政支援を行うこと。

また、リースを活用した空調設備整備に対して財政支援を行うこと。

さらに、都立高等学校等についても、新たに空調設備整備の補助制度の対象に加え、財政支援を行うこと。

<現状・課題>

(1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について

昨今の猛暑は災害に相当すると言われており、熱中症対策に対する保護者等の関心は高く、学校施設の空調設備整備についてはより一層の取組が求められている。

都は平成 22 年度から教室の冷房化（空調設備の新規導入）に取り組み、独自の補助制度を実施するなど、安全・安心な学校環境整備を推進している。

普通教室の冷房化は平成 25 年度末に完了し、平成 26 年度からは特別教室の冷房化に取り組んでいるところであるが、普通教室等の空調更新を図る自治体においては、引き続き建築計画に空調事業を計上している。

また、学校体育館は、被災時には避難所としての機能を有するため、避難所の熱中症対策のためにも、教室と同様に空調設備整備を推進する必要がある。

そのため、都においては、平成 30 年度から、学校体育館等への空調設置について補助制度を創設した。国はリース方式の空調設備整備について国庫補助対象としていないが、都は、令和元年度からリース方式の空調整備事業についても区市町村の取組を支援している。

国の空調設備整備事業において、学校体育館等は断熱性の確保を条件として採択されているが、そのほとんどが補正予算によるものである。

(2) 都立高等学校等の状況について

都立高等学校等については、現在、施設老朽化に伴う改築や改修に加え、トイレの洋式化やゼロエミッション化の推進等の対応など、多くの施設整備案件を抱えている現状がある。

こうした中、近年における猛暑に伴い、暑さ対策として、学校体育館等への空調設備の整備や、特別教室への空調設備整備の推進に努めていくことも、強く求められている。

空調設備の整備は、緊急に実施することが求められており、かつ多額の費

用を要することから、財源の確保が必要不可欠となっているものの、都立高等学校等については、学校施設環境改善交付金の対象外となっている。

<具体的要求内容>

(1) 猛暑日等の日数は増加傾向にある。小・中学校は、児童・生徒が1日の多くの時間を過ごす場所であり、また、体育館は、災害時には避難所となる。そのため、空調設備の更新や特別教室及び体育館等への新設を早期に計画的に実施する必要があることから、区市町村立学校の空調設備整備について、区市町村が早期に設置・更新を完了できるよう、必要な財源を十分に確保し、当初予算により採択すること。

また、リースを活用した空調設備整備に対して財政支援を行うこと。

(2) 都立高等学校等についても、空調設備の整備には多額の費用が必要なことから、新たに補助制度の対象に加えること。

8 教育のデジタル化の推進に向けた支援

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 一人1台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和8年度以降の更新分についても確実に補助金を措置すること。
- (2) 一人1台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和7年度以降も継続するとともに、地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換えること。
- (3) 端末整備完了後における保守管理、クラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末等も、休業期間や日頃のICT利活用時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) GIGAスクール運営支援センターの補助を令和7年度以降も継続するとともに、校内通信ネットワークの円滑な運用のための技術的な支援に加え、学校の通信ネットワーク速度の改善に係る補助制度について、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (5) ICT支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (6) 次世代校務DX環境の整備について、初期費用に加え、経常的経費等の継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (7) モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、継続した支援を行うとともに、通信費についても補助の対象とすること。

- (8) 校内通信ネットワーク等、「G I G Aスクール構想」の補助制度について、学校の新設分や児童・生徒の増加分も補助対象とすること。
- (9) 令和7年度に向けて策定するとしている「学校におけるICT環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら検討すること。
- (10) 「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。
- (11) 一人1台端末更新の基金創設や共同調達の推進等によって、都や区市町村の事務負担が増大していることから、事務負担軽減の観点から、最大限の支援を行うこと。
- (12) 高校段階における生徒端末整備支援制度について、高校段階の学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (13) 高校段階における生徒端末整備に対する支援について、全ての生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (14) デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方と、そこに向かう行程などの検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。

<現状・課題>

Society5.0時代の到来とともに社会の在り方が劇的に変わりつつあり、また新型コロナウイルス感染症の拡大などにより一層先行き不透明で予測困難な時代と

なっている。こうした中、これからの時代を生きる子供たちは、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を伸ばしていく必要がある。

そのためには、基礎学力の確実な習得を行うとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じた学びを提供していくことが重要であり、児童・生徒一人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等、ICTを有効に活用していくことが求められる。

このような中、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、義務教育段階における児童・生徒一人1台端末等を整備する「GIGAスクール構想」を前倒し、都では令和3年度までに全ての区市町村立学校において一人1台端末の整備が完了した。

一人1台端末を積極的かつ有効に利活用していくため、都は、ICT支援員やGIGAスクール運営支援センターに係る都独自の補助制度を設け、区市町村立学校におけるICT支援体制の整備を推進した。こうした取組等により、令和4年度の国調査の結果においては、一人1台端末を「ほぼ毎日使う」と回答した小学校の割合が7割を超え、全国2位となるなど、一人1台端末の利活用は大きく進んだ。今後も、デジタル教科書の導入や一人1台端末から得られる学習データに基づく指導等、一人1台端末の利活用を更に拡大していくことが必要となり、今や、一人1台端末は、教育の質を向上させるためのマストアイテムとなっている。

一方、都内自治体では、早ければ令和6年度に一人1台端末の更新時期を迎える。学校のICT環境の変化を受け、GIGAスクール構想を一過性のものとすることなく、持続可能なものとして今後のICT環境整備につなげていくことが重要である。

国は、令和5年度補正予算において、予備機を含む一人1台端末の計画的な更新に向けて、都道府県に基金を設置することとし、5年間同等の条件で支援を継続するとした。具体的には、児童生徒全員分の端末に加えて、予備機も補助対象となったほか、1台当たりの補助基準額はこれまでの4万5,000円から5万5,000円に増額された。そして、都道府県を中心とする共同調達等、計画的・効率的な端末整備を推進するとした。

一方、基金を造成するための予算としては、令和7年度更新分までの予算とされており、後年度について方針が示されていない。

また、基金を活用して自治体が行う児童生徒一人1台端末の整備に必要な経費の内、3分の1に当たる地方負担分については、令和6年度単年度の地方財政措置が講じられるとのことである。

言うまでもなく、一人1台端末の更新の費用負担について、義務教育段階であることを踏まえ、国の責任での財政支援を前提としつつ、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和8年度以降の更新分についても確実に補助金を措置する必要がある。

また、一人1台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、

令和7年度以降も継続するとともに、区市町村での確実な予算措置につながるよう、地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換える必要がある。

また、今後、一人1台端末だけでなく、学校で使用する指導者用端末や予備端末等も更新時期を迎える。指導者用端末や予備端末等の更新費用についても、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。さらに、一人1台端末の利活用に向けて、端末整備完了後における保守管理や、クラウド利用も含めた学習支援サービス利用、キーボード以外の周辺機器の整備等に要する費用に対しても、財政支援の対象とする必要がある。

区市町村立学校のICT支援体制について、国は、一人1台端末環境の安定的な運用を支援するため、令和3年度第一次補正予算から「GIGAスクール運営支援センター整備事業」として、ヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応等に要する経費に対して補助を行っている。国は、令和5年度において、自治体が連携してGIGAスクール推進協議会を設置し、事業を実施する場合の経費に対して補助を行い、全区市町村と連携する場合には補助割合をかさ上げしている。都では、令和4年度に都内全区市町村を対象とする東京都GIGAスクール推進協議会を設置し、今後、事業を実施していくが、国は補助割合のかさ上げを令和5年度までとし、当該事業自体も令和6年度までとしている。

当該事業の支援対象であるヘルプデスクの運営やネットワークトラブル対応等は、ICTに係る技術の進展や更新等により、端末利活用が定着して以降も必ず発生する業務であり、学校での日常的な端末利活用を支える業務として必要不可欠である。

GIGAスクール構想が目指す学びの実現に向けて、文部科学省は、全ての学校に必要なネットワーク環境が整備される措置を講ずるとしている。校内通信ネットワークの整備が完了した学校においても、デジタル教科書の導入を控え、一人1台端末の常時接続環境下での通信ネットワークの円滑な運用に当たって、様々な課題が生じることが想定される。学校のネットワークの改善のためには、課題のある学校におけるネットワークアセスメントの実施の促進及びアセスメントの結果を踏まえたネットワーク環境の改善、回線契約の切り替えに係る初期費用等に対する補助金を措置するとしている。

しかし、国が設定している当該事業の1校当たりの補助単価が低く、学校の通信ネットワーク速度の改善に関するネットワークアセスメントの実施に必要な経費を十分に充当できていない。令和7年度以降も、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

また、端末を日常的かつ効果的に利活用していくためには、教員をサポートするICT支援員が欠かせない。国は令和3年度、学校教育法施行規則の一部を改正し、ICT支援員を「情報通信技術支援員」という新たな名称で、教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして位置付けた。ICT支援員は、日常的なメンテナンスや更新作業のほか、端末を効果的に利用した授業支援や教材作成等も担い、学校での端末利活用に欠かせないスタッフである。令和4年度で終了予定だった地方財政措置は令和6年度まで2年間延長されたが、今後は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援が必要

となる。

統合型校務支援システムの整備率は年々上昇し、校務の効率化に大きく寄与してきたが、システムを自前サーバに構築し、閉域網で稼働させており、校務用端末も職員室をはじめとした利用場所が限定的であり、一人1台端末の整備とクラウド活用を核とする教育DXや働き方改革の流れに適合しなくなっている。こうした状況に鑑み、国は、次世代校務DX環境の全国的な整備を図るために、実態調査やロードマップの策定等に加え、教職員やICT支援人材を対象としたICT研修等に要する初期費用を財政支援することとしたが、整備した環境への順応を図るためには、経常的経費等の継続的かつ十分な財政支援が必要である。また、モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、ICTを活用した家庭学習の重要性が増す中で、LTE対応端末や可搬型通信機器の整備が求められており、継続した財政支援が必要である。さらに、通信料の負担が大きく、整備が進まないことが想定されるため、通信料に対する財政支援が必要となる。

校内ネットワーク整備等に対する補助において、令和3年度以降新設する学校分や令和3年度以降の児童・生徒増加分は補助対象となっていない。

また、令和7年度に向けて策定するとしている「学校におけるICT環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方財政措置等、国のICT環境整備の支援の在り方を規定するものとなるため、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、検討しなければならない。その際、都や一部の自治体は地方交付税不交付団体であることに加え、地方財政措置されている各事業の措置額が不明確であることから、各自治体での予算化が難しい現状がある。地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換える必要がある。

また、一人1台端末更新の基金創設により、補助金事務の主体が国から都道府県に切り替わったことや、今後、都道府県を中心とする共同調達を推進していくこと等に伴い、都道府県や区市町村の事務負担が非常に増大している。国は、事務負担軽減の観点から、都道府県による補助金や調達事務等の制度構築、区市町村も含めた実務遂行等に対して、最大限の支援を図らなければならない。

さらに、義務教育段階を一人1台環境で学んだ児童・生徒が進学後も切れ目なく同様の環境で学べるよう、国は高校段階における端末の整備について所要の補助を行う経費を令和2年度第三次補正予算として計上したが、補助対象は低所得世帯に限定され、補助上限額も義務教育段階と同額となっている。加えて、補助対象は学校設置者が整備する端末のみとされているが、一人一人の進路実現に資するためには、家庭への持ち帰りや必要なアプリのインストールなど、校内外で自在に活用していくことが必要であり、端末管理上一定の制約を設けざるを得ない設置者による整備手法では限界がある。さらに、昨今の物価高に伴う端末価格の上昇により、同一性能の端末を導入するに当たってもその費用負担は上昇している。

また、令和3年6月に「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議（第一次報告）」が公表され、令和4年の中央教育審議会初等中等教育分科会の特別部会において教科・学年を絞って令和6年度から段階的にデジタル教科書を導入すること、紙の教科書とデジタル教科書の在り方について児童生徒の特性や学習

内容等に応じてハイブリッドに活用することが方向性として示された。主たる教材である教科書の今後の在り方については、児童・生徒の学びを効果的に支援するものとして、紙とデジタルのそれぞれの特性を生かし、デジタル教科書を使用することによる教育効果の検証を行うなど、更に検討を進める必要がある。

国では、デジタル教科書について、令和6年度から、小学校5年生から中学校3年生を対象に「英語」、次に「算数・数学」を段階的に導入することとなったが、「英語」は全校対象に提供されているものの、「算数・数学」は約5割の学校への提供にとどまっている。このため、「算数・数学」を希望しているにもかかわらず、同じ区市町村内の公立学校の中で提供状況に差が生じており、デジタル教科書の活用を促進するためには、希望する全校を対象に提供する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 一人1台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和8年度以降の更新分についても確実に補助金を措置すること。
- (2) 一人1台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和7年度以降も継続するとともに、端末補助に係る地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換えること。
- (3) 端末整備完了後における保守管理、クラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末等も、休業期間や日頃のICT利活用時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) GIGAスクール運営支援センターの補助を令和7年度以降も継続するとともに、校内通信ネットワークの円滑な運用のため、技術的な支援に加え、学校の通信ネットワーク速度の改善に関する補助制度について、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (5) 各学校において、端末活用の日常化が定着するよう、ICT支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (6) 次世代校務DX環境の整備について、初期費用に加え、経常的経費等の継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (7) モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、継続した支援を行うとともに、通信費についても補助の対象とすること。
また、通信費について、LTE対応端末の通信費についても対象とすること。
- (8) 校内通信ネットワーク等、「GIGAスクール構想」の補助制度について、令和3年度以降新設する学校分や児童・生徒の増加分も補助対象とすること。
- (9) 令和7年度に向けて策定するとしている「学校におけるICT環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら検討すること。
- (10) 「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交

付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。

- (11) 一人1台端末更新の基金創設や共同調達の推進等によって、都や区市町村の事務負担が非常に増大していることから、事務負担軽減の観点から、最大限の支援を行うこと。
- (12) 義務教育段階を一人1台端末環境で学んだ児童・生徒が、高校段階においても、引き続き端末等を活用しながら学べるようにする必要がある。高校段階の高度・複雑な学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、昨今の物価高を考慮した上で継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、設置者への補助だけでなく保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (13) 高校段階においても全ての生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (14) 当面、紙の教科書とデジタル教科書が併存されるが、デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方と、そこに向かう行程などの検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。

また、少なくとも小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部）に対するデジタル教科書の導入について、英語だけでなく、算数・数学も希望する全ての学校を対象に提供すること。さらに、英語・算数・数学以外のデジタル教科書を導入する学校や区市町村教育委員会に対して財政支援を行うこと。

9. 治 安 对 策

1 首都東京を守るテロ等対応力の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) テロ対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。
- (3) テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。
- (4) 諸外国への技術情報等の流出防止対策を強化すること。

<現状・課題>

近年、世界各地において、爆発物や車両、刃物等を使用したテロが発生する中、I S I L等はインターネットを通じてテロの呼びかけを継続しており、実際に欧米諸国において、その過激思想に影響を受けた者によるテロ事件が発生している。

また、ウクライナ情勢やイスラエル情勢など、国際情勢も厳しさを増しており、他国では大使館を狙ったと思われる事案も発生している。

そのような中、本年3月にはロシアの首都モスクワ郊外のコンサート会場で数百人が死傷するテロが発生し、I S I Lが犯行声明を出した。

そのI S I Lは日本政府もテロの標的として名指ししており、今後も邦人をテロの標的とすることが示唆されるなど、我が国に対する国際テロの脅威が継続する中、I S I L等の過激思想に影響を受けた者による同様のテロが日本国内で発生する可能性は否定できない。

さらに、我が国においても、インターネットを通じて銃器等の設計図、製造方法を容易に入手できるなど、治安上の脅威に深刻な変化が生じており、特定のテロ組織等との関わりがなくても、社会に対する不満を抱く個人がインターネット上における様々な言説等に触発され、違法行為を引き起こすおそれもある。

実際に、テロ組織等と関わりなく過激化した個人による、手製の銃器を用いた銃撃事案や身近に入手可能な凶器を使用した事案等が発生しており、これらの事件は事前の予測が困難であることから、犯行を水際で未然に防止するために警備現場に掛かる負担は重大なものとなってきている。

また、国際情勢が急速に厳しさと複雑さを増し、地政学的緊張が高まる中、我が国の企業、研究機関等が保有する高度な技術情報等は、諸外国の情報収集活動の対象となっており、産学官連携による技術情報等の流出防止対策を推進するとともに、流出に対する取締りを強化することがこれまで以上に求められている。

このような情勢の中、我が国の政治・経済・社会の機能が集中し、国際テロ組織等にとって格好の攻撃対象となり得る重要施設や大規模集客施設が多数所在し、かつ、高度な技術情報等を保有する企業、研究機関等が多数所在する首都東京において、テロ対策及び技術情報等の流出防止対策を強化することは、国と東京都が連携して対処すべき喫緊の課題である。

<具体的要求内容>

- (1) テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期すため、テロ対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 国内外研究機関による研究成果等について情報収集するとともに、テロ防止啓発用物品等を作成し、民間事業者や地域住民に広く配布するほか、広報啓発動画を制作し、街頭ビジョン等の媒体を活用した情報発信により、官民が連携したテロ対策を強化すること。
- (3) CBRN鑑識を実現する最新のNBC検知資機材、テロ等重要事案発生時の捜査能力の向上に資する捜査用装備資機材、高度先端技術（8K、5G、AI等）を取り入れた「次世代型採証システム」関連資機材及び高度映像解析システムの導入並びに捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。
- (4) 技術情報等の流出防止に向けて、最新情勢の把握、企業、研究機関等との情報共有、流出事案の実態解明・取締りに向けた資機材の充実強化及び捜査員の能力向上に向けた必要な財源を確保すること。

2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃対策に関する装備資機材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が発生しているところ、我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生した場合は、都民、国民の生活や社会経済活動だけでなく、国の治安、安全保障にも重大な支障を及ぼすおそれがある。

令和5年中は、行政機関、民間事業者、学術研究機関等に対する情報窃取を企図した不正アクセス事案や、重要インフラ等の機能に障害を発生させ、社会経済活動に影響を及ぼすサイバー攻撃事案が発生したほか、政府機関や民間企業等のウェブサイトの閲覧障害が発生するサイバー攻撃事案が発生するなど、極めて深刻な情勢が続いている。

また、捜査の過程で、家庭用ルーターがサイバー攻撃に悪用されており、従来の対策のみでは対応できないことが判明したことから、令和5年3月、警察庁及び警視庁において、複数の関係メーカーと協力し、各家庭で所有するルーターについて、初期設定のID・パスワードの変更や最新のソフトウェアへのアップデートなどのほか、見覚えのない設定変更がなされていないか確認するよう注意喚起を行った。

その後の捜査の結果、当該手口を使用しているサイバー攻撃グループについて、中国を背景とする「BlackTech」であるものと強く評価するに至り、同年9月、警察庁をはじめとする日米関係機関により、合同の注意喚起が発出された。

これらの状況を踏まえると、国と東京都が緊密に連携して、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を強化することが、喫緊の重要課題となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練を実施（外部委託）し、実機を使用した事案対処等を行うことで緊急対処能力を高めること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対する研修を実施して対処能力の向上を図るほか、海外のセキュリティ事業者等との連携による情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃の実態解明に必要な装備資機材の充実強化を図ること。

3 総合的な治安対策の充実・強化

1 治安対策の充実・強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 首都警察特別補助金を増額すること。
- (2) 新たなICTの活用を見据えた警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (3) 国際海空港等における水際対策の推進を図ること。
- (4) 警察活動における人的基盤の強化を行うこと。

<現状・課題>

令和5年中、全国の刑法犯認知件数は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年の水準に戻り、都内の件数も8万9,098件、前年比プラス1万623件と、2年連続で増加となった。

このような状況は令和6年1月に発表された「都民生活に関する世論調査」にも強く反映されており、「都政への要望」では、「治安対策」が前年の第4位から第1位に上昇している。これは、匿名性の高い通信手段を使いながら離合集散を繰り返す「匿名・流動型犯罪グループ」による広域的な犯罪が発生していることなどにより、都民の体感治安が悪化していることを意味している。

このような状況の下、同調査で治安対策に求める「具体的な要望施策」の第1位には「警察官によるパトロールの強化」が挙げられており、引き続きマンパワーを要する治安対策が強く求められている。

その上、警視庁は、国会等の重要施設が集中する首都の治安維持、首相をはじめとする政府要人の警護を担う警察としての特殊性を有しており、潜在的に他の道府県とは比較できない膨大な警察事象を抱えているほか、近年、日本各地で頻発している自然災害では、警視庁管内・管外を問わず警察官を被災地に派遣し、救助活動や行方不明者の捜索を行うなど、日本警察の中核として、我が国全体の治安維持に当たる責務も担っており、治安対策に係る負担は、従前に比べてむしろ増大している。

- (1) 現行の警察法施行令(昭和29年政令第151号)第3条第4項の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を参酌し、国が所要額の一部を補助することとなっていることから、超過勤務手当の補助として昭和44年度から昭和54年度までは10億円、昭和55年度から15億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により首都警察としての業務負担が著しく増大しており、治安対策を一層強化する必要があることから、首都警察の財政需要について適正な負担を求める。

(2) 各種犯罪や交通事故の未然防止を図るため、各種防犯活動及びパトロール活動を行っているところ、これまでは、警察官個々の経験等に基づき、様々な方法で各種防犯活動及びパトロール活動を行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・AIなどの新たなICTを活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、状況予測による対応策の決定や、それに基づく現場活動を迅速かつ効率的に支援する必要がある。

そこで、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ることが必要である。

(3) 近年、若年層による大麻の乱用拡大が深刻化し、盛り場を中心とした違法薬物の所持・施用事犯が後を絶たず、都内の薬物情勢は依然として厳しい状況である。

一方で、覚醒剤等の違法薬物密輸入形態は、国際郵便や貨物利用のほか、旅行者を装った携行・携帯型など隠匿手口が巧妙化し、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた外国人入国者数の増加に伴い、更なる違法薬物の国内流入が懸念されるため、違法薬物密輸入事犯、外国人が嗜好するコカイン等の違法薬物所持事犯等の取締りに資する装備資機材の充実強化を図る必要がある。

(4) 警視庁には、平成27年度に71人、平成28年度に83人、平成29年度に60人の地方警察官の増員が行われるなど、人的基盤の強化を図っているところではあるが、近年は令和6年に定年引上げに伴う一時定員の措置にとどまっており、治安情勢が一段と厳しくなる中においても、多岐にわたる警察活動を効果的に推進し、「世界一安全な都市、東京」を実現するため、可及的速やかに永続的な人的基盤の強化を実現する必要がある。

< 具体的要求内容 >

(1) 現行の15億円から25億円に増額すること。

(2) 各種警察活動の高度化・迅速化・効率化を図るため、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ること。

(3) 違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、

○ 携帯型薬物特定システム

○ 薬物予試験試薬

等の装備資機材の充実強化を図ること。

(4) 「世界一安全な都市、東京」を実現するため、更なる人的基盤の強化を行うこと。

2 暴力団の対立抗争等への警戒、取締りの強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

暴力団の対立抗争等の警戒、取締り強化を推進するため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

暴力団情勢については、山口組分裂抗争が今なお予断を許さない状況であり、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる銃器を使用した襲撃事件が全国で発生し、9府県の公安委員会が両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定したほか、六代目山口組と池田組については4県の公安委員会が両団体を、さらに、六代目山口組と神戸山口組から離脱した絆會については6府県の公安委員会が両団体を、それぞれ対立抗争状態にあるとして「特定抗争指定暴力団等」に指定した。

また、都内においても、暴力団同士が争う事案が発生している。

今後、対立抗争がエスカレートした場合、都内に所在する暴力団事務所等が対立抗争のターゲットとなり、都内においても、銃器を使用した対立抗争事件の発生が懸念される。

このような情勢を踏まえ、当庁では、各団体傘下組織事務所等の関連箇所に対する警戒、視察を強化し動向を注視しているところであるが、今後も、対立抗争の未然防止や発生時の早期対応、保護対策の徹底等により、都民、国民の安全確保に万全を期すため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化が必要である。

<具体的要求内容>

暴力団の対立抗争事件等の警戒及び取締り、保護対象者の安全確保のため、装備資機材の充実強化を図ること。

3 大規模災害対策の推進

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) 大規模災害等発生時における緊急通報（110番通報）の受理機能及び無線指令機能を確保すること。

<現状・課題>

- (1) 警視庁では、時間と場所を選ばずに発生する災害に素早く対応するため、機動隊とともに、高度な特殊技能を有する部隊（特殊救助隊、警備犬等）を編成し、有事即応体制を構築している。

また、都内で発生する災害はもとより、東日本大震災、令和6年能登半島地震など、国内外を問わず発生する大規模災害にも部隊を派遣し、救出救助活動等を行っている。

このように、大規模災害が発生すれば迅速的確な対応が求められているほか、首都直下地震はいつ発生してもおかしくない指摘されている状況であることから、災害対策資機材の充実強化を図るなど、備えを万全にする必要がある。

- (2) 全国的な災害の激甚化・頻発化に伴い、警視庁航空隊を地域部から警備部へ移管するなど、回転翼航空機の広域的な運用を実施していくこととなり、その運用は、迅速・的確かつ、間隙を生じさせないことが必要とされている。

また、東日本大震災や令和6年能登半島地震などの大震災でも、現地の被災状況を迅速に把握する手段として回転翼航空機が極めて有用であることが改めて認識された。

しかし、回転翼航空機は保有していない型式の機体が配備された場合、操縦士や整備士の教育訓練等のために予算と期間を必要としており、運用に間隙が生じるおそれがあることから、既に操縦が可能な現有機体と同型式の機体が配備されることが望ましい。

- (3) 警視庁における110番通報の受理は、23区内及び島しょ部からの通報を受理する本部指令センター（警視庁本部庁舎4階、千代田区霞が関）と多摩地区からの通報を受理する多摩指令センター（警視庁多摩総合庁舎4階、立川市緑町）の2か所で行っており、管轄警察署、警ら用無線自動車及び地域警察官への無線指令も併せて行っている。

大規模災害等の発生により、警視庁本部庁舎又は警視庁多摩総合庁舎のどちらか一方が倒壊した場合は、もう一方の指令センターにおいて、警視庁全域からの110番通報の受理と無線指令を行うこととしているが、110番通報した際の接続先（警視庁の場合は、本部指令センターと多摩指令センター）や、これを変更するために要する時間については、110番通報者に回線を提供し

ている電気通信事業者の設定、設備、体制等に左右されることから、間隙のない切替えを実現させることが必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 首都直下地震、風水害等の大規模災害に係る危機管理体制を強化するため、災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の迅速・的確な運用に間隙を生じさせないため、回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) 平時から大規模災害等に備え、新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用するため、可能な限りの方策を総合的に検討するほか、110番通報の接続先を変更させる必要が生じた際における間隙のない切替えを実現させるため、機器の整備を行うとともに、電気通信事業者に対し、大規模災害発生時等において切替えが確実にできる態勢の確保を求めること。

4 薬物乱用根絶等に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

<現状・課題>

都内における薬物事犯被疑者の検挙人員は、平成 17 年をピークに漸減傾向にあったものの、平成 26 年から増加に転じた。令和 5 年中は、2,270 人と前年比で増加しており、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。

特に、都内の大麻事犯における検挙人員は、近年増加傾向にあり、そのうち 30 歳未満の年齢層の占める割合が約 7 割で、極めて深刻な事態となっている。

警視庁では、大麻等の薬物乱用防止を目的とする視聴覚DVDを作成し、各警察署に配布するとともに、YouTube 警視庁公式チャンネル内で公開している。また、昨今の大麻に係る情報の氾濫に対し、警視庁ホームページやツイッターを通じ、大麻に特化した啓発資料である「No More 大麻」を掲載するなど、インターネットやSNSなどのメディアを通して都民に対し、広く薬物乱用防止を訴えている。さらに、各学校や企業を対象に、リモートを併用した薬物乱用防止講座を実施するなど、各種広報啓発活動を推進しているところである。

また、令和 5 年における全国統計では、覚醒剤事犯検挙被疑者の約 7 割が再犯者であるという現状を踏まえ、警視庁では、取扱いが終了した被疑者等に対し、薬物再乱用防止のための相談・治療機関等の情報提供や、唾液による簡易薬物検査キットを活用した薬物再乱用防止対策を実施している。

これは、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）及び「再犯防止推進計画（平成 29 年閣議決定）」において、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策策定等が地方公共団体の責務と規定された上、平成 31 年 3 月には「東京都薬物乱用対策推進計画」が改定され、薬物問題を抱える人への相談・支援体制の充実等が規定されたことによるものである。よって、今後、国、都及び区市町村、さらには、相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策を推進していく必要がある。

警視庁では、関係機関と連携した研修会等を積極的に開催していくとともに、若年層をターゲットとした広報啓発活動、関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演等の充実を図っていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) インターネット・SNS等を中心とした幅広い層が視聴するメディアを活用し、違法薬物の危険性・有害性を周知させる広報啓発活動の推進を図ること。
- (2) あらゆる薬物再乱用防止対策の充実に向けた財源を確保すること。

5 子供・女性等の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

子供・女性等を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。

<現状・課題>

都内におけるストーカー事案や配偶者からの暴力事案（DV）をはじめとする人身安全関連事案を取り巻く情勢は、相談等の受理件数及び児童虐待の通告児童数が前年から大幅に増加し過去最多を更新したほか、痛ましい児童虐待死事案も発生するなど、依然として厳しい状況が続いている。

また、子供がSNSを介して福祉犯罪等の被害に遭う事案や女性がホストクラブの売掛けによる借金を背負わされ売春をさせられる事案など、子供や女性の尊厳を著しく踏みにじり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼす事案が生じている。

さらに、近年、繁華街において、少年・少女への有害なサービスの提供や少年・少女による医薬品の過剰摂取が社会問題化している。

こうした中、警視庁では、ストーカー・DV等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性に対する犯罪に対して、各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、「登下校防犯プラン」に基づいた通学路における子供の安全確保のための対策や令和4年5月に制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく支援などの各種対策を推進している。

これら諸問題に対しては、社会の変化を見極めながら、子供や女性をはじめとする都民、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、積極的に対策を講じるとともに、警察のみならず関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

ストーカー・DV、児童虐待等の人身安全関連事案対策や少年・少女に有害な環境の浄化対策をはじめ、ホストクラブ等の売掛金等に起因する違法行為やSNSの利用に起因した性犯罪等の被害防止対策、通学路等における子供の安全確保対策など、子供や女性を犯罪から守るための各種広報啓発活動を関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携して推進すること。

6 特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 犯行ツール対策に係る各種事業者に対する指導監督を強化すること。
- (2) 預貯金口座対策に係る金融機関に対する指導監督を強化すること。
- (3) 特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動並びに被害防止機器普及を充実強化すること。

<現状・課題>

特殊詐欺は、主に高齢者を言葉巧みにだまして財産を奪う卑劣な犯罪であり、その被害は都内だけでなく全国的に発生している。また、急増しているSNS型投資・ロマンス詐欺についても、都民、国民の体感治安に影響を及ぼす大きな要因となっている。

犯人グループが利用する犯行ツール面において、特殊詐欺犯行グループに固定電話番号を提供している悪質な電話転送サービス事業者に対し、摘発後、所有している在庫番号については一括利用停止する取組が開始されたが、電話転送事業を現行の届出制から許可制にするほか、増加傾向にある国際電話番号からのアポ電を遮断する等、更なる法制度の検討が必要と思われる。

また、預貯金口座の出し入れを連日、限度額いっぱい繰り返させるケースや、インターネットバンキング等を悪用、限度額を解除し、他人と接触する機会が無く送金させ、発覚が遅れる等により、高額被害が増加している状況であり、対策が急務である。

あわせて、これまで実施してきた都民、国民に対して、「犯人からの電話に出ない」ことが被害防止につながることや、最新の手口や手段などを効果的に広報啓発することにより、広く国民に周知することが不可欠であるものの、影響力の大きな全国放送のテレビ、ラジオなどの主要メディアを活用した大規模な広報啓発については、実現できていない状況である。

広報啓発活動と併せて、物理的に高齢者世帯を詐欺被害から守るための「自動通話録音機や迷惑防止機能付電話機、迷惑電話拒否装置」をはじめとする「特殊詐欺被害防止機器」等の普及や、増加するサポート詐欺をはじめとする架空料金請求詐欺に対し、携帯電話等へのセキュリティソフト導入についても、浸透していない状況である。

<具体的要求内容>

- (1) 現行の法制度では電話転送サービス事業者として届出が提出されていれば悪質な事業者であっても、固定電話番号が提供されている状況であることか

ら、関連省庁や電気通信事業者が連携し、届出制から許可制へ移行するほか、増加している国際電話番号からのアポ電を物理的に遮断する仕組みを構築するなど指導監督を強化できる仕組みを構築すること。

- (2) 関連省庁が連携し、金融機関に対する預貯金口座のモニタリング強化及びATMやインターネットバンキングにおける振込制限等の基準の見直し等、指導監督の強化を図ること。
- (3) 高齢者をはじめ、特に子・孫世代に対して、テレビやラジオ放送等の広域かつ多数が視聴するメディアを活用するなど、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の最新の手口や手段等を、スピード感をもって、的確に周知するための広報啓発活動を推進すること。

あわせて、特殊詐欺の被害を防止するため、発信者番号表示サービス等の更なる普及や、高齢者宅に設置する「特殊詐欺被害防止機器」、高齢者が使用する携帯電話等へのセキュリティソフト導入に対する補助制度の検討を図ること。

参 考

【令和5年中の特殊詐欺被害状況(確定値)】

都内	認知件数	2,918件	(前年比	-300件、	-9.3%)
	被害金額	約81.5億円	(前年比	+約13.7億円、	+20.2%)
全国	認知件数	19,033件	(前年比	+1,463件、	+8.3%)
	被害金額	約441.2億円	(前年比	+約70.4億円、	+19.0%)

7 サイバーセキュリティ対策の充実・強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を推進するために必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

デジタル化の進展等に伴い、サイバー空間は、全国民が参加し、重要な社会経済活動を営む公共空間として、より一層の重みを持つようになってきている。

こうした中、警察庁公表の「令和5年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(令和6年3月14日警察庁広報資料)によれば、

- 令和5年中の警察によるサイバー犯罪の検挙件数が前年より増加
- 警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数が増加
- データの暗号化のみならず窃取を敢行し、「対価を支払わなければ当該データを公開する」などと更に金銭を要求する二重恐喝を行う等のランサムウェアによる被害が高水準で推移

等しており、さらには、実在のサービス等をかたって個人情報等を詐取するフィッシングについても、フィッシング対策協議会が受けた令和5年の報告件数が、過去最多であるほか、インターネットバンキングに係る不正送金事犯は、令和5年において被害件数及び被害総額が過去最多を更新するなど、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

以上の情勢を踏まえ、サイバー犯罪による被害を防止し、サイバー空間の安全を確保するためには、警察による取組のみならず、インターネットを利用する国民一人一人のサイバーセキュリティ意識の向上と民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進が不可欠となっている。

警視庁では、各警察署による管内住民への広報啓発や、都内全ての区市町村、商工会議所等と締結した協定に基づく中小企業支援等、サイバー犯罪被害の防止を目的とした広報啓発活動等を強力に推進している。

しかし、サイバー空間には都道府県の境がなく、社会全体のサイバーセキュリティ意識を向上させるためには、全国各地から国民が集まる首都・東京において、都民のみならず、国民全体への波及効果がある広報啓発活動等を積極的に推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

国民のサイバーセキュリティ意識を更に醸成するため、

- (1) グッズやポスター等の視覚に訴える広報啓発用アイテムの制作
- (2) サイバー犯罪の手口や基本的対策などをわかりやすく解説した啓発用映像を制作し、広く国民の目に触れるトレインチャンネルや街頭ビジョンで放映するなど、各種広報媒体を活用した大規模な広報啓発イベントの開催

- (3) 高齢者（65歳以上）を対象とした、インターネット上の詐欺被害を疑似体験することができる「スマホ防犯教室」の開催
- (4) 実際にパソコンに触れながらマルウェア感染の体験、対処・通報方法の習得ができる中小企業者を対象とした実践型セミナーの実施
- (5) 脆弱性のある機器等を使う企業等への注意喚起を行うための資機材の配備等、サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を強化・推進するために必要な財源を確保すること。

4 国民保護事案に関する普及・支援の推進

(提案要求先 内閣官房・国家公安委員会・消防庁・外務省・防衛省)
(都所管局 総務局)

- (1) 国民保護に係る事態を抑止するとともに、平素における情報収集や普及啓発を積極的に行うこと。
- (2) テロや武力行使に至らない不法活動等に対して、総合的に推進するための対処態勢を万全にするとともに、地方公共団体に必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

ロシアによるウクライナ侵攻は、首都の戦略的重要性を改めて認識する機会となった。ミサイル攻撃に加えて、核兵器や生物・化学兵器の使用や武力行使に至らない不法行動など、様々な脅威が存在することが明らかになった。人口が密集し、通信・電力等のインフラが集中する首都東京においては、これらの脅威が都民の安全・安心はもとより、国家機能の維持に死活的な影響を及ぼす。

また、世界各地でテロが発生しており、首都東京でテロが起きた場合には、都民にも甚大な被害が想定される。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護に係る事態に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

<具体的要求内容>

(1) 平素の取組

ア 武力攻撃事態や緊急対処事態など国民の安全・安心に影響を与える様々な事態を抑止するため、国際社会と緊密に連携し、外交を含むあらゆる措置を講じること。

イ 武力攻撃事態や緊急対処事態及びそれらに発展する可能性にある事態に関して、常時かつ的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して必要な情報提供を行うこと。

ウ 国民に対して国民保護に係る各種事態のリスクや対応行動について普及啓発を行うとともに、国、地方公共団体が行う国民保護措置に関する理解を促進すること。あわせて、これら対応行動や措置を徹底するための全国規模の訓練を企画すること。

(2) テロや不法行動に対する取組

ア テロ等の事案発生から緊急対処事態の認定に至るまで、国が総合的に対処する体制を整備し、地方公共団体と国との情報連絡体制やテロ発生時の連携内容を明確化すること。

イ 国は、武力行使に至らない武装工作員等による不法活動等を未然に防止し、発生時に迅速かつ有効に対処するため、国・地方公共団体及び関係機関の

連携枠組みを構築するなど態勢を万全にすること。

また、地方公共団体が行う避難誘導などの国民保護活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行うこと。

5 ミサイル攻撃に関する対策の推進

(提案要求先 内閣官房・消防庁・外務省・防衛省)
(都所管局 総務局)

- (1) ミサイル攻撃に対する国としての対応の全体設計及びエリアごとのリスク評価、リスクに対する備えの準拠を示すこと。
- (2) ミサイル攻撃を受けた場合に、国民の生命・財産をより一層守るため、実効性のある避難施設確保策を国が主体となって進めていくこと。

<現状・課題>

令和4年以降、北朝鮮はかつてない高い頻度でミサイル等の発射を繰り返すなど、我が国は依然として北朝鮮の脅威に見舞われている。また、ロシアによるウクライナ侵攻は、首都の戦略的重要性を改めて認識する機会となった。こうした状況の中、国は令和6年3月に「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方」を示した。この中で、住民等の安全を一時的に確保するため、施設管理者の同意を得た上で指定する緊急一時避難施設について、政治経済の中枢を含む都市部及び重点取組分野の施設（地下施設（地下駅、地下街）等）における指定を促進するとともに、地域の実情に応じて、その充実も含めた在り方の検討に取り組むこととしている。また、武力攻撃災害が広範囲で長期に及ぶ可能性がある場合、避難の困難性等がある地域では、一定期間避難可能で堅ろうな避難施設としての「特定臨時避難施設」を整備することとしている。

しかしながら、国の示した考え方では、想定する脅威が通常弾に限定されるとともに、特定臨時避難施設は財政支援の対象地域が先島諸島のみであるなど、その他の脅威やエリアを踏まえたリスク評価、避難施設の在り方が十分示されているとは言い難い。

また、緊急一時避難施設の更なる指定促進に向けた取組や、指定の有無によらず都民等が避難できる施設の確保が重要である。

<具体的要求内容>

- (1) ミサイル攻撃に対する国の方針及びリスク評価
 - ア 通常弾に限らず、NBC弾頭も想定したミサイル攻撃に対する国の基本方針や避難施設の整備に向けた考え方などを示すこと。
 - イ 人口や都市構造など、地域の実情を踏まえたエリアごとのリスク評価を行うとともに、具体的かつ実効性のある対応行動について、地方公共団体に示すこと。
- (2) ミサイル攻撃に対する実効性のある取組
 - ア 内閣官房は、防衛省から瞬時に発射情報を入手できる態勢を構築するとともに、発射情報を入手次第、全国瞬時警報システム等を用いて、広く国民に

対して正確かつ迅速に警報を発令すること。

イ 先島諸島以外の地域であっても、ミサイル攻撃に対応可能な避難施設を新設又は既存施設の改修により整備する場合にあつては、国が必要な財政措置を講じること。また、公的機関や民間事業者が建造物の整備・改築等を行う場合に当該施設の設置義務を法制化するなど、幅広く避難施設確保に向けた対策を行うこと。

ウ 有事の際は、国民保護法第 148 条に基づく指定にかかわらず、民間施設を含め、全ての堅ろうな建築物や地下施設への避難を可能とすることを国民保護法上に位置付けるなど実効性を高める方策を検討すること。

エ 民間施設を中心とした施設管理者の協力が得られるよう、事故や損害発生時の責任や補償について統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示するとともに、損害補償等を制度化すること。

オ 武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保すること。また、地方公共団体が備蓄する場合においては、物資及び資機材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。

参考 1

府省庁別提案要求事項一覽

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
内閣官房	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	6
	行財政改革	6 国・地方デジタル 共通基盤整備及びデータ連携基盤共同利用の効果的推進	23
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	28
	都市整備	25 米軍基地対策の推進	166
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	204
	環境・エネルギー	9 熱中症対策の推進	233
	福祉・保健・医療	8 新興・再興感染症対策の充実	295
	生活・産業	1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	301
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	309
	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355
	治安対策	4 国民保護事案に関する普及・支援の推進	395
治安対策	5 ミサイル攻撃に関する対策の推進	397	
デジタル庁	行財政改革	4 デジタルの力を活用した社会変革へ向けた取組	18
	行財政改革	5 地方自治体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実	20
	行財政改革	6 国・地方デジタル 共通基盤整備及びデータ連携基盤共同利用の効果的推進	23
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	309
復興庁	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355
内閣府	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	6
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	28
	災害対策	3 帰宅困難者対策の推進	31
	災害対策	4 マンション防災の推進	33
	災害対策	5 災害に係る住家の被害認定に関する措置	35
	災害対策	6 倒壊家屋等の解体・撤去等の円滑化に向けた措置	36
	災害対策	7 一体的な防災対策の実現に寄与する情報共有の円滑化	38
	災害対策	9 大規模な噴火時の降灰対策の推進【新規】	44
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	80
	都市整備	6 ライフライン施設の耐震化などの推進	91
	都市整備	10 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	102
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	204
	福祉・保健・医療	8 新興・再興感染症対策の充実	295
	生活・産業	1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	301
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	309
	生活・産業	10 ライフ・ワーク・バランスの推進	332
	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355
宮内庁	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355
公正取引委員会	生活・産業	15 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	349
国家公安委員会	治安対策	4 国民保護事案に関する普及・支援の推進	395
警察庁	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355
	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	380
	治安対策	2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	382
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	384
金融庁	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	182
	生活・産業	1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	301
	生活・産業	14 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	347
	生活・産業	17 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	351
消費者庁	環境・エネルギー	13 食品ロス削減施策の推進	245
こども家庭庁	福祉・保健・医療	1 子供・子育て施策の推進	254
	福祉・保健・医療	2 学校外における多様な学び・居場所への支援	263
	福祉・保健・医療	3 児童相談体制の一貫した充実強化	265
	福祉・保健・医療	4 母子保健施策の充実	269
	福祉・保健・医療	6 障害者の地域生活の実現のための報酬の改善	286
	スポーツ・教育	2 高等学校等における授業料の無償化等	357
	スポーツ・教育	3 高等教育に係る経済負担の軽減	361
	スポーツ・教育	4 学校給食費の無償化	363
総務省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	6
	行財政改革	1 「ふるさと納税」制度の抜本的な見直し	11
	行財政改革	2 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化	14
	行財政改革	3 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大	16
	行財政改革	5 地方自治体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実	20
	災害対策	3 帰宅困難者対策の推進	31
	災害対策	8 災害時における情報伝達手段の多様化・立体化	42
	都市整備	6 ライフライン施設の耐震化などの推進	91
	都市整備	21 無電柱化事業の推進	153
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	182
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	204
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	213
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	226
	生活・産業	1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	301
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	309
	生活・産業	3 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	318
	生活・産業	10 ライフ・ワーク・バランスの推進	332
	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355
	消防庁	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速
治安対策		4 国民保護事案に関する普及・支援の推進	395
治安対策		5 ミサイル攻撃に関する対策の推進	397
法務省	都市整備	12 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	110
	都市整備	24 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	159
	福祉・保健・医療	8 新興・再興感染症対策の充実	295
	生活・産業	1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	301
	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
出入国在留管理庁	都市整備	25 米軍基地対策の推進	166
	生活・産業	7 観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実	327
	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355
外務省	都市整備	25 米軍基地対策の推進	166
	生活・産業	7 観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実	327
	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355
	治安対策	4 国民保護事案に関する普及・支援の推進	395
	治安対策	5 ミサイル攻撃に関する対策の推進	397
財務省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	6
	行財政改革	1 「ふるさと納税」制度の抜本的な見直し	11
	災害対策	3 帰宅困難者対策の推進	31
	都市整備	24 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	159
	都市整備	25 米軍基地対策の推進	166
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	226
	福祉・保健・医療	1 子供・子育て施策の推進	254
	生活・産業	8 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進	329
	生活・産業	9 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	330
	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355
国税庁	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	182
文部科学省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	6
	災害対策	9 大規模な噴火時の降灰対策の推進【新規】	44
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	182
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	226
	福祉・保健・医療	2 学校外における多様な学び・居場所への支援	263
	生活・産業	1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	301
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	309
	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355
	スポーツ・教育	2 高等学校等における授業料の無償化等	357
	スポーツ・教育	3 高等教育に係る経済負担の軽減	361
スポーツ庁	スポーツ・教育	4 学校給食費の無償化	363
	スポーツ・教育	5 教育支援センターの機能強化、学びの多様な学校(いわゆる不登校特例校)の拡充等	365
	スポーツ・教育	6 学校における働き方改革の実現	368
	スポーツ・教育	7 学校施設の空調設備整備に対する支援	370
	スポーツ・教育	8 教育のデジタル化の推進に向けた支援	372
	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355
	スポーツ・教育	6 学校における働き方改革の実現	368
	スポーツ・教育	6 学校における働き方改革の実現	368
厚生労働省	都市整備	24 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	159
	都市整備	25 米軍基地対策の推進	166
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	182
	福祉・保健・医療	1 子供・子育て施策の推進	254
	福祉・保健・医療	5 高齢者施策の推進	274
	福祉・保健・医療	6 障害者の地域生活の実現のための報酬の改善	286
	福祉・保健・医療	7 大都市にふさわしい診療報酬の見直し	293
	福祉・保健・医療	8 新興・再興感染症対策の充実	295
	生活・産業	1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	301
	生活・産業	10 ライフ・ワーク・バランスの推進	332
	生活・産業	11 障害者の就業支援策の一層の充実	338
	生活・産業	12 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実	341
	生活・産業	16 高齢者の就業を推進するための支援の充実	350
	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355
	農林水産省	都市整備	24 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進
都市整備		25 米軍基地対策の推進	166
環境・エネルギー		8 国有農地の有効活用に向けた運用の改善	232
環境・エネルギー		11 有機フッ素化合物対策の推進	238
環境・エネルギー		13 食品ロス削減施策の推進	245
生活・産業		5 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	324
生活・産業		9 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	330
生活・産業		13 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	344
生活・産業		18 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化	353
林野庁	環境・エネルギー	12 森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	242
	生活・産業	5 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	324
水産庁	都市整備	29 島しょ港湾等の防災対策の推進	176
	生活・産業	5 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	324
経済産業省	都市整備	6 ライフライン施設の耐震化などの推進	91
	環境・エネルギー	1 エネルギー需給の安定化に向けた対応	178
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	182
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	198
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	204
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	213
	環境・エネルギー	13 食品ロス削減施策の推進	245
	環境・エネルギー	14 プラスチック対策の推進	247
	環境・エネルギー	16 持続可能な航空燃料(SAF)の普及促進	251
	生活・産業	1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	301
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	309
	生活・産業	4 次世代モビリティの社会実装の推進	321
	生活・産業	8 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進	329
	生活・産業	10 ライフ・ワーク・バランスの推進	332
	生活・産業	14 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	347
	生活・産業	15 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	349
	生活・産業	17 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	351
スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355	

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁	
資源エネルギー庁	都市整備	21 無電柱化事業の推進	153	
	環境・エネルギー	1 エネルギー需給の安定化に向けた対応	178	
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	182	
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	198	
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	204	
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	213	
	環境・エネルギー	16 持続可能な航空燃料(SAF)の普及促進	251	
中小企業庁	生活・産業	10 ライフ・ワーク・バランスの推進	332	
	生活・産業	13 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	344	
	生活・産業	14 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	347	
	生活・産業	15 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	349	
	生活・産業	17 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	351	
国土交通省	災害対策	1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進	26	
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	28	
	災害対策	3 帰宅困難者対策の推進	31	
	災害対策	4 マンション防災の推進	33	
	都市整備	1 建築物の耐震化の推進	48	
	都市整備	2 木造住宅密集地域の改善	55	
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	62	
	都市整備	4 東京港の高潮・地震・津波対策の推進	79	
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	80	
	都市整備	6 ライフライン施設の耐震化などの推進	91	
	都市整備	7 液状化対策の推進	93	
	都市整備	8 下水道事業における財源の確保	94	
	都市整備	9 不法係留船対策の推進	100	
	都市整備	10 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	102	
	都市整備	11 市街地の開発に係る諸事業の推進	103	
	都市整備	12 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	110	
	都市整備	13 住宅セーフティネット制度の改善	114	
	都市整備	14 東京外かく環状道路の整備促進	119	
	都市整備	15 高速道路網の整備推進及び有効活用等	122	
	都市整備	16 国道等の整備推進	131	
	都市整備	17 道路・橋梁事業の推進	133	
	都市整備	18 鉄道駅におけるホームドアの整備促進【新規】	144	
	都市整備	19 都市鉄道ネットワーク等の強化	146	
	都市整備	20 連続立体交差事業の推進	151	
	都市整備	21 無電柱化事業の推進	153	
	都市整備	22 物流対策の推進	157	
	都市整備	23 バス運行効率化の推進【新規】	158	
	都市整備	24 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	159	
	都市整備	25 米軍基地対策の推進	166	
	都市整備	26 小笠原航空路の整備促進	169	
	都市整備	27 離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保【新規】	171	
	都市整備	28 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	173	
	都市整備	29 島しょ港湾等の防災対策の推進	176	
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	182	
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	198	
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	204	
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	213	
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	226	
	環境・エネルギー	7 公園整備事業等の推進	228	
	環境・エネルギー	10 道路における環境対策の推進	236	
	環境・エネルギー	16 持続可能な航空燃料(SAF)の普及促進	251	
	生活・産業	4 次世代モビリティの社会実装の推進	321	
	生活・産業	9 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	330	
	生活・産業	10 ライフ・ワーク・バランスの推進	332	
	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355	
	国土地理院	災害対策	9 大規模な噴火時の降灰対策の推進【新規】	44
	観光庁	都市整備	18 鉄道駅におけるホームドアの整備促進【新規】	144
都市整備		21 無電柱化事業の推進	153	
生活・産業		6 MICE推進施策の強化	325	
生活・産業		7 観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実	327	
スポーツ・教育		1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355	
気象庁	災害対策	9 大規模な噴火時の降灰対策の推進【新規】	44	
	災害対策	6 倒壊家屋等の解体・撤去等の円滑化に向けた措置	36	
	都市整備	26 小笠原航空路の整備促進	169	
環境省	環境・エネルギー	1 エネルギー需給の安定化に向けた対応	178	
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	182	
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	198	
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	204	
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	213	
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	226	
	環境・エネルギー	9 熱中症対策の推進	233	
	環境・エネルギー	11 有機フッ素化合物対策の推進	238	
	環境・エネルギー	13 食品ロス削減施策の推進	245	
	環境・エネルギー	14 プラスチック対策の推進	247	
	環境・エネルギー	15 国立公園の活用	249	
	生活・産業	9 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	330	
	生活・産業	14 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	347	
	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355	
	原子力規制庁	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	380
	都市整備	25 米軍基地対策の推進	166	
防衛省	環境・エネルギー	11 有機フッ素化合物対策の推進	238	
	治安対策	4 国民保護事案に関する普及・支援の推進	395	
	治安対策	5 ミサイル攻撃に関する対策の推進	397	

参考 2

所管局別提案要求事項一覽

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名	頁	
政策企画局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	6	
	災害対策	1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進	26	
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	28	
	環境・エネルギー	9 熱中症対策の推進	233	
	環境・エネルギー	12 森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	242	
子供政策連携室	生活・産業	4 次世代モビリティの社会実装の推進	321	
	福祉・保健・医療	1 子供・子育て施策の推進	254	
	福祉・保健・医療	2 学校外における多様な学び・居場所への支援	263	
	スポーツ・教育	2 高等学校等における授業料の無償化等	357	
スタートアップ・国際金融都市戦略室	スポーツ・教育	3 高等教育に係る経済負担の軽減	361	
	スポーツ・教育	4 学校給食費の無償化	363	
環境・エネルギー	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	182	
	生活・産業	1 国際金融・経済都市へアジアのイノベーション・金融ハブの実現	301	
環境・エネルギー	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	309	
	行財政改革	1 「ふるさと納税」制度の抜本的な見直し	11	
総務局	行財政改革	2 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化	14	
	行財政改革	3 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大	16	
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	28	
	災害対策	3 帰宅困難者対策の推進	31	
	災害対策	4 マンション防災の推進	33	
	災害対策	5 災害に係る住家の被害認定に関する措置	35	
	災害対策	6 倒壊家屋等の解体・撤去等の円滑化に向けた措置	36	
	災害対策	7 一体的な防災対策の実現に寄与する情報共有の円滑化	38	
	災害対策	8 災害時における情報伝達手段の多様化・立体化	42	
	災害対策	9 大規模な噴火時の降灰対策の推進【新規】	44	
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	80	
	都市整備	6 ライフライン施設の耐震化などの推進	91	
	都市整備	26 小笠原航空路の整備促進	169	
	都市整備	27 離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保【新規】	171	
	環境・エネルギー	1 エネルギー需給の安定化に向けた対応	178	
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	204	
	環境・エネルギー	9 熱中症対策の推進	233	
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	309	
	スポーツ・教育	2 高等学校等における授業料の無償化等	357	
	スポーツ・教育	3 高等教育に係る経済負担の軽減	361	
	治安対策	4 国民保護事案に関する普及・支援の推進	395	
	治安対策	5 ミサイル攻撃に関する対策の推進	397	
	財務局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	6
		行財政改革	1 「ふるさと納税」制度の抜本的な見直し	11
		生活・産業	1 国際金融・経済都市へアジアのイノベーション・金融ハブの実現	301
	デジタルサービス局	行財政改革	4 デジタルの力を活用した社会変革に向けた取組	18
		行財政改革	5 地方自治体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実	20
行財政改革		6 国・地方デジタル共通基盤整備及びデータ連携基盤共同利用の効果的推進	23	
生活・産業		2 スタートアップ支援の推進	309	
生活・産業		3 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	318	
主税局	生活・産業	4 次世代モビリティの社会実装の推進	321	
	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	6	
生活文化スポーツ局	行財政改革	1 「ふるさと納税」制度の抜本的な見直し	11	
	災害対策	4 マンション防災の推進	33	
	福祉・保健・医療	2 学校外における多様な学び・居場所への支援	263	
	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	355	
	スポーツ・教育	2 高等学校等における授業料の無償化等	357	
都市整備局	スポーツ・教育	3 高等教育に係る経済負担の軽減	361	
	災害対策	1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進	26	
	都市整備	1 建築物の耐震化の推進	48	
	都市整備	2 木造住宅密集地域の改善	55	
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	62	
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	80	
	都市整備	7 液状化対策の推進	93	
	都市整備	10 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	102	
	都市整備	11 市街地の開発に係る諸事業の推進	103	
	都市整備	14 東京外かく環状道路の整備促進	119	
	都市整備	15 高速道路網の整備推進及び有効活用等	122	
	都市整備	16 国道等の整備推進	131	
	都市整備	17 道路・橋梁事業の推進	133	
	都市整備	18 鉄道駅におけるホームドアの整備促進【新規】	144	
	都市整備	19 都市鉄道ネットワーク等の強化	146	
	都市整備	20 連続立体交差事業の推進	151	
	都市整備	21 無電柱化事業の推進	153	
	都市整備	22 物流対策の推進	157	
	都市整備	23 バス運行効率化の推進【新規】	158	
	都市整備	24 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	159	
	都市整備	25 米軍基地対策の推進	166	
	都市整備	27 離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保【新規】	171	
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	213	
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財措置の拡充	226	
	環境・エネルギー	7 公園整備事業等の推進	228	
	環境・エネルギー	11 有機フッ素化合物対策の推進	238	
	生活・産業	4 次世代モビリティの社会実装の推進	321	
生活・産業	9 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	330		
住宅政策本部	災害対策	4 マンション防災の推進	33	
	都市整備	12 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	110	
	都市整備	13 住宅セーフティネット制度の改善	114	
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	182	
環境局	災害対策	6 倒壊家屋等の解体・撤去等の円滑化に向けた措置	36	
	都市整備	26 小笠原航空路の整備促進	169	
	環境・エネルギー	1 エネルギー需給の安定化に向けた対応	178	
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	182	
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	198	
環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	204		

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名	頁
環境局	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	213
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	226
	環境・エネルギー	9 熱中症対策の推進	233
	環境・エネルギー	11 有機フッ素化合物対策の推進	238
	環境・エネルギー	13 食品ロス削減施策の推進	245
	環境・エネルギー	14 プラスチック対策の推進	247
	環境・エネルギー	15 国立公園の活用	249
福祉局	生活・産業	9 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	330
	福祉・保健・医療	1 子供・子育て施策の推進	254
	福祉・保健・医療	3 児童相談体制の一貫した充実強化	265
	福祉・保健・医療	4 母子保健施策の充実	269
	福祉・保健・医療	5 高齢者施策の推進	274
	福祉・保健・医療	6 障害者の地域生活の実現のための報酬の改善	286
保健医療局	環境・エネルギー	9 熱中症対策の推進	233
	環境・エネルギー	11 有機フッ素化合物対策の推進	238
	福祉・保健・医療	7 大都市にふさわしい診療報酬の見直し	293
	福祉・保健・医療	8 新興・再興感染症対策の充実	295
産業労働局	環境・エネルギー	1 エネルギー需給の安定化に向けた対応	178
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	182
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	198
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	204
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	213
	環境・エネルギー	8 国有農地の有効活用にに向けた運用の改善	232
	環境・エネルギー	11 有機フッ素化合物対策の推進	238
	環境・エネルギー	12 森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	242
	環境・エネルギー	16 持続可能な航空燃料(SAF)の普及促進	251
	福祉・保健・医療	1 子供・子育て施策の推進	254
	生活・産業	1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	301
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進	309
	生活・産業	5 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	324
	生活・産業	6 MICE推進施策の強化	325
	生活・産業	7 観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実	327
	生活・産業	8 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進	329
	生活・産業	9 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	330
	生活・産業	10 ライフ・ワーク・バランスの推進	332
	生活・産業	11 障害者の就業支援策の一層の充実	338
	生活・産業	12 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実	341
	生活・産業	13 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	344
	生活・産業	14 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	347
	生活・産業	15 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	349
	生活・産業	16 高齢者の就業を推進するための支援の充実	350
生活・産業	17 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	351	
生活・産業	18 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化	353	
建設局	災害対策	1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進	26
	都市整備	2 木造住宅密集地域の改善	55
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	62
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	80
	都市整備	6 ライフライン施設の耐震化などの推進	91
	都市整備	9 不法係留船対策の推進	100
	都市整備	11 市街地の開発に係る諸事業の推進	103
	都市整備	14 東京外かく環状道路の整備促進	119
	都市整備	15 高速道路網の整備推進及び有効活用等	122
	都市整備	16 国道等の整備推進	131
	都市整備	17 道路・橋梁事業の推進	133
	都市整備	20 連続立体交差事業の推進	151
	都市整備	21 無電柱化事業の推進	153
	都市整備	24 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	159
環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	213	
環境・エネルギー	7 公園整備事業等の推進	228	
環境・エネルギー	10 道路における環境対策の推進	236	
港湾局	都市整備	4 東京港の高潮・地震・津波対策の推進	79
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	80
	都市整備	16 国道等の整備推進	131
	都市整備	17 道路・橋梁事業の推進	133
	都市整備	21 無電柱化事業の推進	153
	都市整備	24 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	159
	都市整備	26 小笠原航空路の整備促進	169
	都市整備	27 離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保【新規】	171
	都市整備	28 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	173
	都市整備	29 島しょ港湾等の防災対策の推進	176
環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	182	
環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	213	
交通局	都市整備	23 バス運行効率化の推進【新規】	158
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	198
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	213
水道局	環境・エネルギー	11 有機フッ素化合物対策の推進	238
下水道局	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	62
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	80
	都市整備	8 下水道事業における財源の確保	94
教育庁	福祉・保健・医療	2 学校外における多様な学び・居場所への支援	263
	生活・産業	1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	301
	スポーツ・教育	2 高等学校等における授業料の無償化等	357
	スポーツ・教育	4 学校給食費の無償化	363
	スポーツ・教育	5 教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の拡充等	365
	スポーツ・教育	6 学校における働き方改革の実現	368
	スポーツ・教育	7 学校施設の空調設備整備に対する支援	370
	スポーツ・教育	8 教育のデジタル化の推進に向けた支援	372
警視庁	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	380
	治安対策	2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	382
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	384